平成３０年　第１回定例会

摂津市議会会議録

平成３０年２月２０日開会
平成３０年３月２９日閉会

摂　津　市　議　会

目　　次

平成３０年第１回定例会

○２月２０日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
　議会事務局職員 ----------1－　1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－　2
開会の宣告 ----------1－　4
　市長挨拶
開議の宣告 ----------1－　4
会議録署名議員の指名 ----------1－　4
日程１　会期の決定 ----------1－　4
日程２　平成３０年度市政運営の基本方針説明（市長） ----------1－　4
日程３　議案第１３号、議案第１４号 ----------1－ 12
　提案理由の説明（市長）
　採決
日程４　議案第１号～議案第１２号、議案第１７号～議案第３４号 -------1－ 13
　提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市民生活部長、
　消防長、市長公室長、次世代育成部長、建設部長）
日程５　議案第１５号 ----------1－ 42
　提案理由の説明（建設部長）
　質疑（三好義治議員）
　採決
日程６　議案第１６号 ----------1－ 43
　提案理由の説明（環境部長）
　採決
休会の決定 ----------1－ 44
散会の宣告 ----------1－ 44

○３月６日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
　議会事務局職員 ----------2－　1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------2－　2
開議の宣告 ----------2－　4
会議録署名議員の指名 ----------2－　4
日程１　議案第１号～議案第１２号、議案第１７号～議案第３４号 -------2－　4
　委員会付託
日程２　議案第３５号 ----------2－　4

提案理由の説明（総務部長）
委員会付託
日程３　代表質問
大阪維新の会　渡辺慎吾議員 ----------2－ 5
民主市民連合　三好義治議員 ----------2－ 27
自民党・市民の会　松本暁彦議員 ----------2－ 50
延会の宣告 ----------2－ 78

○３月７日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------3－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------3－ 2
開議の宣告 ----------3－ 3
会議録署名議員の指名 ----------3－ 3
日程１　代表質問
日本共産党　野口博議員 ----------3－ 3
公明党　水谷毅議員 ----------3－ 27
休会の決定 ----------3－ 56
散会の宣告 ----------3－ 56

○３月２９日（第４日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------4－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------4－ 2
開議の宣告 ----------4－ 4
会議録署名議員の指名 ----------4－ 4
日程１　一般質問
中川嘉彦議員 ----------4－ 4
日程２　議案第１号～議案第１２号、議案第１７号～議案第３５号 -------4－ 11
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、駅前等再開発特別委員長）
討論（増永和起議員、光好博幸議員、香川良平議員、村上英明議員）
採決
日程３　議案第３６号 ----------4－ 29
提案理由の説明（保健福祉部長）
質疑（増永和起議員）
採決
日程４　議会議案第１号～議会議案第５号 ----------4－ 30

討論（増永和起議員）
採決
日程５　常任委員会の所管事項に関する事務調査の件 ----------4－ 31
閉会中の継続調査に決定
閉会の宣告 ----------4－ 31

☆添付資料

審議日程 ---------- 資料－ 1
議案付託表 ---------- 資料－ 2
代表質問要旨 ---------- 資料－ 4
一般質問要旨 ---------- 資料－ 9
常任委員会の所管事項に関する事務調査表 ---------- 資料－ 10
議決結果一覧 ---------- 資料－ 11

摂　津　市　議　会　会　議　録

平成３０年２月２０日

（第１日）

平成３０年第１回摂津市議会定例会会議録

平成３０年２月２０日（火曜日）
午前１０時　　開　会
市　役　所　新　館　７　階　講　堂

１　出席議員　（１９名）

１番	福　住　礼　子	２番	藤　浦　雅　彦
３番	安　藤　　薫	４番	野　口　　博
５番	村　上　英　明	６番	水　谷　　毅
７番	南　野　直　司	８番	中　川　嘉　彦
９番	弘　　豊	１０番	増　永　和　起
１１番	三　好　義　治	１２番	楢　村　一　臣
１３番	渡　辺　慎　吾	１４番	森　西　　正
１５番	香　川　良　平	１６番	三　好　俊　範
１７番	松　本　暁　彦	１８番	光　好　博　幸
１９番	嶋　野　浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森　山　一　正	副市長	奥　村　良　夫
教育長	箸尾谷　知　也	市長公室長	山　本　和　憲
総務部長	井　口　久　和	市民生活部長	野　村　眞　二
市民生活部理事	小　林　寿　弘	環境部長	山　田　雅　也
保健福祉部長	堤　　守	保健福祉部理事	平　井　貴　志
建設部長	土　井　正　治	上下水道部長	山　口　　猛
上下水道部理事	石　川　裕　司	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北　野　人　士
教育委員会次世代育成部長	前　馬　晋　策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊　田　拓　夫
消防長	明　原　　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤　井　智　哉	事務局参事兼局次長	岩　見　賢　一　郎

1 議 事 日 程

1,			会期決定の件
2,			平成３０年度市政運営の基本方針
3,	議 案 第	１３号	公平委員会委員の選任について同意を求める件
	議 案 第	１４号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
4,	議 案 第	１号	平成３０年度摂津市一般会計予算
	議 案 第	２号	平成３０年度摂津市水道事業会計予算
	議 案 第	３号	平成３０年度摂津市下水道事業会計予算
	議 案 第	４号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議 案 第	５号	平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議 案 第	６号	平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議 案 第	７号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算
	議 案 第	８号	平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議 案 第	９号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）
	議 案 第	１０号	平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）
	議 案 第	１１号	平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）
	議 案 第	１２号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議 案 第	１７号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
	議 案 第	１８号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	１９号	摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２０号	摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２１号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２２号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２３号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２４号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２５号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２６号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２７号	摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２８号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	２９号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	３０号	摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	３１号	摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	３２号	摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議 案 第	３３号	摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件

	議　　案 第	３４号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
5,	議　　案 第	１５号	市道路線認定の件
6,	議　　案 第	１６号	損害賠償の額を定める件

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程６まで

（午前１０時　開会）

○藤浦雅彦議長　ただいまから平成３０年第１回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。森山市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

平成３０年第１回摂津市議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平成３０年第１回摂津市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しいところ、ご参集賜り、まことにありがとうございます。

平成２９年第４回の定例会に引き続き、平成３０年第１回定例会につきましても、アスベストの関係で、安全面の配慮から、開会場所を本館３階議場から新館７階講堂に変更させていただくことになりました。まことに申しわけございません。

現在、アスベスト除去につきましては、関係機関と協議を行い、工事の早期完了に向けて、鋭意努力しているところでございます。いましばらくの間、議員並びに市民の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回、お願いいたします案件は、予算案件といたしまして、平成３０年度摂津市一般会計予算ほか１１件。人事案件といたしまして、公平委員会委員の選任について同意を求める件ほか１件。その他案件といたしまして、市道路線認定の件ほか１件。条例案件といたしまして、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか１７件。合計３４件のご審議をお願いたすものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご同意、ご可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び嶋野議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から３月２９日までの３８日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

日程２、平成３０年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　本日、ここに平成３０年度の一般会計予算を初めとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の大要を申し上げます。

平成３０年度は、私が市政をお預かりし、１４年目の年でございます。これまで、自分の目で見て、耳で聞いてを信条に、行政サービスの向上に日々邁進してまいりました。決して平たんな道のりではございませんでしたが、幾多の課題を乗り越え、まちづくりを着実に前進させることができました。これもひとえに、市民の皆様、議会の皆様のご理解とご協力のおかげでございます。深く感謝申し上げます。

今後の市政運営につきましては、将来をしっかり見据え、スピード感を持って、的確に判断していかなければ生き抜くことができない時代にあると認識いたしております。

著しく変化を続ける社会環境の中においては、ともすれば守りの姿勢に陥りがちですが、既成の概念にとらわれず、常に改革の意識を持つことが不可欠でございます。

本年度も、このような考え方のもと、市民の皆様との触れ合いを私の力に、私の知恵に変え、地域の実情に応じた魅力あふれるまちの実現に向け、現状に甘んじることなく、積極果敢に挑戦してまいる所存でございます。

さて、我が国の経済についてでありますが、１月の内閣府月例報告によりますと、景気は緩やかに回復しているとされております。ただし、先行きにつきましては、欧米の政治情勢や朝鮮半島情勢の影響などが懸念され、今後の日本経済は、いまだ楽観できない状況でございます。

本市の財政状況に目を向けますと、平成２８年度決算における経常収支比率は９４．８％と、前年度から１．６ポイント改善し、実質公債費比率も４．２％と、前年度から１．１ポイント改善いたしました。また、一般会計の市債現在高も約２１７億円となり、前年度末現在高から約１８億４，０００万円減少するなど、財政指標は改善をいたしております。

一方、主要基金現在高は、前年度比マイナス２億７，０００万円の約１４３億円となり、平成２０年度決算以来の減少に転じております。

さらに、将来を見通しますと、歳入面では、生産年齢人口の減少による税収の落ち込みや、税制改正の影響も懸念される状況であります。

また、歳出面では、社会保障関係経費の恒常的な増加、公共施設の老朽化に伴う更新費用の増大などに直面しており、現状を見る限り、今後も厳しい財政運営を強いられると覚悟しなければなりません。

このように、本市を取り巻く状況は厳しいものがございます。本市にとって、今なすべきことを的確に見きわめ、真に必要とされる行政サービスを選択し、限りある行政経営資源を集中させることが、何よりも必要となってまいります。

いかなる困難な時代にあっても未来を切り開き、歩み続けることができる、持続可能な、そして、魅力あふれるまちを築き上げるため、課題を先送りせず、やるべきことをしっかりとやり抜くという決意で臨んでまいります。

それでは、平成３０年度の具体的な施策についてご説明申し上げます。

諸議案の作成に当たりましては、本市の将来を見据えた指針であります摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる４つの基本目標、そして、この目標を達成するために欠かせない、「安全・安心」、「健康」、「こども」を、引き続き、予算編成の重点テーマに掲げております。

以下、新規事業を中心とした主な取り組みにつきまして、第４次摂津市総合計画に示しております７つのまちづくりの目標に沿ってご説明を申し上げます。

第１に、「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

まちづくりを進める上では、市民と行政の協働を一層大切にしていかなければなりません。そのためには、相互の信頼関係が何よりも重要であります。今年度も、市民団体の皆様と、職員の合同研修会を通じて、協働に関する相互理解を深めてまいりたいと思います。

また、市民公益活動補助金を通じた市民団体への支援や、つながりのまち摂津連絡会議の皆様と協力し、地域コミュニティ活

動推進運動を行ってまいります。

次に、広聴の取り組みにつきましては、アンケート形式による市政モニター制度を新たに実施します。市政に対するご意見などを、敏速かつ効率的に把握し、効果的な市政運営の参考としてまいります。

情報発信力の強化につきましては、４月から全面リニューアルいたしましたホームページを開設いたします。また、本市の特色や魅力、市政情報などをまとめたＰＲ冊子を作成し、積極的な広報活動を展開してまいります。

第２に、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてでありますが、都市を取り巻く社会経済状況の変化に対応し、将来にわたって着実にまちが発展を続けていくためには、身近な住環境の整備や密集市街地の解消など、都市機能を強化させることが重要であります。

本市の夢づくりの１つであります千里丘駅西地区の再開発につきましては、昨年、千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散により、組合施行での再開発が断念される結果となりました。

しかし、交通混雑や、密集市街地等の解消は、市の責務でございます。また、都市としての機能を成熟させるためには、にぎわいと魅力ある都市形成の実現が必要不可欠であります。

このような思いのもと、本市が主体となり、再開発事業による新たなまちづくりに着手する決断をいたしました。本年度におきましては、効果的かつ効率的な事業推進に向け、諸課題の整理に鋭意取り組んでまいります。

さらに、阪急京都線連続立体交差事業の推進につきましては、事業認可がいよいよ取得される見込みとなってまいりました。本年度からは専任体制を整え、用地取得に向けた現地測量や、関連側道等の予備設計を進め、早期の工事着手を目指してまいります。

また、阪急正雀駅前の整備につきましては、道路拡幅に向け、引き続き、用地取得に必要となる地図訂正等の手続に取り組んでまいります。

安全で便利な道路の整備につきましては、千里丘三島線の東側歩道拡幅に向け、対象家屋の建物調査を実施し、用地取得を順次進めてまいります。

橋梁の安全対策につきましては、計画に基づく維持修繕に順次取り組むとともに、定期点検による予防保全を実施し、橋梁の長寿命化を進めてまいります。

次に、公共施設巡回バスにつきましては、今年秋ごろを目指し、２台体制により運行本数を増便し、利用者の待ち時間短縮に向けたダイヤ改正を実施してまいります。さらに、新たにバス停を設置するなど、利便性の向上と、公共施設の利用促進に努めてまいります。

上下水道事業につきましては、事業の安定的かつ持続可能な運営に向け、長期的な視点を踏まえた（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略を策定してまいります。

水道施設の耐震化につきましては、鳥飼送水所３号配水池の耐震補強工事や、基幹管路の更新を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

雨水整備につきましては、引き続き、三箇牧雨水幹線工事に取り組んでまいります。また、農業用水路施設である河原樋ポンプ場制水ゲートにつきましても、雨水排除の観点から、計画的な維持補修を実施してまいります。

住宅施策につきましては、管理不全の空

家等への改善措置を初めとした対応策を示した空家等対策計画を策定し、あわせて、住宅マスタープランを改定してまいります。

続いて、防災・災害対策の強化についてでありますが、災害情報の伝達体制強化につきましては、Ｊアラートの受信機を更新し、受信速度の向上につなげてまいります。また、ＭＣＡ型携帯無線機を増設し、本市と災害医療センターなどとの連絡体制を整備してまいります。

災害時の備蓄につきましては、毛布や簡易トイレの追加配備を実施してまいります。

防災教育につきましては、子どもたちが主体的に命を守る行動を習得できるよう、引き続き、摂津市防災教育の手引きをもとに、授業を実施してまいります。

消防・救急救助施策につきましては、増加を続ける救急件数に対応していくため、消防職員を増員するとともに、高規格救急自動車を更新し、救急車の到着時間短縮及び救命率向上につなげてまいります。

また、消防行政の効率化を目指し、広域化のあり方を検討してまいります。

地域防災力の強化につきましては、自主防災組織用消防ポンプの更新や、消防分団屯所改修に伴う費用補助を実施してまいります。

また新たに、消防団員全員に、編み上げ防火靴を貸与し、活動時における安全性の向上を図ってまいります。

さらに、地域における防災活動や、中心的な役割を担う人材を育成するため、男女共同参画の視点も踏まえた、本市オリジナルの防災サポーター制度を構築してまいります。

第３に、「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」についてでありますが、水銀による地球規模での環境汚染の防止を目指す水銀に関する水俣条約が、昨年８月に発効いたしました。水俣病を経験した我が国は、世界のいかなる国や地域でも同じことが繰り返されないよう、世界の水銀対策をリードしていく大切な役割を担っております。

本市におきましても、市民に最も身近な基礎自治体として、水銀が市民の健康や環境に与えるリスクの軽減を図るため、今年度より、家庭から排出される水銀を含む蛍光灯などの分別回収を開始し、適正な廃棄処理を実施してまいります。

次に、環境美化についての取り組みでありますが、現在、地域での清掃活動に取り組む美化ボランティアとして、６００人を超える方々にご登録をいただいております。

本年度も、摂津市環境の保全及び創造に関する条例に掲げる理念のもと、環境を大切にする意識が、市域全体に一層浸透するよう、各種の取り組みを展開してまいります。

環境センターの維持管理につきましては、焼却施設の排水設備を一部更新するなど、計画的な補修を実施し、施設の適正保全に努めてまいります。

また、ごみ処理の広域連携につきましては、引き続き、茨木市と協議を続けてまいります。

公園施設の整備につきましては、大正川河川敷公園の左岸側遊歩道を補修してまいります。また、市内の公園遊具を計画的に点検、修繕することで、安心して利用できるよう努めてまいります。

第４に、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてでありますが、相次ぐ核実験やミサイルの発射によって、国際情勢は一層緊迫感が増しております。

このような状況の中、昨年、ＮＧＯ「核

兵器廃絶国際キャンペーン」がノーベル平和賞を受賞しました。これは、核兵器禁止条約制定に向け、国内外の市民団体が被爆者と連携し、各国政府に対し、核兵器廃絶を強く訴え続けた活動が評価されたものでございます。

本市におきましても、核兵器禁止条約の早期締結を求める市民署名活動を行うとともに、原爆被爆地である長崎で開催される平和式典に、市民の代表にご参加いただき、全世界に向け、平和のとうとさを訴えてまいりたいと思います。

また、７・８月の平和月間では、戦争体験の伝承など、あらゆる世代に恒久平和の大切さを実感していただけるイベントを開催してまいります。

人権施策につきましては、世界人権宣言摂津連絡会議や、摂津市人権協会の皆様と啓発活動を展開し、人権意識の高揚を図ってまいります。また、人権なんでも相談など、気軽に相談できる体制を維持してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みでは、男女共同参画センター・ウィズせっつを拠点に、女性の活躍に向けたさまざまな講座の開催や、審議会委員等への女性の登用率の向上に取り組んでまいります。

次に、福祉施策についてであります。

高齢者施策につきましては、現在、高齢者の４人に１人は認知症、またはその予備軍と言われております。地域で安心して生活できる仕組みづくりが求められております。

今年度より、新たに認知症初期集中支援チームを設置するとともに、認知症地域支援推進員を配置し、一層きめ細やかな支援体制を構築してまいります。

また、理美容店の利用が困難な在宅要介護者を対象に、訪問理美容サービスの助成を開始してまいります。

障害者施策につきましては、在宅の重度障害者を支援するため、日常生活用具給付制度に、新たに視覚障害者用の血圧計などの４品目を追加するとともに、一部品目の限度額を拡大してまいります。

また、重度障害者等福祉金制度につきまして、長期入院者への福祉金を増額してまいります。

待機児童の解消につきましては、民間の教育・保育施設及び小規模保育事業の施設整備に対して補助を行い、保育定員の拡大を図ってまいります。

児童虐待の未然防止・早期発見につきましては、一層敏速で的確な対応を目指し、家庭児童相談業務の組織体制を強化してまいります。

子育て支援の充実に向けた取り組みにつきましては、本年４月から、大学生等を扶養するひとり親家庭を対象とした医療費助成制度を開始し、子どもの貧困格差の解消に努めてまいります。

また、多世代での同居・近居の奨励など、安心して子育てできる家庭環境をサポートする仕組みを研究してまいりたいと思います。

次に、「健康」に係る取り組みについてでありますが、本年度は、健康施策の指針となるまちごと元気！健康せっつ２１の中間見直しを行い、引き続き、市民の大切な健康を守るため、実効性のある取り組みを展開してまいります。

健康寿命の延伸につきましては、日常的なウオーキングが非常に効果的であります。そこで、まちごと元気ヘルシーポイント事業を発展させ、スマートフォンや万歩計を活用し、インターネット上で歩数を管理す

るなど、幅広い世代に楽しみながら参加いただける仕組みを構築していきたいと思います。

疾病対策につきましては、がん検診未受診者への受診勧奨を強化し、早期発見、早期治療へとつなげてまいります。

また、国立循環器病研究センターと連携し、ＳＴＯＰ ＭＩ キャンペーンを通じて、早期の受診による心筋梗塞の未然防止を図ってまいります。

さらに、４０歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部助成を開始してまいります。

国民健康保険につきましては、制度の安定運営を目指して、創設以来、大改革となる国民健康保険の広域化が行われます。地域住民に最も身近な本市は、被保険者の健康づくりの担い手として、第２期データヘルス計画に基づく効果的な事業を引き続き展開し、市民の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

今後の福祉・健康施策につきましては、限られた財源の中で進展する少子高齢化への対応が喫緊の課題であります。本年度より、効果的な施策展開について、部局横断的な検討体制のもと、調査、研究を進めてまいります。

第５に、「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてであります。

次世代を担う子どもたちは、社会全体の大切な宝です。将来、子どもたちが夢を実現できるよう、我々大人は全力で成長をサポートしなければなりません。本年度も、本市の課題であります学力向上を初めとした子どもたち自身の生きる力を、大切に育んでまいります。

まず、学力の向上についてでありますが、昨年度から、学習習慣の定着を目指して実施しております、せっつＳＵＮＳＵＮ塾につきましては、各会場とも参加者が多く、子どもたちの学習時間も増加しております。本年度は会場を２か所増設し、全中学校区に会場を開設してまいりたいと思います。

また、各中学校に４５台ずつ、タブレット型パソコンを導入し、映像や音声を駆使した教材を活用するなど、学習効果の向上につなげてまいります。

外国語教育の推進につきましては、次期学習指導要領において、英語教育が強化されることを見据え、各中学校区に外国人英語指導助手を通年配置し、生きた英語と接することで、学習意欲の向上へと結びつくよう努めてまいります。

小・中学校における相談・支援体制につきましては、スクールソーシャルワーカーを増員し、不登校や問題行動への対応を強化してまいります。

次に、学校運営の効率化に向けた取り組みにつきましては、部活動に関する知識・技能を有する専門指導員を中学校に配置し、安全の確保や技能指導の強化を通じた部活動の質的向上を図ってまいります。

また、学校現場における事務作業の効率化を推進するため、「（仮称）スクール・サポート・スタッフ」を試行的に配置し、教員が子どもたちと向き合い、時間を十分確保できるよう努めてまいります。

教育環境の改善につきましては、子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、鳥飼北小学校の体育館改修工事を実施してまいります。

また、味生小学校と第一中学校のトイレの全面リニューアル及び第一、第二、第三中学校の理科室や家庭科室等へのエアコン設置に向けた実施設計を行い、学校施設の機能充実にも努めてまいります。

教育センターにつきましては、施設改修を行い、教員研修、教育相談、適応指導の拠点として、機能の強化を図ってまいります。

続いて、文化、スポーツの振興についてでありますが、文化振興施策につきましては、第２期文化振興計画に基づき、文化芸術を生かした魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

国際交流につきましては、オーストラリア、バンダバーグ市との友好都市締結２０周年を迎えることから、バンダバーグ市で開催される記念式典に出席し、両市の友好関係を一層深めてまいりたいと思います。

市史編さん事業につきましては、新修摂津市史「資料と研究　第４号　中世資料集」を刊行いたします。

また、収集した文献等のデジタル化を進めることで、貴重な史料を大切に後世へと引き継いでまいります。

スポーツ環境の充実につきましては、青少年運動広場のグラウンドや管理棟などの改修に係る実施設計に取り組んでまいります。

また、旧味舌小学校跡地での体育施設建設につきましては、建築基準法を初めとした関係法令における課題解決に丁寧に取り組み、実施設計へとつなげてまいりたいと思います。

総合体育館構想につきましては、２０２０年の完成を目指した取り組みを進めてまいりました。

しかし、スポーツに携わる全ての皆様、そして、より多くの市民の皆様から、つくってよかった、完成してよかったと思っていただける施設とするためには、完成時期や建設の場所等について、これまでの考え方を再度検討する必要があると判断をいたしました。

言うまでもありませんが、総合体育館は、まちづくりにとって重要な役割を担う施設であります。何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、生涯学習の推進につきましては、誰もが気軽に利用できる利便性の高い公民館に向け、施設のバリアフリー化を検討してまいります。

また、社会教育施設の今後のあり方について、検討を進めてまいります。

第６に、「活力ある産業のまちづくり」についてでありますが、製造業や流通業を中心とした産業の集積は本市の強みであります。この特性を一層伸ばすよう、摂津市産業振興アクションプランに基づく取り組みの効果を検証し、今後の支援に役立てるとともに、関係機関との連携を強化することで、企業も、働く人も、元気なまちを目指してまいります。

中小企業支援策につきましては、大阪府下トップクラスの貸付上限額や、低利率での事業資金融資を継続し、経営基盤の安定に向けた支援を実施してまいります。

また、特色ある独自の技術を生かした製品を、本年度も摂津優品（せっつすぐれもん）として認定し、販売促進を後押しするとともに、この取り組みを通じて、「ものづくりのまち摂津」を広くＰＲしてまいります。

市内商業の活性化につきましては、好評を博しておりますスクラッチカード発行事業を商工会と連携し、参加店舗の拡大に努め、実施をしてまいります。

健都イノベーションパークにおける取り組みにつきましては、関係機関と連携しながら、国内屈指の最先端医療・健康研究機関の集積を目指し、引き続き、企業誘致に

向けた検討を進めてまいります。

農業振興施策につきましては、水稲体験農園や、社会福祉法人等を対象にした管理指導者つきの福祉農園を設置するとともに、小学校低学年の児童によるタマネギの植えつけ収穫体験を実施してまいります。これらの取り組みを通じて、多くの方に農業に親しんでいただき、都市農業への理解を深めてまいりたいと思います。

第７に、「計画を実現する行政経営」についてでありますが、迫りくる人口減少社会は、極端な少子高齢化による生産年齢人口の減少等から、税収のみならず、多方面に影響が及ぶことが想定されています。

このような社会においても、引き続き、必要な人に必要なサービスを効果的に提供していくためには、既存の行政運営の仕組みについて再検討する必要があると考えております。それは、総合計画を初めとする各種計画実現のために実施する、施策や事業の効果検証等に重点を置いた仕組みづくりであります。

ただ、この問題は、一朝一夕にできるものではなく、今年度からその調査、研究を進めてまいります。

行政改革につきましては、行政運営の一層の効率化や民間活力の導入など、創意工夫を図りながら、限られた人材を必要な分野へ重点配置するなど、少数精鋭体制を推進してまいります。

人事制度につきましては、職員の「やる気」の醸成と、公務能率の向上に資するよう、引き続き、能力と実績に基づいた人事管理を徹底してまいります。

職員研修につきましては、フィールドワーク型の政策形成研修など、さまざまな機会を通じて、果敢に挑戦し続ける職員、そして、広い視野と実行力を兼ね備えた職員の育成に努めてまいります。

また、交通法規の遵守と安全運転の徹底に向け、無事故無違反チャレンジコンテストへの参加職員を拡大するなど、全庁を挙げて、交通モラルの向上に取り組んでまいります。

職員採用につきましては、阪急電鉄と大阪モノレールの車両内に、職員採用試験の広告を掲出するなど、広く人材の確保に努めてまいります。

公共施設等総合管理計画の推進に向けた取り組みにつきましては、新たに専任体制を整備し、効果的な中長期保全等の推進に向けた評価分析の手法を構築してまいります。

さらに、部局横断的な検討体制により、将来人口の見通し等の基礎資料をもとに、今後の公共施設の適正な配置等のあり方について、地域性も踏まえ、研究を進めてまいります。

また、市役所西別館につきましては、平成３０年度末をもって閉鎖することとし、本年度は、解体工事に向けた実施設計を進めてまいります。

最後になりましたが、一言申し上げます。

いよいよ、２０２５年問題が迫っております。国においては、この課題への対応策として、地域における支え合いを大きな柱に掲げ、地域を基盤とした地域共生型社会の実現に活路を見出そうとしております。

しかしながら、このような地域の取り組みは、人と人のつながりや助け合い、信頼関係が構築され、初めて実現し得るものでございます。

すなわち、一人一人の心のありようが、この難しい課題解決の糸口であります。これは、かねてより、私が申し上げております人間基礎教育の考え方そのものでござい

ます。

心に働きかけるこの取り組みは、決して簡単に実現できるものではございませんが、「思いやり」「奉仕」「感謝」「挨拶」「節約・環境」この５つの心を広く根づかせていくことこそが、全ての市民に優しいまちづくりであり、高齢者を地域で守る、そして、地域に守られていることが実感できる社会への大きな一歩であると確信をいたしております。

超高齢時代にあるこの機を、本市の魅力を創出するチャンスと捉え、先に申し上げました多世代同居・近居支援にかかわる研究を初め、健康寿命の延伸などの施策を通じて、小さくてもキラリと光るまちの実現に向け、私が先頭に立ち、全身全霊で取り組んでまいります。

以上、市政運営に当たりましての基本的な考え方並びに本議会にご提案いたしております施策の大要につきまして、ご説明を申し上げました。

本年度も、解決しなければならない課題が山積しておりますが、まちづくりに終わりはありません。大きな夢は、息の長い地道な取り組みが必要となってまいります。

とりわけ、地下鉄２号線の延伸等につきましては、関係市と連携し、広域行政を担う大阪府に積極的にリーダーシップを発揮していただくべく、粘り強く要望をしてまいりますが、全職員が「やる気」「元気」「本気」そして、「勇気」を持って取り組めば、必ずや乗り越えられると確信をいたしております。

皆様には一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の市政運営方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長　説明が終わりました。

日程３、議案第１３号及び議案第１４号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　ただいま上程となりました議案第１３号及び議案第１４号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１３号、公平委員会委員の選任について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、村山英昭氏が、平成３０年３月１３日をもって任期満了となりますことから、引き続き、村山英昭氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、平成３０年３月１４日から平成３４年３月１３日までと、４年の任期を予定いたしております。

続きまして、議案第１４号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、大矢優子氏が、平成３０年３月３１日をもって任期満了となりますことから、引き続き、大矢優子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、平成２７年４月１日から施行されました同法律の附則第４条において、任期の特例が設けられたことにより、法律の施行日から４年の間までに任命される委員の任期は、任期満了の日が特定の年に偏ることがないよう、１年以上４年以内で定めることとされておりますが、平成２８年１１月の改選をもちまして、委員の任期が特定の年に偏ることがな

いよう調整が完了いたしました。したがいまして、今回の任期につきましては、平成３０年４月１日から、平成３４年３月３１日までの４年の任期を予定いたしております。

以上、議案第１３号及び議案第１４号の提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本２件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

議案第１３号及び議案第１４号を一括採決します。

本２件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、本２件は同意されました。

日程４、議案第１号など、３０件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　それでは、議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算につきまして提案内容をご説明いたします。

初めに、平成３０年度予算の概要でございますが、当初予算の総額は３３８億１，４００万円で、対前年度当初予算比では１億１，３００万円、０．３％の減額となっております。

まず、予算概要の２０６ページをご参照ください。

歳出の性質別内訳の主な増減といたしまして、人件費は５３億２１４万６，０００円で、前年度に比べ３．０％の増額でございます。

物件費は７０億５，０１１万６，０００円で、前年度に比べ１．４％の増額でございます。

扶助費は１００億６，６６５万７，０００円で、前年度に比べ３．６％の増額でございます。

建設事業費は１２億８，８２１万９，０００円で、前年度に比べ２８．０％の減額でございます。

公債費は２５億８，４１１万３，０００円で、前年度に比べ５．３％の減額でございます。

繰出金は４１億４，１３７万１，０００円で、前年度に比べ４．８％の減額でございます。

それでは、予算書の３ページをごらんください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を３３８億１，４００万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、４ページからの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１市税は１７６億３，８６０万円で、前年度に比べ１億６，１９０万円、０．９％の増額でございます。

項１市民税は６４億１，６６０万円で、前年度に比べ１億４，２６０万円、２．３％の増額でございます。

項２固定資産税は８７億７，１００万円で、前年度に比べ５，６３０万円、０．

６％の増額でございます。

項３軽自動車税は１億１，６４０万円で、前年度に比べ３４０万円、３．０％の増額でございます。

項４市たばこ税は７億２，０００万円で、前年度に比べ４，０００万円、５．３％の減額でございます。

項５都市計画税は１６億１，４６０万円で、前年度に比べ４０万円の減額でございます。

款２地方譲与税は１億５，２００万円で、前年度に比べ３００万円、２．０％の増額でございます。

項１地方揮発油譲与税は４，２００万円で、前年度に比べ１００万円、２．３％の減額でございます。

項２自動車重量譲与税は１億１，０００万円で、前年度に比べ４００万円、３．８％の増額でございます。

款３利子割交付金は２，６００万円で、前年度に比べ１，０００万円、６２．５％の増額でございます。

款４配当割交付金は７，４００万円で、前年度に比べ２，１００万円、３９．６％の増額でございます。

款５株式等譲渡所得割交付金は２，３００万円で、前年度に比べ１，３００万円、１３０．０％の増額でございます。

款６地方消費税交付金は１６億３，０００万円で、前年度に比べ２億６，０００万円、１３．８％の減額でございます。

款７ゴルフ場利用税交付金は１６０万円で、前年度と同額でございます。

款８自動車取得税交付金は７，９００万円で、前年度に比べ１，２００万円、１７．９％の増額でございます。

款９地方特例交付金は７，１００万円で、前年度に比べ１００万円、１．４％の減額でございます。

款１０地方交付税は２億１，０００万円で、前年度と同額でございます。

款１１交通安全対策特別交付金は１，４００万円で、前年度に比べ１００万円、６．７％の減額でございます。

款１２分担金及び負担金は７億２，６０９万８，０００円で、前年度に比べ４４８万５，０００円、０．６％の増額でございます。

款１３使用料及び手数料は６億１３万１，０００円で、前年度に比べ１１万５，０００円の増額でございます。

項１使用料は４億７，７４２万７，０００円で、前年度に比べ５０万３，０００円、０．１％の増額でございます。

次に、５ページをごらんください。

項２手数料は１億２，２７０万４，０００円で、前年度に比べ３８万８，０００円、０．３％の減額でございます。

款１４国庫支出金は６２億６４０万５，０００円で、前年度に比べ３億１，０４８万９，０００円、５．３％の増額でございます。

項１国庫負担金は５４億１，０２０万円で、前年度に比べ２億９，２７７万８，０００円、５．７％の増額でございます。

項２国庫補助金は７億６，２８８万９，０００円で、前年度に比べ１，３０１万８，０００円、１．７％の増額でございます。

項３委託金は３，３３１万６，０００円で、前年度に比べ４６９万３，０００円、１６．４％の増額でございます。

款１５府支出金は２３億４，６０７万１，０００円で、前年度に比べ２億５，７８０万３，０００円、１２．３％の増額でございます。

項１府負担金は１６億８，６５３万７，

０００円で、前年度に比べ１億８，０１３万円、１２．０％の増額でございます。

項２府補助金は４億６，７９５万４，０００円で、前年度に比べ２，４２０万５，０００円、５．５％の増額でございます。

項３委託金は１億９，１５８万円で、前年度に比べ５，３４６万８，０００円、３８．７％の増額でございます。

款１６財産収入は１億１，７１６万１，０００円で、前年度に比べ３，６２７万８，０００円、４４．９％の増額でございます。

項１財産運用収入は２，９５５万５，０００円で、前年度に比べ１３２万８，０００円、４．３％の減額でございます。

項２財産売払収入は８，７６０万６，０００円で、前年度に比べ３，７６０万６，０００円、７５．２％の増額でございます。

款１７寄附金は２，０００円で、前年度と同額でございます。

款１８繰入金は２３億２，４５２万１，０００円で、前年度に比べ４億９５６万６，０００円、１５．０％の減額でございます。

項１特別会計繰入金は１，２９２万７，０００円で、前年度と同額でございます。

項２基金繰入金は２３億１，１５９万４，０００円で、前年度に比べ４億９５６万６，０００円、１５．１％の減額でございます。

款１９諸収入は８億５９１万１，０００円で、前年度に比べ１，３６９万６，０００円、１．７％の増額でございます。

項１延滞金、加算金及び過料は４，３００万円で、前年度に比べ１，１８０万円、３７．８％の増額でございます。

項２市預金利子は１万円で、前年度に比べ２万円、６６．７％の減額でございます。

項３貸付金元利収入は２億７，０９９万６，０００円で、前年度に比べ３７２万７，０００円、１．４％の減額でございます。

項４雑入は４億９，１９０万５，０００円で、前年度に比べ５６４万３，０００円、１．２％の増額でございます。

款２０市債は７億６，８５０万円で、前年度に比べ２億８，５２０万円、２７．１％の減額でございます。

次に、歳出でございますが、６ページをごらんください。

款１議会費は３億３，４３６万６，０００円で、前年度に比べ４７２万１，０００円、１．４％の増額でございます。

款２総務費は６２億３，２６５万７，０００円で、前年度に比べ２４億６，３１８万７，０００円、６５．３％の増額でございます。

項１総務管理費は５３億３，９３５万４，０００円で、前年度に比べ２６億４０９万６，０００円、９５．２％の増額でございます。これは下水道事業会計の企業会計化に伴い、下水道事業会計繰出金が、土木費から総務費へ移管したことなどによるものでございます。

項２徴税費は４億３，５２１万５，０００円で、前年度に比べ８２３万１，０００円、１．９％の減額でございます。

項３戸籍住民基本台帳費は１億７，２８２万２，０００円で、前年度に比べ３９３万１，０００円、２．３％の増額でございます。

項４選挙費は３，１５８万９，０００円で、前年度に比べ４，８４３万９，０００円、６０．５％の減額でございます。

項５統計調査費は２，７８５万１，０００円で、前年度に比べ１１８万２，０００円、４．４％の増額でございます。

項６監査委員費は３，４１９万３，０００円で、前年度に比べ６８万７，０００円、２．０％の減額でございます。

項７保健体育費は１億９，１６３万３，０００円で、前年度に比べ８，８６６万５，０００円、３１．６％の減額でございます。

款３民生費は１５７億２，２９４万９，０００円で、前年度に比べ６億９，４９８万９，０００円、４．６％の増額でございます。

項１社会福祉費は５９億４，５３４万２，０００円で、前年度に比べ６，６８０万１，０００円、１．１％の減額でございます。

項２児童福祉費は６６億８，０１０万円で、前年度に比べ６億９，３８３万円、１１．６％の増額でございます。

項３生活保護費は３０億９，７５０万７，０００円で、前年度に比べ７，２９７万５，０００円、２．４％の増額でございます。

款４衛生費は２４億４２５万１，０００円で、前年度に比べ８３５万２，０００円、０．３％の増額でございます。

項１保健衛生費は９億９，９３９万９，０００円で、前年度に比べ４，５９８万１，０００円、４．８％の増額でございます。

項２清掃費は１４億４８５万２，０００円で、前年度に比べ３，７６２万９，０００円、２．６％の減額でございます。

款５農林水産業費は９，４８８万円で、前年度に比べ５３０万４，０００円、５．３％の減額でございます。

款６商工費は５億４，７９８万８，０００円で、前年度に比べ２，４５４万３，０００円、４．３％の減額でございます。

款７土木費は１９億６，３５０万９，０００円で、前年度に比べ２１億６，２７４万９，０００円、５２．４％の減額でございます。

項１土木管理費は５億３３３万円で、前年度に比べ２１億２，１５３万円、８０．８％の減額でございます。これは下水道事業会計繰出金の総務費予算への移管などによるものでございます。

項２道路橋りょう費は５億６，５２６万円で、前年度に比べ４，１１０万１，０００円、６．８％の減額でございます。

項３水路費は２億８，６６７万５，０００円で、前年度に比べ２，２７１万円、７．３％の減額でございます。

項４都市計画費は５億６，７０２万１，０００円で、前年度に比べ１億３，８５７万９，０００円、３２．３％の増額でございます。

項５住宅費は４，１２２万３，０００円で、前年度に比べ１億１，５９８万７，０００円、７３．８％の減額でございます。

款８消防費は１０億１，４７８万５，０００円で、前年度に比べ２億３，５９９万９，０００円、１８．９％の減額でございます。

款９教育費は２８億８，４５０万２，０００円で、前年度に比べ７億８１１万８，０００円、１９．７％の減額でございます。

項１教育総務費は６億６，１３７万円で、前年度に比べ７，０１３万５，０００円、１１．９％の増額でございます。

次に、７ページをごらんください。

項２小学校費は１０億６，０４８万３，０００円で、前年度に比べ８億５，１２４万２，０００円、４４．５％の減額でございます。これは摂津小学校増築及び既存棟改修工事の竣工などによるものでございます。

項３中学校費は３億６，６０８万円で、前年度に比べ８，８５４万５，０００円、３１．９％の増額でございます。

項４幼稚園費は２億５，８５２万９，０００円で、前年度に比べ１，４５８万７，０００円、５．３％の減額でございます。

項５社会教育費は４億１，１４６万７，０００円で、前年度に比べ２，０２７万９，０００円、５．２％の増額でございます。

項６図書館費は１億２，６５７万３，０００円で、前年度に比べ２，１２４万８，０００円、１４．４％の減額でございます。

款１０公債費は２５億８，４１１万３，０００円で、前年度に比べ１億４，４０３万６，０００円、５．３％の減額でございます。

款１１予備費は３，０００万円で、前年度と同額でございます。

再び３ページをごらんください。第２条債務負担行為は、８ページ、第２表、債務負担行為に記載のとおり、納税通知書等印刷及び封入封緘事業など９件でございます。

第３条地方債は、９ページ、第３表の地方債に記載のとおり、旧味舌小学校校舎解体等事業など９件でございます。

第４条一時借入金は、本年度の借り入れの最高額を５０億円といたしております。

第５条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載いたしております。

以上、議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５号、平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

予算書の１ページをごらんください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を１４億９，４３９万８，０００円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１財産収入、項１財産運用収入６，４６３万２，０００円は、前年度と同額となっております。これは味舌上財産区や鶴野財産区の財産の一部を駐車場として民間事業者へ貸し付けており、その地代収入でございます。

款２繰越金、項１繰越金１４億２，９７３万６，０００円は、前年度に比べ４．３％、６，３７３万６，０００円の減額となっております。これは前年度に味舌上財産区の市場公民館建て替えに要した経費によるものでございます。

次に、款３諸収入、項１預金利子等３万円は、前年度に比べ９０．５％、２８万６，０００円の減額となっております。これは利率の低下によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款１繰出金、項１繰出金１，２９２万７，０００円は、前年度と同額となっております。これは財産収入の２０％相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款２諸支出金、項１地方振興事業費１４億８，１４７万１，０００円は、前年度に比べ４．１％、６，４０２万２，０００円の減額となっております。その内容につきましては、１２ページ以降に記載の、各財産区に対する事業交付金でございます。

以上、平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回の補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金及び府支出金の交付額の確定などに伴う減額補正でございます。歳出につきましては、生活保護事業に係る過年度分国庫返還金など、一部緊急を要する事業についての追加補正でございます。

それでは、１ページをごらんください。

補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５億５，０６０万９，０００円を減額し、その総額を３４２億８，９２２万８，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１市税は４，２００万円増額いたしております。

項１市民税は４億５，０００万円増額いたしております。

項４市たばこ税は３，０００万円減額いたしております。

款１２分担金及び負担金は６６万４，０００円減額いたしております。

款１３使用料及び手数料は３３０万円減額いたしております。

款１４国庫支出金は２億６，１０６万円減額いたしております。

項１国庫負担金４，１７０万２，０００円の減額は、児童手当負担金などの減少によるものでございます。

項２国庫補助金２億６９０万１，０００円の減額は、学校施設整備費負担金などの減少によるものでございます。

項３委託金１，２４５万７，０００円の減額は、衆議院議員総選挙費委託金などの減少によるものでございます。

款１５府支出金は２，９９５万３，０００円減額いたしております。

項１府負担金７０９万６，０００円の減額は、児童手当負担金などの減少によるものでございます。

項２府補助金２，２６５万４，０００円の減額は、医療費補助金などの減少によるものでございます。

項３委託金２０万３，０００円の減額は、連続立体交差事業調査委託金の減少によるものでございます。

款１６財産収入は４，９９８万６，０００円減額いたしております。

項１財産運用収入１万４，０００円の増額は、各種基金利子の発生によるものでございます。

項２財産売払収入は５，０００万円減額いたしております。

款１７寄附金１，０３０万１，０００円の増額は、一般寄附金の増加によるものでございます。

款１８繰入金５億８，９５６万６，０００円の減額は、今回の補正に伴う財政調整基金繰入金などの減少によるものでございます。

款１９諸収入１，５６１万９，０００円の増額は、一部負担金相当額等一部助成返還金などの増加によるものでございます。

款２０市債６，２００万円の減額は、起債額の減少によるものでございます。

次に、４ページからの歳出でございますが、款１議会費１，４６４万７，０００円の減額は不用額でございます。

款２総務費は２億３，５５０万円減額いたしております。

項１総務管理費８３６万４，０００円の増額は、退職手当などの増加によるものでございます。

項２徴税費から項７保健体育費までの減額は、いずれも不用額でございます。

款３民生費は６，６０８万７，０００円減額いたしております。

項１社会福祉費４，７２７万７，０００円の減額は、過年度分国庫返還金及び障害福祉サービス費等、給付費を除く科目の不

用額でございます。

項２児童福祉費８，２１５万２，０００円の減額は、システム改修委託料及び過年度分国庫府費等返還金を除く科目の不用額でございます。

項３生活保護費６，３３４万２，０００円の増額は、過年度分国庫返還金の増加によるものでございます。

款４衛生費は３，０４０万６，０００円減額いたしております。

項１保健衛生費４２７万６，０００円の減額は、環境基金積立金を除く科目の不用額でございます。

項２清掃費２，６１３万円の減額は不用額でございます。

款５農林水産業費２６６万９，０００円の減額は不用額でございます。

款６商工費５５３万５，０００円の減額は不用額でございます。

款７土木費は９，８５５万８，０００円減額いたしております。

項１土木管理費から項５住宅費までの減額は、いずれも不用額でございます。

款８消防費１，３０４万１，０００円の減額は、水道事業会計繰出金を除く科目の不用額でございます。

款９教育費は７，５７２万９，０００円減額いたしております。

項１教育総務費から項６図書館費までの減額は、いずれも不用額でございます。

款１０公債費８４３万７，０００円の減額は不用額でございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、７ページ、第２表、繰越明許費に記載のとおり、市有財産管理事業など２事業について、翌年度に事業を行うため、繰越明許するものでございます。

次に、第３条、地方債の補正につきましては、８ページ、第３表、地方債の補正に記載のとおりでございます。変更分につきましては、総合体育館建設事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　次に、上下水道部長。

（山口上下水道部長　登壇）

○山口上下水道部長　それでは、議案第２号、平成３０年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、給水戸数は４万戸、給水人口は８万５，４００人、年間総給水量は９９７万５，０００立方メートル。１日平均給水量は、２万７，３２９立方メートルといたしております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款１水道事業収益は２２億１，０３０万円で、前年度に比べ４．７％、１億８３５万７，０００円の減額でございます。

項１営業収益は１９億６，５１２万円で、前年度に比べ７．４％、１億５，７４６万６，０００円の減額でございます。これは給水収益を減額したことが主な要因でございます。

項２営業外収益は２億４，５１８万円で、前年度に比べ２５．０％、４，９１０万９，０００円の増額でございます。これは予算上、消費税還付金が生じたことが主な要因でございます。

次に、支出につきましては、款１水道事

業費用は１９億５，９３０万５，０００円で、前年度に比べ０．１％、１０５万５，０００円の減額でございます。

項１営業費用は１８億９，２８１万９，０００円で、前年度に比べ１．２％、２，２０９万円の増額でございます。これは配水・給水費の増加が主な要因でございます。

項２営業外費用は５，６４８万６，０００円で、前年度に比べ２９．１％、２，３１４万５，０００円の減額でございます。これは予算上、消費税が還付となったことに伴い、納付額が皆減となったことが主な要因でございます。

項３予備費は１，０００万円で、前年度と同額でございます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款１資本的収入は９億１６万円で、前年度に比べ３１．８％、２億１，７３２万円の増額でございます。

項１企業債は８億５，１７０万円で、前年度に比べ３２．３％、２億８００万円の増額でございます。これは今後、大規模な更新工事が続き、建設のための自己資金が減少していくことから、これを抑制するため企業債を増額するものでございます。

項２工事負担金は９０万円で、前年度と同額でございます。

項３交付金は４，７５６万円で、前年度に比べ２４．４％、９３２万円の増額でございます。これは交付対象事業費の増加に伴うものでございます。

次に、支出につきましては、款１資本的支出は１６億４，５９６万円で、前年度に比べ３５．０％、４億２，６８５万３，０００円の増額でございます。

項１建設改良費は１４億７３５万８，０００円で、前年度に比べ４２．７％、４億２，０８６万４，０００円の増額でございます。これは施設改良費の増加が主な要因でございます。

項２企業債償還金は２億３，０７６万９，０００円で、前年度に比べ２．０％、４４３万８，０００円の増額でございます。これは元金償還金の増加によるものでございます。

項３交付金返還金は２８３万３，０００円で、前年度に比べ１２１．０％、１５５万１，０００円の増額でございます。これは交付金により賄われた工事等の課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものございます。

項４予備費は５００万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額７億４，５８０万円は、過年度分損益勘定留保資金６億４，３７５万円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額１億２０５万円で補てんするものでございます。

２ページ、第５条は、債務負担行為の時効期間、限度額を定めたもので、水質モニター保守点検業務委託事業は、平成３１年度から平成４０年度までの期間で、限度額は２，５４７万５，０００円といたしております。

第６条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、施設改修事業は限度額を４億８，６００万円、配水管整備事業は限度額を３億６，５７０万円といたしております。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、

職員給与費３億６，９９４万３，０００円といたしております。

３ページ、第９条は、たな卸し資産の購入限度額を２，９１４万４，０００円と定めたものでございます。

なお、４ページから１３ページまでは、平成３０年度摂津市水道事業会計予算実施計画、平成２９年度摂津市水道事業予定貸借対照表、平成２９年度摂津市水道事業予定損益計算書、平成２９年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成３０年度摂津市水道事業予定貸借対照表、平成３０年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成３０年度財務諸表に関する注記を。１４ページから２３ページまでは、給与費明細書。２４ページには、債務負担行為に関する調書。２７ページには、平成３０年度摂津市水道事業会計予算総括表、２８ページから５１ページまでは、平成３０年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書。５５ページから５７ページまでは参考資料として、平成３０年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３号、平成３０年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書５９ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、排水人口は８万４，５００人、排水区域面積は１，１２１ヘクタールといたしております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款１下水道事業収益は３９億８，３５２万５，０００円で、前年度に比べ１．９％、７，７７２万１，０００円の減額でございます。

項１営業収益は２８億１，６２０万９，０００円で、前年度に比べ２．０％、５，６８６万２，０００円の減額でございます。これは住宅事業収益の減少が主な要因でございます。

項２営業外収益は１１億６，７３１万６，０００円で、前年度に比べ１．８％、２，０８５万９，０００円の減額でございます。これは他会計負担金の減少が主な要因でございます。

次に、支出につきましては、款１下水道事業費用は３８億１，７６９万１，０００円で、前年度に比べ３．０％、１億１，６８０万７，０００円の減額でございます。

項１営業費用は３０億８，２３３万５，０００円で、前年度に比べ０．６％、１，８００万４，０００円の増額でございます。これは管渠費の増加が主な要因でございます。

項２営業外費用は７億２，９３５万６，０００円で、前年度に比べ１３．６％、１億１，４４７万７，０００円の減額でございます。これは企業債利息の減少が主な要因でございます。

項３予備費は６００万円で、前年度と同額でございます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入つきましては、款１資本的収入は３１億６，３５８万１，０００円で、前年度に比べ１．３％、３，９１９万５，０００円の増額でございます。

項１企業債は２１億２３０万円で、前年度に比べ７．６％、１億４，９００万円の

増額でございます。これは主に資本費平準化債及び流域下水道事業債の増加に伴うものでございます。

項２負担金等は１億１，７２７万６，０００円で、前年度に比べ２７．７％、４，４９２万８，０００円の減額でございます。これは主に工事負担金の減少によるものでございます。

項３国庫補助金は６，１００万円で、前年度に比べ６３．０％、１億４００万円の減額でございます。これは交付対象事業費の減少に伴うものでございます。

項４他会計負担金は４億８，６２１万４，０００円で、前年度に比べ４．７％、２，１８３万５，０００円の増額。

項５他会計補助金は３億９，６０５万９，０００円で、前年度に比べ４．６％、１，７３３万２，０００円の増額で、これはそれぞれ資本的収入額と資本的支出額の差額を補てんするための引継現金の減少に伴うものでございます。

項６長期貸付金償還金は７３万２，０００円で、前年度に比べ５．７％、４万４，０００円の減額でございます。これは水洗便所改造資金貸付金償還金の減少によるものでございます。

６０ページ、支出につきましては、款１資本的支出は４４億５，６４５万４，０００円で、前年度に比べ１．０％、４，５４０万４，０００円の減額でございます。

項１建設改良費は５億１，３８４万５，０００円で、前年度に比べ１１．２％、６，４７１万４，０００円の減額でございます。これは主に公共下水道整備費の減少によるものでございます。

項２企業債償還金は３９億４，０１０万９，０００円で、前年度に比べ０．５％、１，９５６万円の増額でございます。これは元金償還金の増加によるものでございます。

項３長期貸付金は２５０万円で、前年度に比べ９．１％、２５万円の減額でございます。これは水洗便所改造資金貸付金の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１２億９，２８７万３，０００円は、過年度分損益勘定留保資金９，３１８万６，０００円、当年度分損益勘定留保資金１１億９，９６８万７，０００円で補てんするものでございます。

第５条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、公共下水道事業は限度額を１億６，５００万円、流域下水道事業は限度額を１億１，８８０万円、資本費平準化債は限度額を１１億４，０００万円、資本費平準化債の借り換えは、限度額を６億７，８５０万円といたしております。

第６条は、一時借入金の限度額を定めたもので、限度額を２０億円といたしております。

６１ページ、第７条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、職員給与費１億３４８万８，０００円といたしております。

第９条は、他会計からの補助金を定めたもので、下水道事業に助成するための一般会計からの補助金は、３億９，６０５万９，０００円でございます。

なお、６２ページから７３ページまでは、平成３０年度摂津市下水道事業会計予算実施計画、平成２９年度摂津市下水道事業予定貸借対照表、平成２９年度摂津市下水道

事業予定損益計算書、平成２９年度摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成３０年度摂津市下水道事業予定貸借対照表、平成３０年度摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成３０年度財務諸表に関する注記を。７４ページから８３ページまでは、給与費明細書。８４ページには、債務負担行為に関する調書。８７ページには、平成３０年度摂津市下水道事業会計予算総括表。８８ページから９９ページまでは、平成３０年度摂津市下水道事業会計予算実施計画説明書。１０３ページから１０９ページまでは、参考資料として平成３０年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第１０号、平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、年度末見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算表１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の款１水道事業収益は既決額２３億１，８６５万７，０００円から１００万円を減額し、補正後の額を２３億１，７６５万７，０００円とするものでございます。

項１営業収益は既決額２１億２，２５８万６，０００円から１１万円を減額し、補正後の額を２１億２，２４７万６，０００円とするもので、これは給水収益を減額したことによるものでございます。

項２営業外収益は既決額１億９，６０７万１，０００円から８９万円を減額し、補正後の額を１億９，５１８万１，０００円とするもので、これは受取利息及び配当金の減少が主な要因でございます。

次に、支出でございますが、款１水道事業費用は既決額１９億３，８８２万８，０００円から２，８９２万４，０００円を増額し、補正後の額を１９億６，７７５万２，０００円とするものでございます。

項１営業費用は既決額１８億４，９１９万７，０００円から１，０２７万９，０００円を減額し、補正後の額を１８億３，８９１万８，０００円とするもので、これは減価償却費の減少によるものでございます。

項２営業外費用は既決額７，９６３万１，０００円から３，９２０万３，０００円を増額し、補正後の額を１億１，８８３万４，０００円とするもので、これは消費税の増加によるものでございます。

第３条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の款１資本的収入は既決額６億８，２８４万円から９０万円を減額し、補正後の額を６億８，１９４万円とするものでございます。

項２工事負担金は既決額９０万円から９０万円を減額し、補正後の額を０円とするものでございます。これは工事負担金の減少によるものでございます。

次に、支出でございますが、款１資本的支出は既決額１２億１，９２５万６，０００円から３，７３７万６，０００円を減額し、補正後の額を１１億８，１８８万円とするものでございます。

項１建設改良費は既決額９億８，６６４万３，０００円から３，６９８万円を減額

し、補正後の額を９億４，９６６万３，０００円とするもので、これは配水管整備事業費の減少が主な要因でございます。

項２企業債償還金は既決額２億２，６３３万１，０００円から３８万７，０００円を減額し、補正後の額を２億２，５９４万４，０００円とするもので、これは借入利率の確定によるものでございます。

項３交付金返還金は既決額１２８万２，０００円から９，０００円を減額し、補正後の額を１２７万３，０００円とするもので、これは前年度補助金に係る返還金で、補助金で賄った課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額５億３，６４１万６，０００円を４億９，９９４万円に改めるとともに、補てん財源は過年度分損益勘定留保資金４億６，５２８万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７，１１３万６，０００円を過年度分損益勘定留保資金１億８，１４９万円、減債積立金１億５，０００万円、建設改良積立金１億円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６，８４５万円に改めるものでございます。

なお、２ページから３ページは補正予算実施計画、４ページは予定貸借対照表、５ページは補正予算予定キャッシュ・フロー計算書、６ページからは補正予算実施計画説明書を記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１１号、平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、企業債の補正のほか、年度末見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めたもので、支出の款１下水道事業費用は既決額３９億３，４４２万７，０００円から３，５６２万３，０００円を減額し、補正後の額を３８億９，８８０万４，０００円とするものでございます。

項１営業費用は既決額３０億６，４２６万円から４，１５１万７，０００円を減額し、補正後の額を３０億２，２７４万３，０００円とするもので、これは流域下水道管理費の減少が主な要因でございます。

項２営業外費用は既決額８億４，３８３万３，０００円から５８９万４，０００円を増額し、補正後の額を８億４，９７２万７，０００円とするもので、これは消費税の増加によるものでございます。

第３条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の款１資本的収入は既決額３２億３，４３８万６，０００円から４，６３０万円を減額し、補正後の額を３１億８，８０８万６，０００円とするものでございます。

項１企業債は既決額２０億６，３３０万円から４，６３０万円を減額し、補正後の額を２０億１，７００万円とするものでございます。これは流域下水道整備費の減少に伴うものでございます。

次に、支出でございますが、款１資本的支出は既決額４４億９，４１８万５，００

０円から４，２４３万５，０００円を減額し、補正後の額を４４億５，１７５万円とするものでございます。

項１建設改良費は既決額５億７，０８８万６，０００円から４，２４３万５，０００円を減額し、補正後の額を５億２，８４５万１，０００円とするもので、これは流域下水道整備費の減少が主な要因でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額１２億５，９７９万９，０００円を１２億６，３６６万４，０００円に改めるとともに、補てん財源は当年度分損益勘定留保資金１１億４２万１，０００円を、当年度分損益勘定留保資金を１１億４２８万６，０００円に改めるものでございます。

第４条は、企業債の限度額を改めるもので、流域下水道整備費の減少により、流域下水道事業債の限度額７，０５０万円を２，４２０万円に変更するものでございます。

第５条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は既決額１億４４０万６，０００円から９５万８，０００円を増額し、補正後の額を１億５３６万４，０００円とするものでございます。

なお、３ページは補正予算実施計画、４ページは予定貸借対照表、５ページは予定キャッシュ・フロー計算書、６ページから７ページまでは給与費明細書、８ページは補正予算実施計画説明書を記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　次に、保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、議案第４号、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、広域化に伴い、本年度から都道府県が財政運営の責任主体となることで、歳入歳出予算の仕組みの変更が生じておりますので、変更内容につきましても、あわせてご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ９８億１，７９５万６，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は３ページからの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１国民健康保険料１９億２，１８４万１，０００円は、前年度に比べ２．８％、５，６０２万３，０００円の減額で、国民健康保険被保険者の減少によるものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料５０万円は、前年度に比べ１１．１％、５万円の増額でございます。

款３府支出金、項１府補助金６９億３，６２５万９，０００円は、前年度に比べ１１２３．０％、６３億６，９０８万９，０００円の増額でございます。これは、これまで市町村が直接交付を受けておりました国庫支出金、前期高齢者交付金、療養給付費交付金が都道府県の国民健康保険特別会計で受け入れ後、府支出金として市町村に再配分されることなどによるものでございます。

款４繰入金、項１一般会計繰入金９億３，４６０万４，０００円は、前年度に比べ１８．７％、２億１，４３９万９，０００円

の減額でございます。これは国民保険料軽減分等繰入金の減などによるものでございます。

款５諸収入２，４７５万２，０００円は、前年度に比べ４．４％、１０３万９，０００円の増額でございます。

項１雑入は２，３３７万７，０００円を見込んでおります。

項２延滞金、加算金及び過料は１３７万５，０００円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、４ページ、款１総務費１億５，００２万円は、前年度に比べ１．７％、２５３万７，０００円の増額でございます。

項１総務管理費１億３，７５１万８，０００円は、前年度に比べ２．１％、２８３万９，０００円の増額でございます。

項２徴収費１，１９９万３，０００円は、前年度に比べ２．５％、３０万２，０００円の減額でございます。

項３運営協議会費５０万９，０００円は、前年度と同額でございます。

款２保険給付費６７億９，８９９万５，０００円は、前年度に比べ４．１％、２億９，０８１万１，０００円の減額で、被保険者数の減少によるものでございます。

項１療養諸費５８億８，６４７万６，０００円は、前年度に比べ４．８％、２億９，６１３万８，０００円の減額でございます。

項２高額療養費８億４，６２４万４，０００円は、前年度に比べ２．０％、１，６４１万４，０００円の増額でございます。

項３移送費７万円は、前年度と同額でございます。

項４出産育児諸費４，４５４万３，０００円は、前年度に比べ２０．３％、１，１３４万３，０００円の減額で、支給件数の減少によるものでございます。

項５葬祭諸費８５０万円は、前年度に比べ１．８％、１５万円の増額でございます。

項６精神・結核医療給付費１，３１６万２，０００円は、前年度に比べ０．８％、１０万６，０００円の増額でございます。

款３国民健康保険事業費納付金２７億８，７３８万２，０００円は、広域化に伴う新たな科目でございます。これは大阪府の給付費等の総額から公費負担分を控除した費用について、被保険者数及び所得水準に応じ、各市町村が納付するものでございます。

項１医療給付費分１９億６，０５７万６，０００円は、医療給付費分に係る事業費納付金でございます。

項２後期高齢者支援金等分６億１４３４万１，０００円、項３介護納付金分２億１，２４６万５，０００円は、これまで市町村単位で社会保険診療報酬支払基金へ納付していたものが、事業費納付金に仕組みが変更となったものでございます。

款４共同事業拠出金３，０００円は、事務費に係る拠出分でございます。府内市町村間の再保険事業として実施しておりました高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業につきましては、広域化に伴い平成２９年度をもって廃止となっております。

款５保健事業費７，１５４万１，０００円は、前年度に比べ６．５％、５００万１，０００円の減額でございます。

項１特定健康診査等事業費５，１２９万４，０００円は、前年度に比べ７．５％、４１３万７，０００円の減額でございます。

項２保健事業費２，０２４万７，０００円は、前年度に比べ４．１％、８６万４，０００円の減額でございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金９０１万５，０００円は、前年度に比べ３．２％、３０万円の減額でございます。

款７予備費は、前年度と同額でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条、歳出予算の流用について定めております。また、給与費明細書を３６ページ以降に記載いたしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願いいたします。

以上、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７号、平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをごらんください。

第１条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１億７，６６０万５，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料１４億７，２１２万２，０００円は、第１号被保険者の保険料で、前年度に比べ８．６％、１億１，６５５万２，０００円の増額で、これは保険料改定によるものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料１０万８，０００円は、保険料の督促手数料でございます。

款３国庫支出金１２億９，９９７万１，０００円は、前年度に比べ１０．９％、１億２，８２５万５，０００円の増額でございます。

項１国庫負担金１０億２，９３７万８，０００円は、前年度に比べ０．３％、３２０万７，０００円の減額でございます。

項２国庫補助金２億７，０５９万３，０００円は、前年度に比べ９４．５％、１億３，１４６万２，０００円の増額でございます。これは７５歳以上の高齢者の増加に伴う調整交付金の増によるものが主なものでございます。

款４支払基金交付金１６億３，２２８万６，０００円は、前年度に比べ１．７％、２，７２１万円４，０００円の増額でございます。

款５府支出金８億４，０９０万１，０００円は、前年度に比べ１９．５％、２億３１８万２，０００円の減額でございます。

項１府負担金７億７，９６５万３，０００円は、前年度に比べ０．７％、５２５万４，０００円の減額でございます。

項２府補助金６，１２４万８，０００円は、前年度に比べ７６．４％、１億９，７９２万８，０００円の減額でございます。これは大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の減などによるものでございます。

款６繰入金、項１一般会計繰入金９億３，０７７万５，０００円は、前年度に比べ１２．５％、１億３，３４０万１，０００円の減額でございます。これは調整交付金や保険料の増により、基金繰り入れがなかったことなどによるものでございます。

款７諸収入４０万７，０００円は、前年度に比べ３８４．５％、３２万３，０００円の増額でございます。

項１延滞金、加算金及び過料は３万円を見込んでおります。

項２雑入は３７万７，０００円を見込んでおります。

款８財産収入、項１財産運用収入３万５，０００円は、前年度に比べ１２．９％、４，０００円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、４ページをごらんください。

款１総務費１億５，７５６万７，０００

円は、前年度に比べ５９．６％、２億３，２７８万９，０００円の減額でございます。

項１総務管理費１億２１０万７，０００円は、前年度に比べ６８．３％、２億２，０２６万３，０００円の減額でございます。これは大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の減などによるものでございます。

項２徴収費６８６万７，０００円は、前年度に比べ７６．２％、２９７万円の増額でございます。これは主に保険料改定に伴う通信運搬費の増によるものでございます。

項３介護認定審査会費４，８５９万３，０００円は、前年度に比べ２４．２％、１，５４９万６，０００円の減額でございます。これは主に要介護認定業務委託料の予算の一部を、任意地域支援事業費の介護給付適正化事業委託料に分割したことによるものでございます。

款２保険給付費５５億６，６２３万９，０００円は、前年度に比べ０．５％、２，６０３万３，０００円の減額でございます。

項１介護サービス等諸費５０億２，００４万８，０００円は、前年度に比べ３．７％、１億８，１３５万６，０００円の増額でございます。

項２介護予防サービス等諸費１億９，０４１万９，０００円は、前年度に比べ４８．８％、１億８，１６０万１，０００円の減額でございます。これは介護予防サービスの一部が、介護予防日常生活支援総合事業に移行したためでございます。

項３その他諸費５６１万２，０００円は、前年度に比べ２．８％、１５万２，０００円の増額でございます。

項４高額介護サービス等費１億５，２１７万１，０００円は、前年度に比べ１６．４％、２，１４１万１，０００円の増額でございます。これは高額介護サービス等の制度変更に伴うものでございます。

項５高額医療合算介護サービス等費１，７５９万７，０００円は、前年度に比べ２２．３％、５０６万３，０００円の減額でございます。

項６特定入所者介護サービス等費１億８，０３９万２，０００円は、前年度に比べ１９．０％、４，２２８万８，０００円の減額でございます。

款３地域支援事業費４億１，３９４万２，０００円は、前年度に比べ７４．０％、１億７，６０９万２，０００円の増額でございます。

項１介護予防・生活支援サービス事業費２億５，４２４万９，０００円は、前年度に比べ１０１．０％、１億２，７７５万３，０００円の増額でございます。これは介護予防サービスの介護予防日常生活支援総合事業への移行に伴う増によるものでございます。

項２一般介護予防事業費１，８８６万２，０００円は、前年度に比べ３８．３％、５２２万４，０００円の増額でございます。これはつどい場やサロンなどにリハビリ専門職の職員を派遣するなど、介護予防に係る事業費の増加に伴うものでございます。

項３包括的支援事業・任意事業費１億４，０８３万１，０００円は、前年度に比べ４４．１％、４，３１１万５，０００円の増額でございます。これは生活支援コーディネーターや認知症初期集中支援チームの配置、介護給付費適正化事業委託料の予算科目の一部変更などによるものでございます。

款４基金積立金３，３８５万７，０００円は、前年度に比べ１０６．９％、１，７４９万５，０００円の増額で、保険給付に係る剰余金等を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款５諸支出金、項１償還金及び還付加算金５００万円は、前年度に比べ２５％、１００万円の増額で、過年度分保険料払戻金でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条は歳入歳出予算の流用について定めております。また、給与費明細書を３２ページ以降に記載いたしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８号、平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１０億７，５７３万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料８億７，３５１万円は、前年度に比べ７．８％、６，３３１万３，０００円の増額で、被保険者数の増加に伴うものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料３万６，０００円は、督促手数料で前年度と同額でございます。

款３国庫支出金、項１国庫補助金２７２万１，０００円は、システム改修費補助金でございます。

款４繰入金、項１一般会計繰入金１億９，９４６万１，０００円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ９．２％、１，６７６万７，０００円の増額でございます。

款５諸収入、項１延滞金、加算金及び過料１万円は、保険料の延滞金で前年度と同額でございます。

次に、歳出でございますが、４ページ、款１総務費８４３万２，０００円は、前年度に比べ６９．８％、３４６万６，０００円の増額でございます。

項１総務管理費７２８万３，０００円は、前年度に比べ８５．６％、３３５万８，０００円の増額で、保険料軽減特例見直しに係るシステム改修等によるものでございます。

項２徴収費１１４万９，０００円は、前年度に比べ１０．４％、１０万８，０００円の増額で、保険料収納に関する経費でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金１０億６，５２１万２，０００円は、前年度に比べ８．０％、７，９３３万５，０００円の増額で、本市が徴収しました保険料及び保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金１３４万４，０００円は、過年度分保険料還付金等でございます。

款４予備費は、７５万円を計上いたしております。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　暫時休憩します。

（午前１１時５６分　休憩）

――――――――――――――――

（午後　０時５９分　再開）

○藤浦雅彦議長　休憩前に引き続き、再開します。

引き続き、説明を求めます。

保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、続きまして、議案第１２号、平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、過年度分の国庫負担金返還金が確定したことに伴う歳入歳出の補正及び事務費等の精査額を計上いたしております。

それでは、予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条で既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１２０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２０億３，１５７万７，０００円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、２ページの第１表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款４療養給付費交付金、項１療養給付費交付金２，９３８万円の減額は、退職被保険者等給付費の減額に伴うものでございます。

款８繰入金、項１一般会計繰入金５３５万９，０００円の減額は、事務費等の精査額を、職員給与費等繰入金から減額するものでございます。

款１０繰越金、項１繰越金３，５９４万１，０００円の増額は、今回の補正財源として計上いたすものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費３７８万４，０００円の減額は、委託料の確定等に伴う不用額の精査でございます。

項２徴収費１４０万３，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

項３運営協議会費１７万２，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

款２保険給付費、項１療養諸費２，２７４万円の減額及び項２高額療養費６６４万円の減額は、退職被保険者等の減少に伴う不用額の精査でございます。

款８保健施設費、項１保健施設費１，１８９万３，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金４，７８３万４，０００円の増額は、過年度分国庫負担金返還金の確定に伴う返還金を計上いたすものでございます。

また、給与費明細書を１４ページ以降に記載いたしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１７号、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで都道府県が行うこととされていた居宅介護支援事業者の指定を市町村が行うこととされ、指定権限が市町村に移譲されたことから、厚生労働省令で定める基準に従い、本条例を制定するものでございます。

それでは、その内容を条文に沿ってご説明申し上げます。

本条例は、六つの章および３４の条文と附則で構成をいたしております。

まず、第１章につきましては趣旨及び基本方針で、第１条において条例を定める趣旨について、第２条において本条例における用語の定義につきまして、第３条において基本方針について規定をいたしております。

第２章につきましては指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準で、第４条において指定居宅介護支援事業者の要件を規定いたしております。

第３章につきましては人員に関する基準で、第５条において従業員の員数、第６条において管理者について規定をいたしております。

第４章につきましては、第７条から第３２条までにおいて、運営に関する基準を定めております。

まず、第７条において指定居宅介護支援事業者の指定居宅介護支援の提供に関する内容及び利用者等に関する手続の説明及び同意について規定し、第８条においてサービス提供拒否の禁止、第９条においてサービス提供困難時の対応、第１０条において受給資格等の確認、第１１条において要介護認定の申請に係る援助、第１２条において身分を証する書類の携行、第１３条において利用料等の受領、第１４条において保険給付の請求のための証明書の交付、第１５条において指定居宅介護支援の基本的な取扱方針について、第１６条において第３条の基本方針及び前条の基本取扱方針に基づき、具体的な取扱方針を規定いたしております。

第１７条において法定代理受領サービスに係る報告、第１８条において利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、第１９条において利用者に関する市町村への通知、第２０条において管理者の責務、第２１条において運営規定、第２２条において勤務体制の確保等、第２３条において設備及び備品等、第２４条において従業員の健康管理、第２５条において重要事項の掲示、第２６条において秘密の保持等、第２７条において広告についての規定、第２８条において居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等、第２９条において苦情処理、第３０条において事故発生時の対応、第３１条において会計の区分につきまして、それぞれ規定をいたしております。

第３２条において記録の整備について規定をしておりますが、国基準では保存年限が２年とされているところを、大阪府の基準と同様、介護給付費の消滅時効と整合性を図るため、５年といたしております。

第５章につきましては、基準該当居宅介護支援に関する基準で、第３３条において基準該当居宅介護支援に関する基準は、指定居宅介護支援に関する基準を準用する旨、規定いたしております。

第６章につきましては雑則で、第３４条において条例の施行に関し、必要な事項は市長が定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行する旨、定めております。

また、経過措置といたしましては、平成３３年３月３１日までの間は、主任介護支援専門員を管理者とすべきところ、現行どおり、介護支援専門員を管理者とすることができる旨、規定いたしております。

以上、新条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１８号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）１ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は社会福祉法の改正に伴う所要の整備を行うとともに、新たに地域包括支援センターの機能強化や評価制度を導入するため、これまで摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会の中で開催されていました、地域包括支援センター運営協議会を附属機関に位置づけるため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条項につきまして、ご説明申し上げます。

社会福祉法の改正により、別表中、社会福祉法第１０７条を社会福祉法第１０７条第１項に改めるとともに、同表、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会の項の次に、地域包括支援センター運営協議会を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。また、本改正に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会委員の次に、地域包括支援センター運営協議会委員、日額６，９００円を加える改正をあわせて行うものでございます。

以上、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２４号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）５０ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は平成３０年４月から居宅介護支援事業者に係る指定権限が大阪府から移譲されることに伴い、指定に係る手数料を定めるために改正するもの及び地方分権計画の見直しにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、高圧ガスの保安に関する事務及び液化石油ガスの保安に関する事務の手数料の額について改正するものでございます。

それでは、改正条文についてご説明申し上げます。

まず、第２条は手数料の種類及び金額の規定で、居宅介護支援事業所に係る指定権限の移譲に伴い、第７号に介護保険に関する事務を追加し、ア、指定居宅介護支援事業者の指定１件３万円、イ、指定居宅介護支援事業者の指定の更新１件１万円。ウ、指定介護予防支援事業者の指定１件３万円、エ、指定介護予防支援事業者の指定の更新１件１万円とするものでございます。

次に、高圧ガスの保安に関する事務につきましては、キ、高圧ガスを充填するための容器に係る容器検査または容器再検査の項中、内容積１リットル以上５リットル未満の容器１個の手数料の額１８０円を１６０円に、同項中、内容積３０リットル以上の容器１個の手数料の額２２０円を２１０円に、４円を３円に、内容積５リットル以上３０リットル未満の容器１個の手数料の額２２０円を２１０円に、内容積１リットル未満の容器１個の手数料の額９０円を８０円に改め、液化石油ガスの保安に関する事務につきましては、シ、充填設備の所在地、構造、設備または装置の変更の許可の項中、１万９，０００円を１万７，０００円に改めるものでございます。

また、７号の追加による条文整理もあわせて行うものでございます。

次に、第４条は手数料の免除の規定で、第２条に第７号が追加されことに伴う条文整備でございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第２４号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２７号、摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）５６ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第３条は保険料を徴収すべき被保険者についての規定で、第２号から第４号は法律の改正に伴い引用条文の追加を行うものでございます。

第５号は、国民健康保険の住所地特例対象者が後期高齢者医療制度に移行する際、適用が引き継がれる旨の規定を加えるものでございます。

第４条は、普通徴収に係る保険料の納期について新たに項を加え、金融機関の営業日を踏まえた規定とするものでございます。

附則第２項及び第３項は、平成２０年度における保険料の徴収の特例について削除し、第４項を第２項とする条文整備を行うものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。ただし、第４条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２８号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は国民健康保険法及び国民健康保健法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）６０ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第１条は、本条例の趣旨について、国民健康保険制度の広域化に伴い、規定の整備を行うものでございます。

第２条は、国民健康保険運営協議会について、広域化に伴う規定の整備を行うものでございます。

第６条は、第２条の改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

第７条は、出産育児一時金の規定について、大阪府における共通基準と合わせた規定とする改正を行うものでございます。

第１２条は、保険料の賦課額に係る規定について、引用条文の改正等に伴う条文整備を行うものでございます。

第１２条の２は、一般被保険者に係る基礎賦課額について、法令の改正に伴い、新たに国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険給付費等交付金の規定を加える等の改正を行うものでございます。

第１５条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、所得割の率、均等割及び平等割の額を明記し、それに伴う

条文整備を行うものでございます。

第１５条の５は、基礎賦課限度額について、５４万円を５８万円に改めるものでございます。

第１５条の５の２は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金と賦課総額について、法令の改正に伴い、新たに国民健康保険事業費納付金の規定を加える等の改正を行うものでございます。

第１５条の５の５は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割の率、均等割及び平等割の額を明記し、それに伴う条文整備を行うものでございます。

第１５条の６は、介護納付金賦課総額について、法令の改正に伴い、新たに国民健康保険事業費納付金の規定を加える等の改正を行うものでございます。

第１５条の７は、介護納付金賦課額について、算定方式を従前の３方式から２方式へ改めるものでございます。

第１５条の９は、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割の率及び均等割の額を明記し、それに伴う条文整備を行うものでございます。

第１７条は、普通徴収に係る保険料の納期について、新たに項を加え、金融機関の営業日を踏まえた規定とするものでございます。

第２０条は、保険料の減額について、第１項第２号は５割軽減の所得基準について２７万円を２７万５，０００円に、第１項第３号は２割軽減の所得基準について４９万円を５０万円にそれぞれ改めるものでございます。

第１項、第３項及び第４項について、賦課限度額の改正に伴い、それぞれ改めるものでございます。また、第２項、第３項、第４項について、保険料率等の明記に伴う条文整備を行うものでございます。

第２０条の４は、特例対象被保険者等に係る届け出について、規定の整備を行うものでございます。

第２５条は、保険料の減免について、大阪府における共通基準と合わせた規定とする改正を行うものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。ただし、第１７条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。また、適用区分につきましては、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお、従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２９号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、今般の介護保険法施行令の改正等に伴い、介護保険の保険料等についての改正が必要となり、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）８０ページからの新旧対照表をあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第４条第１項につきましては、平成３０年度から平成３２年度までの各年度における保険料を介護保険法施行令第３９条の規定に基づいて定めるもので、保険料基準額を６万９，４８０円に改め、各段階の保険料の額をそれぞれ定めるものでござ

います。また、第１項第６号アにつきましては、介護保険法施行令第３８条に定める基準が改正されたことに伴い、保険料段階の判定について、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることに改めるものでございます。

次に、同項第７号ア及び第８号アにつきましては、介護保険法施行規則等の一部改正により、基準所得金額を改めるものでございます。

第２項は、減額賦課に係る各年の保険料率を平成３０年度から平成３２年度まで３万１，２６６円と改めるものでございます。

第５条第１項につきましては、金融機関の営業日を踏まえた規定といたすものでございます。

第２項及び第３項は、文言の整備でございます。また、附則第６条は条文整備でございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第１項、この条例は平成３０年４月１日より施行するものでございます。ただし、第５条の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

第２項につきましては、改正後の摂津市介護保険条例第４条の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお、従前の例によるものとするものでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３０号、摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、今般の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条項の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）８４ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第３条は、本条例の基本方針を定めるもので、第４項において指定介護予防支援事業者は、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者と連携する旨、加えるものでございます。

第７条は、内容及び手続の説明及び同意の規定で、第２項において指定介護予防支援事業者が利用者に説明し、理解を得なければならないことの中に、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを追加するとともに、新たに第３項を追加し、指定介護予防支援事業者は指定介護予防支援の提供の開始に際して、あらかじめ利用者またはその家族に対して、利用者について病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院、または診療所に伝えるよう求めなければならないことを規定するものでございます。

また、第４項から第８項につきましては、第３項の追加に伴う条文整備を行うものでございます。

第３１条は記録の整備の規定で、第２項につきましては、保存期間の開始時期を明記するものでございます。

第３３条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針で、第９号につきましては、サービス担当者会議において利用者及びその家族の参加を基本とする旨、加えるものでございます。

また、第１４号の２につきましては、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、情報を利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供する旨、追加するものでございます。

第２１号につきましては、第１４号の２の追加に伴う条文整備、第２１号の２につきましては、前号の場合における担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない旨の追加でございます。

第２８号につきましては、指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から同条第２項の検討を行うための資料または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努める旨、追加するものでございます。

第３４条第１号につきましては、文言整備でございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。ただし、新条例第３１条第２項の規定は、旧条例第３１条第２項の規定によって整備されている同項各号に掲げる記録であって、この条例の施行の際、現に保存しているものについても適用するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　次に、市民生活部長。

（野村市民生活部長　登壇）

○野村市民生活部長　議案第６号、平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条で歳入歳出予算の総額を１，４４２万９，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページ、４ページの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１共済掛金、項１共済掛金は４９２万の計上で、前年度に比べ２０．６％、８４万円の増額となっております。これは加入者見込み数の増加に伴うものでございます。

款２繰入金、項１共済繰入金は８７７万円で、前年度に比べ２．９％、２６万円の減額となっております。

項２一般会計繰入金は７３万円５，０００円の計上で、前年度に比べ０．３％、２，０００円と増額となっております。これはパート共済事務経費と退職金に加算する利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款３諸収入、項１預金利子は４，０００円で、積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款１共済総務費、項１共済総務管理費は４万２，０００円で、前年度に比べ３９．１％、２万７，０００円の減額となっております。

款２共済金、項１共済金は１，４３８万２，０００円で、前年度に比べ４．４％、６０万９，０００円の増額となっております。

款３予備費、項１予備費は５，０００円で、前年度と同額を計上しております。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　消防長。

（明原消防長　登壇）

○明原消防長　議案第１９号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）４ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

本件は、現在、条例定数どおりの配置人数となっている消防機関の職員について、増加を続ける救急需要に対応し、現場到着時間の短縮による救命率向上を目的に、専任救急隊を１隊増隊することを想定し、定数を改正いたすものでございます。

それでは、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第２条第７号の消防機関の職員、現行「９３人」を「１０３人」に改正をいたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行する旨を規定いたすものでございます。

以上、議案第１９号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３４号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）９５ページから９７ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成３０年２月７日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正いたすものでございます。

平成２８年１１月に一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、扶養手当の支給額が段階的に変更されたことを受け、平成２９年４月１日施行の本条例の一部改正に続き、今回、一部改正をいたすものでございます。

主な改正内容は政令に定められた補償基礎額の加算額に準拠し、本条例に定める加算額を改正いたすものでございます。

それでは、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第２条の改正は、損害補償を受ける対象者を明確にいたすものでございます。

第５条第３項では、各補償基礎額の加算額について改正を行うものであります。配偶者に係る加算額は「３３３円」を「２１７円」に減額し、配偶者がいる場合の子については、「２６７円」を「３３３円」に増額いたすものでございます。

また、配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の孫、祖父母等の加算額につきましては、「３００円」を「２１７円」に減額いたすものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項はこの条例は平成３０年４月１日から施行し、第２項は改正後の摂津市消防団員等公務災害補償条例第５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由

の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前に係る傷病補償年金等については、なお、従前の例によるものと規定いたすものでございます。

以上、議案第３４号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　市長公室長。

（山本市長公室長　登壇）

○山本市長公室長　議案第２０号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、週休日の振りかえ等により、１週間の正規の勤務時間を超えて行った勤務に係る時間外勤務手当等の支給に関する事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

本条例は、三つの条文から構成されており、第１条は一般職非常勤職員等について、第２条は一般職の職員について、第３条は企業職員について、それぞれ同内容の一部改正となっており、地方公務員に適用される労働基準法に基づくものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係）の５ページから１８ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

説明の便宜上、初めに第２条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正から、議案参考資料（条例関係）に沿ってご説明をさせていただきます。

議案参考資料（条例関係）の１０ページ、第１７条は一般職の職員の時間外勤務について規定しており、第３項は週休日の振りかえ等により、１週間の正規の勤務時間を超えて勤務を行った場合に、その超えた時間については、１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で、規則で定める割合の時間外勤務手当を支給する規定を、第４項は週休日の振りかえ等により、１週間の正規の勤務時間を超えて勤務を行い、かつ時間外勤務が月６０時間を超えた場合、当該時間１時間につき１００分の５０を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する規定を、第５項は週休日の振りかえ等により、１週間の正規の勤務時間を超えて勤務を行い、かつ時間外代休時間を取得した場合、当該時間１時間につき、１００分の５０から第３項の規則で定める割合を減じて得た額を、時間外勤務手当として支給する規定をそれぞれ加えるものでございます。

先ほども申し上げましたように、第１条は摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正、第３条は摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、いずれの職員も第２条の一般職の職員と同内容の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして第１項には、この条例は平成３０年４月１日から施行する旨を、第２項には摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における引用箇所について、項番号の整備を行う旨を規定しております。

以上、議案第２０号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２１号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、平成２９年人事

院勧告に基づく勤勉手当の改正及び業績評価の結果を勤勉手当へ反映する対象を、係長級以上の職員から全ての職員へ拡大するための所要の改正並びに人事院勧告における給与制度の総合的見直しへの対応として、５５歳を超える職員の減額措置を廃止する改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係）１９ページから３６ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第２３条は期末手当について規定しており、５５歳を超える課長代理級以上の職員に対して、給与月額及び管理職手当の１．５％を減額する措置を行うとする附則第２５項の規定を廃止することに伴う改正のほか、条文の整理を行うものでございます。

第２４条は勤勉手当について規定しており、第１項は給与減額措置の規定を廃止することに伴う改正のほか、業績評価の結果を勤勉手当へ反映する対象を全ての職員へ拡大する改正を、第２項は支給月数を６月支給と１２月支給で平準化する改正を、第３項から第５項までは、第１項の規定に伴う項番号の整備や条文の整理を行うものでございます。

附則第１５項から第２８項までは、給与減額措置に関係する規定を廃止する改正及び条文の整理、項番号の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項はこの条例は平成３０年４月１日から施行する旨を規定しており、第２項から第５項まで及び第７項は、給与減額措置に関する規定を廃止する改正を、第６項は公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例における給与条例からの引用箇所について、項番号の整備を行うものでございます。

以上、議案第２１号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２２号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、給与決定に際し、国の一般職に照らし合わせ、職務の等級を見直すために所要の改正を行うものございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係）の３７ページから３９ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第１条は、一般職の職員の給与に関する条例に係る改正でございます。

第３条第３項の表は、任期付職員の給与月額を任期の定めのない職員に準じて改正するもので、別表第２第１項の表は、任期の定めのない職員の等級別基準職務表を、同第２項の表は任期付職員の等級別基準職務表を、国家公務員において定める基準に準じて改正を行うものでございます。

続きまして、第２条は摂津市職員の退職手当に関する条例に係る改正で、第６条の４は、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるよう、退職前の職責に応じて加算されます退職手当の調整額について、国基準と同様にするための改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項には、この条例は平成３０年４月１日から施行する旨を規定しており、第２項から第８項には特定の職員の等級の切りかえ、号給の切りかえ、職員が受けていた号給等の基礎、

給与の切りかえに伴う経過措置に関する項目を規定しており、特定の職員の等級の切りかえに関する具体的な方法につきましては、附則別表に記載のとおりでございます。

第９項及び第１０項には、給与が切りかえられた職員等の退職手当の取り扱いについて規定しており、第１１項にはこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める旨を規定しております。

以上、議案第２２号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２３号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、昨年、人事院が公表いたしました退職給付水準の官民比較の結果に伴うもので、調査の結果、公務が民間を３．０８％上回っていたことから、既に法律改正がなされました国の一般職に準拠した形で退職手当の基本額に乗じる調整率を引き下げる改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係）の４０ページから４９ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第１条は、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

第７条第５項第２号は、地方独立行政法人法の改正に伴う引用箇所の項番号の整備を行うもので、附則第２項は退職時の給与月額に基づき算出される退職手当の基本額に乗じる調整率を、現在の「１００分の８７」から「１００分の８３．７」に引き下げる改正を行うものでございます。

第２条及び第３条は、それぞれ経過措置として効力を有しております摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございまして、算出する退職手当の基本額に乗じる調整率を、現在の「１００分の８７」から「１００分の８３．７」に引き下げるほか、国家公務員退職手当法の改正に準じて、条文の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第２３号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　それではまず、議案第２５号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）５４ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

改正理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことに伴い、条ずれが生じましたことに対応するものでございます。

改正内容といたしましては、第１５条第１項第２号中、「同条第９項」を「同条第１１項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第２５号、提案の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２６号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）５５ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第５条におきまして、摂津市立児童発達支援センターで実施する事業を規定いたしておりますが、このたび、それらの事業の根拠法令であります児童福祉法が改正されたことに伴い、条ずれが生じましたことから、引用条文の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第２６号提案の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　議案第３１号、摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）９０ページから９１ページもあわせてご参照願います。

本件は、平成２９年１２月１５日の旅館業法の改正に伴いまして、引用する条文にずれが生じましたことから、改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、摂津市ラブホテル建築規制条例第２条第１号の条文のうち、第２項、第３項及び第４項を、第２項及び第３項に改めるものでございます。

次に、摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表において、１の項の地域活性化ゾーン第２号のうち、「第２条第４項」を「第２条第３項」に、「同条第５項」を「同条第４項」に改めるものでございます。

なお、本条例は平成３０年６月１５日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３２号、摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）９２ページもあわせてご参照願います。

本件は、平成２９年６月１５日の都市計画法の改正に伴いまして、引用する条文にずれが生じましたことから、改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第２条第１号の条文のうち、「第９条第９項」を「第９条第１０項」に、第２号の条文のうち、「第９条第８項」を「第９条第９項」に改めるものでございます。

なお、本条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３３号、摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）９３ページから９４ページもあわせてご参照願います。

本件は、平成２９年１２月１５日の建築基準法の改正に伴いまして、引用する条文

にずれが生じましたことから、改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例第３条のうち、「別表第２（ち）項」を「別表第２（り）項」に改めるものでございます。

次に、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表において、３項の医療・健康創生関連ゾーン第１０号のうち、「別表第２（り）項第３号」を「別表第２（ぬ）項第３号」に改めるものでございます。

なお、本条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　以上で説明が終わりました。質疑は、後日受けることにいたします。

続いて、日程５、議案第１５号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

（土井建設部長　登壇）

○土井建設部長　議案第１５号、市道路線認定の件について提案内容をご説明申し上げます。

本件は、独立専用自動車道１路線、地区内道路７路線、総延長４１８．３メートルを市道として道路法第８条第２項に基づき、路線認定を行うものでございます。

路線認定の区間、敷地の延長、幅員及び面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

また、位置等につきましては、議案参考資料３ページから８ページもあわせてご参照願います。

路線認定の概要といたしましては、独立専用自歩道番号１、境川３号線は、自転車歩行者道路整備事業により整備を行ったものでございます。

次に、地区内道路番号１、千里丘東８７号線、番号３、正雀４０号線、番号４、正雀４１号線、番号５、正雀４２号線、番号６、正雀４３号線、以上５路線は、都市計画法第４０条第２項の規定により、帰属を受けたものでございます。

番号２、千里丘東８８号線は、自転車歩行者道路整備事業により整備を行ったものでございます。

番号７、千里丘新町４号線は、健都イノベーションパークにおいて、吹田市が整備を行った道路を本市が譲渡を受けたものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　説明が終わり、質疑に入ります。三好義治議員。

○三好義治議員　今、議案第１５号の説明を受けましたが、２点について質問したいと思います。

まず１点目の独立専用自歩道の番号１につきましては、自転車と歩行者が共用して通れる道路ということになっております。それと加えて、今回、地区内道路が千里丘東３丁目の千里丘東８８号線の部分から終点の所が、そこまでが道路認定となっておりまして、１号路線の先ほどご説明がありました境川３号線、これにつきましては独立専用自歩道になっていると。

これは一貫した部分では、道路認定ができなかったんかという部分で、多分民地の部分が千里丘東８８号線にかかわっているから、これが千里丘東８８号線、また、境川３号線、これ連動しているんですね。

だから、ここでの区切りの部分をもうちょっと明確に説明いただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　建設部長。
○土井建設部長　路線認定の件でございますけれども、ご指摘のとおり、千里丘東８８号線につきましては、認定以前から隣接に駐車場がございまして、車の出入り等に道路が使われておりました。
　今回、境川３号線につきましては、新たに閉鎖されておった堤防上の通路でございますけれども、市のほうで整備を行い、自歩道として整備を行ったものです。
　そのために、境川３号線と千里丘東８８号線、２つに分けて、今回、認定を行わせていただいたものでございます。
　以上でございます。
○藤浦雅彦議長　三好義治議員。
○三好義治議員　千里丘東８８号線は従来からあったからよくわかりますけど、この境川３号線はもともと堤防敷であったんで、所有権はどこにあって、今回どういう整備をされて、この道路を独立専用自歩道として認定していったのか、その過去の経緯も含めてお知らせいただけますか。
○藤浦雅彦議長　建設部長。
○土井建設部長　境川３号線につきましては、境川の堤防上を利用した道路でございます。
　そのために堤防上の権原としましては、大阪府の所有になります。
　大阪府としましては、堤防上の転落防止柵が低かったこと、また、境川３号線を開放することによって、違法駐車が心配されたことから、大阪府において閉鎖されておった道路でございます。
　阪急摂津市駅が出来まして、歩行者の駅への動線確保等から摂津市が大阪府と協議をいたしまして、摂津市のほうで整備を行い、市のほうで認定を行い、今後、管理していくものでございます。
　以上です。
○藤浦雅彦議長　三好義治議員。
○三好義治議員　あとはもう要望にしておきますけど、千里丘東８８号線、これは車でもそこ入れるんで、それ以降、この境川３号線になると、ここはもう車どめがあって、自転車と歩行者、こういうような区切りになってきますね、この条文からいきますと。そこに対しては、安全対策に十分配慮をしていただくことを要望としておきたいと思います。
　以上です。
○藤浦雅彦議長　ほかにございますか。
　以上で質疑を終わります。
　お諮りします。
　本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。
　討論に入ります。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○藤浦雅彦議長　討論なしと認め、討論を終わります。
　議案第１５号を採決します。
　本件について可決することに賛成の方の起立を求めます。
　（起立する者あり）
○藤浦雅彦議長　起立者全員です。
　よって、本件は可決されました。
　日程６、議案第１６号を議題とします。提案理由の説明を求めます。環境部長。
　（山田環境部長　登壇）
○山田環境部長　議案第１６号、損害賠償の額を定める件につきまして、その内容をご説明申し上げます。
　本件は、平成２９年５月１０日に公用自動車により公務中に発生しました物損事故につきまして、このほど、示談内容に合意

いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額等につきまして、議案第１６号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過についてご説明申し上げます。

本件は、平成２９年５月１０日水曜日午前１０時３０分ごろ、摂津市千里丘東一丁目１２番１９号地先の市道千里丘東２号線において、環境業務課のごみ収集車を徐行しながら運転していたところ、車体の左側が駐輪していた自転車と接触し、その際、当該自転車が隣接する家屋テラスの支柱部分に転倒し、支柱に損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議いたしましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合が本市１００％と認定され、家屋テラスの修理に要する費用の全額４２万８７６円を損害賠償金として支払うことで、相手方と合意したものでございます。

損害賠償金につきましては、同共済会よりその全額が支払われるものでございます。

事故の防止につきましては、日ごろから機会あるごとに注意喚起を行っておりますが、この事故を契機に安全運転講習会などを実施し、さらに意識の向上に努めているところでございます。

今後もより一層安全運転に対する意識と技術の向上を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第１６号、損害賠償の額を定める件の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第１６号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

２月２１日から３月５日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

きょうはこれで散会をいたします。

（午後２時３分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　藤　浦　雅　彦

摂津市議会議員　　光　好　博　幸

摂津市議会議員　　嶋　野　浩一朗

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成３０年３月６日

（第２日）

平成３０年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

平成３０年３月６日（火曜日）
午前１０時　　開　会
市　役　所　新　館　７　階　講　堂

１　出席議員　（１９名）

１番	福　住　礼　子	２番	藤　浦　雅　彦
３番	安　藤　　薫	４番	野　口　　博
５番	村　上　英　明	６番	水　谷　　毅
７番	南　野　直　司	８番	中　川　嘉　彦
９番	弘　　豊	１０番	増　永　和　起
１１番	三　好　義　治	１２番	楢　村　一　臣
１３番	渡　辺　慎　吾	１４番	森　西　　正
１５番	香　川　良　平	１６番	三　好　俊　範
１７番	松　本　暁　彦	１８番	光　好　博　幸
１９番	嶋　野　浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森　山　一　正	副市長	奥　村　良　夫
教育長	箸尾谷　知　也	市長公室長	山　本　和　憲
総務部長	井　口　久　和	市民生活部長	野　村　眞　二
市民生活部理事	小　林　寿　弘	環境部長	山　田　雅　也
保健福祉部長	堤　　守	保健福祉部理事	平　井　貴　志
建設部長	土　井　正　治	上下水道部長	山　口　　猛
上下水道部理事	石　川　裕　司	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北　野　人　士
教育委員会次世代育成部長	前　馬　晋　策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊　田　拓　夫
消防長	明　原　　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤　井　智　哉	事務局参事兼局次長	岩　見　賢　一　郎

1 議　事　日　程

1,	議　案　第	１号	平成３０年度摂津市一般会計予算
	議　案　第	２号	平成３０年度摂津市水道事業会計予算
	議　案　第	３号	平成３０年度摂津市下水道事業会計予算
	議　案　第	４号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議　案　第	５号	平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議　案　第	６号	平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議　案　第	７号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算
	議　案　第	８号	平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議　案　第	９号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）
	議　案　第	１０号	平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）
	議　案　第	１１号	平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）
	議　案　第	１２号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議　案　第	１７号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
	議　案　第	１８号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	１９号	摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２０号	摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２１号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２２号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２３号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２４号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２５号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２６号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２７号	摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２８号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	２９号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	３０号	摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	３１号	摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	３２号	摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	３３号	摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案　第	３４号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
2,	議　案　第	３５号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）
3,			代表質問
			大阪維新の会　渡辺　慎吾　議員

民主市民連合　三好　義治　議員
自民党・市民の会　松本　暁彦　議員

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程３まで

（午前１０時　開議）

○藤浦雅彦議長　ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び安藤議員を指名します。

日程１、議案第１号など３０件を議題とします。

本３０件について質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本３０件につき、議案第１号及び議案第９号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異義なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程２、議案第３５号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（井口総務部長　登壇）

○井口総務部長　おはようございます。

それでは、提案説明をさせていただきます。議案第３５号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、国の補正予算に伴います事業についての追加補正となっております。

初めに、補正予算の第１条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億５３８万４，０００円を追加し、その総額を３４３億９，４６１万２，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１４国庫支出金、項２国庫補助金８３５万９，０００円の増額は、国の補正予算に伴う小学校屋内運動場改修工事に係る学校施設環境改善交付金でございます。

款１８繰入金、項２基金繰入金２万５，０００円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款２０市債、項１市債９，７００万円の増額は、小学校屋内運動場改修事業債を新たに計上するものでございます。

次に歳出についてでございますが、款９教育費、項２小学校費１億５３８万４，０００円の増額は、国の補正予算を活用した小学校屋内運動場改修工事などでございます。

次に、第２条、繰越明許費につきましては、４ページ、第２表、繰越明許費に記載のとおり、小学校施設改修事業について、翌年度に改修工事を行うため繰越明許をするものでございます。

次に、第３条、地方債の補正につきましては、５ページ、第３表、地方債の補正に記載しております。追加分は、小学校屋内運動場改修事業に係る新たな起債でございます。

以上、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程３、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

渡辺議員。（拍手）

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　トップバッターを仰せつかりましたが、それでは、大阪維新の会代表として質問させていただきたいと思います。

まず初めに、私は市長との申し合わせで、ほとんど答弁調整をしていませんので、今回も真っ向勝負でよろしくお願いしたいと思います。

先月、韓国の平昌で行われました冬季オリンピックが終わりました。このオリンピックは、数々の感動を国民に与えてくれました。そして、スポーツマンシップのすばらしさを教えてくれました。

しかし、今回は政治色の濃いオリンピックとも言われました。北朝鮮と韓国との統一選手団の結成、開会式、閉会式への北朝鮮政府要人の参加が急遽決定され、オリンピックの場をかりて外交交渉の駆け引きの舞台になってしまったり、また、竹島の領土問題を持ち出したり、オリンピックの崇高さを汚されたような気持ちになったのは私だけではないと思います。

それだけ、日本を取り巻く極東アジアの状況の厳しさを物語っているのだと意識を新たにいたしました。

我が日本は、戦後７３年間平和憲法のもと平和を享受してまいりました。そして、さまざまな国際貢献を果たし、多くの国々から感謝され、勤勉に働き、世界有数の経済大国になりました。

しかし、この平和を今後も維持できる保証はありません。近隣の国々が軍事的な圧力を我が国にかけてきております。憲法を守っていれば平和が守れるような状況ではなくなってきております。現実を見据えながら憲法を改正し、さまざまな危険な状況に対して備えなくてはならないと思います。

さて、摂津市に目を転じますと、財政面では、経常収支比率も改善され、実質公債費比率も改善されました。住民一人当たりの法人税収も府下ではトップクラスであり、財政力も府下でトップクラスと聞いております。この状況を生かし、将来の摂津市を見据えて、さまざまな事業、施策を展開する必要があると考え、市政運営の基本方針にのっとり、順位に従い質問させていただきます。

まず初めに、市民が元気に活動するまちづくりについて、３点の質問をいたします。

１番目、「つながりのまち摂津」連絡会議は、平成２８年に市内４団体で発足されたと聞いておりますが、どのような取り組みをなされたのか、また、今後どのような取り組みをなされるのか、お聞きしたいと思います。

２番目に、地域コミュニティ活動推進運動についてであります。東日本大震災後、地域とのつながりの重要性を説き、さまざまな場面で啓発活動をしておられましたが、先ほど質問いたしました「つながりのまち摂津」連絡会議との兼ね合いも含め、どのように推し進められるのか、お尋ねしたいと思います。

３番目、集会所の管理についてであります。集会所の管理は、その規定に基づき、各地元自治会の運営委員会が管理しておられると聞いております。そこで、集会所が市の財産であることを踏まえた上で、管理運営を公平に行われているのかをしっかり

と検証する必要があると思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、１点目、千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散についてお尋ねいたします。

私が議員に初当選する以前から、千里丘西地区市街地再開発準備組合が立ち上がり、そして３０年が過ぎました。このたびやっと市施行による再開発事業が立ち上がるようです。率直にお聞きしますが、この３０年間、数千万円の予算を千里丘西地区市街地再開発準備組合につぎ込み、一体どのような議論がなされたのか、なぜ５年なり１０年なりで議論を打ち切り行政主体の再開発事業に転換しなかったのか、市民の安全のため行政として代執行も行えたのではないかと思います。行政主体の再開発事業とは時代も大きく変わり、今さらどのような再開発事業が行われるのか、時代と市民のニーズに応えられるのか疑問に思います。お考えをお聞きしたいと思います。

２番目、阪急正雀駅前の整備について、この件について過去から多くの議員が質問をしてこられました。行政が、商店街との兼ね合いがあるので、勉強会を立ち上げながら進めていこうという意図があったのだと思いますが、この構想も私が議員になる前からの案件だと思います。

私は選挙のたびに阪急正雀駅前で駅立ちを行います。いつも駅前の四差路で、危険な場面に遭遇いたします。市民からこの状況を何とか改善してほしいとの要望もよく聞きます。千里丘西地区の再開発といい、この阪急正雀駅前の整備といい、行政としての決断とまちづくりに対しての熱意が欠けているのではないかと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

３番目、経年劣化が進む公共施設について。

市制施行５０年が過ぎ、市制施行から１０年ほどは、市としてさまざまな公共施設を急ピッチで建設されたと聞いております。市内の公共施設は、耐震化を含め、劣化が進む中、早急な補修工事や建て替えの必要に迫られております。このことは、摂津市だけのことではなく全国的な状況であり、それが原因で数々の事故が起こっております。今後の補修工事、建て替えには膨大な予算が必要と思われますが、どのような対策を検討されているのかお聞きしたいと思います。

４番目、空家等対策計画について、我が会派の森西議員が過去に質問いたしましたが、空家等対策特別措置法が施行され、危険性のある建物に関して行政が一定の対応ができるようになりました。私の地元の周辺にあります古い自治会にも空き家が目立ち、中でも長屋風の集合住宅の一部が空き家になり、放置され、荒れ果て、住宅全体の崩壊につながるような物件も確認されます。居住されている近隣住民の安全の確保のため、早急な対応が必要と思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

５番目、安威川以南の防災対策について。安威川以南をハザードマップで見ますと、ほとんどの地区がレッドゾーンであります。過去にテレビ報道されましたが、想定外の雨量が発生すると、堤防決壊の危険があり、地域住民の安全確保が急務とのことであります。

市は以前、鳥飼西地区にありますスポーツ広場にて防災機能を有した体育館を建設されるということで、対策の一手を打たれたと喜んでいたのでありますが、前回の質問の答弁で、建設に関しては慎重に対応す

るということでありました。その１つの理由として、法律が変わり、２メートルのかさ上げが３メートルに変更になり、建設費の負担の増大があるとのことです。かさ上げが必要ということは、危険度がより高まったということであります。地域住民の安心・安全のためにも、避難場所や食糧備蓄の拠点建設が急務と思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

１番目、空き缶等の回収について。空き缶等の資源ごみ抜き取りに関しては、以前質問いたしましたが、行政も対応に苦慮しているとの答弁でありました。対策として、抜き取りの現場を発見したら注意し、犯罪行為との認識を持たせるとのことでありました。資源ごみの回収は現在どのような方法で行われているのか、それで得た収入はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

２番目、茨木市とのごみ処理広域連携について。本市焼却場が狭く更新が難しいと聞いておりますが、ごみ処理を茨木市と連携で広域処理を検討されているとお聞きしました。進捗状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

１番目、認知症初期集中支援チームについて。認知症は早期の段階に治療すれば、その症状が改善されたり、また進行を遅めたりできると聞いております。例えば、家族の中でその症状に気づき、医療機関ではなく、直接、その認知症初期集中支援チームに相談し、対応が受けられるのかをお聞きしたいと思います。

２番目、家庭児童相談業務の組織体制について。ニュースで毎日といっていいほど児童虐待の事件が取り沙汰されております。一番信頼している親から、また、そのパートナーから虐待され、そして命を失ったり、けがをしたりと、大変痛ましい事件が報じられております。摂津市においても、先日、私のところに幼い３人の兄弟が、自分たちの母親の交際相手から暴行を受け、大変な目に遭っているので、何とか母親から引き離し、しかるべき施設に入ることができないかという相談がありました。

本市においても、虐待事例が相当増加していると聞いております。家庭の中での虐待は、しつけの一環との理由で、なかなか他人が口出しできない複雑でデリケートな問題とは思いますが、最悪な結末になった後に、関係各位から後悔の弁が語られております。

今回の事例も歯がゆい気持ちでいっぱいであります。子どもたちの生命を守るためにも、一刻も早い対応が望まれますが、お考えをお聞きしたいと思います。

３番目、心筋梗塞の未然防止体制について。心筋梗塞は、死亡率の高い恐ろしい病気であります。しかし、初期段階でそれなりの処置を施せば、後遺症もなく、命を救える病でもあります。救急救命士だけではなく、地域の防災訓練の折、市民の皆さんも救急処置の訓練をしておられますが、年に一度の訓練では心もとなく、いざ目の当たりに患者が発生した場合、ほぼパニックに陥る方々もおられると思います。私もそのような現場に２回ほど遭遇いたしましたが、思うような対応が迅速にとれなかった経験があります。

将来、国立循環器病研究センターがＪＲ岸辺駅前に移転してまいります。３時間以内にセンターに運ばれましたら、ほとんど

の患者の命が助けられるとお聞きしました。発生から、段階に応じてスムーズに対応できるシステムの構築が必要と思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

４番目、難病患者に対しての社会活動支援について。先日、パーキンソン病患者の方から、体が不自由であるが仕事につきたいとの相談がありました。障害者の方々は法律等で支援体制があるので、難病患者の方には働く意思があっても、公の支援体制が受けられないとのことでした。単に医療費の軽減やさまざまな補助制度だけではなく、その方が働く意思を持ち、身体がそれを許すのであれば、労働に携わることができるように支援する体制を、本市独自でのシステムを構築するお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

次に、誰もが学び、成長するまちづくりについて、これは旧味舌小学校跡地の体育館についてでありますが、本市は市域が狭く、体育施設も少ないので、スポーツする場が不足しております。学校施設を利用したり、民間企業の施設を利用しながらスポーツを行っているのでありますが、学校、企業の行事と重なり、長期にわたり施設が使用できないことが多々あります。今回、旧味舌小学校跡地の体育館はどのような形態の体育館になるのかお尋ねしたいと思います。

２番目、総合体育館構想について、昨年の議会でも質問させていただきましたが、市民との約束であります総合体育館建設について、そのときの答弁では、摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会から、慎重を期する旨の答申を受けたので、場所等を慎重に練り直さなければならないとのことでありました。この総合体育館構想は、第４次摂津市総合計画にも、それから市政運営の基本方針にも明記され、市のさまざまな場面においても、市長は総合体育館建設に向けての発言をされました。また、行政機関でもしっかりと議論され、結論が出た計画であります。今後どのような形で実現されていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

活力ある産業のまちづくりについて。

１番目、商店街の空き店舗について。市内にある商店街も御多分に漏れず空き店舗が目立ちます。全国的にも、かつてにぎわっていた商店街の存続が取り沙汰されております。郊外に大型商業施設ができ、また、近所においてはコンビニエンスストアが多数でき、ネットでの宅配利用者も増加している昨今、商店街の必要性が希薄になってきているように思います。しかし、私は商店街のにぎわいが、まちの活性化や、地域での交流につながるのではないかと感じております。それぞれの商店街でもさまざまな活性化が図られておりますが、本市としてはどのように活性化を図られるのか、その取り組みについてお尋ねしたいと思います。

２番目、健都イノベーションパークについて。国立循環器病研究センター移転に伴い、健康・医療のまちづくりを目指す一環として、健都イノベーションパークに医療関係企業の誘致をされると聞いております。そこで、現在の段階でどのようなプランニングをされているのかお尋ねしたいと思います。

最後に、計画を実現する行政経営について。

１番目、人材育成についてであります。私が議員になった当初から、人材育成という言葉をよく聞きます。多分、毎年の市政運営の基本方針にはほとんど盛り込まれて

いる言葉と思います。職員数削減での職員のマンパワー強化が必要とされる昨今、新たな取り組みをどのようにされるのか、お尋ねしたいと思います。

２番目、市役所西別館解体後の跡地利用について、行政の新たな施設を建設されるのか、または民間に貸し出し、民間の施設を建てるのか、さまざまな利用価値があると思いますが、今後のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、大阪維新の会議員団を代表されての渡辺議員の質問にお答えをいたします。

まず、「つながりのまち摂津」連絡会議の内容についてのご質問でございますが、「つながりのまち摂津」連絡会議は、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会と市で組織され、平成２８年１１月１日、市制施行５０周年を期に、「つながりのまち摂津をみんなで育もう」という共同アピールを行って以降、人と人とのつながりの大切さを伝え、協働のまちづくりの推進を目的として取り組みを進めているものでございます。

次に、地域コミュニティ活動推進運動についてでありますが、少子高齢化、核家族化など、とりわけ地域でのきずなが希薄になっていることが原因となって、地域のコミュニティ団体の組織率の低下や、弱体化が懸念されております。この課題を解決するための方策として、改めて地域コミュニティの重要性を広く市民の方々に理解していただくため、「つながりのまち摂津」連絡会議で取り組まれている活動でございます。具体的には、２月に市内５か所での一斉街頭啓発、「広報せっつ」「せっつ社協ニュース」等の各団体機関紙等への記事掲載、各団体の会議及びイベント開催時におけるチラシの配布を通じ、本運動及び各団体の活動の周知啓発を行いますとともに、参画団体に共通する地域コミュニティ活動の推進をテーマとした研修会が開催されました。

次に、集会所の運営規定についてでございますが、本市では、地域住民のコミュニケーションの場として、市立集会所を５０か所設置しており、主に自治会の集会や老人クラブ、こども会等の地域活動や交流が主な使用目的となっております。

住民自治の促進を図るため、その管理運営につきましては、地元自治会会員等で構成される各集会所の運営委員会に委託しておりますが、本市が示しております集会所の運営要領案に基づき、集会所ごとの運営要領を定め、管理運営を行っていただいているところでございます。

なお、各集会所の使用状況及び収支決算報告につきましては、毎年度、運営委員会から市へ報告をいただいております。

千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散についての質問でございますが、千里丘西地区市街地再開発準備組合は、昭和６３年に発足され、権利者によるまちづくりと駅前広場など、公共施設との一体整備を図るため、市も千里丘西地区市街地再開発準備組合に対し支援を行ってまいりました。その間、千里丘西地区市街地再開発準備組合の活動が停滞した時期もあり、平成２５年からは、新たな整備手法による合意形成に努められましたが、組合設立に必要な同意が得られず、残念ながら解散に至ったものであります。

この結果を受け、千里丘駅西地区の整備

を検討するに当たり、駅前広場などの基盤整備だけを進める手法もございましたが、最終的には、市施行の再開発での整備を決断したものでございます。

これまで時間はかかりましたが、千里丘西地区市街地再開発準備組合の取り組みがあったからこそ、市施行による再開発事業を決断できたものと考えております。今後は、これまでの準備組合の活動による合意形成を無駄にすることなく、再開発事業を推進してまいりたいと考えております。

阪急正雀駅前の整備についてでありますが、正雀のまちづくりにつきましては、地元懇談会からの提言を受けるなど、駅前再開発を目指し進めてきた時期もございましたが、バブル経済の崩壊などもあり、地元の機運が高まらず再開発を断念したものでございます。

しかし、阪急正雀駅前の交通対策は喫緊の課題でありますことから、平成１７年度に策定しました交通バリアフリー基本構想に基づき、府営摂津正雀住宅から阪急正雀駅エレベーターまで、歩行者の安全な歩行空間を確保する目的で道路拡幅事業に取り組んでいるところでございます。

進捗状況につきましては、事業用地全体の半分を取得し、暫定ではありますが、歩道の整備も行っております。残りの事業用地につきましては、全ての土地が公図と現況が一致していないいわゆる地図混乱地域となっております。また、国有地も介在していることから、この問題の解決に時間を要しているところでございます。現在、地権者の協力のもと、問題解決に向けた取り組みを進めておりますが、問題が解決でき次第、用地交渉へと進めてまいりたいと考えております。

経年劣化が進む公共施設についての質問でございますが、本市は、昭和４０年代半ばごろから昭和６０年にかけての急速な都市化と人口増加に対応するため、学校施設を初め、文化、福祉、コミュニティ活動拠点などを集中して整備してきた経緯がございます。これらは現在、おおむね築４０年が経過しており、今後、一斉に更新時期を迎えてまいります。

国の示した標準的な更新費用シミュレーションによりますと、今後４０年間で、本市が施設維持更新に要する総額は約１，０００億円を超えると試算されておりますが、これは到底賄える金額ではございません。この大きな課題に向け、昨年度、公共施設等総合管理計画を策定し、更新費用の平準化を目指しているところでございます。

今後につきましては、新たに政策推進課内に設置する専任組織が中心となって、各施設の維持管理経費の積算、利用状況等の調査などを経て、施設改修の優先順位を検討してまいります。

また、人口減少や年齢構成の変化なども踏まえ、将来求められる施設ニーズを長期的な視点で分析し、今後の公共施設のあり方について、長寿命化や複合化など、方向性の検討を進めてまいります。

空家等対策計画についての質問でございますが、空き家問題につきましては、空家等対策特別措置法の施行に伴い、危険性が高い建物などを特定空家に指定することで、助言、指導や勧告、命令など、行政も関与できるようになりました。

一方、法の運用におきましては、多岐にわたる問題の解決を図るため、空家等対策庁内調整会議を立ち上げ、２年間にわたり、関係課の協力のもと、調査・研究に取り組んでまいりました。

平成３０年度は、これまでの成果を、空

き家対策の基本方針などとしてまとめ、空家等対策計画を策定してまいります。また、あわせて、市内の実態調査も行っておりますことから、今後は、具体的な対応についても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

安威川以南地域の避難場所の確保についての質問でございますが、現在、緊急避難場所につきましては３２か所ございますが、そのうち、安威川以南地域につきましては、大阪府立摂津支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校等の公的な施設や、アトリウム南摂津等の民間施設を含め１７か所ございます。

本年２月には、新在家二丁目の株式会社かんでんエンジニアリング大阪北事業所と緊急避難場所の協定を締結したところでございます。

また、商業施設等とも現在協議を重ねておりまして、できるだけ多くの施設にご協力をいただけるよう、さらなる働きかけを行い、避難施設の確保に努めてまいります。

空き缶等の回収についての質問でございますが、市民の皆様のご理解とご協力により、分別していただいた空き缶等の資源ごみは、市が収集して専門業者に売却し、資源としてリサイクルされており、その売却益につきましては、市の収入となっております。

また、ごみの減量と資源の有効利用の促進、そして、ごみ問題に対する市民の意識向上のため、自治会や老人クラブ、こども会などの市民団体による集団回収を推奨しております。団体登録をしていただくことで、協力金を交付し、団体の活動資金の一部にしていただくとともに、売却益についても明確にしていただいております。

しかしながら、資源ごみが任意で売却されている事例も見受けられ、市といたしましても、対応に苦慮しているところでございます。

また、任意に売却された量や売却益等も把握が難しく、把握し切れていないのが実情でございます。今後は、集団回収の実態把握を行い、拡大を推進し、適切にリサイクルが行われる地域の土壌づくりに努めるとともに、集団回収をされる際には、団体登録をしていただくよう働きかけていきたいと思います。

茨木市と、広域ごみ処理連携協議の現状と今後の予定についてでございますが、本市と茨木市は、本市の焼却施設の敷地が狭隘で更新が難しいこと、両市の炉の更新時期が近いことから、茨木市の処理施設を更新し、両市のごみを処理する広域連携の検討を行ってまいりました。

しかしながら平成２９年６月に、茨木市が費用対効果などを考慮し、現在の炉を１５年間使用延長する長寿命化を行う方針を決定されました。

そこで、本市といたしましても、茨木市の長寿命化した施設において広域処理を行うことを前提として、協議を継続していくことにいたしました。現在、基本合意に向け、両市の負担のあり方などについて、課題整理に努めているところでございます。

認知症初期集中支援チームについてのご質問でございますが、認知症初期集中支援チームは、必要な研修を受講した専門員及び認知症初期集中支援チーム員研修を修了した医療職、介護職の３名で構成されるもので、職員では、保健師及び社会福祉士を想定しております。

対象者の方は４０歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方、または、医療・介護サービスを受けていない方、

または中断している方でございます。

地域包括支援センターなどから相談があれば、認知症初期集中支援チーム員である保健師及び社会福祉士が、対象者の方や家庭を訪問し、アセスメント、家族支援等をおおむね６か月間包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行った上で、本来の医療やケアチームに引き継いでいく仕組みとなっております。

認知症初期集中支援チームが設置されることで、認知症が疑われる方への早期対応が可能になり、認知症の症状が悪化してから事後的な対応をするのではなく、初期の段階から医療や介護につなげられることで、認知症高齢者やその家族が住みなれた地域で暮らし続けられるようになると考えております。

家庭児童相談業務の組織体制についてでございますが、家庭児童相談業務には、ご質問の児童虐待の対応が含まれております。全国的な傾向と同様に、本市でも虐待件数は増加の一途をたどっております。この５年間で約２．３倍という状況でございます。

児童を心身ともに健やかに育成することは市の責務であるとの認識から、平成３０年４月に実施する機構改革では、子育て支援課家庭児童相談室を家庭児童相談課として、人員も含めて、さらなる組織体制の強化を図ることで、庁内の関係部署を初め、大阪府摂津警察署や児童保護の権限がある大阪府子ども家庭センターなどの関係機関とも、これまで以上に連携を深め、一層敏速で的確な対応を実施してまいります。

あわせて現在活用しております児童相談システムも、平成３０年度に改修、虐待事例のデータを蓄積し、詳細な分析を行うことで児童虐待の防止に努めてまいります。

心筋梗塞の未然防止の具体的な取り組みについてでありますが、心筋梗塞は、発症すると４０％は死に至る怖い病気でございますが、多くの場合、前ぶれがあると言われております。

前ぶれの症状といたしましては、今までに経験のない胸の痛さや胸部の圧迫感、胸やけに似た違和感などがございます。この前ぶれの時点で受診し治療すれば、発症を予防することができるとされております。

こうした症状につきまして、多くの市民の皆様に知っていただくことが、心筋梗塞の未然防止になるものと考えております。

昨年４月から、国立循環器病研究センターと連携し、全国に先駆けて、心筋梗塞による死亡を未然に防ぐキャンペーンを開始しております。

本取り組みにおきましては、国立循環器病研究センターの専門医を講師として派遣していただき、医師会を初めとする医療職向けの研修会の開催や、せっつ市民健康まつり等での講演会などを実施しております。

また、本市消防は、国立循環器病研究センターの専門医と症例検討会を平成２７年から実施しております。救急隊員のスキルの向上と、同センターとの連携強化を図るなど、市民の大切な命を守るよう取り組んでまいりたいと思います。

難病患者に対する社会活動支援についてでありますが、難病の定義といたしましては、原因不明、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病となっており、現在、指定難病として３３０疾病がございます。

障害者手帳に関してですが、障害者手帳は、日常生活活動に支障があり、基準を満たしている場合に交付されることから、難病患者の方でも、基準を満たしている場合は、障害者手帳の取得が可能となります。

次に、難病患者に対する市の支援内容ですが、平成２５年４月に施行されました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方々に加えて、難病の方々も対象となっております。個別の状況により受けられるサービスに制限はございますが、就労に向けての支援などに関して、障害者手帳をお持ちの方と同様、障害福祉サービスの利用が可能となっております。

難病の方の就労支援に特化した内容といたしましては、都道府県労働局またはハローワークにて支援を実施しております。大阪労働局では、難病患者就職サポーターを配置し、病状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援も実施しております。

また、事業所は、難病の方を雇用しやすくするために、特定求職者雇用開発助成金制度や、障害者トライアル雇用事業などの制度を整えております。

旧味舌小学校跡地での体育施設の建設についてでありますが、当該地域は、都市計画法に定める用途地域上、体育施設の建築について制限がかかる地域となっております。そのため、今年度、建築基準法を初めとした条件整理、建設できる建物の規模等の調査を行っているところでございます。平成３０年度までは、その調査結果をもとに、建築可能な施設内容を検討してまいりたいと思います。

施設規模につきましては、他の市内体育館規模のアリーナに加えて、武道やダンスに利用できる第２体育室を確保できるよう検討してまいりたいと考えております。

その他の施設機能につきましても、他の市内体育館の規模、機能を考慮した上で検討し、建設に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

総合体育館構想についてのご質問でありますが、総合体育館の整備につきましては、第４次摂津市総合計画において、スポーツ環境と施設の整備を挙げており、２０２０年の完成を目指した取り組みを進めてまいりました。

平成２９年３月に、総合体育館建設基本構想・基本計画審議会から答申をいただきましたが、建設予定地をスポーツ広場としていることから、屋外競技に影響があると考えられるために、関係団体との合意形成や屋外競技の代替策などについて、十分理解いただけるよう丁寧な説明を心がけるようにという意見が付されました。

さらに、あらゆる方が利用しやすい施設、市民全体の施設として、個人利用の観点も含めて取り組んでほしいとの意見も付されたところでございます。

このため、屋外競技の代替策について検討してまいりましたが、スポーツに携わる皆様、より多くの市民の皆様から、できてよかったと思っていただける施設とするためには、完成時期や建設の場所について、再度検討する必要があると判断をいたしました。まちづくりにとって重要な役割を担う施設であります。建設について再度検討するための時間をいただくことに、ご理解を賜りたいと存じます。

商店街の活性化及び空き店舗対策でありますが、かつて商店街はもとより、点在する小売店においても、買い物客を中心に人が集まり、コミュニティの場として活気があったものです。

しかし、昨今、大規模小売店の進出や、通信販売、インターネットによるサービス等の充実により、商店街を訪れる人も減り、後継者不足も相まって廃業されるなど、シ

ャッターがおりたままの店舗が目立つようになってきております。

空き店舗対策といたしましては、起業を目指す方への支援として、市商工会が、空き店舗を一定期間借り上げ、チャレンジショップとしての活用や、各商店会のイベントで使用されていますが、具体的な対策を講じるまでには至っておりません。

また、各商店会や商業関係団体が取り組む集客のための催しに対する補助や、夕暮れでも安心して買い物ができるよう街路灯設置に係る補助、また、販路開拓や新商品開発などの支援として、希望する事業所への専門家派遣を行っております。

空き店舗対策も含め、商店街活性化のための取り組みは全国各地で行われておりますが、本市におきましても他市の事例を研究するとともに、関係団体と協議しながら、一つ一つ取り組んでまいりたいと思います。

北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり及び企業誘致のコンセプトでございますが、北大阪健康医療都市におきましては、平成３１年４月に予定されております国立循環器病研究センターの移転を見据えた健康・医療のまちづくりを進めているところでございます。

健都イノベーションパークへの企業誘致につきましては、健康と医療をキーワードに、先端的な研究開発を行う企業等の研究施設等の集積によるイノベーションの創出をコンセプトに、医療機器、医療医薬品、再生医療、健康関連の製品、サービス等の研究開発を行う企業等をメーンターゲットとして、国立健康・栄養研究所の移転も踏まえ、取り組みを進めてまいりたいと思います。

人材育成についてでありますが、限られた財源と限られたマンパワーで、将来にわたり持続的に市民サービスを確保し、課題の山積するこれからの行政運営を適切に行っていくためには、職員一人一人が「やる気・元気・本気・勇気」を持って取り組む必要がございます。

人材の育成に当たりましては、人材育成実施計画に「自ら前例をつくる」職員を目指す、職員像として加え、人を育てる職場、研修制度、人事制度、この３本柱で取り組んでおります。

人は組織にとって最大の資産であります。人の育成が、組織の将来を大きく左右すると認識をいたしております。職員みずからの積極的な自己変革と、主体的な能力開発に取り組めるよう、成長意欲を喚起する研修、実績がきちんと評価される人事施策など、制度的な支援と環境整備を行うことが、職員のさらなる能力・資質の向上と、さらには組織力の向上にもつながるものと考えております。

最後に、市役所西別館解体後の跡地利用についてでありますけれども、西別館につきましては、建設後３０年が経過しております。外壁や柱の老朽化が著しく、今後、地震による大きな横揺れが発生した場合、建物全体が傾くおそれが懸念されることから、平成３０年度予算案におきまして、解体等に係る工事の実施設計業務委託料を計上させていただいております。

また、跡地利用につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の法令遵守はもとより、他の市有地も含め、今後の有効活用に向けて市場調査を行うなど、民間の視点も入れながら、具体的な活用法を検討してまいりたいと存じます。

以上、ご答弁といたします。

○藤浦雅彦議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１番目と２番目、ちょっとあわせて質問させていただきたいと思うんですけど、これ、何年も前から、自治会やらこども会やらそれぞれの団体が非常に組織運営が困難になるという、その加入率が低くなった。

例えばこども会においては、解散するこども会も多々あったり、ＰＴＡの運営も大変な状況やというふうなことをよく聞いております。

いろいろ何でかなというふうに、これ、自分自身も考えながら、いろんな人と特に若い世代の方々と話をしますと、非常にニーズ、必要性がないというふうなことを聞かれるんです。

必要性、例えば、自治会なんか入って何のメリットがあるのとか、そういうお答えが来ることが多々あるんですね。ということは、啓発活動を一生懸命やって、加入してください、どうしてくださいという行政のご努力はわかるんですけど、実際、そのニーズに応えられるようなことをしっかりとしていかないと、なかなかその加入率を上げるということは難しいんではないかというふうに思うんです。

ということは、例えば自治会のあり方とか、こども会のあり方とか、ＰＴＡのあり方とか、それぞれの組織のあり方を、時代に即した形態に変えていく必要があるんではないかというふうに思うんです。

例えば自治会に入ったら、これは、時代の流れということもあると思うんですけど、権利義務じゃないんですけど、また役をさされたら、私大変やからもう嫌ですとか、これはＰＴＡもこども会もそうなんですけど、そのようなことを答えられることが多いんです。

それはけしからんと言うてしまったらそれで終わりかもしれませんが、ただ、言葉は悪いんですけど、濃密な団体より、できるだけ入りやすくなるような形態に、そやからというて、私がどういうことをしたらええというふうな、今、結論は出されないんですけど、そういうことをしっかりと、時代に即した形態に変えていくということが必要ではないかと思うんですが、市長、ちょっと再度お考えをお聞きしたいと思います。

それから集会所の件ですけど、ある集会所で、集会所に立ち入られないように入り口のとこにロープを張って、特に子どもたちは、その集会所がある敷地内に入るなというふうな形でロープを張られとった自治会があったんです。何でやねんということで、原課にそのことを問いただすと、早速行って、そのロープをとるようにということで自治会長に指示をなされたんですけど、ただ、それから１か月もたたんうちに、またロープを張っている。

やっぱり集会所の決まりごと、市立集会所のしおりを読んでおりますと、当然、集会所は市の財産であり、地域住民、市民の共有財産ということも書いてあるわけで、なぜそのようなことが起きたのか非常に疑問を感じるわけですけど、集会所の管理運営について、今ご答弁いただきましたけど、しっかりと、その辺の集会所の管理運営者に再々集まっていただいて、そういう意識づけが必要ではないかと思うんですが、市長のご答弁を再度お願いしたいと思います。

それから次に、千里丘西地区再開発の問題。これ、私が議員になる前から、千里丘西地区市街地再開発準備組合がある。だから昭和６３年というご答弁の中にもありま

したけど、３０年たっているわけですね。

その中で、千里丘西地区市街地再開発準備組合がすったもんだしながらこの３０年間あったんですけど、これ、３０年前と言うたら、まだ携帯電話もなかった時代ですわ。その再開発を今ごろやるというような形なんですけど、一体どういう形で、この時代の大きな流れの中で、どんな再開発をするのか非常に疑問やし。

それから、１０年一昔と言いますよね。１０年たったら一昔というのが３０年ですよ。５年なり１０年なりで、例えば行政が、もう行政主体でやりますという、今のような状況の中を、５年、１０年なりの期間を区切って、やっぱりこの地域の安全性とかさまざまな点を考えたら、市民全体の公共的利益を考えたら、行政が主体になって、例えばこれは手荒な手法ですけど、行政代執行やって強引にやってしまうという方法もとれたわけです。これ、予算としたら数千万円つぎ込んで、それなら３０年間何やっとったんかと言うて、市民の皆さんからいうたらそういうふうに思われるわけであって、今後どういう形で再開発が行われるのか。

また、先ほど答弁の中で、千里丘西地区市街地再開発準備組合があったからこそ、市施行の再開発が決断できたという答弁をされたんですけど、私、意味がわからないです。全く意味がわからないんですよ。組合があったから市施行の決断ができたという、意味がわからないんで、そのこともご答弁いただきたいと思うんです。

次に、阪急正雀駅前の整備についてですけど、交通バリアフリー基本構想で、府営住宅から阪急正雀駅のエレベーターまで、道路を拡幅したとありましたけど、問題なのは駅前の四差路ですよね。

これ毎回、議員の各位、皆、駅頭立ちしておったら感じると思うんですけど、非常に危険なケースがもう多々あるんです。行くたびに車が、皆、朝で急いでいますよね。非常に車も人間も急いどる段階で、はっとするような状況が何回か、僕ら、毎朝行くたびにそういう光景を見るわけですけど、事故がないのが逆に幸いなことなんですけど、不思議やなと思うような状況が多々あるわけです。

その中で、この阪急正雀駅前の整備についても、これも私が議員になる前からそういう話が出てきたわけであって、いろんな土地の複雑な問題があるにせよ、これも３０年以上たって今調査をやっとるというのは、これ、はっきりと言うて行政の怠慢以外の何物でもないというふうに私は思うんですよ。

今調査をやるより、問題がある土地があったんやから、それは、初期の段階でわかっとったことやから、しっかりとその辺のことを取り組んでやるべきであるのに、今さらそういう形で調査をやっとるというような状況で、この四差路の安全確保が、もう今さらのことなんですけど急務だというふうに思いますんで、商店街の兼ね合いもあると思いますが、市長に再度ご答弁いただきたいと思います。

それから、経年劣化のことですけど、概算で１，０００億円かかる、これは摂津市だけの問題じゃないと思いますね。ニュースでもありましたけど、全国的にそういう形で、経年劣化でインフラが大変な状況で、それにかかるお金が、各自治体が非常に多いんで、将来的なものに対しての予算がなかなか捻出できないというような、ニュースで一遍聞いたことありますけど。

ちょっとご答弁の中で、意味がわからな

かったことがあったんで、長寿命化と、それから費用、予算の圧縮化ということなんですけど、予算が少なく、それから長寿命化する、いいもんをつくる、これはいろんな意味があると思うんですけど、予算をかけずにいいもんをつくって劣化を防ぐということをご答弁されたんですけど、もう非常に、そういうことがほんまに現実にあったらええなと思うんですけど、どのようにして、予算をかけんとええもんつくるのか、長寿化できるのかということをご答弁いただきたいと思います。

それから、空き家対策ですけど、これは、うちの森西議員も質問したんですけど、新しいいろいろ法律ができて、ある程度行政が関与できる。これは人の土地やからなかなかタッチできないとか、人の持ち物やからタッチできないというようなことで、行政自体がそこに立ち入ることができない状況が延々続いたわけですけど、やっぱり非常に老朽化する。

選挙のときにいろいろ回っておりましたが、空き家がどんどんどんどん目立っていく。新興住宅がそれなりに建っているんですけど、３０年、４０年たったそういう自治会の中には空き家が目立つ。そういう四戸一とか六戸一の住宅なんかで、例えば真ん中の住宅が空き家になって、そこが老朽化したら、全体的に大きなダメージをこうむるわけですけど、今、特定空家という危険な状況の空き家、これが一体、市内でどのぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

それから、安威川以南の防災対策ですけど、データをさっきもちょっと見ておったら、今、まるごとまちごとハザードマップ設置箇所ですけど、これ、安威川以南でもしか洪水になったら、大概、もう４メートル以上ですよね、水害。鳥飼小学校、鳥飼下一丁目の辺なんか５．４メートルが水没するということなのね。

先ほどのご答弁では、学校等の公共施設、民間の施設等で避難場所をつくると言いますけど、これ、摂津市民が安威川以南、大体ですけど４万５，０００人おられるわけですけど、それが全員避難するような施設をつくれというのは、これは到底無理なことでございますが、ただ、民間に依存するんではなくて、やっぱり安威川以南にそういう避難場所、それから食料やらいろんな生活物資の備蓄場所を、これもつくってもらわんことには、安威川以南の人間としたら非常に不安でしょうがないんです。

市長が、総合体育館に防災設備を、防災機能を有した総合体育館ということでスポーツ広場に建てられるということで、一手を打たれたということで地域住民がちょっとほっとしたんですけど、それも、その場所を変更するやらどうやと言って、もう一遍練り直しということなんで、非常に不安に感じるわけです。

防災体育館を建てない１つの理由の中では、法律が変わって、２メートルのかさ上げから３メートル以上のかさ上げが必要ということで、費用面が当初の考えとったより相当かかるということも理由の１つとしてあるんですけど、２メートルから３メートルにかさ上げということは、先ほどのデータでも見ましたように、それだけ危険度が増しているということですよね。ということは、早急にその対策が必要ではないかと思いますが、市長のちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、空き缶回収についてですけど、私は以前にもこれは質問させていただいたんですけど、空き缶は市の財産であって、それを抜き取りという方々に対しては、非

常に注意喚起して、これは抜き取りしたら困るということでパトロールして言うているというふうに聞きました。

私も、ちょうど私の家の前が集積場になっております。朝５時か６時ごろになったらガタガタと音が聞こえて、見たら、一般の方々が空き缶を勝手に集められとるんです。私はせんでもええのに表に出て、「これは市の財産やから、この空き缶を勝手に抜かないでください」と言って注意するんですよね。皆さんがそういう形でご答弁されたんで、当然、市の財産やから、やっぱり抜き取りに対しては、我々市民としてもしっかりと、それは注意喚起を促さなくてはならないと思ってやっているんですけど。

しかし、これ、自治会で登録してくださいと言うとるんでしょう。各団体それぞれ、自治会やらこども会やらで、一旦、市に集積してもうて、市の財産にしたら、それを功労金じゃないんですけど還元して、その団体に使ってもらおうという気持ちでやっている。これ、すばらしいことやなと思うんですけど、登録していない自治会があるというふうにお聞きしましたけど、なぜそれは登録せえへんこと許しているんですか、意味がわからないんですよ。

市の財産ということで意識づけであるんやったら、自治会という地域住民の自主的な団体ですけど、そういう認められた団体に登録を義務づけていないこと自体が非常に疑問を感じるんです。任意で勝手に、任意というのは一体何なんですか。言うてはることがおかしいじゃないですか。抜き取り困っている、これは市の財産やからと言いながら、缶の集積は任意でやっているとこがあるというのは、これ、非常に答弁の中で矛盾を感じるんですよ。

自治会の中では、私も調査しました。ほんなら自治会の一部の方々が、缶の売却益を得ているということです。そのことをある程度把握されとったんじゃないんですか。そういうことが許されるというのは、行政として、これはやっぱりおかしいことですわ。その点市長、もう一遍ご答弁をお願いしたいと思います。

それから茨木市とのごみの問題ですけど、広域化についてですけど、これは了解いたしました。引き続き、その経緯の協議を継続していただいて、我々としてもしっかりと経緯を見ていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。これは、要望しておきます。

次に、認知症の初期集中支援チームですけど、実際、私の母親がちょっと認知症があるということで、今、鶴見区のほうの施設に預けているんですけど、症状が出たり出なかったりで、重度の認知症ではないんですけど、そのような状況で、非常に苦慮しとるわけですけど、これもしっかりと啓発活動をお願いしたい、そのように要望しておきます。

それから虐待のことなんですけど、昨日も、東京の５歳の子どもですか、義理の父親から虐待を受けて亡くなっとった。児童相談所にも何回か行って、施設に２回ほど預けたんかな、それで、でも、親元に返して亡くなったわけですよ。これはもう、法律上しゃあないという、コメンテーターがいろんなこと言われていましたけど、こんな痛ましい事件が、今、昨日も起きたわけですよ。

私が今相談受けとる方も、上は中学生ですけど、下は小学生２名おりまして、３名の子どもたちが虐待を受けているということで、そのお身内から相談を受けたんです。母子家庭で、母親は、今、豊中市のある病

院に入っているんですけど、今子どもたちは緊急避難的に３人兄弟のうち１人と２人、違う施設に入れられているみたいですけど。

その交際相手の方が非常に暴力的な方で、３人の子どもたちに暴力を振るう。子どもたちは府営団地に住んでいるんですけど、窓ガラスが全部割られて、風が吹きすさむ中でその住宅に住んどったということで、見るに忍びがたいということで、摂津市の担当の方々も、一生懸命その辺は何とかしようということでやっておられるんですけど、虐待に関して、歯がゆい気持ちでいっぱいなんですけど、しっかりと何らかの市としての独自の対策、子どもたちのやっぱり生命を守るというのは、これ最大やらなあかんことなんですよ。それを悔やむような気持ちになるというのは、これはもう大人の怠慢ですわ。これはもう許しがたいことですけど、それを何とか救う手段を、市独自で、法律があるというのはよくわかっているんですけど、何らかの形でできないかということで、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、国立循環器病研究センターのことですけど、心筋梗塞のことなんですけど、これも非常に怖い病気ですが、３時間以内に国立循環器病研究センターに運び込まれたら命が助かるというようなこと、これは正式な発表じゃないと思うんですけど、そういうふうに聞いたことがあります。

せっかく国立循環器病研究センターができ、さまざまな医療の、あそこは特区といいますか、そういう地域でございます。

数字にあらわすことはなかなかできないんですけど、例えば吹田市・摂津市の平均寿命が、大阪府下でやっぱりナンバーワンになるとかナンバーツーになるとか、そのような形でしっかりとできたらいいなというふうに思います。今後もそれに対しての対策をよろしくお願いしたいと思います。これも要望にしておきます。

次に、難病患者の件ですけど、今ご答弁いただきまして、さまざまなシステムやら支援体制があるということがわかりました。難病であっても、それは個人個人によって病状が全く違うわけであって、病状が軽い方、また、病状が進むことが非常に遅い方は多々おられるということで、その方ができたら働きたいということに関して、行政がさまざまな支援体制をつくられているということはわかりましたけど、きめ細やかな相談体制、さっきも言いましたように、それぞれの病状が違うわけですから、きめ細やかな相談体制をとっていただきたい、これも強く要望しておきますんで、よろしくお願いしたいと思います。

それから次に、旧味舌小学校跡地の体育館の問題ですけど非常に期待をしているんです。入学式やら卒業式やら、市のさまざまな行事の中で、体育館、また耐震工事とかそういうのがあって、なかなか小・中学校を使っている屋内競技の方々が競技ができないということが多々あります。体育館をしっかりと、そんな大規模はできないということでございますが、そのニーズに応えられるような体育館をつくっていただきたい、そのように強く要望しておきます。

それから総合体育館ですけど、総合体育館も、これは何回も言うようですけど、市と市民との約束といいますか、それも、公式な文書として予算もつけて約束されたのです。それを、市長が一生懸命約束を果たそうと今苦慮されていることわかるんですけど、日延べするということでご答弁いただきましたけど、一体いつごろになるのか、ご答弁をお聞きしたいと思いますんで、よ

ろしくお願いします。

それから商店街の空き店舗ですけど、商店街の空き店舗というのは、私もふるさとの岡山県で、表町商店街と奉還町商店街と有名な商店街があるんです。出没！アド街ック天国かなんかで取り上げられたんですけど、商店街が、例えば空き店舗が１軒、２軒できたらすぐにその空き店舗を埋めんと、またその周りに伝染病じゃないんですけど空き店舗がふえてくというような状況があるということで、何とか空き店舗を、シャッターをおろさせないということで、その店舗があいたら、すかさずいろんな、それを、例えば商売にかかわらず、その空き店舗に対して、サークル活動やら地域活動の場をつくったり、岡山県の場合は、祭りのだんじりをそこへ展示して、地域の集会的な場所にしたり、空き店舗を絶対つくらないというような、そのような運動をされております。

摂津市には大学が一つあるんですかね。その大学生とか大学と協議して、例えば、市が空き店舗を安く借り上げて、そこをその学生に利用していただいて、ここに何らかのプランニングをしてもらうような、そのようなことをやったり、さまざまな展開ができると思いますんで、空き店舗を埋めるというようなことで何とか対策をとっていただきたい。これも要望にしておきます。

健都イノベーションパークに関しても、今後の推移をしっかりと見ていきたいと思いますんで、これも結構でございます。

人材育成ですけど、ずっとこれは人材育成の限りない課題だと思います。これからまた定数も変わっていくと思いますし、先ほどのご答弁でも、一人一人の人材を活用することが、市全体の行政の運営に非常にプラスになるというふうなこと言われていましたけど。

例えば人材育成ということで、すばらしい方々、優秀な方々がおられるという反面、ちょっといろんな面で、メンタルヘルスで長期休暇されたり、休職されたり、それから、いろんな職場放棄をされとる方、そういうような職員が一体どのくらいおられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。そういうメンタルヘルスで長期休職されとる方はどのぐらいおられるのか、お願いしたいと思います。

それから、市役所の西別館解体後ですけど、これは、民間の協力も視野に入れながらというご答弁いただきましたけど、できたら行政の何らかの施設、市民が多く利用できるような施設ができたらなというふうに思いますんで、これもいろいろ、これからいろんな意見を聴きながら実現、検討されるというふうに思いますんで、これも要望しておきます。

以上で２回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは答弁をお願いいたします。市長。

○森山市長　大阪維新の会の代表質問の２回目の質問にお答えをいたします。

よく出てくる話ですけれども、各団体、自治会等々の課題でございますけれども、今の自治会の加入率というのは６０％弱なんですけれども、全国的な傾向で数は減りつつあります。

思い起こしますと、東日本大震災が起こりました。あのときには、ごくごく自然にみんな助け合おう、協力し合おうということで、自治会への参加といいますか、そういう機運は高まっていて、余りこういう話というのは逆に出なかったんですが、もう６年、７年たちますと、今おっしゃったとおりでございます。

この自治会に限らず老人クラブにしろ、各種団体の参加率、これは非常に参加意識が希薄になっておることはそのとおりでございます。

やっぱり、これはいろんな対策、いろんな啓発をいたしますけれども、何でもそうなんですけど、特に市民一人一人の問題意識がないとなかなかこの形になっていかない、先ほど言われたように、もう何もメリットないやないかというような話になってしまいます。

行政としましては、そういう環境づくりをきちっとしていくわけですが、一人一人の市民とは、やっぱりマンツーマンではできないわけでありますし、自治連合会、老人クラブ連合会や社会福祉協議会とか、民生児童委員協議会とか、いろんな各団体の皆さんを通じて、いろいろと啓発をお願いしたり、働きかけをしていただけるようにお願いをしているわけであります。先ほど答弁いたしました「つながりのまち摂津」連絡会議、まさにそのことを目指しての取り組みでございますんで、今後もさらに意識を高めるよう、市とその「つながりのまち摂津」連絡会議への連携を密にして、ご指摘のようなことについて当たっていきたいと思います。

それから、集会所につきましてのご質問でございましたけども、集会所はもう言うまでもありませんけれども、そこに住んでおられる方が気軽に交流できる場所として、使い勝手のよいのが特徴となっております。そういうことで、市役所で一括管理するのではなくて、市が示しております集会所の運営要領案というのがあるんですけれども、これに基づきまして、地元自治会等に利用料の設定等とも含めて、管理を委ねてきております。

さっきおっしゃったように、やっぱり自治会に管理運営要領、これの徹底をさらにしっかりとすべきではないかというご質問でしたが、まさにそのとおりでありまして、皆さんが安心して気軽に使える施設としてより機能するように、今後も自治会の研修とか、役員会とか、そういうときを捉えて、お願いをしていくことになろうかと思います。

それから、その次は再開発でしたね。千里丘西地区市街地再開発のお話でございますけれども、私も長いこと議員をやったり、云々しておりましたから、ご指摘のお話はよく承知をいたしております。かれこれ３０年になりましょうかね。

どんなまちづくりでもそうですけれども、再開発は特に、そこに土地と建物の所有者、権利者がおられるわけでありまして、やっぱり権利者の意向というんですか、これは最大優先をせないかんと思いますね、思えばね。どっかの国みたいにばっさりといけたらええんです、そういうことは許されないわけでございます。

この３０年間を振り返りますと、オイルショック、バブルの崩壊とか、いろんな出来事が、経済不況があったと思います。摂津市の財政状況にもいろんな問題が生じたときもあったと思いますが、いろんな条件が重なる中、やっぱり権利者の皆さんは、自分たちで何とかこの再開発をしたいという思いを示されたわけでありますから、市としてはそのことを尊重して、今日に至っておったわけであります。

先ほど言いましたが、収用の話が出ましたけれども、これは、組合施行では収用は一定の条件がないとかないませんので、それにもやはり時間がかかったことは確かです。何とか収用できるような状況をつくれ

ないものかということも努力してきました。これも時間を要した一つの原因でありますけれども、そういうことで、昨年３月に、組合施行はもうこれ以上は無理だということで断念されました。

そのままほっといていいんかと言えば、そういうわけにはまいりません。やっぱり市で再開発をしていこうという決断をしたわけでございまして、今までの、この３０年間のかけた時間、そして、お金、これは決して私は無駄ではないと思います。

この再開発を進めようとすれば、かなりのエネルギー、時間を要するわけですけれども、市施行としてスタートするときに、今まで、ああでもないこうでもないと言って取り組んでこられたこの成果は、必ず即決断する大きな材料になりましたので、これはご理解をいただきたいと思います。

それから、阪急正雀駅の話ですけれども、全く私も同じでありまして、あそこでよく朝立ちをした経験がございますけれども、そのたびに危ないなと思って、市長に就任してすぐ担当課に、まずこの角っこの物件何とかならんか、交渉してこい、即行動に移しました。曲がり角の話ですけれども。残念ながら役所は決まった値段以上のお金では買収することができないということで、そのときは断念せざるを、かなりの開きがあるということで無理。どんだけ借金してでも買って、あそこ、なればと思うような気持ちでしたけれども、それはかないませんでした。

さすればどうすべきかと、再開発はもう滞っているわけでありますから、まず、あの幹線道路を拡幅をせよということで、そのときに、駅前のところにマンションができるという話がありました。これも事業者にお願いするといいますか、交代してくれということで、これも受けてくれました。

その後、あの近辺の道路の、まず幹線道路の拡幅、これを指示したところですが、現在は、先ほども言いましたように、５０％の買収しかできておりません。非常に難しいと思われていました遊技場等とも理解をしてくれて、５０％まではスムーズにまいりました。

ただ、先ほども言いましたように、その残っている、何で５０％あと残ってんねん、それはいろいろと権利者の皆さんの条件、意向もあると思いますけれども、非常に複雑な国有地等々絡んでいることが一つ一つ判明してまいりました。

さきのマンションに売却された事例を参考にいたしまして、あそこも下に、水路とか国有地がありましたけれども、法的に一つの区切りがついたということであそこが売却されたわけでありますから、それに倣って、今の権利者の皆さんにも同じように、この国有地と水路、これを解消すべく、一つ一つ今取り組んでおりまして進展をしております。これが解決しますと、買収交渉に入れるわけですけども、まだ買収に入るとこまでは行っていないんでありまして、やっぱり早急に進めていきたいと思っています。

その次は経年劣化、ご指摘のとおりでございます。

市ができて、人口があっという間に倍に膨れ上がって、そして公共施設等、もう待ったなしの状況ですが、次へ次へと建設、整備しなければならない時期があったわけであります。あれから４０年、５０年を迎えた、これはもう全国的にそうですけれども、用意ドンで、全部経年劣化といいますか、老朽化が進んでおるわけであります。

当然のことながら、みんな建て替えれば

それに越したことはないんですけれども、さっきも言いましたけども、到底かないません。いろんな手法で耐震等々、長寿命化できるものは長寿命化し、そして、すぐ修理・改修しなくてはならないもの等々、しっかりともう一度精査して、そのときそのときの法律等々には合わせて、お金の段取りも、平準化という言葉ですけれども見ながら、順位をつけて改修していこうと思っております。

空き家対策につきましても、以前から、各議員からいろいろとご指摘をいただいております。国も重い腰を上げて法律はつくってくれました。しかしながら、果たして現実に即応できるのか、なかなか難しい問題がございます。

この空き家につきましても、先ほど申しましたやっぱり人口が急増したときに、どんどん建ちましたいわゆる連、つながっている住宅がまだたくさんございます。そこが一番課題が多いんですが、その部分については、全てがあかないと空き家としては認定しないというまた法律も、わからんことないんですけれども。そういう非常に難しいハードルを抱えております。法律はそれには応えてくれておりません。

また、年月がたてばたつほど、遺産相続人の追跡調査も非常に困難になってきている。財産放棄される方がおるとかって、いろんな問題を抱えております。でも、ほっとくわけにはまいりません。そういうことで、空き家対策は、特別のオール摂津で取り組もうということで、対策室を設けまして、この２年間、こつこつと現状の調査等々進めてまいりましたが、今年度から、具体的な取り組みを進める対策を練っていきたい、そういう状況にございます。

それから空き家につきましては、空き室・空き家、これも前に言いましたけど摂津市内、これはマンションの室も入っていると思います、約５，８００戸ございます。

危険な空き家がどのぐらいあんねんという質問もあったと思いますけれども、今のところまだ調査の最中でございまして、危険空き家数については、実態はまだ確定しておりませんので、またわかり次第、議会にお伝えをしたいと思っています。

それから、安威川以南の防災対策についてでございますけれども、公共施設、そして、民間の施設合わせて１７か所を、一応ある一定の高さをクリアした建物として協定を結んでおるところでございます。

安威川以南の人口が約４万２，０００人ぐらいおられると思いますが、この１７か所で、約４万人ぐらいが緊急な場合、何とか賄えるんではないか、そんな一応想定はいたしておりますけれども十分ではありません。

ただ、さっきご指摘のあった安威川以南に公の施設でというのは、何かをつくるときに、そういう機能をあわせ持った施設をつくっていくことは可能ですけれども、それ用の建物をどんどんつくっていくのは、必要度はわかりますけれども、今のところ不可能でございます。今後の検討になっていくと思います。

それからその次は空き缶の話ですが、空き缶というより、ごみの収集の話でございますけれども、さっきも答弁しましたけれども、ごみの収集、空き缶等々については、行政が分別等々、自治会また各団体等々にお願いをしております。そのかわりにと言ったらおかしいですけれども、一定の補助金ではありませんけれども交付させていただいておりますけれども、それには団体を登録をしていただくということが一つのル

ールになっております。

そういう意味で、一般的にはほとんどそういう形になっていると思いますが、自治会の中で、団体登録をせずに、そして、任意で収集、売却をされている自治会もあるとお聞きをいたしております。その場合は、収支等々については、自治会でしっかりと把握されておるものと理解をいたしております。

虐待の話ですけれども、毎日、新聞で、もう胸が痛くなるような話が次から次へと出ております。全く思いは同じでございます。ただ、この虐待については、子ども家庭センターですか、国、大阪府等々が直接かかわる話でありまして、そうかといって、市が知らん顔する話ではございません。市が窓口になって、子ども家庭センターへ、これは強力に要望していき、それには、しっかりと日ごろの連携を密にせないかんわけでございますんで、摂津市も、このことを踏まえて現在取り組んでおるところでございます。さらにより連携を密にして、先ほどおっしゃったような事案が続かないように、取り組んでまいりたいと思っております。

総合体育館ですけれども、これは、今まで何度もご質問をいただいておりますが、総合体育館というのは理想といいますか、やっぱり総合体育館と名がつく以上、私は総合グラウンドとの兼ね合い、総合体育館、グラウンドがこうやって兼ね合わせていて初めて、総合体育館にふさわしいんではないかと思っています。そういう意味では、摂津市ではスポーツ広場、鶴野の青少年運動広場、この２か所がグラウンドとしてあるわけでございます。

そこで、私は、安威川以南の施設づくりの一つとして、総合体育館を夢づくりに位置づけ、そして、今日まで取り組み、公言してきたところでございます。場所も安威川以南の運動広場ということを申し上げました。

ところが、先ほども言いましたように、総論賛成、各論慎重というような審議会の話も出てまいりました。そこで、やっぱり多額のお金をかけつくるわけでありますから、中でも摂津市内の体育に取り組まれる方の大方の賛同なしでつくっていいものかどうか、やはり考えざるを得なくなりました。そういうことで、場所、時期等については、当初のお約束どおりにはいかないという話になってしまったわけでございます。

ほな、いつになんねやということでございますが、やっぱり一定の条件がありますから、それなりのグラウンドに隣接するというか、グラウンドとの一体感、そして、それなりの広さ、面積を要しますので、今、いろいろとその場所等々を探しておるといいますか、いろんなところを見きわめておるところでございまして、その上で時期がはっきりとといいますか、できるだけ早く、当初は本当にオリンピックまでに何とかしたかったんですけれども、時期について、今ここでいつできるという確約は少し難しゅうございます。ご理解をいただきたいと思います。

人材育成についてでありますけれども、ご案内のとおり、限られた財源、限られた数、人数で、ますます多様化します行政需要に対応するには、一人一人の質、これが問われてまいります。一人二役、三役しないともう成り立たなくなってくるかと思います。そういう意味での人材育成は、大切な要素でございます。

そこで、いろんな取り組みをしておりますが、具体的に、育成はわかるけれどもメ

ンタルヘルスというか、何人ぐらい対象はおるんかというようなご質問だったと思いますが、今ちょっと資料を取り寄せましたが、今年度は４人発生で、もう６か月以内に全員が復職を今のとこしておるということでございます。現在はその休職者は０人でございます。

ちょっと抜けているかわかりませんけど、以上です。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　例の千里丘西地区市街地再開発のことですけど、どのような再開発を行われるつもりかという、先ほどちょっと意味がわからへんというような状況の中で、千里丘西地区市街地再開発準備組合があってこその市施行になったという、それを私が理解するのは、千里丘西地区市街地再開発準備組合の中でしっかりと練られた内容を精査しながら、また、その形にして再開発をやられるということかなというふうに思たんです。だから、そういう形がどのような形かということの答弁漏れがありましたんで、ご答弁いただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　答弁漏れについて、ご答弁申し上げます。

千里丘西地区市街地再開発の話でございますけれども、あの再開発には２つの手法があります。駅前の広場だけをつくって、ただ混雑だけをなくす方法、もう一つは、あの地域一帯をきちっと区画、まちにする。これが再開発の、この２通りの手法がございます。

今までは、全体の再開発のやり方について、少し限られた市域で何が可能かということでいろいろ絵を描き、取り組んでこられた経緯があります。市施行になりますと、街路だけをつくるという方法もあります。これは、予算的な面を考えたときに、どちらが可能なんかということの中で、街路事業、再開発事業という二つの取り組みを考えたんですけれども、既に、市でやろうと組合でやろうと、全体のまちの設計図とはいいませんけど、企画がなされておりますが、そのままというわけにはいかないと思いますけれども、それを踏襲するという形で取り組んでいくことになります。再開発は、それでよろしいでしょうか。

○藤浦雅彦議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それでは、ほとんど要望なんですけど、３回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、千里丘西地区市街地再開発ですけど、非常にこれから建物が建って再開発ということは、ほとんどの市町村の再開発を見ておりますと、何か失敗に終わったような状況をよく聞いております。その点、先ほど市長が答弁してはったような状況で練られているというふうに思いますんで、再開発をしっかりと、おくればせながらお願いしたいと思います。

それから空き缶の問題ですけど、これ、物すごく矛盾しているんですよ。これは市の財産やから、市に収集してもうて、市の財産として各団体に還元するという形の前提のもとに、何で任意があるかということなんですよ。それやったらみんな、各種自治会が任意でやりましょう、ほんなら、自治会で集積したお金は全部自治会で使うたら、ええやないかということになるわけで、任意でやるということ自体が非常に理解できないんですよ。だから、任意でやっている自治体やら団体、一体、件数は何件あるのか、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

それから人材育成ですけど、本当にこれはテーマでございます。そういう形で、たくさんの職員を採用したら、その中にはいろいろメンタル面で、また個々の個性によって挫折される方もおられると思いますけど、そういうこともしっかりとフォローしながら、育成を続けていただきたいと思います。

それから体育館の件は、非常に私らの夢でございますし、これは約束して、市長もそう、最初はそれを実現したいというお気持ちでやったと思いますが、しっかりとお願いしたいと思います。

その１点だけ、お教え願いたいと思います。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　空き缶とかの分別等々で、一般的には、登録団体に登録していただくというシステムになっております。自治会によっては任意のところがあると聞いておりますが、その数について、私、把握しておりませんので、担当のほうで報告させていただきたいと思います。

担当のほうも、任意の数はつかんでいないようでございます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　そんなん、ちょっとおかしいんちゃいますか。担当でこれ、数把握してないの。数を把握してないのおかしいん違いますか。これ、お金にかかわることで、皆さん、さっきも言いましたように、これは市の財産やということで、私も以前質問したとき答弁して、それに対して市の財産やということで、自分、個人でもそういう形で注意を促すようなことをやったわけですけど、ちょっと待ってください。そういうもんで登録してない、それが何件かわからへんということになってきたら、これ、行政としての収集つかへんというふうに思うんですけど、その点ちょっと再度お尋ねしたいと思います。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　任意の団体がどのぐらいあるかわからないという、まことにお粗末という話でございますが、早急に調べまして、また報告させていただきますので、現時点では把握し切れていないということでご了解をいただきたいと思います。ご指摘のことはよくわかります。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長　後日、ちゃんと報告していただくというふうにします。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それが、今、いつごろなったらわかるんですかね。これ、把握していないって情けないことやって市長、言われたけど、こんなことは実際あり得へんことですよ。

議長、とめていただいて、その件数、調べたらわかるということだと今ご答弁の中であるんで、調べていただいて、再度それを報告していただきたいと思うんですけど、いかがなもんでしょうか。

○藤浦雅彦議長　この会議中に報告できるようであれば報告して、やるということで、そういう対応でお願いを。

暫時休憩します。

（午前１１時４８分　休憩）

――――――――――――――――――

（午前１１時４９分　再開）

○藤浦雅彦議長　再開します。

渡辺議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前１１時５０分　休憩）

――――――――――――――――――

（午後　０時５９分　再開）

○藤浦雅彦議長　休憩前に引き続き再開します。

渡辺議員の代表質問は終わりましたが、議事進行に対する補足答弁を求めます。市長。

○森山市長　渡辺議員の議事進行にお答えをいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、休憩中も、今すぐわかるやろうというような話もちょっとやっていたんで、実は、最近マンションがふえておりまして、管理組合等々、独自での取り組みがあったり、そして、こども会、各種団体と自治会と、重複登録とかいろいろありまして、やっぱり今すぐ庁内では正確な数字がつかめないということですので、できるだけ早く把握いたしまして、また、報告させていただきますんでご了解いただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　次に、三好義治議員。（拍手）

（三好義治議員　登壇）

○三好義治議員　それでは民主市民連合を代表して平成３０年度市政運営の基本方針について質問していきます。

昨年は７月に発生いたしました九州北部豪雨、９月の台風１８号など大雨により甚大な被害が発生した年でございました。改めてお亡くなりになられた皆様方に哀悼の意を表し、被災された皆様方にお見舞い申し上げておきたいと思います。

今後、ますます多様化・大規模化が懸念される災害に的確に対応するため、国におきましては緊急消防援助隊の強化や消防団等の地域力の充実強化などに取り組むとの方針が出されました。地方自治体におきましても防災力の強化に取り組まなければならないと思っております。これからの日本が人口減少に対応し、限られた資源を有効に活用していくためには、多様性、包摂、維持可能性の三つの視点に立って政策を推進することが重要と位置づけられております。持続可能な地域をつくるために人口減少という静かなる有事、見えざる有事と戦っておるのが今日の自治体でございます。

また、自治体の責務といたしましては、雇用創出と消費拡大の推進、人・情報の流れの創出をいかに取り組んでいくかが課題となっております。

さて、我が国の経済は緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、とりわけ雇用情勢については全国的に求人倍率や失業率が大きな改善を示しています。

こうした中、各地において地域の実情を踏まえ、個性や特色を生かしたまちづくり、若者の雇用創出などの取り組みが展開されており、働き方改革の推進や多様な人材の活用と相まって地域経済の活性化がなされているところでもあります。このような経済施策により人口減少の抑制、あるいは人々が安心して生活を営み子育てができる地域社会を実現するために各市とも色々な取り組みがなされ、都市間競争がますます過激になると想定されております。

このような中、我々摂津市議会は市民の代表ということをさらに認識し、二元代表制を堅持し、これからの課題解決及び行政のチェック機能として鋭意見識を高め、さらに市民が安心して生活が営まれる市政運営に携わなければならないと認識しております。

それでは平成３０年度、市長の市政運営の基本方針について質問していきたいと思います。

１番に市民が元気に活動するまちづくりのうち、地域コミュニティ活動の推進について。少子高齢化や核家族化、単身世帯の

増加などの社会構造の変化や個人のライフスタイルの変化、価値観の多様化により、地域コミュニティが希薄化しております。その現象面としては、歴然としてあらわれているのが、午前中にも話がありましたけども自治会の加入率の減少、こういったことがありますけど、市政運営の基本方針では市民団体の皆さんと職員の合同研修を通じて協働に関する相互理解を深めるとなっております。協働に対する理念をどのようにお持ちなのか、また同じく地域コミュニティ活動推進運動とはどのようなものかをお聞かせを、再度お願いしたいと思います。

次に、２番といたしまして、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりにつきまして、千里丘西地区市街地再開発についてでございます。午前中ありましたけど、視点が変わっておりますので、質問をしていきたいと思います。

千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散により組合施行での再開発が断念される結果となりました。今後は、本市が主体となって再開発事業による新たなまちづくりに着手する決断をなされました。本年度は諸課題の整理に取り組むとの方針ですが、準備組合施行型と市施行型との大きな違いは何なのか。また、これまで大口地権者の同意がいただけない中、数十年も経過しておりますが、市主体で行う場合、その課題は解消されるのかをお聞かせください。

２の（２）につきまして、これも午前中出ましたけども阪急正雀駅前の整備についてでございます。

阪急正雀駅前については、今年度の道路拡幅に向け、用地取得に必要となる地図訂正等の手続のみとなっております。阪急正雀駅前の道路状況は摂津市内全域を見渡しても危険度の高い地域であり、今回、千里丘西地区を市主体で再開発を行う決断をされましたが、阪急正雀駅前の再開発は市主体でできないものかお聞かせいただきたいと思います。

２の（３）といたしまして、（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略について、上下水道の中期財政見通しについて、まず、上水道の課題といたしましては、水道事業収益として水需要の減少、給水収益の減少、水道事業費用といたしましては、浄水施設や送水施設、配水管の整備です。中期財政、いわゆる経営計画をどのように見通しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、下水道事業では、公共下水道の汚水整備は平成２６年度で人口普及率９８．９％で、損益分岐点も見えてくる時代になっておりますけれども、雨水施設の整備に係る計画はどのようになっているのかお聞かせください。

２の（４）防災・災害対策について。東南海・南海地震の発生予測が、８０％の確率で起こると発表されました。市内における自主防災組織による訓練も校区ごとで行われたり単一自治会で行われたりと活発に見えますが、気になるのが参加者の固定と参加人数でございます。市民の危機意識はどこまであるのか危惧いたします。行政として現状での市民の意識をどのように捉まえているのかをお聞かせください。

次に、市政運営の基本方針に掲げている本市と災害医療センターなどとの連携体制の整備についてですが、具体的にどのような整備をしていくのかお聞かせください。

３番のみどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

１番目の摂津市環境の保全及び創造に関する条例に掲げる理念のもと、環境を大切にする意識が市域全体に一層浸透するよう

各種の取り組みを展開するとなっておりますが、余りにも抽象的過ぎる中で、各種の取り組みとは具体的に何をなされるのか。そしてまた摂津市の環境課題はＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地井戸の汲み上げ問題ではないかと思います。今年度の市政運営の基本方針の取り組みの中に、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地井戸の汲み上げの取り組みが見えてこないのはなぜか疑問に思います。見識をお伺いしたいと思います。

３の（２）といたしまして、環境への負荷が少ないまちについて。水銀による地域規模での環境の防止を目指す水銀に関する水俣条約に基づき本年度から家庭から排出される水銀を含む蛍光灯などの分別収集を開始されるとなっておりますけども、どのように行うのかをお聞かせいただきたいと思います。

４番といたしまして、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

４の（１）といたしまして、地域福祉活動についてですが、今年度の福祉施策では、認知症の支援体制を重きに置き取り組まれるとなっておりますけれども、認知症になる原因は多々あると思いますけども、何よりも引きこもりをいかになくしていくかも、大きな課題の１つだというふうに思っております。

これまでの課題である地域福祉活動拠点の進捗状況をどのようになっているのか、お聞かせください。

４の（２）といたしまして、障害者施策についてですが、これも本年度、在宅重度障害者への支援、長期入院者への福祉金など、福祉政策に取り組まれてことについては大変喜ばしいことだと評価いたします。

これまでもＢ型就労支援対策などの支援を提唱してきました。ひびきはばたき園では、小型家電の回収を行い、希少金属レアメタルの回収を行い、早２年を経過しようとしております。

この事業は、やめられない事業であり、行政の支援があってこそできるものであると思っております。これまでの現状と今後の取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

４の（３）子育て支援施策についてですが、待機児童解消施策について、摂津市の待機児童対策については、近隣市と比較しても早くから取り組んできたと思っております。

しかしながら、待機児童の原因といたしましては、社会の経済不況から男性だけでなく、女性も働く世帯が多くなったり、核家族がふえたとか、女性の社会進出がますます増加しているのが原因となっております。

また、もう一方の課題といたしまして、保育園自体は少しずつふえておりますが、そこで働く保育士が足りないなど、多くの課題があることも認識しております。

しかしながら、共働き家庭を支える子育て支援では、保育所の待機児童対策解消は、行政の責務と思っております。現状での待機児童の状況は、どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

子どもの貧困実態と就学支援についてです。

本年度の市政運営の基本方針では、子どもの貧困対策は掲載されておりませんが、今なお、日本の貧困率は６人に１人が貧困状況にあると言われております。

子どもの将来が生活環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困格差の解消施策に積極的に取り組んでいくと思いますが、子どもの貧困問題に対する教育長

の認識ついてお聞かせください。

５番といたしまして、誰もが学び、成長できるまちづくりについてですが、１番目の小中学校の学力向上施策についてですが、児童・生徒の学力向上のためには、児童・生徒の意欲を高める授業改善と、学習意欲の向上と学習習慣の形成が必要と思いますが、本年度の取り組みについてお聞かせください。

２番目のスポーツ環境の充実について。本年度では、青少年運動広場のグラウンドや管理棟などの改修に係る実施設計に取り組むとありますが、今後のスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

５の（３）生涯学習の推進についてですが、市政運営の基本方針に掲げる利便性の高い公民館に向け、施設のバリアフリー化を検討していくとのことでございます。一方では、社会教育施設の今後のあり方ということもうたっておりますけども、この２点については、どのように検討していこうとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

６番の活力ある産業のまちづくりについてですが、中小企業支援施策について、中小企業の交流・連携の機会として、２月に摂津市ビジネス＆テクノフェアｉｎダイキンを開催されました。このような取り組みは継続することが重要であると考えますが、今後の中小企業の活性化、特に交流・連携のための支援に対する市長のお考えはどうなのかをお聞かせいただきたいと思います。

そして、今後さらに中小企業の振興を図るためには、条例を制定し、市全体で取り組む姿勢が必要であると思いますが、中小企業振興条例制定の考えはないのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、６の（２）といたしまして、健都イノベーションパークにおける取り組みについては、関係機関と連携しながら、国内屈指の最先端医療・健康研究機関の集積を目指し、引き続き企業誘致に向けた検討を進めていくと方針に載っておりますけども、進捗状況を踏まえて、市としての考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

７番といたしまして、計画を実現する行政経営についてですが、安威川以南の人口ビジョンについて、昨年と同じ質問で、摂津市の人口のばらつきをお示しをさせていただきました。その中で、安威川以南、とりわけ鳥飼東地区の空洞化につきまして、皆さんの共感を得たところでございます。

そういった中で、行政も多くの議員も、鳥飼、安威川以南の空洞化につきましては、課題認識のベクトルが合ったところと思います。

安威川以南は、今は都市のスポンジ化と言っても過言ではないように、人口減少が始まっているのはまぎれもない事実でございます。特に、鳥飼東部地区は人口減少が著しく、今から具体的な施策展開が必要ですが、市長の鳥飼東部地区に対する認識と、人口減少抑制に向けた鳥飼東部地区のまちづくりの方向性をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、行財政改革についてですが、まずは行政改革にとって人材の育成は必要不可欠であります。

その前段として、人の採用については、今日の社会情勢の変化から、民間においても人手不足は課題となっており、多種多様な戦略をもって、人材の確保に取り組まれております。そのあおりを受けているのが、公務員採用であると言っても過言ではありません。摂津市も、採用募集では、阪急電鉄車内など、採用募集の案内をしておりま

すが、もう少し範囲を拡大し、地方からの募集は考えられないのか、お聞かせいただきたいと思います。

１回目の最後に、財政運営についてですが、平成１７年度末に、約３０億円にまで減少した主要基金が平成２８年度末には、約１４３億円となりました。

また、一般会計の市債残高も、ピーク時から半減以下となり、財政は危機的な状況を脱したと言えますが、これからの財政運営について、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

これで、１回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、民主市民連合を代表しての三好義治議員の質問にお答えをいたします。

教育関係につきましては、教育長のほうで答弁をさせていただきます。

まず最初に、協働に対する理念の話でございますが、国も地方も、お金も人も潤沢にある時代は行政に任しておけば何とかなったわけですけれども、極端な少子高齢化等々、お金も人も限りある時代を迎えております。今までの方程式が成り立たなくなってしまいました。

そこで、行政はもちろんでありますけれども、事業所、市民、そして団体が一緒になって考え、汗もかいて、また形もつくっていこう、これが、いわゆる協働の理念ではないかと思っております。

本市におきましては、「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現に向けまして、この協働の理念を掲げて進めているところでございます。

本市にかかわるみんなが、自主性、自発性を持って、お互いの特性を認識、尊重しながら、まちづくりという共通の目標に向かって対等な立場で、連携・協力をしながら取り組むことが協働と理解し、推進しているところでございます。

続きまして、地域コミュニティ推進活動についてのご質問でございますが、自治会や各小学校区で活動されています団体等の地域コミュニティが活性化するよう、補助金等の財政支援、運営等に関します相談支援を行うとともに、広報誌を活用し地域のコミュニティ情報の提供を行ってまいりました。また、本年度は、新たな取り組みといたしまして、「つながりのまち摂津」連絡会議に参画し、地域コミュニティの大切さを、街頭啓発や研修会を通じて啓発したところでございます。

千里丘西地区市街地再開発についてのご質問にお答えをいたします。

ＪＲ千里丘駅西地区の再開発事業につきましては、今まで進めてきました組合施行には組合設立に対し条件があり、一定の同意が得られなかったことから、残念ながら千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散にいたりました。しかしながら、駅前の交通安全対策や密集市街地の解消という課題と地元地権者の意向なども考慮し、市施行により再開発を進めることを決断いたしました。事業につきましては、市が主導で進めることになりますが、補助金や市の負担につきましては、大きく変わることはございません。また、合意形成につきましては組合施行と違い条件がないことから、今後、事業を進めながら事業計画とともに目的や効果などを説明し理解をいただけるよう粘り強く合意形成を図ってまいります。

阪急正雀駅前の整備についてのご質問でありますが、阪急正雀駅前につきましては

再開発によるまちづくりを目指し取り組んでまいりましたが、バブル経済の崩壊や狭いながらも一定幅員の道路が整備されている状況などから地元の機運が高まらない状況が続いておりました。そのような中、駅周辺では府道十三高槻線の整備や、阪急正雀駅のエレベーター整備などが進み、駅までの安全な歩行者空間の確保が急がれましたことから再開発事業を断念し、道路の拡幅整備に取り組み、現在、早期完成を目指して事業を進めておるところでございます。

道路拡幅の完成後は、市内循環バスの府営摂津正雀住宅北バス停と阪急正雀駅が歩道でつながり、さらに吹田市域での府道十三高槻線の整備が完成することで駅前に流入する通過交通が大きく減少するものと考えており、このような交通状況も見きわめながら阪急正雀駅前の整備を検討してまいります。

上下水道事業の中期財政見通しについてでありますが、水道事業は給水収益が減少する半面、更新需要が増大する中で今後の財政見通しにおいても大変厳しい状況でありますが、現在の水道ビジョンの見直しを行うとともに、経営戦略を策定し経営の健全化に取り組んでまいります。

また、下水道事業についてでありますが、汚水整備につきましては市街化調整区域の整備にも着手したところでございます。雨水整備につきましては、三箇牧雨水幹線の整備を進めておりまして、東別府雨水幹線にも着手してまいりたいと考えております。今後、下水道ビジョンを策定し、雨水整備につきましても計画的に整備を進めてまいります。

現在の財政見通しについては、依然一般会計からの繰入金による補填が必要な状況であります。今後の経営方針を見据えた経営戦略を策定し、将来にわたっても下水道サービスの提供を安定的に継続できるよう計画的な事業運営に努めてまいります。

市民の防災意識の現状及び災害医療センターなどとの連絡体制についてでありますが、昨年度、校区自主防災会の訓練には延べ３，２０７名の方が参加され、単一自治会における防災訓練と合わせましても、市内人口の１割にも満たない参加者となっております。議員のご指摘のとおり自主防災組織の訓練の参加者の固定化等は課題であると認識をいたしております。

一方で国の調査ではございますが、昨年１１月に内閣府で実施されました防災に関する世論調査におきまして、重点をおくべき防災対策の回答といたしまして、「『自助』に重点をおくべき」が３９．８％。「『共助』に重点をおくべき」が２４．５％と合わせて約３分の２の方が自助・共助の必要性を認識されております。自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るといった自助・共助の精神は高まってきているのではないかと思います。

次に、本市と災害医療センターなどとの連絡体制の整備状況についでございますが、本市を含む三島医療圏域におきましては、大阪府三島救命救急センターが大阪府等との連絡調整や重症患者受け入れなどの調整を行う三島救命災害対策本部を担い、また、大阪医科大学付属病院は、災害医療本部として三島医療圏内の二次救急医療機関との調整役を担うことになっております。さらに、大阪府三島救命救急センターは本市の災害対策本部を通じて災害医療センターである摂津ひかり病院や災害医療協力病院である摂津医誠会病院等で受け入れた被災者のほか、不足している医薬品・資材等の情報を収集し、必要に応じて災害派遣医療チ

ーム、いわゆるＤＭＡＴを派遣するなど、敏速かつ適切な医療救護活動を行うネットワークが構築されております。

摂津市の環境の保全及び創造に関する条例についての質問でございますが、平成２９年度は摂津市環境の保全及び創造に関する条例を改正し、環境美化の推進、環境教育、環境学習の推進、地球温暖化への適用を重点に新たな取り組みを進めてまいりましたが、平成３０年度はその取り組みを根づかせる年にしたいと考えております。これまでに６００人以上の方にご登録をいただいた美化ボランティア制度につきましては、登録者のさらなる増加に向け、庁内の連携により募集機会の拡大を図っていきたいと思います。

また環境美化推進地区の周知のため、清掃活動や街頭啓発などのＰＲ活動に引き続き取り組んでまいります。ドライ型ミスト発生機につきましても、より多くのイベントで稼働させ、会場にクールスポットを創出し、温暖化への適応策をアピールしてまいります。

そのような中、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地における地下水汲み上げの問題につきましては、当然ながら本市の環境保全にとって重要な課題と捉えております。

ＪＲ東海との訴訟の経過につきましては、昨年７月２５日に最高裁判所へ上告後、９月２０日に上告理由書兼上告受理申立理由書を、１０月１３日には神戸大学名誉教授である阿部泰隆弁護士の意見書を添えた上告受理申立理由補充書をそれぞれ最高裁判所へ提出いたしました。裁判の行方につきましては、現在、最高裁判所に判断を委ねている状態でございますが、ＪＲ東海は、係争中にもかかわらず地下水の汲み上げを継続しております。今後も市民の安全・安心を守るため、しっかりと監視し取り組んでまいります。

環境への負荷が少ないまちについてでありますが、昨年８月に発行した水銀に関する水俣条約は、水銀対策を世界的に取り組むことで、地球規模での水銀汚染を防止することを目的としております。

わが国では水俣病のような健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意のもと、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の制定や廃棄物処理法の施行令の改正、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインの策定など、対策に取り組んでおるところであります。本市におきましても水銀使用製品一般廃棄物を分別収集し、適正に処理することで水銀による環境に与えるリスクの軽減に努めてまいります。

地域福祉活動拠点の整備についてのご質問でありますが、地域福祉活動拠点につきましては、地域福祉活動の中核拠点として各中学校区に１か所を整備することを目標として、現在４か所の整備が完了しているとこでございます。未整備となっている第三中学校区における校区等福祉委員会に活動につきましては、千里丘公民館、旧三宅小学校、いきいきプラザなどでの活動が定着しているため、新たな拠点整備に対する方針は場所の選定等を含め決定していない状況ではございますが、引き続き校区等福祉委員会のご意見をお聞きするなど、拠点整備の方向性について検討してまいりたいと考えております。

障害者施策としての小型家電回収事業の状況でありますが、障害のある方の働く場を提供する就労継続支援Ｂ型の中で実施しております小型家電リサイクル事業は、平成２８年１０月より開始し、１年半が経過

しようとしております。この間、市民、事業者の皆さんのご理解、ご協力により、パソコン等多くの小型家電の提供をいただいております。一定量の小型家電が確保できておりますことから、安定した作業が実施できている状況であります。今後におきましても、回収された小型家電の分解・選別作業を通じて、作業に従事する障害を持たれている方々の工賃アップにつながるよう、安定した小型家電の確保に努めてまいります。

スポーツ環境の充実、青少年運動広場の改修工事についてでありますが、本市では、平成３０年度の予算編成の重点テーマに、健康を掲げておりますが、スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進に必要不可欠なものであります。

第４次総合計画においても、スポーツ環境と施設の整備を行っていくことを上げております。

スポーツ環境と施設の整備の充実を図るため、昭和４４年に開設いたしました青少年運動広場は、これまでも必要に応じて整備を行ってきたところでございますが、長年の使用により、管理棟を初め、施設は老朽化しており、グラウンドも全体的な改修工事が必要と考えております。グラウンドを利用される皆様が安全で、安心して快適にスポーツを楽しんでいただけるよう、平成２９年度は基本設計に取り組んでおりますが、平成３０年度には実施設計を行い、改修工事に向けての取り組みを進めてまいります。

中小企業の交流連携支援でありますけれども、企業間の交流・連携を図るための取り組みといたしまして、各種展示会への参加、補助、また、市内企業を対象にしたマッチングフェアを開催するなど、技術の交流、販路の拡大への支援を行っております。

今年度は、この２月に摂津市ビジネス＆テクノフェアｉｎダイキンを市商工会はじめ、各支援機関と連携のもと開催し、多くの企業、関係者にご参加いただいたところでございます。

議員のご指摘のとおり、まさしく継続は力なりであり、何事も一朝一夕でなし得るものはございません。企業間の交流・連携支援を初め、中小企業の活性化のために、今後もしっかり腰を据えて取り組んでまいる所存であります。

次に、中小企業振興条例についてでありますが、現在、第４次摂津市総合計画及び摂津市産業振興アクションプランに基づいて、各種の施策を推進しておりますが、これまでの取り組みを踏まえ、今後の企業活動にとって何が必要なのか、どのような支援が求められるのかを考察する中で、検討してまいりたいと存じます。

市が考える望ましい企業進出についてでありますが、健都イノベーションパークにつきましては、ライフサイエンス分野におけるポテンシャルの高い地域特性を生かし、健康と医療をコンセプトとした健康医療関連企業のさらなる集積による医療クラスターの実現を目指しているところでございます。

企業誘致につきましては、平成３１年７月に予定されている国立循環器病研究センターの開設を見据え、同施設を中心とした医療クラスター形成に寄与し、医薬品、医療機器、再生医療製品、健康関連分野における製品、サービス等の企業または教育機関等の研究所、または研究機能を持つ施設を中心に考えております。

また、地域貢献、地元産業振興への貢献、周辺の住環境や北大阪健康医療都市（健

都）全体の景観等との調和を踏まえた施設等を期待しております。

北大阪健康医療都市（健都）に健康・医療に関連する企業の集積を実現させ、さまざまな共同研究や連携事業を行う場となるなど、国の内外から健康・医療づくりのメッカ、フロントランナーと呼ばれるようなまちづくりを目指してまいります。

人口減少抑制に向けた鳥飼東部地域に対するまちづくりでありますが、安威川以南、とりわけ鳥飼東部地区につきましては、人口減少が続いており、まちづくりを進める上での重要な課題であると認識をいたしております。

平成３０年度におきましては、当該地域における交通アクセスの改善は、まちづくりを進める上での課題の１つであると考えますことから、公共施設巡回バスの便数を倍増し、移動手段の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、部局横断的な検討組織を立ち上げ、人口動態などに基づいた効果的なまちづくりの施策の研究を進め、今後のサービス展開につなげてまいりたいと考えております。

今後のまちづくりの方向性を検討するに当たりましては、事業所の多い地域的特徴を十分に踏まえた上で進めることが大切でございます。人口減少抑制は、一朝一夕に解決できる課題ではございませんが、魅力あるまちづくりにつながるよう知恵を絞ってまいる所存でございます。

これからの財政運営についてでございますけれども、まず、これからの財政運営についての質問にお答えをいたします。

財政運営は、現状をしっかりと認識した上で、これまでのことを教訓としつつ将来を見据えていかなくてはなりません。

平成２８年度決算では、主要な財政指標の改善が見られました。これらは、これまでの行革の取り組み成果であるとともに、臨時的収入によるところでもあることを認識しておく必要がございます。一時の臨時的収入による積立金は、経常的な支出を賄うために使用するのではなく、将来の摂津市のために必要な一時の投資や、社会情勢の変化による一時の市税収入の減少を補うために使用することが基本であると考えております。

また、市債残高が多額となり、毎年の元利償還金が収支を圧迫することがあった過去の経験も踏まえ、将来世代の負担が過剰なものとならないよう市債残高にも十分留意しなければなりません。大規模事業が近い将来に控えている現在、より一層、市債残高に留意していく必要がございます。

いずれにいたしましても、毎年の収支均衡とともに将来的な見通しを視野に入れ、限られた財源を適正に配分し、効率的な事業実施により住民福祉の向上につなげられるよう、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、人材育成と採用募集についての質問でございますが、本市における現状の課題と将来を見据えたとき、求める人材といたしましては、みずから考え、行動し、そして新たな前例をつくっていくことのできる職員であります。採用試験を実施する際にも、募集要項に求める人材を明記し、応募された受験者がどのような人物であるか、本市が求める人材と一致するかを正確に見きわめることができるよう取り組んでいるところでございます。

職員の採用募集は言うまでもなく、本市の将来を担う大切な人材の確保であり、まさに入り口となる重要な部分でございます。先に述べた求める人材の考え方や採用募集

において、競合する自治体も念頭に、車両広告など、できる限りの創意工夫を凝らし、より多くの応募者の中から求める人材の確保を行う必要があると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○藤浦雅彦議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてお答えします。

子育て支援施策についてのご質問のうち、初めに待機児童の状況についてでございます。

平成２９年４月１日現在の厚生労働省通知、保育所等利用待機児童数の定義に該当する待機児童数は３４名でございました。

平成３０年４月の待機児童数は、現在入所の調整中であり確定いたしておりませんが、入所の一斉受け付け数が増加していることなどから、前年に比べ、やや増加するものと見込んでおります。

待機となっております児童は、年齢別には、ゼロ歳児、１歳児が中心となっており、地域的には安威川以北地域が多くなっております。

このような状況から、教育委員会といたしましては、今後も引き続き安威川以北地域を中心に、施設整備等を行うとともに、保育を支える保育士の確保を図りながら待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、子どもの貧困対策については、平成２６年度に閣議決定されました、「子供の貧困対策に関する大綱」では、当面の重点施策として、教育の視点、生活の視点、保護者に対する就労の支援、経済的支援を掲げており、総合的な施策の推進が求められております。

教育委員会といたしましても、その対策の重要性については十分認識しており、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現しなければならないと考えております。

貧困の対策はさまざまですが、子どもの貧困問題は、教育と福祉が連携して取り組むことが重要だと言われており、本市では現在、これらの両部門が教育委員会にありますことから、よりスムーズな連携が図られております。

今後も、さまざまな専門職、関係機関との連携を深め、子どもの貧困対策に取り組んでまいる所存であります。

次に、児童・生徒の学力の現状と学力向上への考えについてでございます。

全国学力・学習状況調査の平均正答率は、小学校では前年度は全区分で全国平均に近づきましたが、今年度は全国平均との差が広がりました。

また、中学校では、近年、おおむね横ばいの状況が続いており、依然厳しい状況にあると認識しております。

さらに、児童・生徒の学校の授業以外での学習時間が短いなど、学習意欲や学習習慣の状況につきましても大きな課題となっております。

確かな学力は、児童・生徒に生きる力を育む非常に重要なものであり、とりわけ、グローバル化や情報化などが急速に進むこれからの社会を生き抜く上では、知識、技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や主体的に判断し、行動する力が何より求められてまいります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の学力向上に向け、学校、家庭、地域との連携を基盤に、授業改善や生徒指導などの学校力の向上に引き続き取り組むとともに、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾やスクールソーシャルワーカーの拡充など、学習習慣の定着、

個別課題の支援に向けた取り組みの充実を図ってまいります。

続きまして、社会教育施設の今後のあり方についてのご質問にお答えいたします。

本市の社会教育施設、とりわけ公民館は、これまで各種講座の開催や自主学習団体の育成など、地域における社会教育、生涯学習の拠点として大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、先ほど議員からもご指摘いただきましたように、少子高齢化への対応、また、防災施設としての役割、地域コミュニティとしての役割など、これからの社会に必要なニーズに合わせた施設のあり方を検討すべき時期に来ていると考えております。

地域における生涯学習、地域コミュニティの拠点となる別府コミュニティセンターがオープンし１年が経過しております。この別府コミュニティセンターを参考に、今後の公民館を初めとした社会教育施設のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　三好義治議員。

○三好義治議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず、地域コミュニティ活動の推進でございますけれども、協働のまち・つながりのまちを提唱して、先ほど市長からも熱い答弁がありました。ただ、現状を見ますと、市長も認めていますように、自治会への加入率が現在５８％まで落ち込んでおり、平成２６年度では６１％、それから総合計画では７０％を目指していくという方針のもと、今の現実を見据えた中では、総合計画と施策はちょっと厳しいかもわかりませんけど、逆行しているということは紛れもない事実でございます。

ただ、これは否定するだけではなしに、過去と今の加入率を比較していきますと、昔は、くみ取り券がありました。今、公共下水道になりました。こども会も非常に多かった時期もあります。ごみの収集もいろいろと共同でやらなければ、時代が、今、いろんな整備がなされて、そういったことは不必要になってきた。こういった現象もちょっと見据えながら、やっぱり着手していく必要があるんではないかなというふうに思っておりますし、そういったことを踏まえて、市民、事業者、行政の役割を改めてやはり見つめ直していく必要があると思います。

そういった中で、活動の実態及び支援体制、それから、やっぱり先ほども出ていましたけども集会所を含めた市民団体の活動拠点について考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

千里丘西地区市街地再開発事業についてでございますけど、これまでの経緯の中で、区域は何度も検討し直してまいりました。過去と現在のまちづくりの基盤整備の必要性については変わっていませんけども、利便性からいいますと、過去から考えますと、今、国立循環器病研究センターが移転されますし、健都イノベーションパークもできます。もちろん、千里丘、昔から住まわれている皆さん方に対する利用者の利便性を高めていく、この必要性もあります。

そういった中で、今回、千里丘新町もできますけども、隣の高槻市では北陸へのサンダーバードとそれから、関西国際空港へのＪＲ西日本関空特急はるかがとまるようになりました。そういった意味では、国立循環器病研究センターと健都イノベーションパークを拠点とするためにも、ＪＲ千里丘駅西口の再開発の中でそこを玄関口にし

ていってはどうかという意見がある中で、早期完成が求められると思っておりますし、今回の再開発区域面積及び今後の事業の流れについて、そういう観点からお聞かせいただきたいというように思います。

それから、阪急正雀駅前の整備についてですが、私は駅前広場は駅周辺の居住者だけではなくて、やはり摂津市の玄関口として広く市民の利便性を図る必要があると思っております。これまでも府道十三高槻線が開通したときには、阪急正雀駅前の地下道を封鎖して待機場所を確保してはどうかという提案もさせていただいた時代もあります。現在、進めている道路整備事業では、なかなか駅前広場というのは確保ができないと思います。先ほどご答弁いただいて、これからまたそういったことも見据えてという答弁もいただけましたけども、当面は、道路拡幅と、もう一つの旧デイハウスました跡地を活用したバスや車両の寄りつきはできないものか、お答えいただきたいと思います。

それから、（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略についてのうち、まずは上水道の経営戦略の中期財政見通しについてですけども、財政は厳しい状況であるとの、先ほどのご答弁でございましたが、上水道の経営戦略はこれまでも常に申し上げてきましたが、やはり給水人口が減る中で、給水原価をいかに抑えるかが課題と思っております。総務省数値にある経営戦略施策に当たっての留意点である、投資試算及び財源試算の将来予測を改めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、下水道についてでも厳しい財政見通しから、ビジョンや経営戦略を策定し、下水道サービスの安定提供に努めるということになっておりますが、建設から維持管理の時代を迎えて、老朽化が進む下水道施設の維持管理について、どのように考えているのかお聞かせいただきというふうに思います。

それから、防災・災害対策についてですが、やはり先ほどご答弁でも認められているように、市民全体の１割ぐらいしか、今、自主防災訓練に参加していない状況でございます。訓練により、多くの市民が防災意識を高めるために、どのようにこれから仕掛けていくかが重要だというふうに思っております。この点について、どういうふうに考えておるのかお聞かせいただきたいと思います。

医療圏につきましては、大規模災害の際は、三島医療圏にかかわらず、豊能医療圏域との連携や、道路が寸断された場合を想定し、ヘリポートの活用や他市の医療機関との連携も必要と思っております。縦割りではなしに、日常の消防活動におきましてでも、広域で消防車の手配もしている現状でございます。災害対策の折には、そういった部分を縦割りではなしに、広域で考えていく認識はお持ちなのかをお聞かせいただきたいというように思います。

それから、環境の保全及び創造に関する条例のＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地の井戸の汲み上げ問題では、これは摂津市については最重要課題と私は認識しております。地盤沈下に影響を与えている可能性を見きわめるために、昨年、平成２９年には、市内７か所で水準測量も行っていただいているところでございます。しかし、こういった地盤沈下調査を継続するためにも、改めて重要性の認識について、お答えいただきたいというふうに思います。

また、控訴審の判決で、地下水汲み上げの差し止め請求は棄却されました。地盤沈

下が発生した場合に、意見書を提出した京都大学の教授、一般財団法人地域地盤環境研究所及びＪＲ東海は責任を持てるのかというのが気になります。そういった裁判の判決が出た上、それの承認として出された処理につきまして、今後の推移についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、環境への負荷が少ないまちについての、水銀使用製品一般廃棄物の具体的な分別収集方法について、より具体的に、市民は何を出していったらいいのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

次に、地域福祉活動の拠点整備についてですが、ご答弁で中学校区単位での整備計画となっておりますけども、摂津市は幹線道路、鉄軌道、河川等により、中学校区の中にある小学校は分断された状況になっております。地域福祉活動拠点の、例えば第四中学校区では別府にありまして、味生小学校区にはありません。それから、第二中学校区では鳥飼西小学校区にあって、鳥飼北小学校区にはありませんし、第五中学校区では鳥飼小学校区にあって、鳥飼東小学校区にはない。こういった地域は、府道大阪高槻線及び千里丘寝屋川線で寸断された地域であって、そういった地域福祉活動につきましては、非常に利用がしにくい状況であります。地域福祉活動拠点の現在の方針より、より細分化する必要があると思いますが、考えをお聞きかせいただきたいと思います。

また、これと関連いたしまして、元気な高齢者をつくる施策としてでも、老人クラブ連合会の会員数も著しく減ってきております。老人クラブ連合会の会員数をふやすために、次の一手をどのように考えているのかお聞きかせいただきたいと思います。

障害者施策の小型家電回収については、今後も見守っていただくことを要望しておきます。

次に、子育て施策についてですが、待機児童解消に向けて、基本的な考えをお聞きいたしました。

待機児童問題は、「保育園落ちた日本死ね」と言われて大きな話題となったように、育児休業を余儀なくされているご家庭の心境ははかり知れないものがあります。待機児童解消に向け、本年度以降、具体的にどのように取り組むのかをお聞きかせいただきたいと思います。

次に、子どもの貧困対策については、いろいろなケースがあるのも承知しております。先日の新聞では、子育て支援施策で、医療費の無料化が全国的に進んでいることに、市長もコラムに出ておりましたけども、財政面から警笛を鳴らす小児科の先生のコラムがありました。医療費を無料化にした場合、一部の患者は過度に受診し、過剰な検査、投薬をしている医療者もいる。軽症でも夜間休日を問わず、コンビニ受診を生んでいる。このようなことから、医療にかかわり、財源に歯どめがきかず、医療費がふえていき、市民負担が増大していく。それよりも、予防に費用をかけるべきと言われております。

また、給食費無料化なら、無料で食べる量が大幅にふえることもなく、財政負担は見通しも立ち、このような考え方の方もいてます。私もこういった財政面からだけ見ますと、なるほどなというふうに感心をいたしました。次代を担う子どもたちが、健やかに成長するために、現在の取り組みは果たしてよいのか疑問に思っている点もありますが、今後の施策展開について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

小・中学校の学力向上についてですが、平成２９年度から、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾が開設されました。学力向上については、地域性も多々あると思いますが、重点地域を定めた取り組みと、施設面から見た取り組みの中での参加状況及び学校との連携状況についてお聞かせください。

それと、スポーツ環境の充実で、青少年運動広場の具体的な改修工事の内容について、前回もお聞きしましたけど、さらに防災機能、駐車場の拡大等も必要と思いますけど、盛り込まれて実施設計をしていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

生涯学習の推進について、公民館のバリアフリー対応設計検討と言われておりますが、バリアフリー化をした場合に機能の低下が見られる施設も多くあります。社会教育施設の今後を考えると、施設の建て替えも検討すべきと思いますが、この点についてどうでしょうか。

それと、中小業者支援施策について、摂津市ビジネス＆テクノフェアｉｎダイキンに多くの企業が参加されましたが、このような事業は今後も継続すべきと思いますが、さらなる考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、中小企業の活性化、産業振興に力を入れるためには、中小企業振興条例が必要と思いますが、考え方をお聞かせください。

それと、健都イノベーションパークへの企業誘致については、関係機関と調整が必要なときに、ことしの４月から健都イノベーションパークの所管が政策推進課に移行するということになっております。私は、健康・医療のまちづくりならば、従来どおり保健福祉部局が主体となって取り組むべきというふうに思っておりますが、大阪府を初めとして、関係機関との連携がこの政策推進課で図られるのかということについて疑問を持っております。それから、こういった点から摂津市のコンセプトに沿った企業誘致の取り組みを、どのように進めていくのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、鳥飼東部地域の人口問題ですが、私はもう一方では、これから具体的に取り組んでいただいたらいいんですけど、やはり民間企業の社宅もありますし、寮もあります。これが、民間の福利厚生施策によって廃止になる恐れが、多々今見えてきております。こういったところを行政として定着をしていただく方法とか、府営住宅、市営住宅、ＵＲ等の住宅の誘致、さらには銘木団地を初めとする企業の活性化、倉庫がなくなっていきそうな状況の中で、都市計画の見直しによる住宅の再編成、公共施設の誘致、そういったことをすることによって、公共交通機関が必然的に誘致が図られるのではないかなというふうに思っております。

そういった面で、利便性の向上など、具体的に考えているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、人材育成と採用募集については、私は中央から都市部への就職ニーズも多々存在すると思っております。人材確保の面から、近隣地域以外で募集案内をしてはどうかというふうに思っておりますが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから２回目の最後になりますけど、財政運営について、本市の財政はやはり、財政当局も常に言っておりますけど、繰出金、さらに公債費の償還、扶助費の向上、こういった部分と、やはり歳入の減少、さ

まざまな要因が発生しておりますけど、私は、行政からいただいた資料の中で、やはり類似団体の決算カードとか、大阪府下の財政状況を比較しながら、財政運営について、今チェックを行っているところでございますが、その中でも、今年度の当初予算で下水道への繰出金が土木費から総務管理費に移行されたり、また、市債の発行は元金償還以内におさめるという原則から、例えば、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）の教育費については、市債の発行が元金を上回っているとか、今、どうも一貫性がない財政運営になっているんではないかなというふうに思っております。一般会計に占める教育予算についても、この点についてもどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

これで、２回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは答弁を求めます。市民生活部長。

○野村市民生活部長　自治会や各種団体の活動の実態及び支援の状況についてのご質問にお答えいたします。

自治会におかれましては、地域の防災・防犯、福祉の推進、美化活動、緑化活動等、各地域において暮らしやすい地域を目指す住民自治活動を展開しております。

しかし、近年、自治会加入率は先ほどの議員のご質問にもございましたとおり、減少傾向にございます。ちなみに、平成２９年度の加入率は５７．８％となっており、その原因といたしましては、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などがその大きな要因と考えております。

次に、支援といたしましては、自治振興課内に、自治連合会、単位自治会の運営等の支援として、自治推進員の配置、自治会長を対象とした研修会の開催、美化活動の支援等を行わさせていただいております。

さらに、地域活性化補助事業につきましては、旧の小学校区単位を対象に、防犯・防災の啓発活動、環境美化、緑化、健康の推進事業、地域のお祭り等の事業に、平成２８年度は８５１万８，４０７円の補助金を、合計３２事業でご活用いただいているところでございます。

次に、市民活動の実態といたしまして、特定非営利法人の法人数を見ますと、現在１８団体となっており、平成２６年度以降、横ばいの状況となっております。具体的な支援といたしましては、団体運営についての相談や情報提供を行うとともに、学習機会の提供にも努めているところでございます。

また、市民公益活動補助金につきましては、市民団体の事業の支援として、初期支援、発展支援及び人材育成支援のコースを設け、平成２８年度は５団体に対し、６７万円の補助金を交付させていただきました。

続きまして、中小企業支援施策における、企業間交流事業についてのご質問にお答えいたします。

２月に開催いたしました、摂津市ビジネス＆テクノフェアｉｎダイキンには、多くの企業、関係者にご参加いただき、交流・連携の機会提供という事業といたしましては、一定効果があったものと考えております。

中小業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、この状況を乗り切るためのキーワードの１つが、企業間連携であると考えますことから、今後も企業間の交流・連携を図る取り組みを継続してまいります。

次に、中小企業振興条例についてでございますが、本市は４，０００以上もの事業

所が集積する産業のまちであり、中小企業とともに歩んでまいりました。そして、これからも中小企業を軸に産業振興を推し進め、持続的なまちづくりに取り組まなければなりません。１０年、２０年先を見据えた産業振興のため、先ほどの市長の答弁にもございましたように、何が必要なのか、何をなすべきなのかなどについて、今後、協議する中で、中小企業振興条例についても鋭意議論してまいります。

○藤浦雅彦議長　建設部長。

○土井建設部長　千里丘西地区の再開発予定区域と今後の事業予定につきまして、お答えいたします。

市施行の再開発の区域につきましては、これまでは千里丘西地区市街地再開発準備組合の活動において、街区整備計画案の作成や、権利者の合意形成に取り組まれてまいりました区域、約１．５３ヘクタールを予定いたしております。今後の事業予定につきましては、平成３０年度には、駅前広場やアクセス道路の見直しなどを行い、順次、都市計画決定や事業認可取得などの手続を進め、権利変換計画の策定を行ってまいります。

権利変換計画が策定いたしましたら、建物の撤去を行い、ビル建設や駅前広場などの整備を進める予定としており、事業期間につきましては、おおむね１０年を見込んでおります。

続きまして、阪急正雀駅前地区のまちづくりにつきましては、社会情勢の変化や地域の現状などから、再開発事業を断念し、それにかわるまちづくりとして、歩行者の安全対策を主とした道路拡幅事業に取り組んでおります。

旧デイハウスましたの跡地の活用につきましては、大阪府の所有地でありますとともに、土地の形状や広さ、駅からの距離など、駅前広場としての活用には課題が多いものと考えております。現在進めております道路拡幅事業では、駅前広場が含まれていないことから、駅前への車の寄りつきに対しましては、十分でないことは認識しているところでありますが、大阪府が整備を進めております、府道十三高槻線が完成いたしますと、阪急正雀駅前の通過交通は大きく減少するものと予想されますことから、その時点では地下道への車両の通行規制や上部利用につきましても、検討が可能な状況になるものと考えております。

しかし、府道十三高槻線の事業認可期間は平成３１年度末でありますことから、今しばらく時間を要するものと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　上下水道部長。

○山口上下水道部長　水道事業の経営計画についてのご質問にお答えいたします。

水道事業の経営計画につきましては、節水による水事業の減少や、設備更新にかかる投資費用等、さまざまな要因により中長期的においては、経営状態は厳しい状況にございます。

収益につきましては、大口事業所の減少分も含めまして、水道事業収益の基幹であります、給水収益が大幅に減少する半面、震災等の災害に備えた基幹管路の更新や、現在実施しております電気計装設備更新工事、鳥飼送水所３号配水池耐震工事、中央送水所１号配水池更新工事等の老朽化した施設に対しての設備投資も行っていかなければなりません。そのためには、財源不足を補塡する必要があり、これまで以上に、損益勘定留保資金の活用や、企業債の増額による元利償還金の増加等、現状の経営計

画では大変厳しい状況になるものと予想しております。

今後、水道ビジョンの見直しと経営戦略を策定する中で、省エネ機器の導入やダウンサイジング等による給水原価抑制策を検討するとともに、投資と財源の収支均衡を図り、経営基盤の強化に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長　上下水道部理事。

○石川上下水道部理事　下水道施設の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

本市の下水道事業は、人口普及率が９９％となり、汚水整備が概成した一方で、事業開始から４７年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。本市が敷設した管渠の延長は２８５キロメートルを超えており、このうち供用開始から４０年を経過する管渠は約２５キロメートルですが、５年後には６０キロメートルを超えます。また、そのうち約１０キロメートルが標準耐用年数５０年を超える管渠となります。

本市は、集中的な整備を行ったことから、老朽化も急速に進みますが、下水道サービスを安定的に提供していくためには、施設の老朽化に適切に対応し、その機能を確保していく必要があります。

このため、下水道ビジョンや経営戦略の策定に合わせて、下水道施設の点検、調査、修繕、改築を計画的かつ効率的、効果的に実施するための維持管理計画を策定する予定でございます。

○藤浦雅彦議長　総務部長。

○井口総務部長　それでは２の（４）市民の防災意識を高める取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本市では、自主防災組織の訓練時におけます啓発以外にも、ＰＴＡを初めとする各種団体や福祉施設等に対しまして、出前講座を実施させていただいております。昨年度は２１回の実施で、延べ７３０名の方に受講をいただいております。また、年１回ではございますが、出水期の６月に、市の広報誌において、防災啓発の特集記事を掲載いたしており、本年度末には淀川の浸水想定見直しを反映いたしましたハザードマップを、市内全戸、全事業所へ配布する予定でございます。

さらに、昨年度に完成いたしました防災教育の手引をもとに、各小・中学校におきまして、防災教育の事業に取り組んでいるところでございます。

次年度におきましては、本市オリジナルの防災サポーター制度の構築も予定いたしておりまして、より多くの市民の方が平時から災害に備える行動をとっていただけるよう、さまざまな層の市民の方を対象に防災や減災の啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時におけます広域的な医療連携の取り組みについての問いでございますが、議員のご指摘のとおり、大規模災害で道路が寸断された際には、救助活動に大きな支障を来すため、ヘリポートを活用いたしましたプロによる救出・搬送が有効であると言われており、ヘリコプターの離着陸場がある医療機関との連携について、今後検討してまいりたいと考えております。

また、大阪府におきましては、広域災害時の医療活動拠点が府内４ブロックに分割されており、本市が属する豊能・三島ブロックでは、済生会千里病院が活動拠点の本部に指定され、豊能医療圏と三島医療圏の相互連携の体制が構築されております。

次年度におきましては、摂津ひかり病院や、摂津医誠会病院等の災害医療病院にＭ

ＣＡ無線を配備いたしますので、今後、大阪府三島救命救急センター及び市消防本部、市内医療機関による災害医療活動訓練の実施について、検討してまいりたいと考えております。

次に、７の（２）財政運営についてのご質問にお答えをいたします。

下水道事業会計への繰出金につきましては、平成２９年度予算で、経営企画課の所管といたしておりましたが、平成３０年度予算から、水道事業会計の繰出金と同様に、財政課で予算計上することといたしまして、予算科目を土木費から総務費に変更いたしております。そのため、款別で、前年度の増減額を見てみますと、２０億円を超える増減額が総務費及び土木費で発生いたしております。今回のこの措置につきましては、予算統計上の比較において影響はないものというものの議員のご指摘のとおり、予算を経年比較し財政分析を行う際には、増減が出てまいります。財政分析をしていただく際には、この点にご留意をいただきますようお願い申し上げます。

また、市債残高につきましては、元金償還金以内の市債発行を原則としておりますことから、一般会計全体の市債残高は、年々減少しております。

けれども、部門別で見てみますと、教育費にかかります市債残高は、平成２５年度から平成２７年度にかけて増加をいたしております。これは、子どもの安全確保の観点から、教育施設の耐震改修のほか、公共施設に優先して推進してきたことによるものでございまして、そのため、平成２７年度のように、教育費にかかる市債発行額が、元金償還金を上回る年もございました。

毎年の予算編成の中では、優先的に予算措置をし、実施していく建設事業がございますので、部門別の市債残高を分析いたしますと、残高が増加する部門が出てまいります。しかし、その場合でも一般会計合計での市債残高の増加とならないよう、留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長　次に、環境部長。

○山田環境部長　市政運営の基本方針でＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地の問題について触れていないが、改めてその認識はとのご質問にお答えいたします。

市政運営の基本方針につきましては、新年度の新規事業を中心に述べております。そのため、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地の問題について触れておりませんが、問題の重要性は十分に認識しており、軽視しているということは全くございません。

また、仮に、今後、地盤沈下が発生した場合、誰が責任を持つのかということでございますが、損害賠償請求を行う場合、一般的には被害者側が加害行為との因果関係を立証する必要が生じます。そのため、市としましては、地下水の汲み上げが地盤沈下に影響を与えている可能性を示す１つの手段としまして、昨年１１月から１２月にかけて市内７か所の水準点について、測量を実施いたしました。測量成果につきましては、現在、国土地理院の審査を受けておりまして、認定され次第、お示しする予定でございます。

今後も、水準測量による地盤沈下調査を継続するとともに、国土地理院や阪神地区地盤沈下調査連絡協議会などの助言を得ながら、測量点の増設を検討してまいります。また、人工衛星を活用した地盤沈下の観測についても研究してまいります。

訴訟につきましては、判決時期が未定ではございますが、代理人弁護士と十分協議

しながら対応してまいります。今後、何らかの動きがありました際には、速やかにご報告いたします。

周辺住民の皆様には、不安に感じておられることと思慮いたしますが、裁判で勝訴し、地下水の汲み上げを中止させることが地盤沈下を防ぐ最も確実な方法であることは間違いありません。

引き続き、行政としてできる限りの努力を払い、市民の安全・安心、そして、財産を守るために取り組んでまいります。

続きまして、水銀使用製品一般廃棄物の具体的な分別収集の方法についてのご質問にお答えいたします。

家庭から排出される水銀使用製品一般廃棄物には、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計の５品目がございます。本市では、既にボタン電池は乾電池と一緒に分別収集し、専用処理を行っていることから、ボタン電池以外の４品目が、新たな分別収集の対象となってまいります。

収集方法につきましては、市民の皆様に過度な負担にならないよう、また、効率よく収集できるよう検討をしてまいります。

なお、分別収集の開始時期につきましては、市民の皆様への周知期間や収集体制の構築などを考慮して、平成３０年度下半期以降の実施を考えております。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　地域福祉活動についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、地域活動拠点につきましては、社会福祉協議会との協議や地域福祉推進協議会での議論の結果、中学校区での整備を目標とさせていただいているところであり、引き続き中学校区単位での整備に努めてまいりたいと考えております。

しかし、今後さらに地域活動を活性化していくためには、ご指摘のように中学校区単位での活動にとどまらず、例えば、自治会単位での活動など、その地域をきめ細かく把握できる小さな単位での活動にも着目し、住民に身近な場所で行われる活動を広げていくことが重要かと考えております。

次に、老人クラブについてでございますが、今後、地域包括ケアシステムを構築する上で、高齢者の方々が元気に活動されている地域組織である老人クラブは、大変重要な地域交流団体であると認識をいたしております。

しかしながら、年々会員が減少している状況がございます。減少の主な要因の１つとしまして、単位クラブの会長のなり手がなく会長後継者がいないために、単位老人クラブがなくなってしまい、結果として、会員の減少につながっている状況がございます。

社会の変化で、高齢になっても継続して就業される方がふえており、老人クラブに加入される方の年齢が上昇し、７０歳を超える方が一般的になってきております。それに伴い活動される方の中心も、７０歳代中ごろの方々が中心になっている現状がございます。これらの状況から、老人クラブの役員として活躍していただける活動の期間も、以前とは異なっているのではないかと考えております。

これらの状況を十分に把握した上で、老人クラブ連合会の方々とともに、今まで以上に地域での介護予防の視点を持って、単位クラブにかかわることで、地域でのつながりが広がり、会員数をふやす一手になるものと考えております。

地域づくりには試行錯誤が伴いますが、関係団体と連携し、「つながりのまち摂

津」をみんなで育むよう努めてまいります。

○藤浦雅彦議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　まず、待機児童解消に向けての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまで待機児童解消に向け、認可保育所の開設や既存施設の建て替えによる定員増、また分園の開設や小規模保育事業所の開設などの取り組みを行ってまいりましたが、さらに現在、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業の施設準備を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、平成３０年４月、正雀二丁目に小規模保育事業所が１園開園予定でございます。また、平成３０年度中には、旧山田川公園内の認定こども園ＫＥＮＴＯひまわり園が、平成３１年４月には、正雀ひかり保育園を建て替え、認定子ども園としてそれぞれ開園を予定しておるところでございます。そのほか、新たに、せっつ遊育園の分園整備、小規模保育事業２か所分を、今回、予算計上させていただいております。

これらの取り組みにより、平成３１年度末までに、約３００名分の定員増を図れるものと見込んでいるところでございます。

一方、保育の受け皿の確保には、議員のご指摘のとおり、保育士の確保が必要不可欠でございます。国のほうでは、保育の職場が長く働けるものとなるよう、公定価格において処遇改善加算が行われておるところでございます。

加えて、本市におきましては、民間法人が保育士のために借り上げた宿舎の経費に対する補助を行っており、保育士確保の支援を行っているところでございます。

また、一定の要件のもと、保育士にかわるものとして、子育て支援分野に関して必要な知識、技能等の講習を終了した子育て支援員を配置できますことから、その養成を行う子育て支援員研修を、今年度から実施いたしております。現在、１１人が研修を終了し、既に市内民間園で勤務しておられるところでございます。

平成３０年度におきましても、子育て支援員研修を引き続き実施したいと考えております。

次に、子どもの貧困に対する現在の取り組みと、今後の施策展開についてのご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策としては銘打ってはおりませんが、低所得世帯や多子世帯に対する保育料設定、経済的に弱い立場にあるひとり親家庭に児童扶養手当を支給するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業や、就学援助の新入学にかかる学用品費の前倒し支給、課題を抱える児童・生徒や、その家庭の生活基盤の改善を支援するスクールソーシャルワーカーの配置などに取り組んでいるところでございます。

また、子どもの貧困対策には、保護者の就労が重要でございます。そこで、ひとり親家庭の保護者の就労支援といたしまして、ハローワークなどの教育訓練講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、また、専門資格を取得するために養成機関で受講する場合に支給する、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業を実施するなどして、家庭生活が安定するよう取り組んでいるところでございます。

平成３０年度からは、２２歳までの学生等を扶養するひとり親家庭の医療費助成や、保育所等の実費徴収に係る補足給付を実施してまいります。

未来を担う子どもたちは、大切な宝であ

り、その健やかな成長は何よりの願いでありますことから、これからも引き続き子どもに係る関係機関と十分連携し、さまざまな方面からの施策を研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　摂津ＳＵＮＳＵＮ塾への参加の状況及び学校との連携の状況についてのご質問にお答えいたします。

本年度、児童・生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を目的に、市内３か所で小学６年生及び中学１年生を対象に、民間塾に委託して行う無料塾、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾を開設いたしました。合計１５０名定員は、年間を通してほぼ満たされており、参加した児童・生徒の学習の定着度や、学校の授業以外の学習時間はおおむね向上いたしております。

しかし、一部地域からは、会場が遠いため参加しづらいというお声をいただいており、次年度はこれまでの３会場に加えて、第三中学校区、第五中学校区にも開設し、全中学校区で摂津ＳＵＮＳＵＮ塾を展開してまいりたいと考えております。

今後は、事業の効果検証を踏まえ、児童・生徒のニーズも含め、地域の状況をきめ細かく把握しながら会場の拡充等を検討してまいりたいと存じます。

また、小・中学校との連携でございますが、校長会には、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の目的や内容を伝えるとともに、参加者募集の際には対象学年の全家庭に文書の配布を依頼いたしました。

さらに、適宜、学校には参加人数や学習の状況などを伝えており、それらを受けてホームページでの案内や個別の呼びかけを行うなど、各学校でもさまざまな取り組みを行っているところでございます。

続きまして、公民館のバリアフリー対応についてのご質問にお答えいたします。

今年度実施いたしました３公民館のバリアフリー対策に関する調査では、既存施設にエレベーターを設置するという前提で建物の構造や法令について調査、検討し、いずれの公民館においても設置が可能であると調査結果がございました。

しかしながら、エレベーターの設置に伴い、既存の学習室やロビーなどのスペースが減少するなど、既存施設へのエレベーターの設置については、そのメリット、デメリットを十分に検討する必要があると考えております。

来年度におきまして、摂津市全体として、公共施設等総合管理計画及びファシリティマネジメントの観点から、施設の残存寿命や改修、建て替えコスト、また、少子高齢化への対応、防災施設及び地域コミュニティ施設としてのあり方や、他施設との複合化などを含め、既存施設の改修方針を検討してまいります。

○藤浦雅彦議長　市民生活部理事。

○小林市民生活部理事　青少年運動広場の具体的な改修工事の内容についてのご質問にお答えいたします。

青少年運動広場は、長年の使用により管理棟や倉庫は老朽化しており、グラウンドや照明灯の設備も整備が必要な状況と考えております。

また、駐車場につきましても、スポーツ大会等に鑑みて、駐車台数を一層確保する必要があります。改修工事では、管理棟に更衣室の整備やトイレの洋式化など、施設の充実を図るほか、一時避難場所に指定されておりますことから、防災備蓄用品を置くスペースの確保についても検討してまいりたいと考えております。

そのほか、倉庫の集約化や照明のＬＥＤ化等、グラウンドを利用される皆様が、安全で安心して快適に施設をご利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　市長公室長。

○山本市長公室長　質問番号、６の（２）健都イノベーションパークへの企業誘致に関するご質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークへの企業誘致につきましては、大阪府、国立循環器病研究センター、吹田市、摂津市で構成をいたします国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター推進協議会等におきまして、情報交換、意見交換、調整等を行いながら取り組んでいるところでございます。

そうした中で、昨年３月、吹田市が公募型プロポーザルにおきまして、健都イノベーションパーク内への進出予定企業１者が、優先交渉権者を選定されました。本市が所有いたします該当エリア東部に位置します約６，０００平米の用地につきましては、金融機関やデベロッパーなどに対するヒアリングや市場調査を実施するなど、効果的な誘致対象となる企業の発掘に努めているところでございます。

今後、吹田市の選定結果による市場の反応も見きわめつつ企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますが、医療クラスター推進協議会の中では、国立健康・栄養研究所の北大阪健康医療都市（健都）移転や、国立循環器病研究センター内で予定をされておりますオープンイノベーションセンターが整備された後に、段階的にクラスターが形成されていくべきという考えも一方ではございます。

関係機関との協議、調整を行いながら、本市にとって最も有効となる公募スケジュールを選定してまいりたいと考えております。

その中での庁内連携のご質問もございました。北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり全体につきましては、これまで市民生活部、保健福祉部が中心になり務めてきた事実がございます。しかしながら、機会を捉えて、市長公室のほうにも報告をいただいている現状にはございます。今後、健都イノベーションパークへの企業誘致につきまして、主体が市長公室のほうに変更にはなりますが、今後とも庁内は情報共有をして連携をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、質問番号７の（１）の、少子高齢化対策のうち、安威川以南のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

安威川以南、特に鳥飼東部地区のまちづくりのあり方についてでございますが、地域の特性を踏まえたまちづくりにつきましては、部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げる予定にしており、検討を進めていく予定でございます。

このプロジェクトチームにおきまして、自由な意見が出せるような環境をつくり、外部有識者のアドバイスもいただきながら、各地域ごとの人口動態を分析するとともに、政策的な観点で、将来を見据えた公共施設のあるべき姿も含めて、同時進行で検討してまいりたいと考えております。

議員からございましたご提案、具体的な活性化策につきましては、短期的なスパンで捉えるもの、中長期的なスパンで捉えるもの、さまざまではございますが、いずれも貴重なアイデアとして参考にさせていただきたいと考えております。

今後、課題や地域特性の分析結果を踏ま

え、人口減少抑制に結びつく施策となるよう努めてまいります。

続きまして、質問番号７の（２）行財政改革についてのうち、職員採用に関するご質問にお答えいたします。

採用試験の応募者数の確保に関するこれまでの取り組みといたしましては、車両広告への掲載以外にも、各大学への訪問、共同企業説明会への出展、試験の実施について広く周知を図るとともに、一次試験における試験科目の見直しや、全国のテストセンターで複数日程による試験の実施、また、ホームページ上に現役職員のメッセージを掲載するなど、より応募につながる取り組みを行ったこともあり、応募数が増加をしているような状況にもございます。そのため、倍率も高くなっている職種もあるのは現状でございます。

採用試験の実施に当たりましては、周知はもちろんのこと、採用募集にかかわる創意工夫を続けていくことが、競合いたします自治体ではなく、本市の採用試験への応募とつながるものであるというふうに認識をいたしているところでございます。

ご質問にございました近隣地域以外への募集案内について等々のところでございますが、これまでホームページや就活サイトへの掲載は行っているところでございますが、今後は特に、比較的倍率が低くなっております技術職の職種の応募数の確保に向けまして、民間を含む他団体の情報も収集を行いながら、新たな取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　三好義治議員。

○三好義治議員　それでは３回目の質問を行います。

この答弁は副市長にお願いしたいと思います。地域コミュニティ活動の拠点並びに、地域活動の拠点、それから社会教育施設の今後のあり方、それから少子高齢化対策の鳥飼東地区等々につきましては、私は、最終的にはそれぞれの活動拠点の細分化を含めて、見直しが必要ではないかという共通の質問をさせていただきました。それぞれ部門が散らばっていますので、最終的には、副市長のほうから答弁をお願いしたいということで、考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、大概が、これから全て要望にしますけど、まず、防災での自主防災訓練の訓練参加者をいかにふやすか、ちょっと先般、防災訓練に行っていたら、いろいろ非常食をいただくんですけど、下世話な話ではないんですが、いただいても賞味期限の残りが２か月だけなんですね。それで、１年間もてば、防災訓練に行ったら非常食はいただけるという認識と、やはりそういう非常食を家でプールするということで、みずからの身は自分で守るという観点につながるんではないかなというようなことを検討していただいたらどうかなというように思います。

老人クラブ連合会については、平成２２年３，５００人がピークでして、団体加入数も５９団体がピークであって、現在は２，８１３名、団体数５５であります。

これまで、やはり生産性人口の中で非常に協力もしていただいた方々が、老後を楽しんでいただくにも、そういった団体加入しながら取り組んでいただくことも、これも行政の責任ということで検討をお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　副市長。

○奥村副市長　それでは、地域活動拠点の整備、公民館の対応、それから公共施設の再

整備、とりわけ安威川以南についてのそれぞれのご質問について総括的にご答弁させていただきます。

本市の公共建築物、いわゆる箱物と言われるものについては、福祉施設、それから市民文化系施設、社会教育・学校教育施設、行政系施設など数多く点在しております。これら公共施設は、これまでの人口増加に伴い施設ニーズの拡大を背景に次々と建設が進められてまいりました。今後、人口減少が加速する見通しの中、施設ニーズの減少が予測されますが、若年層の減少と反比例いたしまして、高齢者の医療・福祉施設などのニーズは増加するものと考えております。その年齢層によっては、多寡が異なってくるものと考えられます。

また、財政的に、現在の公共施設の規模をそのまま維持することは困難となり、既存の公共施設の安易な建て替え、新築は多額な経費を要することから、さまざまな延命策を講じて、長く活用できるよう耐用すること、いわゆる施設の健康寿命の延長が財政的にも有利でないかと考えております。

経営資源の有効活用とは、ムラ・ムリ・ムダをなくすことであり、要らないものは持たないこと、同時に、持つべき経営資源は長期にわたって最大限に活用することが求められます。

従前は、往々にして単一機能、単一施設が当然視されておりましたが、これからは、多機能型施設、複合化施設が主流となってまいります。このようなことから、所管部門が、保有と使用を独占する縦割りの壁を取り払う職員の意識改革も必要となってまいります。このような背景から、社会資本整備に関して、新しくつくることから賢く使うことへの改革が求められております。

本市におきましては、平成２９年３月に摂津市公共施設等総合管理計画を策定し、平成３０年度からは、それに基づき、さらに推進していくため専任体制を整備し、検討を進めてまいります。具体的には、既存施設の長寿命化の適否、統廃合、建て替え等について検討を加えることになります。

また、建築から多年を経過した施設も多いことから、省エネビルは極少数であり、環境負荷軽減からも、省エネルギー改修、そしてユニバーサルデザイン対応等、行政サービスの質の維持・向上と両立させる視点も重要であると考えております。

市民の利便性向上を第一義に、老朽化対策を図りながら、南北格差問題、市全体の公共施設の適正配置を模索していくことになります。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　三好義治議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後２時４４分　休憩）

――――――――――――――――――――

（午後３時１４分　再開）

○藤浦雅彦議長　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、松本議員。（拍手）

（松本暁彦議員　登壇）

○松本暁彦議員　それでは、自民党・市民の会を代表しまして、質問をさせていただきます。

さきの質問と重なる項目ございますが、よろしくお願いいたします。

１、森山市政１３年間の総括と今後の展望について。１４年目を迎えるに当たり、これまでの１３年間の総括、そして２０２５年問題など、油断できぬ今後の市政の展望についてお聞かせください。

２、市民が元気に活動するまちづくりに

ついて。

２の（１）地域コミュニティの活性化について。地域を取り巻く社会環境が変化して、地域コミュニティの衰退が懸念され、自治会への加入率が低下するなどの問題を抱えてる今、地域コミュニティの活性化について、どうお考えかお聞かせください。

２の（２）広報広聴について。市民と行政との協働のまちづくりにおいて、広報は市政から市民の立場に立った情報を発信し、広聴は市民ニーズを把握し市政に反映させています。そこで改めて、広報と広聴の重要性について、どう考えておられるのかお聞かせください。

３、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

３の（１）千里丘駅西地区の再開発について、交通混雑や密集市街地の解消は、安全・安心のために必須であり、方針を決定されたことは評価するところでございます。さて、千里丘駅西地区再開発に当たり、北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりとの連携は、地区の一層の発展に必要不可欠と考えますが、市としてどのようにお考えかお聞かせください。

３の（２）阪急京都線連続立体交差事業の推進について、この事業は、本市の長年の懸念事項でありました。次年度より、どのように進めていくのかお聞かせください。

３の（３）（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略について、これらの策定は、市民生活に欠かせないライフラインである上水道、下水道事業が組織統合し、その安定経営のために必要と認識していますが、現在の上下水道事業の状況について、お聞かせください。

３の（４）「空家等対策計画」と「住宅マスタープラン」について。人口減少、高齢化が進む中で、全国的にも空き家問題がクローズアップされてきております。本市における空き家対策の重要性について、どう考えておられるのかお聞かせください。

３の（５）防災施策について。淀川氾濫想定の変更、南海トラフ巨大地震発生確率の７０％から８０％への増加は、つい最近のことです。油断できぬ現状において、災害情報の伝達体制等の強化、また防災サポーター制度の構築と、しっかりと防災体制を整えようとすることは、大変、心強いものであります。

さて、今、大規模災害時での自助、共助、公助の関係が見直され、共助、自助の活性化が必要とされていますが、本市ではどのようにお考えかお聞かせください。

３の（６）消防施策について。公助の実働部隊に当たる消防職員の増員、特に救急の強化は、時代に即した適切な体制であります。そこで、今回、増員することによる影響、またこれからの求められる消防のあり方について、どうお考えかお聞かせください。

４、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

４の（１）ごみ処理の広域連携について、ごみ処理における茨木市との協議は、どこまで進んでいるのかお聞かせください。

４の（２）美化推進ボランティア登録制度について、この登録制度は、昨年度からの取り組みとなっていますが、環境をキーワードとした本市のブランド力向上施策の１つとして認識しております。現在の状況と、その効果についてお聞かせください。

５、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

５の（１）多世代での同居・近居等の支援について、この施策は、我が会派が幾度

となく取り上げてきた施策でもあり、本市にとって非常に大きい魅力があります。平成３０年度の市政方針において、多世代での同居・近居支援にかかわる研究を行う旨の方向性が示されたことは大いに期待するものですが、本施策について、どう検討されていくのかお聞かせください。

５の（２）地域における多世代交流について。他市においては、多世代交流を目的としたセンターを開設している事例も多く、世代間をまたいだ交流は重要と認識されています。そこで、本市における多世代交流について、どうお考えかお聞かせください。

５の（３）健康寿命の延伸について。健康体操、ウオーキング事業など、多くの健康施策がなされていますが、どのような形でそれらの施策の成果を把握され、健康寿命の延伸につなげているのかお聞かせください。

５の（４）少子高齢化対策について。本市において、少子高齢化による人口減少などの問題の対応は、喫緊の課題です。次年度より、効果的な施策展開について、部局横断的な検討体制のもと、調査、研究するとありましたが、どのように取り組まれるのかお聞かせください。

６、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

６の（１）児童・生徒の学力向上について、児童・生徒の学力の現状と今後の学力向上施策についてお聞かせください。

６の（２）学校運営の効率化に向けた取り組みについて。近年、教員の勤務時間や多忙化が問題となっていますが、現在、教員は、子どもたちと向き合うことができているのか、またその現状について、どう捉えられているのかお聞かせください。

６の（３）スポーツ環境の充実について、継続して取り組んでこられていますが、改めて今までの取り組み状況と次年度の取り組みについてお聞かせください。

７、活力ある産業のまちづくりについて。

７の（１）産業活性化について。産業の集積は本市の強みであり、生かすことが必要です。現在、摂津市産業振興アクションプランに基づいて各種の産業振興施策をされていますが、社会、経済情勢は日々変化している。今までの取り組みと、これから先、５年後、１０年後の展望について、どうお考えかお聞かせください。

７の（２）健都イノベーションパークについて、次年度の政策推進課に所管が変わりますが、どういう経緯か、今後どのように進めていくのかお聞かせください。

７の（３）農業振興施策について、本市にとって重要な取り組みであり、農地保全や担い手不足解消等にも取り組まれていると認識しておりますが、改めて本市としてどのような農業振興施策が必要かお聞かせください。

８、計画を実現する行政経営について。

８の（１）行政改革について。行政改革は厳しくなっていく財政事情、また刻々と変化する多様な住民サービスの適切な提供維持のため必要不可欠かと思います。本市の特徴は、周辺市に比べ少人数の職員であります。そこで少数精鋭体制と、その推進についてどう進めるのかお聞かせください。

８の（２）公共施設等総合管理計画の推進について。高度経済成長期を中心に整備された公共施設やインフラの老朽化が、全国的な課題となっている中、本市も例外ではなく公共施設の老朽化が進み、建て替えの時期を迎えております。改めて、本市における公共施設等総合管理計画の推進の意義についてお聞かせください。

９、鳥飼地域の活性化について。先ほどの三好義治議員の質問にもありましたが、会派としても鳥飼地域の人口減少問題に大きな危機感を持っております。（グラフのパネルを示す）これは、小さいんですけども、摂津市と鳥飼地域の人口減のグラフです。発想は幹事長、そして光好議員の手づくりでございます。平成１６年から平成３０年１月の間、約１４年、ほぼ森山市政と同時期でございます。市全体は、マイナス３７人の微減、しかしながら鳥飼地域につきましては、１，６００人以上も減少をしています。マンション開発が進む安威川以北は、今後も人口が増加し、目立つ開発予定がない鳥飼地域は右肩下がりとなり続けることは明白です。（図のパネルを示す）また、こちらが鳥飼地域を東西に分けた図でございます。上のグラフが西側で、下のグラフが東側で、西側が約５５０人減、東側が約１，１００人減と、東へ行くほど顕著にその傾向があらわれております。

このような状況の中、本市における鳥飼地域の位置づけをいま一度見直し、鳥飼地域の活性化に向けグランドデザインを描き取り組む必要がありますが、どうお考えかお聞かせください。

以上、１回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、自民党・市民の会議員団を代表しての松本議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、市政１３年余りの総括と今後の展望についてということでございますが、今から１３年、１４年前後といいますと、摂津市はバブルの崩壊、リーマンショック等々、いろんな悪条件が重なり、税収減が大幅に、摂津市の台所を直撃という時代だったと思います。財政状況はピンチ、今でも覚えてますけど、第２の夕張市というような見出しがあったことも思い出しますけれども、そういう非常に厳しい財政状況の中でのスタートになってしまいました。

お金が全てではないですけれども、やっぱりしっかりとした財政運営なしにはまちづくりは成り立たない。まず健全な財政運営、これに取り組まなくてはならない。しかし、お金があっても人が育たないとまちはよくならないということで、私は人づくり、特に心の教育、これを取り上げました。

そして、お金、人があっても夢のないところには人が来ないということで、いろんな夢づくりといいますか、ものづくり、このようにお金づくり、人づくり、夢づくり、この３本柱を掲げました。

私の信条ですけれども、健康で本気になってやれば不可能はないということで、やる気・元気・本気、これをモットーにしてまっしぐらに突っ走ってきたと思います。お金づくりといえば、やっぱり行政改革は大切な取り組みだったと思います。

まず最初に、私が市長になって一番の初めに取り組んだというより、取り組むことになったのが２つの小学校の統廃合だったんです。これが市長としてのスタートになろうとは、まさか思ってない、非常につらいといいますか、厳しいというか、ハードルの高いといいますか、出来事でありました。

当時、子どもが物すごく減ったという教育事情もありましたけれども、一方では、やっぱり教育予算の何とか確保ということで、将来的には、学校跡地の売却も視野に入っていたようにも思います。３年ごとに見直して、将来のあり方について、また決

めましょうと議会で言ったこともあったと思いますけども、おかげさまで今日まで売却することなく、売却の凍結をみんなで表明することもでき得たと思います。

人づくりにつきましては、これは、目に見えない、私は百年の計と言いましたけれども、初めは人間基礎教育いうたら一体何やねんというふうな声があちこちでありましたが、今ではあちこちで人間基礎教育という言葉がごくごく普通に会話されるようになったと思います。でも、まだまだ道半ば、時間がかかります。粘り強く、またずっと取り組んでいけばいいなと思っております。

ものづくり、夢づくりというんですか、ちょうど当時は大企業が移転されました。市の真ん中に大きな空閑地ができたわけです。一方で、吹田操車場の跡にも、大きな北摂で最後に残された空間ができました。この２つの空間をどうすべきか、これも私も市長としての公約というか、取り組みを表明した案件でしたが、一方は南千里丘、一方は千里丘新町として、完成間近になっております。

そのほか、府、市にまたがっては千里丘のガードの拡幅とか、鳥飼大橋のかけ替え問題、そして今日的には阪急京都線連続立体交差事業、そして、先ほど来いろいろ話の出ておりますＪＲ千里丘駅西口の駅前の再開発、そして府道十三高槻線等々、ハードな基盤整備、８０％、いや９０％の完成、または完成のめどをつけ得ることができました。この間には、リーマンショックといいまして、世界的な大きな経済事件に見舞われました。しかし、これも何とかクリアできました。考えてみますと、その折々に天が運を運んでくれたというか、うまくそのつど前に進めたということは私は運がよかったんかもわかりません。何よりもやっぱりそのときどきの議会の皆さんの理解、そして職員も頑張ってくれました。そして市民の皆さんが、しっかりとご支援いただいた、そのことが結果にもつながりつつあるんではないかなと思っています。

行政改革の話をいたしましたけれども、森川前市長から引き継いだ行政改革も、第１次行政改革から、今、第５次行政改革の最終段階を迎えておりますが、５１６項目ぐらいがあったんですかね、そのうちの４３５項目、これが何らかの形になって、百数十億円の効果額を出すことができたと思います。

結果的に借金、いわゆる市債は半分以下になり、一方で、貯金は倍以上になる。基盤の整備というのは幕引くといった、私が言ってるんじゃないんですけれども、ある人は、奇跡的な回復やなって、こういうふうなこと言われた人もありました。

何度も言いますけれども、ただ私が、運が味方しただけかもわかりませんけれども、今日まで一生懸命取り組んでこれたと、私は総括をいたしております。まだまだ足らない点はたくさんありますけれども。

それで喜んでられないわけでございますが、今後の展望ですけれども、やっぱり大切なことは、次の世代にしっかりと持続可能なまちづくり、これをしっかりと引き継いでいかないかんわけであります。今だけがよかったらいいんではない、将来を見据えて持続可能なまちづくりをせないけません。ただ、摂津市は地形的に見ても、財政事情、人口規模等々、非常に伸びしろというかスケールメリットの少ない地域でございます。ちょっと油断をすると、またぞろ先ほど言った時代に逆戻りする可能性もございます。そういうことで、より身を引き

締めて振り返る中、初心を忘れずに、また今年度もしっかりと議会の皆さんのご意見を聞きながら、市政の運営をしてまいりたいと思っております。

次に、地域コミュニティの活性化についてのご質問でございますけれども、少子高齢化、核家族化、晩婚化など、社会構造の変化や価値観の多様化などにより、市民活動を行う上で、地域コミュニティが希薄化していることが、喫緊の課題であると認識をいたしております。この課題の解決に向けましては、市民、各種団体、事業者、行政の役割や責務を明確にし、それぞれの知識や技術を生かして協働する仕組みを確立していくことにより、地域コミュニティを活性化し、地域のきずなや郷土愛を育む一助になり、市民の定住にもつながるものと考えております。総合計画にもございますが、「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現のために、さらに協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

市政に対する市民ニーズの反映と市民の立場に立った情報の発信についてでございます。近年、市民を取り巻く環境が大きく変化し、地域での課題は多様化する中、市民と行政が連携し、協働して取り組むことが重要になってきております。地域での課題に対応するため、またさまざまな対策に対して、市民の方々がどのように望んでおられるのか、お答え、お声を聞かせていただく広聴の果たす役割は大きなものがあると認識いたしております。

情報発信につきましては、市民が知りたいと思う情報を、いつでも容易に得ることができるよう創意工夫された広報活動を行うことが必要でございます。職員の一人一人が、広聴と広報の重要性を認識して、その意識を持って日常業務に取り組むことが、市民が望む情報発信や市政への意見反映につながるものと考えております。

千里丘駅西地区の再開発についてのご質問でありますけれども、ＪＲ千里丘駅の西地区につきましては、先ほども答弁しておりますが、昨年の千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散に伴い交通混雑や密集市街地などの課題を解決するため、市が主体となり再開発事業による新たなまちづくりに着手する決断をいたしました。

また、事業の推進に当たりましては、新たに誕生しました吹田操車場跡地の北大阪健康医療都市（健都）まで都市計画道路千里丘中央線で結ばれておりますことから、再開発の予定地だけでなく北大阪健康医療都市（健都）の状況なども視野に入れ、魅力あるまちづくりの検討をしてまいりたいと思います。

阪急京都線連続立体交差事業の推進についてでありますが、この事業は、本市にとって長年の夢であり、道路の渋滞解消のみならず踏切除去による歩行者の安全確保、また地域分断の解消など、まちづくりを進める上では、大変、重要な事業であると考えております。

先月２月２８日に、ようやく事業認可を取得することができ、その夢が実現に向けて動き始めたところであります。これから本格的に事業に取り組んでまいりますが、権利者の方々を初め、市民の方々の協力なくしてはなし得ない事業でありますことから、皆様のご理解を得られますよう、丁寧に説明をしながら進めてまいりたいと考えております。

上下水道事業の状況についてのご質問でありますが、上下水道事業は収益が減少する中、施設の更新時期を迎えており、また近年、多発する大規模地震や異常気象に伴

い浸水被害などを取り巻く環境は厳しさを増しております。その中で、水道事業におきましては、節水による水需要の減少や設備更新にかかわる投資費用など、さまざまな要因により、中長期計画において経営状況は厳しい状況であります。一方、下水道事業においても、施設を持続的に管理運営しながら雨水整備の促進に努める必要があり、また、汚水にかかわる経費を使用料収入で賄えず、収支均衡を図るため一般会計からの補塡が必要な状況であります。平成３０年度、（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略を策定し、将来の人口や需要に合わせた適切な事業規模の計画的な更新を行うとともに、経営基盤の強化をする必要があります。いずれにしましても、本市の上下水道事業を次世代に確実に継承するために、事業運営のあるべき姿を描きながら、市民サービスの向上に努め、いつまでも持続可能な上下水道事業の実現に取り組んでまいりたいと思います。

「空家等対策計画」と「住宅マスタープラン」についてでありますが、空き家問題につきましては、近年の人口減少や高齢化を背景に発生したものであり、長い間、放置されたままの危険な建物が周辺に迷惑をかけるなどの問題が生じております。今後も、高齢化の進行に伴い、ますます空き家の増加が懸念されますことから、まちづくりを進める上においても、重要な課題であるものと認識をいたしております。特に、相続放棄や所有者不明など、所有者特定に関する課題の増加が考えられますことから、発生事象の要因と合わせて実態を把握いたしながら、所有者に対し適正な管理をしていただくよう指導するなど改善措置を求めてまいりたいと考えております。

大規模災害時における自助・共助の活性化についてでありますが、大規模災害時における避難所運営や救護活動等につきましては、市職員だけでは到底実施できるものではございません。自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るといった自助・共助が必要不可欠でございます。三好義治議員からのご質問の際にもご答弁を申し上げましたように、昨年の内閣府の調査によりますと、回答者の約３分の２の方が、自助・共助が必要と回答されておられるように、住民みずからが、自分たちのまちを何とかしようという地域防災に対する意識は高まってきているのではないかと考えております。ライフラインの確保や応急復旧活動などの公助は、我々行政がしっかりと担ってまいりますが、食料等の備蓄や家具等の転倒防止、避難ルートの確認、避難情報の収集など、市民みずからができることは自分たちで行っていただく自助について、出前講座や地域の自主防災訓練など、あらゆる機会を通じて訴えかけてまいりたいと考えております。

また現在、取り組んでおります地域の防災マップづくりにつきましては、助ける側のまかせて会員、助けられる側のお願い会員といった地域における災害弱者の避難体制の構築を行っております。これはまさしく共助の取り組みでございます。

さらに次年度には、地域の防災力をより一層高めていくために、本市オリジナルの防災サポーター制度を構築し、人材の育成にも注力してまいりたいと思います。

救急体制の強化についての質問でありますが、全国的に救急需要が高まる中、本市においても救急件数が増加の一途をたどり、昨年は４，８６３件に上りました。今後におきましても、超高齢社会の進展や、社会問題となっております高齢者のひとり暮ら

し、地域コミュニティでの隣近所とのかかわり方の希薄化などにより、ますます救急需要は増加すると見込まれております。そのような社会状況の中、このたび消防職員を増員し、専任救急隊を１隊増隊することで、救命率の向上及び救急車の到着時間の短縮を目指し、本市の救急救命体制の充実、強化を図ってまいります。持続可能な消防行政運営を推進していくことにより市民の安全・安心を守り、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ごみ処理における茨木市との進捗状況についてのご質問でありますが、ごみ処理の広域連携の協議におきましては、本市のごみ行政の将来を見据え、長期的視点に立ち、効率的な方法を検討しなければなりません。そのために平成２７年６月に広域ごみ処理連絡調整会議を立ち上げ、これまでに１８回の会議を開催し、広域処理の形態や経費負担のあり方などについて情報共有や課題整理に努めております。本市といたしましては、現在、基本合意を目標に協議を進めているところでございます。

美化推進ボランティア登録制度についてでありますが、本制度につきましては、市民みずからが、まちを美しくしたいと思う気持ちを育み、それを実践してもらうことを目的としご登録いただいた方には、それぞれの美化活動時に着用していただくジャンパーを配布しております。この１年間で、登録者も６００人を超え、ジャンパーを身に着け、清掃活動などに汗を流されている姿を見かける機会もふえております。少しずつではございますが、着実に市民に浸透してきているものと考えております。この取り組みは、人間基礎教育に掲げる、環境を大切にする心の醸成にもつながるものでございます。今後も美化ボランティア制度の普及に向け、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

多世代での同居・近居等の支援についてでございます。昨今、核家族化や少子高齢化などの影響により、家族や家族を取り巻く環境が大きく変化し、子育て世代の孤立やひとり暮らしの高齢者の増加などが、大きな社会問題となっております。市政方針で申し上げましたとおり、これからの変化著しい社会にしっかりと対応して生き抜いていくためには、家族での支え合い、地域での支え合いによる地域共生社会の実現を目指した取り組みが大変重要であると考えております。議員のご指摘の多世代の同居・近居の取り組みの推進は、この考えに、まさに合致するものであります。さまざまな場面で家族が支え合うことで、日々の暮らしにゆとりと安心感が得られることもさることながら、女性の社会進出や保育所の待機児童、高齢者介護の問題、さらには地域の活性化など、多岐にわたる課題解決の一助となるものと考えております。これまでも会派として、たびたびご質問をいただいているところでございますが、今年度は、具体的な事業展開に向け、研究を進めてまいりたいと思います。

地域における多世代交流についてのご質問でありますけれども、地域における高齢者と子どもの多世代交流に関しましては、大変よいことであり重要なことであると考えております。多世代交流として、保育所や幼稚園で、乳幼児と高齢者が一緒に、摂津オリジナルの健康体操を定期的に実施しております。また、すこやかネットでは、小学生が校区等福祉委員会の地域福祉活動拠点に出向き、地域の高齢者の方々に、歌や紙芝居、けん玉やリコーダー演奏などを披露し交流を図っております。ほかにも参

観日に合わせて、セーフティパトロール隊の方や自治会の方などを招待してミニコンサートを開催したり、小学生が、地域のひとり暮らしの高齢者の方に絵や言葉を工夫して年賀状を送るなど、多くの交流が図られております。このような地域における多世代交流の機会を、今後とも大切にしてまいりたいと思います。

健康づくりや認知症予防施策の成果について、どのように考えているのかでございますが、市民の皆さんの健康寿命の延伸に向けましては、気軽に健康づくりに取り組めるよう健康環境を整備することが重要と考えております。その一環といたしまして、複数のウオーキングコースの設置や、まちごと元気！ヘルシーポイント事業といった、楽しみながら健康づくりに取り組める事業を実施しております。

また、本年１月には、身体機能や認知機能の低下を予防する、いきいきロコモ体操や、せっつはつらつ脳トレ体操を策定いたしました。ＤＶＤの無料配布や推進リーダーの方を中心とした健康づくりや介護予防の輪を広げる取り組みを進めております。

現時点でのこうした取り組みの成果としましては、このような事業への参加者が年々増加するなど、着実に健康への関心が高まっていると実感しており、こうした取り組みが、市民の皆様の健康寿命の延伸につながっていくものと考えております。

少子高齢化対策についてでありますが、健康寿命の延伸、看護予防、人口減少対策など、少子高齢化への対応は、日本全体の大きな課題でございます。世界に誇れる長寿社会を実現した日本はトップランナーであるため、明確な解決策はなく、解決する方法を地域ごとに手探りで行っている現状がございます。

本市では、少子高齢化の課題解決を図るため、福祉・健康施策を直接所管する部、課だけでなく、部局を超えたプロジェクトチームを立ち上げ、関係各課の役割分担と施策展開を、再度、検討し、職員が一丸となって少子高齢化対策に取り組み体制づくりを行い地域で安心して暮らせるまちづくりを行ってまいります。

スポーツ環境の充実についてでありますが、これまでの取り組みでの状況及び平成３０年度の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

これまでスポーツ環境の充実を図るため、利用者が常に安全で快適に利用できるよう、施設の整備、改善に努めてまいりましたが、引き続き施設の特性を生かした管理運営や、新たな施設の整備に取り組む必要があると考えております。そのようなことから屋外施設の青少年運動広場では、老朽化した管理棟やグラウンドの改修工事等に取り組むため、今年度の基本設計をもとに、平成３０年度に実施設計を行ってまいります。また、屋内施設では、旧味舌小学校跡地への体育館建設に向けて、今年度に建築基準法を初めとした条件整備等を行い、平成３０年度に、その調査結果をもとに建築可能な施設内容を検討してまいりたいと思います。

産業活性化についてでありますけれども、本市には４，０００を超える、大小さまざまな事業所が立地し、昼夜間人口比率も１１０％を超える、まさしく産業のまちであります。中でも９割を超える中小企業・小規模事業者の活力が、持続的な本市のまちづくりに欠かせないことは言うまでもありません。本市の産業活性化、中小企業の支援につきましては、摂津市第４次総合計画及び産業振興アクションプランに基づき、種々の取り組みを行ってきているところで

ございます。しかしながら、社会経済情勢は、日々刻々と変化しております。この変化の波を乗り越え、さらに発展するためには、各企業にも変化が求められるものであります。現在の産業振興アクションプランにつきましては、策定から５年目を迎えることから、各施設の効果等について検証するとともに、さらなる商工業の活性化、産業振興に資する方策について、調査、検討してまいりたいと考えております。

政策推進課への所管変更に至る経緯等々についての質問でございますが、北大阪健康医療都市（健都）におきましては、国立循環器病研究センターの移転を見据え、循環器病の予防と制圧の拠点として、効果的な予防医療の確立に向けた健康・医療のまちづくりを進めているところでございます。健都イノベーションパークへの企業誘致に当たりましては、企業立地の観点から、企業立地等促進条例を所管する産業振興課を中心に取り組んでまいりました。北大阪健康医療都市（健都）における取り組みは、産業振興と地域活性化の観点にとどまらず、健康・医療のまちづくりという、これからの摂津市の大きなテーマを踏まえる必要があることから、市政の企画及び総合調整を担う政策推進課が中心となり、関係部署と連携した取り組みをするものでございます。今後もオール摂津で、国立循環器病研究センターを初め、関係諸機関との連携を密に、健都イノベーションパークでの医療クラスター形成に向けた取り組みを進めてまいります。

農業振興策についてでありますが、都市農業振興基本法が平成２７年４月に施行されました。都市部における農業に対して、そのあり方が見直されるようになって３年がたとうといたしておりますが、今もなお、全国的に従事者の高齢化、担い手不足などは深刻な問題であります。しかし、一方で、農地をお持ちでない方が、農業に親しんでみたい、土に触れてみたいといったニーズもございます。本市では、そのような声にさらにお答えしていくために、農地をお持ちの方のご協力を得て、さまざまな形態の市民農園を開設することで、より多くの市民に農業に親しんでもらえるよう環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

少数精鋭体制の推進についてでありますが、私は市長就任以来、行政改革として職員数の削減に取り組み、職員数は平成３０年２月現在で６１８名となっております。より少数の職員による効率的な行政サービスの提供を行ってまいりました。

また、同時に業務委託など、民間活力の導入を推進し、権限移譲や新たな行政課題への対応として、限られた人材を必要な分野へ重点配置するなど、効果的な行政運営にも取り組んできたところでございます。今後も合理的かつ機動的な人員配置を行うとともに、あわせて職員個々の能力を最大限に伸ばすことのできる人材育成に尽力し、少数精鋭体制を推進してまいりたいと考えております。行政改革の目的は、言うまでもなく、持続可能な行政経営の実現であり、職員体制の適正化を初めとする内部改革についても着実に推進し、市民サービスの向上につなげてまいりたいと思います。

公共施設等総合管理計画の推進についてでありますが、公共施設の建設が集中した高度経済成長期と現在では、社会を取り巻く環境は大きく異なっております。まずは人口減少を踏まえた施設需要の変化や、今後、求められる施設、サービスをしっかりと分析し、これからの時代に合致した公共施設のあるべき姿を探る必要がございます。

将来、公共施設の更新に要する膨大な費用が足かせとなり、子育て施策や福祉施策など、日々の暮らしに直結したソフト施策が制限される事態は避けなければなりません。生産年齢人口の減少に伴う税収の落ち込みも懸念されておりますが、行政の最大の責務は、必要なサービスを安定的に将来世代へとつなげていくことでございます。しっかりと将来を見据えて、各施設の長寿命化、複合化などの方向性を検討し、施設に係る予算の平準化に努めてまいりたいと思います。

人口減少に対する取り組みについてでありますけれども、今の日本社会の最大の深刻な悩みといいますか、病と言ってもいいと思いますが、極端な少子化です。好むと好まざるにかかわらず、将来の社会の最先端を受け持つ子どもの数がどんどん減っていく、こんな深刻なことはございません。いつも言っていますが、それだけに、この子どもたちを愛情をもって育てることは当然でありますが、一方でしっかりと育て上げる、これは社会の役割、責任だろうと思っています。学校、家庭、地域社会、それぞれの役割をしっかり果たし、そしてこの連携が、そのことにつながっていく必要なことではないかと思っております。

議員のご指摘のとおり、近年、本市の人口は増加傾向にありますものの、他の自治体同様、今後は減少に転じるものと考えております。地域社会、鳥飼地域におきましては、既に人口減少の傾向があらわれておりまして、児童・生徒数の減少による小・中学校のクラス数減少などの課題が生じていることは認識をしているところでございます。平成３０年度につきましては、政策推進課が中心となって、関係部局で構成する検討体制を整備し、人口動態の分析などを基礎資料とした市域全体の公共施設の配置、サービス展開のあり方などの検討に着手してまいります。

行政を預かる者といたしまして、持続可能な、そして魅力あふれるまちづくりを進めていくために、変化、挑戦を続け、新たな時代に対応できるよう、鋭意、取り組みを進めてまいりたいと思います。

私からの答弁は、以上でございます。

○藤浦雅彦議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分について、ご答弁を申し上げます。

まず、児童・生徒の学力の現状と、今後の学力向上に係る施策についてのご質問でございます。

本市の児童・生徒の全国学力・学習状況調査の平均正答率は、依然、厳しい状況であり、知識・技能に関する問題よりも、活用に関する問題に、より大きな課題がございます。また、学習状況調査から、家庭学習等、学校外での学習時間が短いなど、児童・生徒の学習意欲や学習習慣にも大きな課題があることが明らかとなっております。学力向上に係る施策といたしまして、教育委員会では、これまで小学校２年生から６年生までを対象とした、本市独自の学力定着度調査や摂津ＳＵＮＳＵＮ塾などを実施する学力向上推進事業、教員の指導力向上のための校内研究や校内研修の推進に向けました校内研修推進事業、児童・生徒の学習を支援する学習サポーター派遣事業などを行ってまいりました。今後も、児童・生徒の学力の実態把握と分析、授業改善、学びの場の充実、支援人材の派遣等を中心に取り組みを進めますとともに、支援人材の配置の見直しや特別支援教育の充実、また教員の学級経営の支援等に取り組んでまい

ります。

次に、本市における教員の多忙化の現状についてのご質問でございます。教員の多忙化について、現在、国レベルで議論が進められておりますが、本市の教員が勤務時間外で業務に費やす時間の平均は、国全体の状況とほぼ変わりなく、本市教員にとりましても、生活や健康の面での負担が大きくなっているものと考えております。そこで、教育委員会といたしましては、教員の業務を見直すことで、子どもたちに向き合う時間を確保し、教育の質を向上するため、今年度、校長や教職員、教育委員会事務局職員で構成する業務改善検討委員会を設置いたしました。同委員会において、業務改善について検討結果を行った結果をもとにしまして、本年１月より教員の一斉退校日や部活動休養日の試行実施を行っているところでございます。来年度は、これらの施策とあわせて、現在、予定しております教員の事務負担軽減のための事業を実施し、あわせて効果検証を行うなどして、働き方改革を進めてまいります。

○藤浦雅彦議長　松本議員。

○松本暁彦議員　２回目の質問をさせていただきます。

まず、森山市政１３年間の総括と今後の展望についてですが、市長がリーダーシップをしっかりと発揮された結果、このように市が発展したことは非常に高く評価するところでございます。

さて、迫る超高齢社会、刻々と変わる本市をめぐる状況において、今まさに挑戦、改革の時期になろうかと思います。特に財政において、扶助費の増加で厳しくなっていく中、形に残るもの、例えば人間基礎教育や健康・医療のまちづくり等の魅力に対して投資をする、すなわち消費から投資という意識を持って取り組んでいただきたい。ぜひ、本市が、この日本においてどうあるべきか、どうすれば超高齢社会を乗り越えることができるのか、しっかりと考えながら市政を進めていただくよう要望いたします。

次に、地域コミュニティの活性化についてですが、地域コミュニティの希薄化への課題対策が重要であることは理解しました。そこで、課題対策の具体的な仕組みについて、お聞かせください。

次に、広報広聴についてですが、その重要性を再認識いたしました。さて、広聴の取り組みとして、新たに実施されるアンケート形式による市政モニター制度の具体的な取り組みについて、また広報の取り組みとして、全面リニューアルされる本市ホームページが利用者の立場から、どのように機能向上するのかをお聞かせください。

次に、千里丘駅西地区の再開発についてですが、魅力あるまちづくりのため、しっかりと検討するということを認識いたしました。さて、魅力あるまちづくりのためには既存の計画を見直しする必要があるかと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

次に、阪急京都線連続立体交差事業についてですが、夢の実現に動き始めたところと期待するものであります。そのため、広く住民への周知を図り、市民全体の協力体制を確立することが大切かと思うが、どう対応していくのかお聞かせください。

次に、（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略についてですが、上下水道事業の現況は理解いたしました。さて、当事業については施設の老朽化に伴う更新時期の到来と料金収入の減少により、ますます経営状況が厳しくなると予想します。それらを克

服するためのビジョン及び経営戦略とのことですが、その内容についてお聞かせください。

次に、「空家等対策計画」と「住宅マスタープラン」についてですが、空き家対策の重要性を理解いたしました。さて、当該計画と当該プランについて関連づけて、検討、考察する必要があると考えますが、具体的な内容と取り組みについてお聞かせください。

次に、防災施策についてですが、自助・共助が欠かせないという認識であると理解いたしました。さて、共助を強化するために、防災サポーター制度の構築は欠かせません。そして、共助の組織づくりが自助へとつながるよう考慮していただき、あわせて公助についても、その組織の強靭化を考えていかなければなりません。実働部隊となる消防は強化されますが、指揮をとる市役所の体制は大丈夫でしょうか。災害対策本部事務は誰が行うのか、消防を指揮する消防長が本部長づきなのは、現実的に適切か等、多くの不安要素を抱えているのが現状です。よって、地域防災計画を時代に即したものに修正する必要があるかと思いますが、どう考えておられるのかお聞かせください。

次に、消防施策についてですが、消防体制強化の必要性を、しっかりと認識いたしました。ただ、各種資機材、車両の高機能化、高価格化に伴い、財政の負担も大きく、高度な資機材の延命化や、他市との広域連携も含めた消防行政の効率化等による対策が必要かと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

次に、ごみ処理の広域連携についてですが、昨日の新聞には交野市と四條畷市との広域連携による「四交クリーンセンター」が完成した記事がありました。連携の方向性は避けられぬものであり、しっかりと両者がウイン・ウインとなるよう協議を進めていただければと思います。また、既存施設の延命も必須であると思いますが、環境センターは、保全施策により、いつまで稼働できるのかお聞かせください。

次に、美化推進ボランティア登録制度についてですが、現況について理解いたしました。市民と行政との協働によるまちの美化推進をさらに進めるべく、次年度はどのように取り組んでいかれるかお聞かせください。

次に、多世代での同居・近居等の支援についてですが、しっかりと研究されていくことを理解いたしました。多世代での同居・近居によって、どのような効果があるのか、子どもにとっては生活の知恵や、高齢者を敬い大切に思う心を養うことができ、親にとっても子育ての大きな支えとなるとともに、待機児童にまつわる諸問題の解消にもつながる。また、おじいちゃん、おばあちゃんにとっても、日々の生活の張り合いを見出していただけるのではないか、さまざまな効果がもたらされると考えます。この政策について、福井県では県の人口減少対策の一環として行われています。近隣自治体も、市内において近居・同居をするために、市外から転入する子、または親の世帯に、住宅の取得やリフォーム時の支援を行っています。ぜひ、このような事業を検討していただくよう要望いたします。

次に、地域における多世代交流についてですが、その重要性について認識しました。さて、隣の茨木市では、多世代交流センターが、延べ５か所開設されていますが、本市として、そのような多世代交流の具体的な構想があるかお聞かせください。

次に、健康寿命の延伸についてですが、健康の関心が着実に広がっていると理解しました。さて、国立循環器病研究センターが、来年秋にオープンする予定です。そこで国立循環器病研究センターと本市との連携、循環器病予防のプログラムについて現状をお聞かせください。

次に、少子高齢化対策についてですが、しっかりと研究していただければと思います。さて、２０２５年問題に向けて、地域包括ケアシステムの構築の一環としての、新たな施策である認知症初期集中支援チーム設置と、認知症地域支援推進員配置について、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、また本年度より展開しているつどい場について、今後の展開はどのようなものかお聞かせください。

次に、児童・生徒の学力向上についてですが、課題は多々あるものの、教育長を初め、教育委員会の皆様方が鋭意努力し取り組まれていることを認識いたしました。

さて、学力定着度調査において、最も留意すべき事項は、家庭での学習時間の低さです。このため、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾は児童の学力向上に重要な施策と理解しております。同時に、教員の指導力の向上もまた必要です。つまり、教師も教える視点から、塾講師については学ぶことがあるかと思います。そこで、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の成果と課題、そしてこの取り組みを通じての教員の指導力向上施策についてお聞かせください。

次に、学校運営の効率化に向けた取り組みについてですが、教員の負担及び改善策について理解いたしました。さて、当該取り組みの具体的な内容について、新規事業を中心にお聞かせください。

次に、スポーツ環境の充実についてですが、取り組み状況について理解しました。さて、旧味舌小学校跡地体育館建設についてですが、本市の既存の３個の体育館は、どれも規模が小さく、機能面においても、個人利用を希望する市民がふえている中、利用者からの不満の声をよく耳にします。これらの状況を踏まえ、当該体育館の規模や機能の構想及び施設運営について、どうお考えかお聞かせください。

次に、産業活性化についてですが、産業振興については、将来を見通した先行的な施策が必要であると理解しました。つきましては、摂津市産業振興アクションプランの検証と、今後の中小企業活性化に対する支援策について、また昨年から始められた、摂津優品（せっつすぐれもん）の認定制度の成果と、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、健都イノベーションパークについてですが、経緯等を理解いたしました。さて、この企業誘致はいつまでにされるのか、また産業の活性につなげるということで、企業誘致後、本市の地場産業とどのように連携させていくのかお聞かせください。

次に、農業振興施策についてですが、農業ニーズについて認識しました。さて、より多くの市民の方々に農業に親しんでもらうために、さまざまな形態の市民農園の開設を目指していると聞いておりますが、具体的にどのような内容かお聞かせください。

次に、行政改革についてですが、各種施策により、少数精鋭体制を推進されることを理解いたしました。さて、優秀な人間でも時間は平等です。経験豊富なベテラン職員の退職や職員数そのものが減少する中、政策立案のスピードにも大きく影響を及ぼすことと思います。その対策について、政策形成過程及び人材育成の観点で、どうお

考えかお聞かせください。

次に、公共施設等総合管理計画の推進についてですが、その意義について理解いたしました。そこで、今後の当該計画の取り組みについて、具体的に内容をお聞かせください。

次に、鳥飼地域の活性化についてですが、人口減少問題に対する本市の危機感は理解いたしました。この問題で、特に鳥飼東部地域が焦点になるかと思います。地域コミュニティの衰退とともに、もう一つ、大きな課題である鳥飼小学校及び鳥飼東小学校における児童数の減少と、教育上の課題について、お聞かせください。

以上で、２回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは答弁を求めます。市民生活部長。

○野村市民生活部長　質問番号２の（１）に係る具体的な協働の仕組みについてのご質問にお答えいたします。

地域コミュニティ活性化や協働のまちづくりを進めるための具体的な取り組みとしましては、摂津市における協働と市民公益活動支援の指針に基づき、啓発活動や学習機会の提供に努めるとともに、先進事例などの情報共有を図ってまいります。

また、コミュニティ活動に参加しやすい機会づくりとして、地域のお祭りや音楽祭などの文化芸術活動や、防犯・防災活動に対し、地域活性化補助金や市民公益活動補助金の交付など、地域コミュニティ活動への支援の充実に努めております。

あわせて市職員向けに、市民参画のすすめ方職員マニュアルを作成し、職員の協働意識の啓発にも努めております。

続きまして、質問番号２の（２）に係る新たな市政モニターの具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

新たな市政モニター制度につきましては、年齢、地域、男女比、調査対象者数などの条件設定を行い、住民基本台帳から無作為抽出で選んだ５００名程度の市民の方々に、テーマを絞った市政に関するアンケート形式での調査を考えております。対象者の抽出条件を設定することにより、地域や年齢、性別など、偏りのない平準化された、より幅広い方々を調査対象とすることができることや、アンケートを直接、お送りすることにより、受け身ではなく、積極的、能動的に意見収集を行うことができると考えております。

また、今までご意見をお聞きすることも難しかった、市政に対し関心の薄い方々に対しましても問いかけられることから、改めて市政を考えていただく機会になることも期待しております。

続きまして、質問番号７の（１）に係る産業振興アクションプランの検証と、今後の中小企業活性化に対する支援策についてのご質問にお答えいたします。

現在の摂津市産業振興アクションプランは、平成２６年に、計画期間を５年として策定し、平成３０年度に５年目を迎えることになります。検証方法といたしましては、これまで行ってきました各種産業振興施策について、直接、活用された事業所を初め、規模、業種を考慮し事業所を抽出し、ご意見をいただく中で、産業振興アクションプランの直接的、間接的効果や、今後の企業活動において必要とするものは何なのかについて、調査を行う予定であります。その調査結果をもとに、関係機関とともに、今後の中小企業に対する支援策について検討してまいりたいと考えております。

次に、摂津優品（せっつすぐれもん）についてでございますが、平成２９年度に第

１回の募集を行い、６者６製品を、摂津優品（せっつすぐれもん）として認定させていただきました。認定した商品につきましては、市広報誌、ホームページを初め、市や市商工会が主催するイベントなどで、積極的にＰＲし、販路開拓や認定企業の経営力向上のための支援、また認定商品を通じて、ものづくりのまち、産業のまち摂津を広く発信しております。なお、初年度の募集は食品を除く最終製品を対象としておりましたが、平成３０年度は、食品も対象とするよう検討しているところでございます。

この摂津優品（せっつすぐれもん）認定は始まったばかりであり、その効果はまだ見えてこないところではございますが、この制度を機に、何か自社ブランドの製品をつくってみようかとの声もお聞きすることから、市内事業所の新たなものづくりへの挑戦や、さらなる技術力の向上につながる支援策として、摂津優品（せっつすぐれもん）をじっくり育てていきたいと考えております。

続きまして、質問番号７の（３）に係る市民農園の開設についてのご質問にお答えいたします。

より多くの市民の方々に、農業に親しんでもらうため、新たな形態の市民農園として、３つの形態の農園を開設してまいりたいと考えております。

１つ目は、水稲体験農園でございます。現在、実施しております体験農園は、畑で野菜の栽培指導を行っているところでございますが、それに加えまして、新たに水稲栽培をご体験いただこうと、田植えと稲刈りの指導を実施してまいりたいと考えております。

２つ目は、社会福祉法人等を対象に、福祉農園として農地をお使いいただくことで、土と親しみながら心身の健康の保持が行えるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

３つ目は、小学校の低学年児童を対象としまして、ＪＡ北大阪との共催事業の形で、タマネギの植えつけ及び収穫の体験を実施してまいりたいと考えております。初年度につきましては、まず試行的に、市内の２校で実施する予定でございます。

○藤浦雅彦議長　市長公室長。

○山本市長公室長　質問番号２の（２）広報広聴のうち、ホームページの機能向上についてのご質問にお答えをいたします。

本年４月から運用いたしますホームページは、社会情勢や市民生活の変化を踏まえて構築を検討しているところでございます。特徴として、３点、ご説明をさせていただきます。

１点目は、これまでよりスマートフォンでの閲覧を重視しているところでございます。シンプルなデザインとしながらも、パソコン版と同等の情報を提供いたします。また、問い合わせや意見を送るメールのやりとりにつきましても、スマートフォン、タブレットで行うということを検討いたしております。

２点目といたしましては、最近ではキーワードを入力した情報の検索がふえているというような状況もございますので、必要な情報にたどり着くために、掲載内容の分類を見直して、さまざまなパターンで情報を探しやすくするような機能を充実してまいりたいと考えております。

３点目は、日本工業規格、いわゆるＪＩＳでございますか、高齢者・障害者等配慮設計指針に基づきまして、誰もが身体の機能にかかわらず、ホームページで提供されている情報にアクセスし、利用できるよう

改善を図っているところでございます。

このように、市民はもとより、市外の人にも知りたいと思う情報を、いつでも容易に得ることができるよう機能の向上をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き情報をよりわかりやすく、探しやすくする工夫を重ねていくとともに、市の魅力や特色が伝わるホームページを目指してまいります。

続きまして、質問番号７の（２）健都イノベーションパークの関係でございます。健都イノベーションパークへの企業誘致の達成時期につきましては、先にもご答弁を申し上げましたとおり、企業誘致の推進に向け、吹田市の動向を初め、関係機関との連携のもと、本市にとって最も有益で効果的な公募スケジュールの設定となりますよう取り組みを進めているところでございます。ご質問にございました地元産業との連携につきましても、ライフサイエンス分野におけるポテンシャルの高い地域特性を生かしながら、事業展開を行っていただく中で、地元企業にとりましてもビジネスチャンスの拡大と地域貢献、地元産業の振興等への貢献などを公募要件に掲げるほか、健都イノベーションパークへの進出企業には、地域の経済活動を牽引することができる事業提案についても求めていきたいと考えております。

これらの考えのもと、国立循環器病研究センターを核といたしました医療クラスター推進協議会や摂津市健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会におきまして、情報交換、意見交換、調整を行い、進出企業と地元企業とのマッチング等、地域の産業振興、雇用拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、８の（１）行政改革のうち、政策立案と人材育成についてのご質問にお答えをいたします。

新たな行政課題に対しましては、速やかな政策立案と施策の遂行が求められると考えております。その際、職員に求められる能力といたしましては、その対応策を企画する政策立案能力、合意形成を図る上で必要となりますコミュニケーション能力、確実にスピード感を持ってやり遂げる実行力が、非常に重要であると考えているところでございます。これらの能力を伸ばしていくためには、管理職を初めといたします管理監督者の職員が、みずからの知識、経験を生かしながら、職場研修、いわゆるＯＪＴを行っていることは、欠かすことのできない要素であると考えております。

また、質問にもございましたように、ＯＪＴに加えて研修等さまざまな機会を通じて、知識の習得や能力の向上を図っていくことも必要であると認識いたしております。

取り組みといたしましては、中堅、若手職員を対象といたしまして、政策立案の過程を学び、また実際の職務に生かせるよう、研修や論文等の提出などを行うことにより、平成３０年度におきましては、新たにフィールドワーク型の政策形成研修を取り入れていく予定といたしております。個々の職員の成長を促し、意欲を喚起する取り組みを実施してまいりたいと考えております。

続きまして８の（２）公共施設等総合管理計画に関するご質問にお答えをいたします。

既存施設の劣化状況を見きわめ、将来の改修コストを検証し、各施設の更新方針を検討するという流れになってこようかと考えております。老朽化が相当進行している施設につきましては、長寿命化、建て替え、他の施設との複合化など、さまざまなケー

スを検討する必要があると考えているところでございます。また、平成３０年度も差し迫った課題といたしましては、数年後の第１ピークを迎える各施設の大規模改修への対応が出てくるものと考えます。これらに向けまして、新たに政策推進課に専任の体制を構築いたしまして、各施設所管課と連携を密にしながら、施設の点検などを経て、施設の維持管理経費の積算等を行いながら、改修等に向けた優先順位の検討や予算反映へのプロセスの構築などに取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　建設部長。

○土井建設部長　質問番号３の（１）千里丘駅西口の平成３０年度の計画の見直し内容につきましては、これまで千里丘西地区市街地再開発準備組合で策定されました街区整備計画案の見直しを予定しております。千里丘西地区市街地再開発準備組合では、地権者の合意形成や事業性を主とした検討が行われてまいりましたが、今回、市施行で事業を進めるに当たり、駅前広場やアクセス道路について見直しを行ってまいりたいと考えております。また、その後の都市計画手続に向けた基本設計や費用便益の分析、地権者の合意形成なども、あわせて検討してまいります。

続きまして、質問番号３の（２）阪急京都線連続立体交差事業に伴います市民の方々への説明、収支につきましては、先月２月２８日の事業認可の取得を受けまして、３月２０日、２１日、２６日の３日間において、沿線住民の方々を初め、多くの市民の方々に事業認可の取得に伴う説明を行う予定としております。広報誌やホームページ、また沿線自治会による回覧などにおいても、広く説明会の周知を図っているところであります。

また、平成３０年度には用地取得に先立ち測量業務を予定しており、権利者の方々に対しましては６月ごろから、再度、説明会を開催する予定としております。権利者の方々に対しましては、丁寧な説明を行い、事業の目的や必要性をご理解いただき用地取得に協力していただけますよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号３の（４）空家等対策計画につきましては、空家等対策特別措置法第６条に基づき、国の基本指針に沿って策定を行ってまいります。具体的な内容といたしましては、空き家の実態を踏まえ、所有者による適切な管理の働きかけなど、施策の方向性を明記することが求められております。

次に住宅につきましては、国では住生活基本法による住生活基本計画を改定されますとともに、大阪府でも大阪府住生活基本計画が改定され、新築による住宅供給の視点だけではなく既存中古住宅の、特に空き家対策の促進による居住魅力の向上について重点的に取り組む事項として明記されました。本市におきましても、住宅マスタープランの策定から５年が経過し、第４次総合計画の改定も行われており、関連計画に整合させる必要が生じておりますことから、空家等対策計画の策定とあわせて住宅マスタープランにつきましても改定を行うものでございます。

○藤浦雅彦議長　上下水道部長。

○山口上下水道部長　質問番号３の（３）（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略の内容についてのご質問にお答え申し上げます。

上下水道事業は、今後、資産の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少等による料金収入の減少等により、経営状況は厳しさ

を増していくと想定されます。今後の経営効率化のため業務棚卸しを行い、現状の課題を明確化し、その結果をビジョン、経営戦略へのアプローチとしていきたいと考えております。水道ビジョンは時点修正を含めた見直しを行い、その目標をより具体化するとともに将来の人口減少に備え、投資試算、財源試算を行い、収支均衡を図ることを基本に経営健全化や、その具体的方策を整理し中長期的な経営の基本計画として策定してまいります。

次に、下水道ビジョンは、今後、一層の安定経営を目指し、目指すべき姿を定めるとともに中長期的な取り組み方針を示すもので、今回新たに策定するものでございます。下水道事業においても、資産の老朽化に伴う更新時期の到来や、人口減少に伴い料金収入が減少する半面、三箇牧雨水幹線の整備や東別府雨水幹線の着手等、雨水整備につきましても計画的かつ着実に進めていく必要がございます。一方、約３００億円の企業債償還等、経営環境は厳しい状況でありますが、水道事業同様に、投資試算、財源試算の将来予測や経営健全化方策を整理し、下水道ビジョンの目標達成に向けた中長期的な経営の基本計画として作成してまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤浦雅彦議長　総務部長。

○井口総務部長　質問番号３の（５）防災施策のうち、地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えをいたします。近年の計画見直しにつきましては、平成２６年度に本市防災会議に女性専門委員会を設置いたしまして、その際に、１８項目からなる提言を頂戴いたしました。防災教育の推進、また男女参画の視点を取り入れました要援護者対策などの計画に反映をしたところでございます。その後、茨城県常総市の鬼怒川の氾濫でありますとか、岩手県岩泉町におけます要配慮者施設の被災を契機に、水防法の改正が行われました。また、熊本地震の発災時におきます避難所のあり方や、受援体制などの諸課題なども明らかとなりましたので、これらに適応した地域防災計画の見直しが必要であると認識をいたしております。計画の見直しの際には、一人一人が危機意識を持って、いざというときには全庁一丸となって対応できるよう、また指揮命令系統に混乱を来さぬよう、それぞれの職員の役割を、より明確にしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　消防長。

○明原消防長　質問番号３の（６）消防施策のうち、消防車両の延命化、広域連携等についてのご質問にお答えいたします。

消防、救急、救助活動は、必要な特殊車両及び高度な資機材なくしては行うことができません。しかしながらご指摘のとおり、これらの整備に際しましては財政負担も相当大きなものであることは認識をいたしております。市民の皆様からお預かりしております、これらの車両・資機材につきましては常に最良の状態で、かつできるだけ長く使用し活用できるよう日常のメンテナンス及び点検を実施いたしております。また、これらの車両・資機材の更新につきましては、一定の基準を設けながらも更新計画を毎年見直し、できる限りの延命化を図っているところでございます。

他市との広域的な連携につきましては、現在隣接する市と相互応援協定を締結し、消防力の確保に努めております。特に本市は平成２８年度から吹田市と消防指令業務の共同運用を開始しており、そのメリットを生かし大規模災害や事故、市域境界付近

での火災などに対する総合応援体制が強化をされております。今後、人員、施設、機械など、限られた本市消防行政資源を有効に活用しながら、さらなる連携強化に向けて研究を重ねてまいりたいと考えております。

一方、消防団につきましては、地域防災対策にとりまして欠くことのできない重要な消防力であります。特に、大規模広域自然災害の発生等を危惧したとき、地域防災リーダーとしての消防団の組織力と活動力は、本市の大きな防災力となります。新年度につきましては、消防団員の活動時の安全対策を推進するため、より安全性の高い編み上げ防火靴を基本団員全員に配備するなど、装備の充実を図る予定でございます。

引き続き、常備消防体制の充実強化と、非常備消防団の充実を行いながら本市消防行政運営を的確に推進してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　環境部長。

○山田環境部長　質問番号４の（１）に係る環境センターの施設保全についてのご質問にお答えいたします。

本市の環境センターは、昭和５８年に稼働し３５年を迎える３号炉と、平成５年に稼働し２５年を迎える４号炉の交互運転により、ごみの焼却を行っております。日々の修繕、補修と計画的な改修に努めることにより平成４０年度まで使用できるものと認識しております。こうした状況の施設で、より安定した焼却を続ける必要がありますことから、老朽化についての正確な把握が重要と考え、平成２８年度に施設の精密機能検査を実施し、施設の延命化について専門家による診断を受けました。結果といたしましては、基幹改良工事を実施することによって、平成５０年までの稼働は可能となるものの多額の投資が必要であり、費用対効果がよくないことがわかりました。こうした診断結果も踏まえつつ本市のごみ処理の将来を見据え、茨木市との広域連携の用意を進めております。

続きまして、質問番号４の（２）平成３０年度の美化推進ボランティア登録制度の取り組みについてお答えいたします。

美化推進ボランティア制度につきましては、まちを美しくしようという共通の意思を持った方々が、共通のジャンパーを着用し、それぞれの活動をしていただくことが要点であり、美化意識や本市のブランドイメージの向上を図るとともに、ポイ捨てに対する抑止力の効果を発揮するためには、１人でも多くの方に賛同していただき、美化ボランティアの輪を、さらに広げることが重要でございます。「みどりうるおう環境を大切にするまち」の実現に向け、狂犬病予防集合注射やこどもフェスティバルに加えて、ウオーキングイベントや地域清掃活動など、さまざまな機会を捉えて、美化ボランティアの募集活動を行い、登録者の増加を目指してまいります。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　地域における多世代交流につきましての２回目のご質問にお答え申し上げます。

近隣市で多世代交流センターが運営されていることは了解いたしております。また、それらの施設は、老人センターを多世代交流センターに変更されたと聞いております。多世代交流センターの重要性は認識いたしており、老人センターの老朽化に関しましても理解をいたしております。どのようなあり方が、地域にとって最もよいのか、公共施設等総合管理計画のＦＭ専門チームにも情報を提供し、地域の実情を勘案しなが

ら研究してまいります。

続きまして、少子高齢化対策についての２回目のご質問にお答え申し上げます。

まず認知症地域支援推進員についてでございますが、認知症地域支援推進員として、保健師１名を市役所に配置し、認知症の知識の啓発、特に認知症予防のための生活習慣病に関しての啓発や、認知症の方や家族が主に通える認知症カフェを地域で立ち上げる支援を行います。また、認知症サポーターの養成講座を、地域の方々だけでなく、市役所全員の受講を目標に実施していくなど、市を挙げて認知症の方や、その家族の方が暮らしやすいまちづくりを行ってまいります。

次に、認知症初期集中支援チームについてでございますが、認知症初期集中支援チームが創設された背景としまして、ケアの現場での継続的なアセスメントが不十分であり、適切な認知症のケアが提供できていないとの課題がありました。これらの課題に対応するため、認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、保健師、社会福祉士でチームを構成し、専門医により認知症の診断と治療計画の作成を行い、その診断等を基本として、チーム員である保健師や社会福祉士が対象の方や関係機関にアプローチを行い、支援方針を包括的、集中的に行います。その支援方針を、本来のケアチームである地域包括支援センターやケアマネージャーなどに引き継いでいくことで、認知症になっても在宅での生活が継続できるケア体制が整っていくことになると考えております。

また、平成２９年度から実施いたしております、つどい場の今後の展開でございますが、現在、実施していますつどい場５か所には、継続して週１回の開催を行っていただく予定でございます。しかし、市民団体等が、週１回同じ場所で実施するのは難しいというお話も聞いており、本年４月から配置予定の生活支援コーディネーターが、現在、開催しておられます校区等福祉委員会でのふれあいいきいきサロンやリハサロンの現状、老人クラブや自治会、市民団体などが個々に開催されておられる高齢者の集いの場の状況などを把握する中で、開催日をふやしていく支援を行います。その支援の仕組みとしまして、保健センターから介護予防の体操などを行うリハビリ専門職の派遣ができるリハビリテーション派遣事業を活用してまいります。

また、生活支援コーディネーターの活動の中で、高齢者の集いの場を周知してもよいと了解される団体があれば周知していくことで、つどい場をふやしていくことができるものと考えております。地域の実情にあわせて新たな事業も活用しながら、丁寧につどい場を展開してまいります。

以上です。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　質問番号５の（３）に係る国立循環器病研究センターとの連携の現状及び循環器病予防のプログラムの状況についてお答えいたします。

本市と国立循環器病研究センターとは、平成２７年に連携協定を締結し、さまざまな取り組みを実施しております。

例えば、保健センターで実施する特定健診への医師の派遣、本市の健康課題であります糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病、あるいは認知症について、市民公開講座の実施や、市職員を初めとする関係者への助言、さらには昨年４月からは、「心筋梗塞から大切な命を守ろう～突然死を起こさないために～」というキャンペーンを協働で

実施するなど、多岐にわたっております。

また、国立循環器病研究センターの北大阪健康医療都市（健都）への移転を踏まえまして、現在、同センターを初めとする関係機関と循環器病予防のプログラムの構築に向けました新たな都市型コホート研究について準備を始めるなど、今後、さらに連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　質問番号６の（１）に係る摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の成果と課題及びこの取り組みを通じての教員の指導力向上についてのご質問にお答えいたします。

まず、定員合計１５０名のところを、最大で１４４名の参加があり、学びへの意欲がある児童・生徒のニーズに応えることができたことが、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の成果の１つであると捉えております。また、参加した児童・生徒の学習の定着度や学習時間がおおむね向上しておりますことも成果であると捉えております。

しかし、一部の対象者には、会場が遠くて参加しづらいこと、また参加している児童・生徒の学習定着度に差があることなどの課題がございましたので、次年度は会場数をふやし、一部の会場では指導者を複数にし、課題解決を図ってまいりたいと考えております。

また、学校には校長会を通じて摂津ＳＵＮＳＵＮ塾についての情報を提供してまいりましたが、今後はさらに学習状況等についての情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

民間塾と学校では、その目的や指導方法、形態には違いがございますが、個別や少人数集団での指導の状況についての情報収集は、教員の指導力向上にも資するものと捉えております。同時に、授業改善の取り組みをさらに充実させることにより、教員の授業力を中心とした指導力向上を図ってまいります。

続きまして、質問番号６の（２）学校運営の効率化に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、現在、教員の自己申告により、校長が管理しております出退勤管理につきましては、ＩＣカードを導入してコンピューター管理を行います。このことにより、校長による勤務時間管理が正確かつスムーズに行えることが期待できると考えております。

また、教員の事務負担を軽減するため、プリントの印刷や掲示物の作成、授業準備等を行うスクールサポートスタッフ３名を、モデル的に配置いたします。さらに、中学校の部活動指導の充実に向け、これまでの部活動指導者にかわり、部活動指導員を配置いたします。これまで以上に部活動指導に当たる教員の支援が充実し、部活動の質的な向上が図られるとともに、教員の負担軽減にもつながると考えております。

続きまして、質問番号９番に係る鳥飼小学校、鳥飼東小学校の児童数の状況及び教育活動上の課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、今年度の特別支援学級を除いた学級数は、鳥飼小学校は１０学級、鳥飼東小学校は８学級で、学校教育法施行規則によって定められている標準学級数を下回っており、両校とも、いわゆる小規模校でございます。また、単学級学年は、鳥飼小学校では２学年、鳥飼東小学校では４学年あり、鳥飼東小学校につきましては、この数年のうちに全学年が単学級になることが予想されるところでございます。小規模校につき

ましては、児童にとって中心となって活動する機会を得やすい、集団としてまとまりやすい、また教員にとっては、きめ細かな指導をしやすいというメリットはございますが、児童の人間関係の固定化や切磋琢磨できる機会の減少、教職員の減少に伴う学校機能の低下などのデメリットもあり、文部科学省からも学校規模の適正化が求められているところでございます。学校教育の充実のためにも、今後、さらに進むことが予想される両校及び進学先の第五中学校の小規模化への対応は、早急に検討すべき課題であると認識いたしております。

○藤浦雅彦議長　市民生活部理事。

○小林市民生活部理事　質問番号６の（３）に係る旧味舌小学校跡地で建設予定の体育館規模、機能及び施設運営についてのご質問にお答えいたします。

旧味舌小学校跡地で建設予定の体育館規模につきましては、今年度に建築基準法を初めとした条件整備、建設できる建物の規模等の調査を行い、平成３０年度では、その調査結果をもとに建設可能な施設内容を検討してまいります。他の市内体育館規模のアリーナに加えて、武道やダンスに利用できる第２体育室を確保できるようにも検討してまいりたいと考えております。その他の施設機能につきましても、他の市内体育館の規模、機能を考慮した上で検討をしてまいります。

新しく建設予定の体育館の施設運営につきましては、より多くの市民の方にご利用いただけるように、他の市内体育館同様、団体やチームでのご利用に加え、子どもから高齢者まで多世代が気軽に立ち寄り、個人の体力づくり、健康増進の場となるような従来の体育館に付加価値を加えた運用を検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　松本議員。

○松本暁彦議員　次に３回目の質問をさせていただきます。これ以降は、全て要望になります。

まず２の（１）地域コミュニティの活性化についてですが、課題対策の具体的な仕組みについて、おおむね理解いたしました。地域コミュニティは住民の防災対策、子育て、介護予防、高齢者の生きがい等の向上につながります。また、地域コミュニティでの行政の役割は、あくまでもサポートであり、市民の方々が主体性を持って取り組めるよう留意していただきたい。「つながりのまち摂津」を、市民の方々と協働で育むべく、宝塚市の成功事例等を参考にして、住民主体の地域づくり、地域コミュニティ活性化にしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

次に２の（２）広報広聴についてですが、各施策が重要なものであると理解いたしました。ぜひ、しっかりと取り組んでいただければと思います。さて、広聴は、市民ニーズという情報を把握し市政に反映させる、また広報は、市民ニーズに応じた情報を提供し市民の利便性の向上を図るもので、この両者が扱う市民ニーズに関する情報の適切な活用が市政への市民の信頼の向上に大きく寄与します。よって、広報広聴の連携強化は、市民と行政とをつなぐパイプの強化そのものであり、協働のまちづくりの促進に欠かせません。そこで、広報広聴の、より一層の連携強化について検討するよう要望いたします。

あわせてシティプロモーションや各種情報共有ツールの出現により、市外への情報発信量がふえ、広報の役割が、以前に比べ非常に大きくなっており、かつその傾向は増す一方です。人員の増員等も含めた機能

強化も検討するよう要望いたします。

３の（１）千里丘駅西地区の再開発についてですが、しっかりと摂津市の顔としての駅前を計画してください。地域のイベントを行うことができる駅前広場や、イノベーションパーク等の企業とかかわるオフィス、宿泊施設等の需要も予想され、地域コミュニティと北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりを考慮し、適切なコンセプトのもと、計画、修正することを要望いたします。またＪＲ岸辺駅からＪＲ千里丘駅に至る一帯についても、商業、福祉、医療施設等の新規参入も予想され、北大阪健康医療都市（健都）エリアとしてのまちづくりを考慮することも、あわせて要望をいたします。

これは留意していただきたいことですが、万博記念公園からＪＲ千里丘駅西口に通じる千里丘朝日が丘線の渋滞問題は、多々、目にするところであります。この千里丘朝日が丘線は、吹田市の都市計画道路ですが、本市域で本市民も利用するところであり、その解消のため、吹田市との協議をする機会があれば前向きに連携していただきたく思います。

次に３の（２）阪急京都線連続立体交差事業についてですが、しっかりと市民の協力をいただけるよう丁寧に対応していただければと思います。本市を分断するあかずの踏切の解消は長年の懸念事項であり、努めて早期に完成させるよう、この出だしをしっかりと実施されることを要望いたします。

次に、（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略についてですが、その内容は理解いたしました。組織統合した上下水道事業の効率化等に留意し、適切な事業運営に努めるとともに、次世代を見据えたビジョンをしっかりと作成するよう要望いたします。また本市の浸水対策のかなめとなる安威川ダム建設はもとより、三箇牧雨水幹線の整備や、東別府雨水幹線への着手等につきましても、着実に進めるよう、あわせて要望いたします。

次に「空家等対策計画」と「住宅マスタープラン」についてですが、しっかりと両者について連携させていただければと思います。

空き家問題は、高齢化に伴いますます増加することが懸念されます。特に、特定空家の対象となる物件に関しては、安全、防災という観点からも早々に認定し、能動的に対応すべきです。また、健全空家の有効活用もさることながら、空き家にならないよう事前対策をすることも重要であると考えます。それらの観点も踏まえ、計画を策定推進するよう要望いたします。

次に、防災施策についてですが、地域防災計画の見直しの必要について認識いたしました。阪神淡路大震災等の多くの災害の事例から、新しい自助、共助、公助の枠組みが求められ、今しっかりと正面から取り組む時期になっているのではないでしょうか。平時及び有事の危機対応に有効である危機管理官及び危機管理室の設置も考慮した、より実効的な地域防災計画への修正を、強く要望いたします。また、計画は実行できなければ意味がありません。実働訓練や職員の災害対応能力の向上施策等についてもしっかりとやっていただくよう、あわせて要望いたします。

次に、消防施策についてですが、消防行政効率化の対応について理解いたしました。消防は、安全・安心のまちづくりの骨幹であり、組織強化は必要不可欠です。しかし、その負担もまた軽いものではありません。

持続ある消防行政のため、車両・資機材の延命化、消防団の活用、広域連携等、しっかりと検討、実施するよう要望いたします。

○藤浦雅彦議長　議事の都合により、本日の会議時間を延長します。それでは引き続き、松本議員。

○松本暁彦議員　次に、ごみ処理の広域連携についてですが、環境センターは、平成５０年までは維持可能であることを理解いたしました。維持管理のため、機器の重要度評価を実施する等、優先順位をしっかりと見定め、適正な保全に取り組むよう要望をいたします。また１０年で廃炉にするのか、２０年まで維持するのか、それを踏まえた補修となると、その計画、予算にも今後大きな影響が出るため、速やかな合意についても要望をいたします。

次に、美化推進ボランティア登録制度についてですが、次年度の取り組みについて理解いたしました。環境を大切にするまちの実現に向け、より多くの市民の方に登録してもらうよう、しっかりと取り組むことを要望いたします。

次に、５の（２）地域における多世代交流についてですが、多世代の交流の場所について、しっかりと研究していただければと思います。多世代交流は、協働して子どもたちを育む環境づくりを促進し、また地域福祉や介護予防、生涯活動の場にもなると考えます。加えて冒頭にも申し上げました地域コミュニティの活性化にもつながります。ぜひ、多世代交流の機能を有する施設の設置も含めた、さらなる施策を検討するよう要望いたします。

５の（３）健康寿命の延伸についてですが、国立循環器病研究センターとの連携状況、循環器病の予防プログラム未構築という現状は理解しました。そこで循環器病の摂津予防プログラムの作成を提案いたします。それは既存の施策を整理・体系化し、プログラムを設定し市民に提供、その成果を検証するというものです。

例えば、病気予防の講座、料理教室、ウオーキング、健康体操、そして健診。知識、実践、評価のシステムをつくり、そして健康マイレージでシステム参加への意欲を促進する。また年代設定も行い、高齢者向けプログラムには、認知症予防体操を追加する。そしてデータを蓄積することで、健康寿命の延伸の具体的成果を得ることができます。後に、国立循環器病研究センターの研究が入ることにより、その効果は一層、増進するでしょう。

さらに基本プログラムがあれば、それを基準とし、糖尿病・認知症予防重点プログラム等の設定も容易になります。それができる素地は、既にございます。

いずれはやらなければいけない、それなら今、先に、摂津予防プログラムを作成し、北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりのソフト面を、本市が導くべきではないでしょうか。

超高齢社会において医療費を抑制し、かつ健康長寿の達成が求められ、本市はその先行モデルに成り得ます。強味を生かすべきです。

あわせて、ことし秋には市立吹田市民病院がＪＲ岸辺駅前にオープンします。近場で北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりの一環であり、人間ドックや特定健診との連携も行って、実際的な市民の健康増進につなげていくこともまた要望いたします。

５の（４）少子高齢化対策についてですが、認知症対策やつどい場について理解いたしました。認知症に関しては、何よりも予防と早期発見が重要です。初期段階であ

れば、完治の可能性はあると言われておりますので細やかな支援ができる体制づくりに留意していただきたい。また、つどい場についても、認知症予防や介護予防にもつながり、より気軽に参加できる仕組みづくりを進めていただきたい。少子高齢化が進む中、福祉と健康施策との連携を推進するとともに、認知症患者や高齢者の方々にも地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるよう要望いたします。

次に、児童・生徒の学力向上についてですが、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の成果について理解いたしました。ぜひ、引き続き力を入れ、かつ教員の指導力向上にもつなげていっていただければと思います。

学校教育は、子どもたちが勉学だけでなく、伝統文化、社会で生きるために必要なコミュニケーション能力等を養う場でもあります。そのような場で、子どもたちが将来の夢や目標を見出すことができ、その実現に向けて、第一歩を踏み出そうと思うことができるのか、会派として、これこそが教育の大きな目標だと考えております。ゆえに教員の質の向上は、子どもたちの未来を左右するものです。ぜひ、さまざまな場を活用し、児童の学力向上とあわせて教員の質の向上も図っていただくよう要望いたします。

次に、６の（２）学校運営の効率化に向けた取り組みについてですが、教員の負担軽減につながると理解しました。必ずしも教員が担う必要のない業務は、専門スタッフや外部人材の活用を積極的に検討し、採用すべきです。そして、しっかりと効果を検証し、教員の本来の業務や組織体質を含めた学校運営のあり方について精査し、学校が担うべき役割をしっかりと果たしていただければと思います。教員がもっと子どもたちと向き合う時間、また自学研さんする時間を捻出し、教育の充実と質の向上につなげるよう要望いたします。

次に、６の（３）スポーツ環境の充実についてですが、旧味舌小学校跡地での体育館建設の検討条件について理解いたしました。

さて、各種規制があるものの、近接する体育館との統廃合も視野に入れ、市民ニーズに応じた規模、例えばバスケットコートで２面がとれるスペースの確保等を考慮すべきです。それにより１面ずつの利用が促進され、利用効率が格段に向上し、加えて当該場所は駅にも近く公共交通機関での利便性もよいので、比較的大きな大会も開催できるようになるのではないでしょうか。ぜひ、可能性を調査検討するよう要望いたします。

次に、７の（１）産業活性化についてですが、ぜひ、施策についてしっかりと成果を検証し、よりよいものを続けてください。そして、摂津優品（せっつすぐれもん）は、産業のまちのシンボルであります。この販売後押し施策について、例えば、次年度作成予定のＰＲ冊子に掲載するなど付加価値をつけていき、成果を確認し、反映して、制度の促進につなげるよう要望いたします。

次に、健都イノベーションパークについてですが、しっかりと取り組んでいただければと思います。なぜ、これまでうまく行かなかったのか、前担当所管としっかりと打ち合わせ、分析し、反映するようお願いいたします。

さて、オール摂津という言葉がございましたが、北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりの今後の方向性について、そろそろ明確にすべきかと思います。本市にとって、北大阪健康医療都市（健都）のまちづ

くりは、健康寿命の延伸、産業の活性化、健康のまちづくりの全国発信の３つの意義があり、これらを達成するためには、国、大阪府、吹田市、国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所、市立吹田市民病院、イノベーションパーク、病児保育施設、千里丘西地区再開発検討エリア、ドナルド・マクドナルド・ハウス、これらの関係を正確に把握し、適切に連携させる必要があります。

すなわち本市として、オール摂津としての統一した方向性を持たなければ、部局ごとに動いても求める効果は得られないでしょう。よって北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりの中長期コンセプトの作成を要望いたします。具体的には、３つの意義を達成するための５年及び１０年の全体の方針、意義ごとの目標、その工程表を定めることです。ぜひ、ご検討ください。

７の（３）農業振興施策についてですが、各種施策について理解いたしました。

今の子どもたちは、土に触れる機会が少ないのが現状です。教育的観点からも農業体験は大切です。また、実際、農地を持っておられる方と農業に従事したいと思っている方々のミスマッチを、これからも埋めていく必要があると思います。ぜひ、より多くの市民の方々に農業に親しんでいただけるよう施策を引き続き充実するよう要望いたします。

次に、８の（１）行政改革についてですが、人材育成にしっかりと力を入れていることを理解いたしました。

さて、政策形成過程での工夫もまた重要です。例えば、フェイスブック等の情報共有ツールを重要と見なしているにもかかわらず、３年間動きがなかったことについて、その間の行政機構改革や人員の不足という影響もあったかと思いますが、政策の意義・目的の捉え方に大きな原因があったのではないでしょうか。

ツールとは道具です。大事なのは、発信する情報の中身であって、道具の定義ではありません。その道具の定義を検討するのがおもしとなってしまった現状があるのではないでしょうか。政策には、他市も行っている一般的政策と独自の創意工夫すべき政策の２つに分かれるかと思います。

一般的政策については、形成過程作業の一層の効率化を図りスピーディーに実施すべきです。そして独自の創意工夫すべき政策、例えば北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり等は力を入れ、強味を築き上げていく。また物理的な弱点の対応として、人員の増強はもとより、他組織の活用を一層進めていく。学童保育の委託事業、防災サポーター制度構築は、よい例かと思います。政策立案の際、適切に、その意義、目的、時期、手段を把握検討することが大切です。当たり前のことですが、漠然と思っているのと、意識しているのとでは、大きな差が出ます。やるからには、より効果的に、より効率的にすべきです。少ない人数だけれども、しっかりと全般を包括し住民の福祉の増進ができている。これが、あるべき少数精鋭体制ではないでしょうか。ぜひ、しっかりと、かつ適切に少数精鋭体制を推進していくことを要望いたします。

次に、８の（２）公共施設等総合管理計画の推進についてですが、内容について理解いたしました。今後、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、早急に全体の状況を把握する必要があります。そして、長期的な視点を持って、更新、統廃合や複合化、長寿命化等に加え、民間施設活用も視野に入れ、計画的に実施すると

ともに最適な配置を実現するよう、またＦＭ手法を用い、ライフサイクルコストを意識した、最小の投資で最大の効果が得られるように、評価推進するよう要望いたします。

次に、９番、鳥飼地域の活性化についてですが、教育上の課題について理解いたしました。この問題、果たして教育委員会だけに任せてよいのでしょうか。地域コミュニティの衰退も踏まえ、手遅れになる前に部局をまたいだ市全体での対策が必要ではないでしょうか。

鳥飼地域の特徴として、ＪＲ、阪急電鉄の駅から遠く、住工が混在し、住環境の課題が多く、また、東部は商業施設が少なく、市役所へのアクセスや買い物に行くにも非常に苦労されている話をよく耳にします。この状況では、鳥飼地域に縁がない方の転入は余り期待できません。言いかえますと鳥飼に縁ある方が住まわれていることかと思います。幸いにも地域の横のつながりの希薄化が危惧される中、当地域は先人が培ってこられた地域性が生かされており、現状に課題を感じながらも、同時によりよい解決の大きな可能性を会派として感じております。まずは、この縁ある方、地元の方々をしっかりと鳥飼に引きとめることが必要ではないでしょうか。

この対策として、（仮称）鳥飼地域魅力化プロジェクトを会派として提案いたします。これは、大きく教育の魅力化と地域コミュニティの魅力化の２つのコンセプトからなります。

教育の魅力化は、すなわち教育の質の向上です。これにより、子育て世代を地域に引きとめます。施策としては、やはり小規模校の適正規模化です。例えば、校区調整があり、また他市の事例で、義務教育学校というものがあります。守口市で行われている一例を挙げますと、義務教育９年間を見通した目指す子ども像を掲げ、小中一貫教育の地域に根ざした学校をつくり、成果を上げています。本市もこれらの成功事例を参考にし、先進的かつ魅力ある教育施策を検討すべきです。

次に、地域コミュニティの魅力化ですが、地域の学校という概念を取り入れればおもしろいのかと思います。地域の学校とは、地域の人が集まり、生涯学習や多世代で交流し、ともに学び、きずなを深めることができる地域コミュニティの核となる場所です。具体的には、図書センター、児童センター、老人福祉施設、コミュニティセンター機能等を有し、多世代交流ができる施設です。それは、公共施設の老朽化が進む中、各施設の統廃合、複合化の観点からも効果的かと思います。人口減を、逆にチャンスと捉えプラスにかえるべきです。

そのほか、市民サービス、公共交通機関の見直し、住環境の向上施策、そして多世代の同居・近居支援も行い、これら全体の取り組みで、地元の方々が鳥飼に住んで、より満足できる環境を創出し人口減少の歯どめにつなげていけばと考えます。

鳥飼地域は伝統があり、そのコミュニティを形成してきた地域の思いを酌み、また将来の子どもたちのためにも、鳥飼地域活性化のための構想、グランドデザインの検討を強く要望いたします。あわせて鳥飼地域活性化を協議する地域住民も含めた会議体の設置について検討するよう要望いたします。

最後に、「小さくともキラリと光るまち」の実現と市政方針に掲げられておりますが、平成１９年には既にうたわれておられ、早１１年が経過、最近はよく新聞にも

取り上げられる機会もあり、一定の効果が出ているものと思います。

よって、会派としては、挑戦の年ということもございますので、小さくともさんさんと輝くまち摂津の実現を目指すという気持ちで、しっかりと声を上げ、市政をバックアップしてまいります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長　松本議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日は、これで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日は、これで延会します。

（午後５時１０分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　藤　浦　雅　彦

摂津市議会議員　　福　住　礼　子

摂津市議会議員　　安　藤　　薫

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成３０年３月７日

（第３日）

平成３０年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

平成３０年３月７日（水曜日）
午前１０時　　開　会
市　役　所　新　館　７　階　講　堂

１　出席議員　（１９名）

１番	福　住　礼　子	２番	藤　浦　雅　彦
３番	安　藤　　薫	４番	野　口　　博
５番	村　上　英　明	６番	水　谷　　毅
７番	南　野　直　司	８番	中　川　嘉　彦
９番	弘　　豊	１０番	増　永　和　起
１１番	三　好　義　治	１２番	楢　村　一　臣
１３番	渡　辺　慎　吾	１４番	森　西　　正
１５番	香　川　良　平	１６番	三　好　俊　範
１７番	松　本　暁　彦	１８番	光　好　博　幸
１９番	嶋　野　浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森　山　一　正	副市長	奥　村　良　夫
教育長	箸尾谷　知　也	市長公室長	山　本　和　憲
総務部長	井　口　久　和	市民生活部長	野　村　眞　二
市民生活部理事	小　林　寿　弘	環境部長	山　田　雅　也
保健福祉部長	堤　　守	保健福祉部理事	平　井　貴　志
建設部長	土　井　正　治	上下水道部長	山　口　　猛
上下水道部理事	石　川　裕　司	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北　野　人　士
教育委員会次世代育成部長	前　馬　晋　策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊　田　拓　夫
消防長	明　原　　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤　井　智　哉	事務局参事兼局次長	岩　見　賢　一　郎

1 議　事　日　程

1,　　代表質問

日本共産党　野口　博　議員

公明党　水谷　毅　議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程１

（午前１０時　開議）

○藤浦雅彦議長　ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程１、代表質問を行います。

順次質問を許可します。野口議員。（拍手）

（野口博議員　登壇）

○野口博議員　皆さん、おはようございます。

日本共産党議員団を代表して、質問させていただきます。幾つかの項目で重複しておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本市として、市民の暮らしと権利を守るという自治体としての立ち位置について、６点お尋ねいたします。

一つ目は、２０１８年度政府予算案と安倍政権５年間に対する市長の認識についてです。

国会で審議されている政府予算案に対して、私ども日本共産党は、格差と貧困を広げ、大軍拡を進める予算案だと申し上げています。

戦後初めて国会の場で、改憲の議論が行われる可能性が高まる中で、憲法をめぐり、ことしは文字どおり決戦の年だと思います。日本共産党は、多くの皆さんとともに、憲法第９条を守れの３，０００万人全国統一署名を広げ、改憲の発議をさせない状況をつくるために、力を尽くしたいと思います。

さて、安倍政権５年間で、暮らしと経済はどうなったでしょうか。大企業は史上最高の利益を上げ、内部留保は８０兆円増加し、４００兆円を超えるまで積み上がり、一握りの超富裕層の資産は３倍にもなりました。

その一方で、働く人の実質賃金は年間で１６万円減り、実質消費支出は２０万円減っています。株価はこの５年間で２．２倍となり、上位３００人の資産総額が、国民の下位４４％の貯蓄額等に相当すると言われています。金融資産を持たない世帯が４００万世帯増加し、今では全世帯の３５％にもなっています。

そんな中、安倍政権は、社会保障予算の自然増削減を毎年続け、この６年間での総額は１兆５，９００億円となります。また、貧困に追い打ちをかける生活保護の削減をも打ち出しています。

昨年１２月の経済財政諮問会議で、野田総務大臣は、地方交付税の算定について、民間委託などで削減された経費の水準を基準に算定する、いわゆるトップランナー方式を、１年後に窓口業務にも拡大することを検討すると表明いたしました。

こうした安倍政権５年間での結果や、新年度政府予算案についての市長の認識についてお聞きします。

二つ目は、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動についてです。

昨年、国連でご承知のとおり、人類史上初めて、核兵器禁止条約が、国連加盟国６割を超える１２２か国の賛成で採択されました。また、この条約採択に尽力したＮＧＯ団体のＩＣＡＮが、ノーベル平和賞を受賞いたしました。

しかし日本政府は、アメリカなど核保有国とともに、この条約採択に反対し、会議をボイコットいたしました。核廃絶の先頭に立つべく唯一の被爆国日本の対応に、批判の声が上がりました。

こうした中、市長が、本市も加盟している平和首長会議の決定に基づき、政府に対して、核兵器禁止条約の早期締結を求める市民署名に取り組むと表明されました。私どももともに取り組んでいきたいと考えま

すが、市長自身の核廃絶に対する思いを含め、この署名活動を市民ぐるみの取り組みにしていくための方策について、お聞きいたします。

三つ目に、森山市政１４年目を迎えるに当たっての評価と今後についてです。

私たちは、議会で唯一の野党という立場をとっておりますが、これまで率直に、森山市政について評価するところは評価し、批判するところは改善を求めてきました。１４年目を迎えようとしていますが、ちょっと振り返ってみます。

市長になられた最初に、選挙で大きな市民的関心が広がった、市長を初め特別職の退職金問題で、市長自身は５０％削減しました。そして、財政状況として、このままでは第２の夕張市になると公言し、昨日も言われました２つの小学校の統廃合、小・中学校修学旅行費助成の廃止を初め、市民生活関連施策の廃止・縮小、多大な公共料金の値上げなど、強行したわけであります。

その後、財政状況の好転もあり、６年間ほど連続で、基本的には公共料金の値上げなしのときもありました。そういう点は評価しつつ、公的仕事の投げ出しや、市民生活にかかわりの深い制度の廃止・縮小等については厳しく指摘をするとともに、行政水準の問題や、市民の暮らしの実態を示し、住民福祉の機関としての役割を求めてきたところであります。

当然この間、まちづくりのハード面では、南千里丘まちづくり、吹田操車場跡地まちづくりなど、大きく変化してきています。

これから、少子高齢化という大きな課題を含め、人口ビジョンで示されている将来人口想定を基本に、第４次摂津市総合計画を中心として、さまざまな計画の見直しも始まっていきます。

市長として、この間の市政運営をどう評価されているのか、そして、この任期中にやるべき課題として何を特にお考えなのか、お聞きいたします。

四つ目に、大阪府内トップクラスの財政力と市民生活についてです。

先日、府内の平成２６年度決算の数値が、あわせて市町村なんでもランキングが公表されました。市の段階で比較すると、引き続き、自治体を運営するのに必要な経費に対して、税収など、自前の収入がどれくらいあるかを示す数値である財政力指数は０．９８で、大阪府内１番であります。そして、市税収入は１人当たり２１万８，７６１円となり、府内で１番、北摂で最下位の高槻市の１．５倍にもなっています。本市の基金、いわゆる貯金は３億円減ったとはいえ１４３億円で、この１２年間で２．８６倍に増加しています。

市民の暮らしはどうでしょうか。この１９年間で、本市の働く人の年間所得金額は平均で６６万５，０００円減っています。私はこれまで、財政と行政は市民から預かっているもので、将来的な財政計画を立てて、身の丈に合ったお金の使い方を基本に、市民の暮らしをしっかり守るために最大限努力すべきだと訴えてきました。財政が厳しいときでも、今日の大阪府内トップクラスの財政力を持つことになっても、常に市民の暮らしに思いをはせることが大切であります。改めて市民の負担軽減と、暮らしを守るために、最大限努力すべきであります。市長の見解を求めます。

五つ目に、子どもの貧困対策についてです。

今日、貧困と格差を正すことは、日本社会の最大の課題の一つであります。そして、子どもを取り巻く環境は深刻です。

一昨年、大阪府が大阪府立大学と協働で子どもの生活に関する実態調査が行われ、その結果が出ました。小学５年生とその保護者、中学２年生とその保護者が対象で、合計１６万２６０人に配布し、回収率は６割を超え、約１０万人から回答が寄せられています。調査報告書から改めて、府内の貧困の深刻さが明らかになっています。

少し紹介します。全体の約４割の世帯で、子どものための貯蓄ができない。母子家庭では、約４割の方が収入２００万円未満であります。そして、府内の相対的貧困率は１４．９％であります。貧困ライン以下の世帯の実態としては、４分の１が国民年金を支払えていない。就学援助制度は６３．２％、児童扶養手当は７０．４％、生活保護は８．４％、その受給率は低くとどまっており、生活保護を含め、制度の捕捉率を上げる対策を求めています。

報告書では、子どもの貧困はさまざまな問題が絡んだ生活社会格差問題で、社会的な支援を行うこと、そして、サービスの自己負担の減免制度の拡大、現金給付の改善、親の就労支援、子どもの居場所づくり、学習支援、生活支援、スクールソーシャルワーカーの常勤化、そして、さまざまな兆候を拾い上げ、支援につなげるシステムの構築など、大変な作業の積み重ねが必要だとしています。

今回、大阪府の調査によって、府内全体の大枠としての実態が明らかになりました。本市として、大阪府との連携も図りながら、市独自の必要な実態調査を初めとした、総合的な取り組みがどうしても必要であります。市長の見解を求めます。

六つ目に、国や府のさまざまな方針に対する本市の対応についてです。

昨年度、私どもが、本市より、毎年５月に勤務先事業所に送る特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載の問題について、法的な制約がないのでやめるよう求めました。しかし本市は、番号を記載して送りました。この問題で、総務省が１月１日付で、マイナンバー記載について、当分の間記載しないとする省令改正を行いました。これは、各地で誤送付や事務所での管理上の問題等で批判が高まったからであります。

ちなみに大阪府内でも、二十数自治体がこの通知書にマイナンバーを記載しませんでした。この点で、本市として、こうした国との方針だからといって、無条件に従うのかどうか、きちんと判断すべきだということが問われていると考えます。

さらに今回４月から、子どもの医療費助成制度で、就学までの窓口無償化に対する国民健康保険の減額調整、ペナルティーが廃止されることになりました。これは、全国の自治体が長年にわたり声を上げ、子育て支援という点で、国民的な課題に引き上げてきた結果ではないでしょうか。

そのほかにも、就学援助制度の入学準備金の入学前支給の改善、国民健康保険の都道府県単位化の中でも、法定外繰り入れを存続する自治体の動きなど、今、さまざまな国との方針に対して、自治体としての住民の暮らしを守る立場で踏ん張っている姿があります。ぜひ本市として、市民の不利益になる問題については対抗し、他の自治体とともに声を上げるべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、暮らしと営業を守ることについて４点お尋ねいたします。

一つ目に、生活保護のさらなる削減等に対する対応についてです。

政府は、３年前の、最大で基準額１０％引き下げに続き、ことし１０月から３年か

け、段階的に５％引き下げようとしています。厚生労働省の試算では、約７割近くが引き下げの対象になるとのことです。

生活保護の問題はご承知のとおり、制度を利用している人だけでなく、貧困は特別の事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親・家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状態に置かれています。生活保護基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などにも連動し、広範な市民の生活に重大な影響を与えます。

最後のセーフティーネットである生活保護のあり方は、全ての国民の権利にかかわる重大な課題だといえます。本市として引き上げを求めるようこの声を上げるべきではないでしょうか。

またこの間、受給者の増加や制度改正に伴い、ケースワーカーの仕事の量がふえ、一人一人のケースに対する親身な対応がとりにくくなっているのではないでしょうか。こうした点も含め、答弁を求めます。

二つ目に、国民健康保険の府内統一化による保険料引き上げと減免制度など、市独自制度の後退についてです。

この４月から、国民健康保険の運営に、市町村とともに、都道府県が加わることになりました。大きな財政責任は都道府県、保険料や減免制度などの権限は、引き続き市町村にあると改正国民健康保険法は定めています。

しかし、大阪府は、全国でも類を見ない運営方針を打ち出しました。保険料も減免制度も、全て大阪府で統一していくというものです。さらに大阪府は、一般会計からの繰り入れを敵視し、保険料軽減のために、市町村が行っている繰り入れをやめるよう号令をかけています。

これによって、府下のほとんどの市町村が、大幅な値上げになることも示されました。６年間の激変緩和措置期間を設けようとしていますが、それは市民に対して、６年連続の値上げを押しつけることにほかなりません。保険料だけではなく、減免制度なども統一基準しか認めず、後退も改悪も迫っています。

本市は、今議会に保険料の改定の予算案や減免制度改悪の条例案なども、早くも大阪府の運営方針に沿った形で提出をしていますが、大阪府の示した運営方針に対して、市町村からは強い反発もあり、この４月からの統一ができないことは明確になりました。３年後に、運営方針の見直しも決まっています。

本市がやるべきことは、市民の暮らしと健康を守ることであって、大阪府に従うことではありません。まず、国民健康保険の３億円を超える黒字分を使って、全ての加入者に保険料値上げでなく、値下げをすべきです。そして、市民とともにつくってきた本市の保険料や、一部負担金の減免制度など、現状どおり守るべきです。

保険料や減免制度などの決定権は、今後も市町村にあることは間違いありませんか。法に基づいてお答えください。その上で、自治権のある市長として、新年度の国民健康保険運営をどのように行うのか、答弁を求めます。

三つ目に、第７期介護保険制度及び高齢者・障害者施策についてです。

介護保険は３年に１度の見直しのたびに、保険料が値上げされてきましたが、今回、また値上げの計画です。第３段階に該当する非課税世帯の夫婦で、介護保険料が年額１０万円を超えることになります。国民健康保険料の値上げの上に、ダブルパンチで

す。

介護保険の資金残高は、第４期末での８，０００万円、第５期末では１億６，０００万円、そして、プランによると、今期末では３億７，０００万円と倍々ゲームのように膨れ上がっています。保険料の計算時に、基金を取り崩しても期末に大幅にふえているということは、保険料の取り過ぎだと言わざるを得ません。保険料は値上げじゃなく、値下げをすべきです。

また、保険料の減免制度の拡充、利用料の減免制度の創設が必要だと考えますが、それについてもお答えください。

介護保険要支援のサービスが、総合支援事業、総合事業移行後も守られていることは評価をしています。国は、要介護の人を含め、さまざまなサービス抑制策を講じようとしていますが、必要な人に必要なサービスを提供することが重要です。今後の市の姿勢についてお聞かせください。

大阪府は、障がい者医療費助成制度を、窓口負担が大幅にふえるものに大改悪しました。本来なら、市が負担軽減策を図るべきなのに、入院時の食事代の補助を廃止しました。市長は常々、弱者の視点を大切にと言われてきましたが、この言明に反することではないでしょうか。お答えください。

四つ目に、中小企業の多いまちとしての、今後の支援策についてです。

アベノミクスにより、大企業は空前の大もうけをする一方、中小企業・小規模事業所を取り巻く状況は、ますます厳しくなっています。この上、消費税が増税されたらやっていけないと、悲鳴の声が上がっています。まず、中小企業・小規模事業所を取り巻く状況について、市長の認識をお聞かせください。

本市は、我が党が求めてきた中小企業向けの融資制度を拡充し、その利用が大幅に増加し、関係者に大変喜ばれています。しかし、そのほかの中小企業向け施策は規模も小さく、抜本的な支援策となり得ていません。これから産業振興アクションプランの見直しに向け、調査をするところでありますが、中小企業の実態をリアルにつかみ、その結果に基づいた支援策を打ち出すことが必要ではないでしょうか。

国は２０１４年、小規模企業振興基本法を制定し、事業者持続化を支援する小規模企業振興基本計画の策定も行いました。本市でも、この理念に基づいた産業振興条例を早期策定することを求めておきます。答弁をお願いします。

次に、子育て・教育の充実を図ることについてです。

子育て支援策として、子ども医療費助成の対象者を１８歳まで、ひとり親家庭医療費助成の一部の対象が２２歳まで拡大されます。また、就学援助制度の入学準備金の前倒し支給も、この２月に中学校入学予定者に実施、１年後には、小学校入学予定者にも実施される点で、市民の願いに応えるもので、評価するものです。

引き続き、広がる子どもの貧困に対応し、豊かな成長、確かな学力を保障する子育て支援策、教育施策の充実を求め、以下４点質問いたします。

一つは、待機児童ゼロに向けた取り組みについてです。

保育が必要と認定されながら保育所に入られない待機児童は、ことし２月１日現在で３１３人になっています。厚生労働省が、特定の保育施設のみを希望するなど、待機児童としてカウントする対象を限定した市の定義でも、昨年４月当初３４名から、この２月、１７２名とふえています。

児童福祉法第２４条第１項では、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなきゃならないと、市町村の保育の実施義務にもうたっており、運営や配置基準を堅持しながら、待機児童ゼロに向け、思い切った取り組みが必要です。

新年度当初、定員１９名の小規模保育事業所が１園新設される予定ですが、１１月の新年度に向け入所一斉受け付けで、前年度比２１名増という状況がある中、待機児童はさらに拡大するのではないかと危惧するものです。

新年度当初から、待機となる児童はいるのでしょうか。いるとしたら、待機児童数は何人になる見込みですか。また、年度途中にふえていく待機児童への対応を含め、保育の実施責任をどう果たしていこうとするのか、お尋ねいたします。

二つ目に、保育所民営化と学童保育の民間委託計画を中止し、公的責任を果たすことについてです。

保育、学童保育ともに法的責任を果たすべきです。保護者は子どもと直接かかわり、きめ細かな保育の実践を通じて、保育教育行政に直接反映できる公立保育所、学童保育は重要です。民間を含め、学校地域との連携という点でも、現在の三つの公立保育所、市直営の学童保育は堅持すべきです。

学童保育では、民間委託反対の署名が保護者からも提出されています。民営化、民間委託計画の中止、見直しを求めるものですが、見解を求めます。

三つ目に、小・中学校全学年での３５人学級の実現についてです。

学級は、学習集団であるとともに、生徒指導、学校行事、学校運営の基礎的な集団です。子どもたち一人一人の個性や、能力などに対応したきめ細かく丁寧な教育を行うためには、学級に在席する児童・生徒を、適正規模にすることが重要であると考えます。

先行して、少人数学級を実施している自治体では、教育活動の基礎的な学習・生活集団である学級の規模が小さくなったことにより、児童・生徒への授業への集中度や、不登校児童の改善が見られたとする実証的研究結果も報告されています。

基礎学力やいじめ、不登校など、本市小・中学校の課題に対応し、全ての子どもたちの健やかな成長を保障するためには、その前提として、少人数、３５人以下学級の拡大が必要であります。摂津市教育委員会として、少人数学級制への認識とその実施について、見解を求めます。

四つ目に、豊かな学校給食に向けた取り組みについてです。

３年前にスタートしたデリバリー方式選択制中学校給食は５％に満たない喫食率で、およそ学校給食とはいえません。私たちは導入前から、小学校と同じような自校調理、全員喫食への見直しを求めてきました。新年度より、３年契約で新しい委託業者にかわりました。事業者選定では、従来の事業者が入札に参加せず、応募が１者のみであったこと、契約金額が約８割増とはね上がったことなど、現行方式の矛盾をあらわしていると思います。

この１月、デリバリー方式選択制中学校給食の先行都市として本市が参考にしてきた茨木市教育委員会が、中学校給食のあり方について、茨木市中学校給食あり方懇談会を５回開催して検討を行い、全員喫食が望ましいとする考え方をまとめられました。本市も、小学校と同じような、豊かな給食への見直しを求めるものです。

また、食育、給食指導、アレルギー対応

など、大きな役割を担う栄養教職員を全校に配置する必要があります。現状では、小学校で４名、中学校で１名のみです。調理現場での指導、連携、あらゆる対応において、１人で複数校を受け持つことは無理があるのではないでしょうか。国・府への栄養士の増員を求めていることは承知していますが、安全・安心の給食のために喫緊の課題として、市独自で増員すべきだと思います。それぞれお答えください。

次に、安全なまちづくり等について、４点お尋ねします。

一つ目に、防災・災害対策の方向性についてです。

東日本大震災からもうじき７年の月日がたとうとしています。この間、熊本でも大地震が起きました。大阪でも、今起きてもおかしくないという前提で、常日ごろから災害に対する備えが必要であります。災害に強いまちづくりの推進という点で、本市の課題をどう認識しているのか、改めてお聞きします。

二つ目に、公共施設等総合管理計画の推進方向についてです。

いよいよこれから３０年計画の最初として、専任の職員体制で実施計画を策定するための次の作業に入っていくことになります。

国の思惑はご承知のとおり、公共施設の統廃合を進め、その数、面積を縮小させることと、この分野での民間の収益を拡大することになると思います。しかし、自治体側から見ても大きな問題であり、この取り組み方が大事だと思います。

当然、単純に公共施設の統廃合を目的としないと思いますが、まずは公共施設を少しでも長く使い続けるために、長寿命化をさせることを基本とすべきです。そして、日々の暮らしを支える施設として、今後のあり方を市民的に議論することが必要ではないでしょうか。それぞれの施設が持っている歴史や、果たしてきた役割を見直すことが重要です。施設のあり方を検討する際、市民生活の基礎単位として、一般的に、小学校単位での議論の場を保障することが大事だと思いますが、答弁を求めます。

三つ目に、公共施設巡回バスの増便と今後の市民の利便性確保についてです。

平日５日間、市役所とふれあいの里の間を、１日４便、ほぼ２時間に１本の割合で運行してきた公共施設巡回バス・セッピィ号を２台体制にして、運行本数の増便、利用者の待ち時間の短縮に向けたダイヤ改正、新たなバス停設置など、改善が図られることは大いに評価できるものです。

利用者の利便性の向上、公共施設の利用促進に向け、公共施設利用者のニーズ、公共施設のイベントや行事日程、新たな需要喚起など、その検討方法と具体的な改善についてお聞きいたします。

また、別府コミュニティセンター、コミュニティプラザ、千里丘公民館など、市民が利用する公共施設へのアクセス、交通不便地域の解消など、同じ視点で考え、車種、運行形態など、弾力的に検討していくべき、見解を求めます。

四つ目に、阪急京都線連続立体交差事業とＪＲ千里丘駅西口整備についてです。

阪急京都線連続立体交差事業は、いよいよ事業認可され、新年度から本格的に体制をとって進めていくという段階に入ってきましたが、市民の中からは期待の声と同時に、まだよく知らないという声や、本当に必要なのかという声も率直に届いています。

今回、総事業費は約３７５億円から約４３７億円に、本市の負担は約５７億円から

約６５億円に増額変更されました。公共機関としての大きな役割については共通の認識があるとしても、市民みんながその思いを共有しているわけではありません。大きな事業だけに、しっかりと市民が納得できる説明や方法を含めて取り組むことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

ＪＲ千里丘駅西口の整備については、市施行として取り組みを立てて、その取り組み方が大変重要であります。

一つ目は、この間、組合施行として説明してきた計画が、そのままありきではなく、駅前地域での安全対策等が最低必要であるとして、その上で、財政面、環境面、計画内容の必要性についてきちんと検証すること、二つ目に、組合施行前の対象権利者を中心としての進め方から、地元自治会、住民、商店など、より多くの方々が参加したまちづくりとしての合意形成をきちんと図ること、三つ目に、市民的に計画内容の必要性について周知し、市民合意で進めることなどが重要だと思います。

以上、答弁を求めまして、１回目を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、日本共産党議員団を代表しての野口議員の代表質問にお答えをいたします。

まず最初に、政府予算案と安倍政権等々についてのご質問でございます。

国は、防衛とか外交等々、地方は身近な福祉教育等々、それぞれ役割があるわけでございます。また政治形態も、一方は議院内閣制、我々は二元代表制、その形態も違うわけでありますが、いずれにいたしましても、それぞれが国づくり、まちづくり、しっかりと役割を全うしなくてはならないと思っています。

そういうことで、国の政権について、詳細にわたって私のほうから評価は控えますけれども、総じて言いますと、平成２４年１２月に発足いたしましたこの安倍政権では、デフレーションの脱却のため、アベノミクス、これが推進されてまいりました。その結果、ＧＤＰの増加等々、一定の成果、これは上がっていると私は認識をいたしております。

しかしながら、個人消費は賃金の増加ほどの伸びはありません。アベノミクスの成果がなかなか実感しにくいことから、経済の本格的再生は、まだまだ道半ばではないかと思っております。

それから、新年度の政府予算案についてどう思うんだということだと思いますが、これもなかなか詳細な分析は、私はできておりません。摂津市も一緒だと思いますけれども、国も膨大な借金を抱えておりますが、限られた財源といいますか、限られた条件の中で、いかに最大公約数、国民のための国づくりにしようか、そういった腐心の跡といいますか、これは見られると思います。

ただいつも言いますように、どっちかということを言いますと、福祉とか教育とかソフトな面、国づくり、まちづくり、こっちのほうは、やっぱり荒削りの感が拭えないような気がいたします。

ただ、安倍政権といいますと、自由民主党と公明党との連立で成り立っておるわけでございまして、一方で時に触れ、エンジンブレーキ的な役割、これを公明党が担っておられる。そのことが、私、一つのいろんなところにあらわれているんではないかなとも思っております。これ以上の評価は

いたしません。

そんな中でありますけれども、本市といたしましても、国が推進する子育て環境整備等、取り組むべき課題につきましては、国と歩調を合わせて取り組んでいくとともに、地域の実情に応じた魅力あふれるまちの実現に向けて、課題解決に取り組んでまいりたいと思います。

それから、核兵器禁止条約の署名活動等々についての質問でございますが、核兵器禁止条約につきましては、国際社会のさまざまな状況等があったとはいえ、唯一の戦争による被爆国であります。核兵器の恐ろしさを知る日本が、米国の核抑止力の必要性等を理由に反対の立場をとったことは、前にも言いました平和都市宣言をする本市として、大変残念なことであると認識をいたしております。

核兵器を廃絶して、戦争のない平和な社会を築くことは、人類普遍の願いであります。より多くの市民の皆様に署名をしていただけるよう、また７月、８月の平和月間、市のホームページの活用等、さまざまな機会を捉え、この署名活動を展開していきたいと思っています。

私の１４年目に当たって、評価と今後についての話ですけれども、きのうも代表質問の中でいろいろと申し上げましたけれども、私は府・市を通じまして、長いこと地方議員の立場にありました。そのときには、どちらかといえば一つの政党といいますか、一つの立場、ある意味では各論でいろいろと発言し、また、行動してきたと思います。

どっちかというと、余りお金のことは気にせんと発言していたような気もいたしますが、それが、全く立場が逆になりまして、首長といいますか、理事者側になりました。

今度は毎日のように、いろんな立場のお方の多くのいろんな意見、質問、要望をお受けする立場になったわけでございます。

１つの立場だけを見ておられなくなりまして、これも限られた条件の中で、いかに皆さんの思いを反映させていくのか、毎日毎日がその最大公約数づくりに追われるといいますか。

議員のときに余り考えませんでしたけれども、いつもお金のこと、予算が気になるんですね。何ぼでもお金があれば、みんな聞いてあげたらいいんですが、なかなかそうはまいりません。そんな中で、どうして優先順位をつけるんだということで、そんなことがずっとこの１４年間続いてきたと思います。その優先順位、問題は最大公約数を決める決め方というか、そこが問題なんですね。

私は、市長に就任したときに思ったんですね。現場主義といいますか、目は口ほどに物を言うということわざがありますけれども、できるだけ市民の皆さんの目に触れてみようという思いを貫き通してまいりました。

よく言っていますけれども、年間通じて５００回以上のいろんな行事や会合等にできるだけ出るようにしました。そして、短い時間でありますけれども、しっかりと自分の思いを、皆さんの思いを市民の皆さんに伝えるように努力しました。短い時間でも市民の皆さんの目にしっかり私は触れることができたと思います。そこには、いろんな立場、いろんな思いがあったと思いますが、これはやっぱり最大公約数、優先順位を決める上において、いろんなヒントをいただけたとも思います。

また、きのうも言いましたけれども、やっぱり議会の皆さんの厳しい中にも非常に温かいご理解、ご支援のおかげも当然ござ

います。これは欠かせません。そんな中で、もう細かいことはきのうようけ言って、今の野口議員もいろいろおっしゃったのでここでは言いませんけれども、ハード、ソフト、十分とは言いませんけれども、私はある程度、バランスのとれたまちづくりが進んできたのではないかと自負をいたしております。

このように、皆さん方のお力添えをいただきまして、本市は着実に発展を遂げることができたわけでございますが、今後どうすんねやという話だったと思いますけれども、生産年齢人口の減少によります社会のゆがみといいますか、避けようがありません。ひずみ、これを避ける、なかなか難しいわけであります。一層厳しい中での行政運営、これから求められてまいります。

そのような中、最大の課題は、この摂津市を健全な状態で将来世代へと大切に引き継ぐことが、今の私の役割だと思っています。これは、きのうも言ったと思いますが、そのためには、今後も市民の暮らしに最大限の配慮をするとともに、未来のために今何を優先すべきか、本当になすべきことは何かを一層慎重に見きわめ、そして、敏速に行動することが何よりも求められていると考えております。これからも初心忘れずといいますか、一層身を引き締めまして、子の世代、孫の世代に続くまちづくりに、全身全霊で取り組んでまいりたいと思います。

次に、大阪府下トップクラスの財政力と市民生活についてのご質問にお答えをいたします。

決算の分析は、個々の指標の内容を十分に分析するだけでなく、複数の指標を多面的に分析する必要があると考えております。市税収入はトップクラスではございますが、景気動向の影響を受けやすい税収構造であります。税収減がそのまま一般会計歳入の減少につながる傾向にございます。

また、歳出に目を向けますと、市民一人当たりの扶助費や繰出金もトップクラスとなっております。基金残高につきましては、多額の土地売り払い収入によることが大きいことを認識しておく必要がございます。

市政のかじ取りを担う者といたしまして、現在の市民の方々に対する責任とともに、将来の市民生活にも責任を持たなくてはなりません。そのため、今後の社会情勢変化を念頭に置きまして、現在、取り組むべき課題と、将来取り組まなければならない課題の両方に思いをめぐらせ、市民ニーズの最大公約数を実現するとともに、持続可能な行財政運営を行っていきたいと思います。

子どもの貧困対策についてでありますけれども、子どもの貧困対策は、複雑な要因が絡まった大変難しいテーマでございます。これさえ実行すればという特効薬のような施策も存在いたしません。教育の視点、生活の視点、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、総合的、横断的な施策の推進が必要でございます。これから先、摂津市に、日本にとっても重要な課題という強い共通認識を持って、オール摂津で取り組まなければならないと思っております。

今回、貧困対策の一つといたしまして、２２歳の大学生等を扶養するひとり親家庭の医療費助成制度を立ち上げたところでございますが、今後もこの制度の検証を行い、弱者の視点に立って、新たな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

国や府のさまざまな方針に対する本市の対応についてのご指摘でございますが、国や府全体で、統一的な運用が求められる事業等につきましては、原則として、その指

針等に従って事務を進める必要があると認識をいたしております。しかしながら、地方分権の流れの中にありましては、本市にとって最良の方法があるかなどについて、常に確認し、検証していかなければならないものと考えております。

市民に最も身近な基礎自治体といたしまして、これまでも市町村独自の子ども医療費助成にかかわる国民健康保険の減額調整措置につきましても、府内市町村との連携のもと、国へ見直しの要望を行ってきた経緯もございますが、今後も、国や府全体で統一的な運用が求められる事業等につきましては、原則として、その指針等に従って事務を進めてまいりますが、必要なときにはしっかりと物申す自治体であるよう努めてまいりたいと思います。

生活保護のさらなる削減に対しての質問でございますが、生活保護制度につきましては、国の基準改正に基づき実施していくこととなります。本市といたしましては、ケースワーカーの家庭訪問などを通じ、生活状況を丁寧に把握し、必要な扶助について漏れ落ちのないように努めてまいります。また、前回の住宅扶助基準の改正で影響が出ている方に対しましても、個別に状況を把握し、改善を図れるよう支援をしてまいりたいと思います。

ケースワーカーの人員配置につきましては、生活保護制度本来の目的を損なわずに適正に実施していくために、必要な人員の配置に努めてまいります。また、生活保護を受給されている方々の生活状況を把握した中で、必要な項目につきましては、市長会などを通じて、国にしっかりと要望していきたいと思います。

国民健康保険の府内統一化に対する質問でございますが、国民健康保険におきましては、平成３０年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営を担い、府内市町村とともに、将来にわたって持続可能な医療保険制度の構築を目指していくことになります。

新制度は、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で議論を重ねた上で策定に至った、大阪府国民健康保険運営方針に基づき運営されていきます。運営方針においては、府内統一の保険料率の設定や、減免制度などの共通基準が示され、府内の被保険者間の受益と負担の公平性の確保を基本としています。

保険料の賦課権限等を市町村が有していることは認識しておりますが、その一方で、新しい仕組みのもと、運営方針を踏まえた運営に努めるものとされております。本市におきましても、運営方針に基づき、大阪府及び府内市町村と連携し、将来を見据えた国民健康保険制度の維持・構築を目指す中で、平成３０年度におきましては、激変緩和措置による保険料の設定や、各種減免制度の運用により、適切な国民健康保険運営に努めてまいりたいと思います。

第７期の介護保険制度についての質問でございますが、介護保険制度に関しましては、必要なサービスを適切に利用していただけていると認識をしております。総合事業に関しましては、平成３０年度も、現行相当サービスを実施してまいります。

第７期の介護保険料に関しましては、後期高齢者の増加などから、介護給付費の増加が見込まれるため、保険料の改定をさせていただきますが、介護給付費準備基金を全額取り崩し、保険料軽減に活用したことなどにより、大阪府下では安いほうから１０番目の保険料額の見込みとなっております。今後、介護予防、認知症予防を重点的

に行うことで、将来の保険料負担の軽減を図っていきたいと思います。

また、介護保険料の減免制度に関して周知を行ってまいります。介護保険の利用料負担に関しましては、国制度にのっとり、適切に行ってまいりたいと思います。国・府の制度改正に伴い、市も制度の見直しが必要となってまいりますが、高齢の方や障害のある方が、いつまでも住みなれた地域で、その人らしく生活できる社会の実現を目指していきたいと思います。

これまで私は、市民目線、弱者の視点を大切に、市民生活の安定を最大の使命と考え、施策を充実させてまいりましたが、今後におきましても変わりなく、弱者の視点に目を向けた施策を展開していきたいと思います。

中小企業への今後の支援策でありますが、内閣府の２月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復していると示されておりますが、中小企業においては、景気の回復を実感するには至っておらず、まだまだ厳しい状況に変わりはないものと認識をしております。

大企業との体力差は明らかでありまして、とりわけ経営者の高齢化による事業承継問題、働き手不足、生産性の伸び悩みなど、中小企業の抱える課題は後を絶ちません。企業はそれぞれ課題に対応し、現状から一歩踏み出せるよう、市といたしましても継続してさまざまな支援を行ってまいりたいと思います。

現在の産業振興施策、中小企業支援施策は、第４次摂津市総合計画及び産業振興アクションプランに基づいて行っておりますが、アクションプランが平成３０年度に計画最終年を迎えることから、今まで行ってきた取り組みや企業ニーズの把握のため、事業所に対して調査を行う予定でございます。調査は、規模や業種ごとに事業所を抽出し、アンケートにより、さまざまなご意見をいただき、今後の産業振興施策に活用してまいりたいと考えております。

中小企業・小規模事業者の振興に係る条例につきましては、事業所アンケートを踏まえ、今後の産業振興、中小企業活性化のための施策を検討するなど、庁内で議論してまいりたいと考えております。

災害に強いまちづくりについてでありますが、本市は平成２７年３月に、地域防災力の向上を図るために、地域防災計画を改定し、地域が主体となって、緊急時の避難体制の確立を目指す地域防災マップの作成や、自主防災訓練のサポートを行ってまいりました。

また、命を守る防災を実践できる人づくりを目指して、防災教育の手引きを昨年度作成いたしました。各小・中学校において、防災教育のモデル事業を実施するなど、地域の文化として根づかせる取り組みを行っております。

しかし、摂津市では幸い長年にわたり、大規模災害が発生していないことから、市民の自然災害に対する危機意識が希薄であることや、また、地域の防災のかなめであります自主防災会役員の高齢化、固定化が課題であると認識をいたしております。そのため、地域の災害特性を認識し、地域の防災活動を支えていただく防災サポーター制度を次年度に新設していきたいと思っています。

公共施設等総合管理計画についてでありますが、本市の公共施設は間もなく一斉に更新時期を迎えてまいります。さらに財政的には、生産年齢人口の減少に伴う税収の落ち込み、恒常的な扶助費の増加などによ

り、今後ますます厳しさが増してまいります。

各施設の今後のあり方につきましては、劣化状況の調査や利用実績の分析、時代に即したサービス提供がなされているかも踏まえ、長寿命化や複合化、場合によっては統廃合など、あらゆる方向性を検討してまいります。

国の補助金を活用いたしましても、現在の施設全てを維持し続けることは困難であると想定をいたしております。今後の施設の方向性につきましては、市として方針を判断し、市民の代表である議員の皆様に説明をしてまいる所存でございます。

公共施設巡回バスの増便と今後の市民の利便性確保についてでありますが、今回の２台運行につきましては、利用者の待ち時間の短縮と、利便性の向上を図るために実施するものでございます。

今回の２台運行につきましては、限られた台数での運行となりますことから、施設などとの時間調整は困難でありますが、今回、増便となりますことから、各施設におきまして、イベント時間などを運行時間に合わせて調整していただくことで、施設利用者もバス利用者もふえるものと考えております。そのためにも、できるだけ早く運行時間等を周知してまいりたいと考えております。

また、巡回バスの路線につきましては、道路事情や一定の乗車定員を確保する必要がありますことから、ルート変更や車種変更は困難でありますが、現在、民間路線バスや、市内循環バスにより、おおむね市内全域をカバーできている状況にございまして、公共交通の整備といたしましては、さらなる路線の拡大は、非常に難しいんではないかと考えております。

阪急京都線連続立体交差事業、また、ＪＲ千里丘駅西口整備等々についての質問でございますけれども、初めに、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、計画段階から、地元説明会や意見交換会を行い、事業の必要性を説明するとともに、広く意見をいただきながら計画を進めてまいりました。

また、都市計画決定の時点でも、計画案の説明会を開催しており、今回の事業認可取得につきましても、説明会を開催するなど、事業の節目には周知を図ってきたところでございます。今後とも、広く市民の方々に当事業を理解していただくため、市の広報誌やホームページなどを活用しながら、事業の状況などをお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、ＪＲ千里丘駅西口整備につきましては、喫緊の課題であります交通混雑や、密集市街地などを解消するため、市施行による再開発を行ってまいりますが、計画策定に当たりましては、再開発事業に伴う周辺への影響や、健都でのまちづくり等も踏まえ、ＪＲ千里丘駅西口にふさわしいまちづくりを進めてまいりたいと思います。

私からの答弁は以上でございます。

○藤浦雅彦議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてお答え申し上げます。

まず、平成３０年度当初の保育所入所受け付けの状況と、待機児童見込みについてでございますが、平成３０年４月入所の申し込み状況でございますが、昨年１１月に実施いたしました一斉受け付けにおいて５４５名の申し込みがあり、前年度比２１名増でございました。

平成３０年度は、４月１日に正雀二丁目

において定員１９名の小規模保育事業所の開設を予定しておりますが、４月当初の待機児童数は、それよりも増加することが見込まれております。

本市におきましては、これまで、認可保育所の開設や、園舎建て替え、保育所分園の開設や、小規模保育事業所Ａ型の開設等により定員増を図り、この５年間で２６１名の定員を増加いたしましたが、待機児童の解消には至っていない状況であり、今後も、保育ニーズを踏まえた施設整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、保育所民営化と学童保育の民間委託についてのご質問でございます。

これまでから、本市におきましては、公立、民間といった運営形態にかかわらず、保育所につきましては保育所保育指針、学童保育につきましては、放課後児童クラブ運営指針に従い、それぞれ高い保育水準を保ちながら運営に当たり、その役割を果たしてまいりました。

しかし、昨今、保護者の働き方の変化等により、保育ニーズが多様化してきており、そのニーズに応えていくことも必要であると考えております。

第５次行政改革では、民間にゆだねるほうが経費面、サービス面ともに効果的である行政サービスは、民営化や民間委託を導入することとしており、この考え方に基づきまして、保育所の民営化、学童保育の委託を実施することで、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、３５人学級についてでございますが、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律におきましては、公立小学校１年生は３５人、２年生以上は４０人で学級を編成するとされておりますが、現在、府の施策によりまして、２年生においては３５人学級編成が実施されておるところでございます。

３５人以下への学級定数の引き下げは、本市の課題であります個に応じたきめ細やかな指導の推進や、児童・生徒の体格・体力の向上には一定の効果が期待できるものと考え、これまでも都市教育長協議会の重要項目として、３５人学級の拡充を国や府に求めてまいりましたが、これからも引き続き、強く求めてまいりたいと思います。

また、本市でも３５人学級実施について、他市の状況把握や、本市で３５人学級を実施した場合の試算等を行ってまいりました。試算によりますと、小学校三、四年生において３５人学級を編成する場合、市費で常勤講師を配置しますと、１人当たり年間７００万円程度の予算が見込まれます。

また一方、府内全体で講師が不足している中で、先行実施されている市におきましては、人材の確保に苦労されているところもあると伺っております。

児童・生徒の学力向上や、教員の働き方改革等の課題に対応するためには、より多くのマンパワーが必要であるとは考えておりますが、本市での３５人学級編成実施につきましては、他の方策とも比較しながら、検討する必要があると考えております。

最後に、中学校給食のあり方と、栄養教諭等の配置についてのご質問でございます。

中学校給食におきましては、平成２７年６月から、家庭から弁当を持参できない生徒に、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することを目的として、デリバリー方式選択制給食を実施しております。

今年度１学期に、生徒全員を対象に実施したアンケート結果では、事前にコンビニやスーパー等で購入した弁当やパンを食べている生徒が５％いることから、短期的に

は、そのような生徒に栄養バランスのとれた中学校給食を利用してもらうことで、一定の目的は達成できるものと考えております。

ただし中長期的には、女性の社会進出や、家族構成の変化など、社会情勢の動きに注意を払いながら、本市に適切な中学校給食のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

また、栄養教諭、栄養職員の配置につきましては、現在、小学校におきましては、栄養職員１名を含む４名を配置し、食育の推進を図るとともに、給食だより、えいようだよりの発行等を通じて、食に関心を持ってもらえるよう取り組んでおります。

アレルギー対応につきましても、学校管理職や養護教諭、担任教諭等と連携しながら注意を払い、除去食対応等を行っております。

また、中学校におきましては、栄養職員１名を配置し、配膳室での声かけや返却時の残飯のチェックなど、食育への指導につながるよう取り組んでおり、家庭科担当教員、養護教諭等とも連携し、食育指導や健康に関する生徒への個別指導なども行っております。

栄養教諭等の職務につきましては、聞き取り調査を実施し、その結果に基づき、現在、事務局栄養士と連携を図り、会議等におけるそれぞれの役割分担など、職務の見直しに努めているところでございます。

今後も、栄養教諭等の配置につきましては、教職員定数の基準等の制約がございますが、大阪府に対し、引き続き、要望を行ってまいります。（「議事進行」と野口博議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長　野口議員。

○野口博議員　市長の答弁の中で、１点ちょっと訂正を求めたい部分があったので、ちょっとお願いしたいと思います。

災害対策の問題で、摂津市では大規模災害が発生していないので、自然災害に対する市民の危機意識が希薄だという発言をされましたので、ちょっと不適正と思いますので、答弁等も含めてちょっとお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　日々、私よく使っている言葉で、適切な言葉ではないんですけれども、日本社会が全てそうなんですが、よくない表現ですけれども、平和ぼけという言葉をちょこちょこ使うんです。そういうことになってしまったらいかんなと、もしもの何か来たときに、やっぱりしっかりと緊張感を持たないかんという意味で、今まで幸いですけれども、大きな災害がなかったので、そういうことになってはいないかという意味を、希薄という表現でいたしましたが、別に言葉にこだわりませんので、ちょっとこういう表現に変えたいと思います。

摂津市では、長年にわたり、幸い大規模な災害が発生しておりませんので、市民が自然災害を身近なことと感じられるような啓発活動が必要でありますと、こういうことに訂正したいと思いますんで、よろしくお願いします。

○藤浦雅彦議長　許可をいたします。

続いて、野口議員。

○野口博議員　それでは、幾つかに絞って２回目の質問に入ります。

最初に、自治体としての立ち位置の問題で、安倍政権５年間に対する市長の認識について、答弁いただきました。

先ほど申し上げましたけども、アベノミクスは、大企業と富裕層に史上最高の利益をもたらしました。そうした問題とは別に、

改めて自治体の現場としては、働く皆さんの月給は上がっているのかと、じゃ、国民の暮らしはどうなっているのかということについて、ぜひ目を向けていただきたいと思います。

大企業でも、従業員の賃金はこの５年間でわずか４．１％しか上がっていません。その一方で、物価は４．８％増ですので、実質マイナスなんですよ。

今、大きな問題になっていますけども、２０００年度から１５年間で、賃金の問題について、フランスやイギリス、アメリカなどは１５０％ふえているんですよ。しかし、日本はわずか１０１．８％なんですよ。

残念ながら、国の経済力が賃金に反映されていない極端な国に、今、日本はなっているわけであります。そういう点からも、ぜひ働く皆さん、市民の暮らしに目を向けていただきたいということを最初に強調しておきたいと思います。

それでは、まず、核兵器禁止条約の問題について質問に入ります。

１９８２年に、広島市長が呼びかけた平和首長会議、当初、名前は違いましたけども、今や世界１６３か国、７，５５８の都市、そして、国内では９８．７％の自治体が加盟しております。

最大の課題は、昨年４月に国連で採択されたこの核兵器禁止条約に、核保有国も参加させることであります。本市も今回、取り組むという表明をされましたので、ぜひより市民的に取り組んでいただきたいと。

まずは多くの公共施設にこの署名用紙を常設していただきたいと。あわせて、平和首長会議のメンバーも本市に呼んでいただく方法だとか、この署名推進に賛同する市内の各団体も束ねていただいて、署名推進連絡協議会的なものもつくるなり、いろいろ工夫をして取り組んでいただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

次に、森山市政１４年目を迎える中での今後の課題だとか、財政と市民生活の問題についてです。

先ほど私は、森山市政１４年間で基金、いわゆる貯金が２．８６倍にふえたけれども、働く皆さんの年間所得金額は、１９年間で６６万５，０００円減ったと紹介いたしました。ぜひ、市民の暮らしの実態に目を向けていただきたいと思います。

１月の市の広報では、いろんないいデータも紹介されましたが、悪いデータも含めて全て分析をしていただいて、行政水準を引き上げる努力にぜひ励んでいただきたいと思います。

その上で３点質問いたします。

一つ目は今、全国で大きな問題になっている非正規社員の雇いどめ問題です。裁判も行われています。なかなか自治体としてかかわり方が難しいと思いますけども、何年か前に市長も、年越し派遣村が問題になったときに、市内企業に出向いていただいて、雇用問題で申し入れをしていただきました。

直近の数字では、摂津市内の民間企業で、非正規職員は２万２，０００人おられます。こうした実態把握に努めていただいて、自治体としてどんなことができるのか、ぜひ行動を起こしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、市民負担の軽減問題で、これまで何回も申し上げてきましたが、北摂で一番高い上下水道料金の引き下げ問題であります。

これから人口ビジョンだとか、経営戦略をつくっていきますけども、やっぱりこの大阪広域水道企業団の供給単価の値下げに

よって、２，１００万円減っているわけでありますから、これはやっぱり市民に還元することがとるべき対応だと思っています。こういう問題も含めて、やっぱり今の水準から見れば、北摂一高い水準は見直してほしいと思いますが、改めて答弁を求めます。

もう一つは、旧味舌小学校の跡地の問題であります。

先日、市民団体の跡地活用の問題について要望書が提出されました。この回答について、私どもは見てびっくりしました。ちょっと読ませてもらいますね。

「跡地については、基本的には売却という方針であり、活用方法については決定されていないが、防災空地として売却方針を凍結している状態にあります。方針を見直す際には、市として最も有益となる方策を検討してまいります。」こんな回答なんですよ。

これまで頑張って存続を求めてきたこのことに対して、市長に答えていただいて、売却方針凍結と、防災空地を残すと発言されました。しかし、この文章を見ますと、いつでもこの方針は撤回して別の方針に変わりますよと、受け取れる内容なんですよ。普通に考えていただいて、防災空地としていかに活用するか今後検討してまいりますと、こういう回答をするのが当然だと思っています。市民の感情を僕は逆なでしていると思っています。

そういうことですから、改めて市長として、きちんとこの防災空地として残し活用するというメッセージを発信していただきたいと思います。いかがでしょうか。

子どもの貧困問題であります。

とりあえず、オール摂津で取り組むという答弁でありました。今大阪府は、１０４の事業所の総点検活動と、府内市町村とネットワークの構築を提起しております。

計算しますと、摂津市内の貧困ラインで生活した子どもの数は約２，０００名であります。その数からすれば、関係する制度の捕捉率は大変少ないと予想されます。ぜひ、実態調査も含めて、総合的に取り組んでいただきたいと思いますが、改めてお尋ねします。

次に、国等の方針に対する対応であります。

市長答弁は、必要なときはしっかり物申す自治体でありたいと言われました。ぜひ、その立場で頑張ってほしいと思います。

今後は、いろんな問題についても無条件で従うということはまずやめること、そして、市民との関係はどうなのかと、法的拘束力はないのか、ほかの自治体の動きなどを参考にして、本市として踏ん張るところは頑張っていただいて、進めていただきたいということを強く申し上げておきます。

生活保護の問題です。

今回、政府の削減計画は、最もしんどい生活をしているところが生活を切り詰めなければ生活できない状況になっているのに、そこを改善しないで、そこに生活を合わせよというとんでもない方向であります。

先日、国会で、私ども日本共産党の志位和夫委員長が、予算委員会で全ての時間を使ってこの問題について取り上げました。

日本が唯一先進国で貧困ラインが下がっているという問題、大阪府の中学生と小学生をお持ちのシングルマザーの発言も紹介いたしました。そして、２０１３年の水準前に戻すこと、その上で、生活保護という名前を生活保障に名前を変えよという提案を行いました。この問題で、国の方針を見たときに、改めて憲法第２５条の生存権を保障する仕事なんだと、こういう認識で取

り組んでいただくことが大変大事だと思っています。苦労も多いかと思いますが、担当部長の決意を込めて、ご答弁を求めます。

次に、国民健康保険の問題です。

都道府県は４月から、国民健康保険運営に市町村とともに参加をすることになりました。その国の思惑は、加入者負担増と、強制的な医療費抑制策にあります。

しかしそうであっても、今回は、標準的な保険料率を都道府県は示していますけども、あくまでも、保険料の減免制度の決定権は市町村にあると決めたわけであります。この結果をぜひ大事にしていただきたいと。

その上で、摂津市が今、持っている３億２，１００万円のこの黒字分を活用すること、そのことによって最低値上げはしないこと。できれば値下げを求めて頑張っていただきたいと。あわせてこの間、全国知事会が求めている子どもの均等割の分の軽減について、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

その上で二つお尋ねします。

一つは、前年対比保険料といわゆるそのために活用している法定外繰入金、今回、１年前に比べて１億２，０００万円、何と削減したんですよ。その上で、本市の保険料改定によって、今回、値上げになる人と値下げになる人がどのくらいの割合なのか答えていただきたい。そして、値上げになる分の値上げ総額は何ぼになるのか。ちなみに、吹田市が８割、高槻市が７割値下げになるそうであります。

もう一つは減免問題であります。

保険料減免から、今度、６割減免をなくそうとしています。また、一部負担金減免制度に預貯金額の審査を導入しようとしています。

今から１５年前、市内の女性が一部負担金減免制度を受けることができず、不幸にも亡くなりました。この問題で摂津市の一部負担金減免制度問題について、国民健康保険調査団が結成されて、市役所新館７階講堂で２８０名の方が集まり、抗議する運動がありました。その模様はニュースでも流れました。こうした取り組みの結果、今の減免制度があるわけで、なぜ改悪するのか、改めてお問いしたいと思います。

次に、子育て・教育の問題であります。改めて待機児童の問題であります。

１年後の状況はわかっておりますけども、やっぱり、ことしの年度当初や、途中で予想し得るに、２００名、３００名の方が、待機児童となる可能性があるわけであります。この問題、これをどうするかということを、緊急対策をしなければならんと思います。

そして、数年間の数字の見込みを見ますと、改めて子ども・子育て支援事業計画のこの両方の見込みについて、きちっと見直すことも大事でありますし、こうした待機児童の問題について、民間任せでいいのかという問題も問われています。ぜひ、こうした点について、改めてお答えいただきたいと思います。

学校給食の問題であります。

ぜひ、市独自で体制の補充に踏み出していただきたいと思います。

先ほど、茨木市の話をさせていただきました。茨木市では、家庭の弁当について、これまでは親子の触れ合いなどについて重要性をうたっていました。しかし今は、学校給食の果たす役割が以前にも増して大きくなっているとして、中学校給食について、全員喫食が望ましいと、こういう結果をまとめたわけであります。

まず、先ほど答弁で、適切な中学校給食

のあり方を検討するとありました。今回、新しく３年間の委託契約も行われました。３年の間に、何とか全員喫食に向けて、またいろんなことも含めて、作業を進めながら検討を始めていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

まちづくりの問題です。防災対策の問題について、再度、答弁を求めておきたいと思います。

これからいろんな問題がありますし、いろんな課題があります。その中で、新年度、防災サポーター制度に取り組むということであります。

私は以前、国分寺市の市独自の市民防災まちづくり学校について提案をいたしました。そのときに、担当部長が検討するとおっしゃいました。そういうこともつながって、今回、そういう方向が出されてきたのかなと思っておりますけども、改めて、その防災サポーター制度について、具体的にご答弁をいただきたいと思います。

以上、２回目です。

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁を求めます。

まず、市長公室長。

○山本市長公室長　質問番号１の（２）になります核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、７月、８月の平和月間を中心に、平和首長会議が進めておられます署名活動を展開いたしているところでございます。

平成２８年度までは、平和の集い開催時に署名コーナーを設けて活動をしておりましたが、平成２９年度からはこの署名コーナーの設置に加えまして、同イベントの参加者の皆様に署名用紙をお配りし、また、場内のアナウンスをもちまして、署名の呼びかけ等を行っているところでございます。

また、同イベント以外におきましても、本市１階のロビーであるとか、人権女性政策課窓口カウンター、男女共同参画センターなどに署名コーナーを設けて、署名活動の拡大・拡充を図っているところでございます。

ご質問のさらなる署名活動、署名場所の拡充ということで、公共施設等々にということでございます。

現在は、人権女性政策課窓口カウンターには常設をいたしております。ご質問にありました公共施設につきましては、管理者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、組織的な取り組みができないかということでございますので、本市におきまして、いろいろそういう平和に取り組む団体がございます。そのあたりの関係団体とも何ができるのかも含めて、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長　市民生活部長。

○野村市民生活部長　質問番号１の（３）のうちの非正規雇用などに係るいわゆる雇いどめの問題についてのご質問にお答えいたします。

安定して仕事を続けられることは、安心した社会生活を送る上で非常に重要な要素でございます。

議員がご指摘のとおり、労働契約法等の改正による無期転換ルールを避けるいわゆる雇いどめに関する問題につきましては、私どもとしても承知いたしているところでございます。

本市といたしましても、誰もが安心して仕事ができるよう、無期雇用の理解促進と雇いどめの防止について、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　上下水道部長。
○山口上下水道部長　大阪広域水道企業団の料金値下げに伴う水道料金の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

大阪広域水道企業団におきましては、平成３０年４月１日から市町村への供給単価を現行の１立方メートル７５円から７２円と３円値下げを予定することとなってございます。

平成３０年度ですけれども、大阪広域水道企業団から本市に７０５万５，０００立方メートルの用水を供給する予定といたしておりまして、供給単価値下げにより、受水費が先ほどおっしゃられたとおり、２，１１６万円の減少となる予定でございます。

一方、水道事業経営の根幹であります給水収益でございますが、平成２９年７月からの大口需要家の大幅な減収分、これは受水費の減少を大きく上回る減少分を見込んでおりまして、その他の水道使用料の減少も含めますと、平成２８年度決算と比較をいたしまして、平成３５年度には約１割の減収を見込んでおるところでございます。

また、基幹管路を中心とした耐震化工事及び老朽化した施設更新に係る費用や、修繕に係る費用は増加するものと予想いたしております。

これらの内容により、現状の経営状況及び施設状況からも大阪広域水道企業団の供給単価値下げに対しての対応といたしましては、本市としては現行の料金水準を維持してまいりたい、このように考えております。
○藤浦雅彦議長　市長。
○森山市長　小学校の跡地の話ですね。きのうもちょっと触れていたんですけど、私の市長として最初の仕事が二つの小学校の統廃合ということになってしまいました。非常につらく厳しい試練であったかもわからないんですけれども、今でもいろいろそのときのことを鮮明に覚えております。

さように当時の財政状況、非常に悪かったということでございます。一方では、子どもがピーク時の半分近くまで少子化で激減したという、教育上の問題があっての統廃合。もう一方では、やっぱり教育費についての財源の確保。すなわち、将来的に売却というのもある意味では私は視野に入っていたと思います。

当時、跡地の活用については３か月ごとに見直しを行い、できるだけ有効利用しようということで３年が経過していったわけでありますが、その経過を踏まえた上で、凍結という表明を一昨年、させていただきました。

こうして売却せずに今日まで持ちこたえ、そして、それだけではなく、凍結を公に表明することができました。これはやっぱりこの間、一つ一つさまざまな行政改革、議会の皆さん、職員、市民の皆さん、みんなが心を一つにして取り組んできて、やっぱりそこで生み出された原資があったから、こうして凍結表明をできたと私は思っております。

問題はこれからです。この凍結という文字を中止に変えなくてはいけないんです。それには、やっぱり今、第５次行政改革、しっかり取り組んでおりますけれども、さらに気を緩めることなく、やっぱり行政改革にしっかりと目を向けて、そして、よし、これで大丈夫だと言えるように、私は今、取り組み、これが、凍結が中止になるようにという思いで、今、頑張っております。

だから、その返答はそういう意味を込めての返答でありますから、議員がご指摘のそういった意味での返答ではないと私は理

解をしておりますんで、ご理解をいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、質問番号１の（５）にかかわりまして、子どもの貧困対策に係る今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策といたしましては、これまでの施策と合わせ、さまざまな角度からの取り組みが必要であり、本市に必要な施策の優先順位を明確にしていくことが大切であると考えておるところでございます。

まずは、昨今、貧困の連鎖が児童虐待につながるケースも多々見受けられることから、次年度、家庭児童相談室を課とすることで、業務体制の充実を図り、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと思います。

そこから見えてまいります課題にしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

子どもの貧困問題につきましては、社会全体の課題と捉え、一朝一夕では解決できない問題であると認識いたしておりますことから、オール摂津で今後も粘り強く取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、質問番号３の（１）、待機児童解消に向けての取り組みと、子ども・子育て支援事業計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

待機児童につきましては、その解消に向けて、これまで鋭意、取り組んでまいったところでございます。

今後、平成３０年度、平成３１年度の取り組みで、約３００名分の定員増を計画いたしておりますが、それ以降につきましても、保育ニーズを踏まえた整備を進めてまいる所存でございます。

一方、子ども・子育て支援事業計画でございますが、現計画は平成２７年度から平成３１年度までの５か年の計画で、策定に当たりましては、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象として、ニーズ調査を実施、子ども・子育て会議での議論を重ね、市民の皆様の意見を反映した計画として、策定いたしました。

今年度、計画期間の中間年に当たりますことから、国から示されております中間年の見直しのための考え方に基づき、計画の量の見込みを見直し、千里丘新町の保育需要分として、１００名分を増加したところでございます。

また、次期子ども・子育て支援事業計画は、平成３２年度から計画期間がスタートするため、平成３０年度に基礎資料とするためのニーズ調査費用を予算計上させていただいており、調査結果ももとにしながら、保育などの量の見込みを的確に捉えてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、質問番号の３の（２）にかかわりまして、保育所の民営化についてのご質問にお答えいたします。

保育所における保育の内容などにつきましては、保育所保育指針に定められているほか、施設における児童一人当たりの面積や、保育士の配置人数などの基準は、国の省令に基づき、大阪府の条例で規定されておりますことから、公立、民間を問わず、基本的な保育内容や水準は保障されておると捉えておるところでございます。

しかし、公立保育所の運営につきましては、国の三位一体の改革により、運営経費や施設建て替えに係る費用の補助制度が廃止され、一般財源化されておるところでございます。

そこで、第５次行政計画におきまして、民間にゆだねるほうが経費面、サービス面ともに効果的な行政サービスは、民営化や

民間委託を導入することといたしております。

民間活力の導入によって、より効果的・効率的に幼稚園・保育所運営を行うことで、新たな保育サービスの提供が期待され、本市全体の就学前教育、子育て支援の充実につながるものと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、２の（１）、生活保護のさらなる削減に対してどのような対応を行っていくのかについての２回目のご質問にお答え申し上げます。

生活保護基準の引き下げへの対応につきましては、国において決定をしました基準に基づき、最低生活費の計算を行っていくこととなりますが、ご質問のとおり、生活保護を受給される方々の生活に影響が出るということが懸念をされてまいります。

本市といたしましては、ケースワーカーの家庭訪問などを通じ、生活状況を丁寧に把握し、必要な扶助について漏給のないよう努めてまいりたいと考えております。

２の（２）の国民健康保険の統一化に対する２回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、繰り入れの削減と料金の改定についてでございますが、国におきましては、国民健康保険の構造的な課題解消に向け、国民健康保険広域化とともに財政支援の拡充を行う中で、新制度では保険料抑制のための基準外繰り入れについても解消すべき赤字と位置づけられたところでございます。

本市におきましても、平成３０年度は財政支援を初め、広域化による効果のほか、府交付金を保険料激変緩和に先行活用する中で、繰入金の削減を行ったものでございます。

今回の料率改定につきましては、改定により増加になる世帯と減少になる世帯の割合までは把握をいたしておりませんが、平均２．３％の引き上げとなっており、賦課割合の見直し及び医療給付費分賦課限度額の改定を行い、多子世帯や中間所得者層への影響に配慮を行った形となっております。

賦課割合の見直しでは、単身世帯への負担割合が増すことになっておりますが、多子世帯、いわゆる４人家族の標準世帯と言われるようなケースでは、逆に抑制をされる形となっております。

その中で、賦課限度額の改定を合わせて行うことで、多子世帯への影響額も一定緩和される見直しとさせていただいたものでございます。

次に、減免関係についてでございます。保険料は前年度所得をもとに算定しており、特別な理由により収入が減少した場合に減免を行うものが原則となっており、共通基準では収入の減少率を判断基準として、所得の減少が最大１００％から３０％までの方を対象に、８段階に分け、所得割額の１０割から３割を減免するという設定がされたところでございます。

一方、本市の基準におきましては、生活保護基準をもとにした判断基準により、３段階で６、５、４割の減免を行っております。

これまで本市では、収入減少が大きい場合であっても、平均収入が生活保護基準を上回った場合は適用外となっておりましたが、共通基準では適用することが逆にできるようになっております。

平均収入が生活保護基準以下であっても、所得の減少率が３０％未満の方は、共通基準では対象外となってまいります。本市としましては、共通基準の適用を優先する中で、これまで本市の基準の対象範囲に含ま

れていた世帯につきましては適用を行い、減免割合については共通基準との整合性を図る中で、所得割の３割の減免とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　質問番号３の（４）、中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

デリバリー方式選択制中学校給食を実施しております近隣市とは、常々、情報交換をいたしておりまして、喫食率の問題等、課題意識を共有いたしております。

まずは、現在進めております選択制の中学校給食、これの改善を、喫食率向上を目指して進めてまいりたいと考えております。

また、大阪府内では選択制の給食から親子給食方式など、実施方式の変更を行っている団体もございます。

引き続き、他団体の取り組みや改善事例等について、情報収集を行うとともに、今後の社会情勢の動きにも注意を払いながら、本市に適切な中学校給食のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　総務部長。

○井口総務部長　それでは、防災サポーター制度についてのご質問にお答えをいたします。

この防災サポーターは防災に関心のある方や地域で防災活動を中心的に担っていただく方を対象として考えておりまして、市の災害の特性、また、男女の視点を取り入れた避難所運営など、幅広い講座を受講していただくことで、災害時に地域で積極的に防災活動をサポートしていただけるよう、制度化していくことが狙いでございます。

このサポーター制度を推進していくことで、今後の地域の防災力の向上、また、地域住民の自助・共助の意識も高めてまいりたいと考えております。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長　増永議員。

○増永和起議員　国民健康保険の一部負担金減免制度について、答弁の漏れがあると思いますので、お願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　申しわけございません。一部負担金減免についてでございます。保険料減免と同様に一部負担金減免につきましても、府内共通基準が設けられるとともに、平成３０年度統一ではなく、激変緩和の対象とされております。

一部負担金減免につきましては、現行の本市と同じく収入減を理由とする場合、生活保護基準をもとに適用を判断することとなります。しかしながら、生活保護基準の算定方法や預貯金等の状況など、異なる点もあり、影響がはかりづらいところとなっております。

そのため、共通基準を原則といたしますが、一定期間、現行基準も実施する中で、引き続き、激変緩和措置のあり方を検証してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　野口議員。

○野口博議員　それでは、３回目です。

まず、国民健康保険の問題であります。大きな改正、変更になりますので、他市でも大体値上げになるか、値下げになるかといろいろ計算されて、そういう資料をもとにしていろいろ提示をしておりますので、あさってこれ委員会がありますので、具体的にこのいろんな資料をいただく中で、所得金額と世帯構成に応じて、保険料がどうなるかという表をいつもつくっていただきますので、大変ですけども、最低、あさっ

ての委員会までに出していただきたいので、議長、よろしくお願いしときます。

それで、非正規社員の問題であります。先ほど僕は、以前、年越し派遣村のときに市長自身が市内企業に申し入れをしてもらったという話をしましたので、担当部長からご答弁をいただきましたけども、ぜひそういう答弁でなくて、大きな問題でありますので、実際に申し入れするのを検討していただきたいと思いますけども、できれば市長からご答弁をいただけばと思います。

跡地の問題です。何か市長のこの一昨年の発言の受けとめ方が、今の答弁を聞いておりますと、行政改革など財政がしんどくなれば、また別の要素が加われば、凍結は変更あり得ますよと。しかし、中止を求めて頑張りますよということで、何か揺らいでいるということが、そういう感じを受けますけども、やっぱり任期中にそう思わせないようにきちっと防災空地として残し活用すると発言をされたわけですから、そういう行動を起こしていただきたいと思いますので、再度、ご答弁を求めたいと思います。

それで、貧困問題であります。ぜひ総合的に取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　３度目の質問にお答えいたします。非正規社員云々の質問でございますが、当時の意気込みというか、一遍、担当課とも調整しまして、どういう方法でできるのか、また、研究したいと思います。

学校の跡地のことですけど、今までいろいろと売るとは言ってないのに、売るな売るなと言われたり、いろいろありましたけど、学校の跡地を売りたいと思っている人は誰もおらないと私は思います。ましてや、伝統校の両校でございますんで。

それはいろんな捉え方はあるかわかりませんけど、私が凍結とあのとき言いました。唐突感があったかもわからない。議会に相談することなしに凍結をしたいという表明をいたしましたが、それはあのときにもう売りませんと言うたらそれで済んだ話かもわかりません。

でも、やっぱりそういう経緯があって今日まで来て、もう売りませんという表明をするには、それはなかなか議会の皆さんのいろんな今までの意見、質問を受けてきた中で、そんなこと軽々に言える話じゃなかった時点だと思います。

前向きに捉えていただきたいと思います。もう売らへんと。中止に至る一里塚が凍結だと私はそういうふうに捉えていただいたらいいと思います。

やっぱりしかし、さっきも言いましたけれども、行政改革はそれ以上にしっかりと目を向けていかないと、十何年か前の、現実にそうだったんですから、十何年前には。そういうことだから、学校までも統廃合して、売らなあかんのちゃうかという話になってしまったんでね。そういうことになっては、後世に禍根を残すということで、行政改革も並行してやっぱり私、しっかり言っていかないと、ということでございますんで、わかりにくいような話ですけど、わかると思いますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　野口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前１１時４６分　休憩）

――――――――――――――――

（午後　１時１４分　再開）

○藤浦雅彦議長　休憩前に引き続き、再開し

ます。

引き続き、代表質問を行います。

水谷議員。（拍手）

（水谷毅議員　登壇）

○水谷毅議員　それでは、順位に従いまして、公明党議員団を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

先の質問と重なる点もございますが、濃縮された実効性の高いご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、１番、持続可能な行政運営と財政見通しについて。森山市長は市政運営の基本方針において、いかなる困難な時代にあっても、未来を切り開き、歩み続けることができる持続可能な、そして、魅力あふれるまちを築き上げるため、課題を先送りせず、やるべきことはしっかりやり抜くという決意で臨んでいくと言われていますが、市長の考えるその課題にはどのようなものがあるのか、また、その決意についてご答弁をお願いします。

そして、中期財政を見据えた摂津市の財政状況の現状と、平成３０年度予算の総括的評価についてもご答弁をお願いします。

２番、市民が元気に活動するまちづくりについて。

２の（１）、つながりのまち摂津における地域コミュニティ活動の推進についてです。第４次摂津市総合計画に目指す将来像、みんなが育むつながりのまち摂津を実現するために、協働と市民参画を進め、市民一人一人があらゆる場面で活躍できるまち、さまざまな人と出会い、活動できる元気なまちにします。また、地域においては、人と人のつながりを強めて、自主的に支え合うコミュニティを形成することが必要ですとありますが、みんなが育むつながりのまち摂津の実現に向け、地域コミュニティ活性化の観点の思いをお聞かせください。

３番、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

３の（１）、阪急京都線連続立体交差事業について。国の事業認可を取得したことを受け、庁内に連続立体交差推進課を設置し、沿線の市民に測量、買収などで直接接触が開始されることになりますが、森山市長は担当職員にどのような理念で臨むように指示されるおつもりなのか、ご答弁をお願いします。

次に、３の（２）、千里丘駅西地区の再開発についてですが、市施行による再開発事業の決断をされたまちづくりと、財政的な背景について。また、再開発のコンセプトの重要性について、どのように考えられるのか。そして、健都との連続性も考慮して、健康をコンセプトの一部とすることについて、それぞれご答弁をお願いします。

３の（３）、「空家等対策計画策定」と「住宅マスタープラン」改定についてです。平成２８年度に空家等対策庁内調整会議を設置し、調査・研究を進められた経緯と、計画策定に向けての取り組みについて。また、住宅マスタープラン見直しの方向性についてお聞かせください。

３の（４）、防災・災害対策の強化について。毎年、全国で大雨による洪水被害が発生しており、大阪府では、淀川浸水想定の見直しが発表されました。

これまで、洪水防災情報標識の設置や、洪水時の速やかな避難行動につなげること、防災リーダー育成の必要性等を求めてまいりました。

来年度の洪水対策の取り組みと、防災サポーター制度の内容についてお答えください。

４番、緑うるおう環境を大切にするまち

づくりについて。

４の（１）、ごみ処理の広域化についてですが、ごみ焼却炉につきましては、本市の耐用年数が平成４０年、茨木市の耐用年数が平成３８年ということで、更新時期が近いことや、隣接地域である。また、双方の効率的・効果的に進めていくことを目的に、平成２６年度から広域ごみ処理連絡調整会議を立ち上げ、課題などを検討されてきました。

昨年、茨木市も１５年の延命方針を出され、本市も１０年の延命が可能とされていますが、本市の１０年延命に要する約８６億円と言われる多額な経費を考えた場合、茨木市の意向もありますが、早期の広域化が望まれると思いますが、その方向性についてお尋ねをいたします。

５番、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

５の（１）、恒久平和施策についてですが、海外ではいまだに戦争が行われており、子どもたちも含めて罪もない多くの方々が犠牲になっている報道も聞きます。

本市におきましても、これまで平和コンサート開催や、市民の方々からの投稿を編集した「平和」という冊子作成などの、さまざまな平和施策に取り組んでこられ、平和首長会議には平成２７年７月に加盟されました。

終戦から７３年を迎えますが、戦争体験者の高齢化が進んでいく中で、今後も戦争の実体験を直接伺う機会が大変少なくなっていく現状において、恒久平和への継続した施策の考え方について、お尋ねをいたします。

５の（２）、認知症対策について。本市における高齢者の構成比率は、現在、約４分の１。そして、７年後の２０２５年には、約３分の１の方が６５歳以上の高齢者となります。

このことからも認知症に対する対策が大切な課題となりますが、お考えをお聞かせください。

５の（３）、障害者支援施策についてですが、障害者分野においても職業の安定を図ることが大切であると思います。職業生活において、自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする障害者雇用促進法が施行されております。企業などの雇用促進への取り組みなどもあり、就職件数や新規求職者数は数年、増加傾向にありますが、賃金や長期就労が課題であると思います。

やはり就労して地域へ生活拠点を移すことが必要なことと思います。職場定着への支援についての考え方をお尋ねします。

次に５の（４）、待機児童解消と学童保育の充実について。まず、待機児童解消に向けた取り組みについてですが、待機児童がなかなか減らない中で、さらに待機児童ゼロを目指すことについて。また、核家族化や女性の社会進出が増加する中、学童保育の充実へのニーズも大きく高まっています。それらに取り組まれる教育長の心意気と、具体的施策についてご答弁をお願いいたします。

５の（５）、大学生等を扶養するひとり親家庭を対象とした医療費助成制度についてです。摂津市における子どもの医療費助成につきましては、本年の４月１日から高校卒業年齢まで拡大され、さらに２２歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設に向けて取り組まれたことは、子どもの貧困対策、あるいは安心して子どもを産み育てられるまち摂津の構築の観点か

らも高く評価をいたします。

制度創設に至った思いについてお聞かせください。

次に５の（６）、健康寿命の延伸についてです。本市はウオーキングコースの増設や、健康器具の設置、健都のまちづくりにも取り組まれており、健康施策は全国トップレベルだと思っています。まちごと元気！健康せっつ２１を平成１４年に策定され、現在は他の計画との整合性を保ちながら、平成２５年度に策定されたまちごと元気！健康せっつ２１（第２次）に基づいた健康づくり運動や、発症予防、重症化予防などの施策を実施されています。

平成３０年度は中間見直しとのことでありますが、健康施策への取り組みについて、お尋ねをいたします。

６番、誰もが学び成長できるまちづくりについて。

６の（１）、学力向上への取り組みについて。毎年のように学力や学習状況調査が実施され、本市の傾向が明確になり、さまざまな対策を行っておられますが、教育長の思いとして、課題を克服していくための対策として、どのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に６の（２）、教育環境の整備と今後の展開について。本市では、南千里丘や千里丘新町周辺の開発により、人口も増加をしております。一方、地域によっては人口減少の顕著な地域もあり、教育環境の整備に当たっては、双方の利点を正確に把握し、計画を立て、遂行していく必要があると感じます。今後の学校環境の整備についてのお考えをお伺いいたします。

次に６の（３）、文化振興施策についてですが、平成１６年に森山市長が就任され、初めてとなる平成１７年度の市政運営の基本方針で、摂津市文化振興条例の制定を上げられ、今日に至っております。文化振興にかける思いをお聞かせください。

６の（４）、公民館のバリアフリー化に向けた取り組みについてです。地域のコミュニティ拠点でもあります公民館のバリアフリー化を図り、誰もが利用できる生涯学習施設となるよう、公明党としましても、何度も何度も議会を通して、推進してまいりました。

そして、平成２９年度は味生、新鳥飼、鳥飼東の３公民館について、エレベーター設置など、バリアフリー対応についての調査を実施していただきましたことは、高く評価をいたします。

この公民館のバリアフリー対応の方向性について、お聞かせください。

７番、活力のある産業のまちづくりについて。

７の（１）、ものづくりのまち摂津、摂津優品（せっつすぐれもん）認定事業についてであります。特色ある独自の技術を生かした製品を摂津優品（せっつすぐれもん）として認定し、販売・促進を後押しするとともに、この取り組みを通して、ものづくりのまち摂津を広くＰＲされることは、高く評価いたします。

今後は全国へどのように発信されるのか、お聞かせください。

７の（２）、商業活性化の推進について。小規模店が参加するセッピィスクラッチ事業は２年続けて実施となり、平成２９年度は工夫を凝らす店舗が多くありました。平成３０年度の商業活性化に向けた取り組みについて、お答えください。

７の（３）、健都イノベーションパーク企業立地推進事業についてですが、森山市長はイノベーションパーク事業について、

本市における展開、広がりをどのようにイメージをされているのか、ご答弁をお願いします。

また、国立健康・栄養研究所が誘致されますが、本市における健康づくりについて、どのようなイメージを持っておられるのか、あわせてご答弁をお願いいたします。

８番、計画を実現する行政経営について。

８の（１）、総合計画実現のための効果検証に重点を置いた仕組みづくりについて。このたび、第４次総合計画の期間を１０年から１５年に延長されました。この新たな総合的な計画の策定について、市長の考えをお聞かせください。

８の（２）、行政運営の一層の効率化や民間活力の導入についてですが、近年、地方分権、権限移譲や市民ニーズの多様化など、職員の業務も部署によって多少の差はあると思いますが、増加しているのではないかと思っています。市民サービス水準や、効果の検証を行い、民間委託により行政運営の一層の効率化を図り、将来を見据えた新たな施策や市民ニーズへ対応していくことが必要だと思いますが、その考え方についてお尋ねします。

次に８の（３）、公共施設等総合管理計画と公会計制度の推進についてですが、人口減少、少子高齢化が進展している中、財務マネジメント強化のため、地方公会計を賢く使う取り組みを行うことは、極めて重要であることから、平成２７年１月２３日の総務省通知により、統一的な基準による財務書類等を原則として、平成２９年度までに作成し、予算編成等に積極的に活用することが示されております。

そのための平成２９年３月に前段として、摂津市公共施設等総合管理計画が策定されたところです。その期限が迫っておりますが、本市における地方公会計制度の趣旨の理解度と運用について。また、財務書類等の作成の現状について、ご答弁をお願いいたします。

次に９番、人間基礎教育の実践として、食品ロスへのさらなる取り組みについてですが、昨年の代表質問においても同趣旨の質問をさせていただき、さまざまに取り組みを実施いただきましたが、市長の考えについて、また、今年度の取り組み内容と今後の展開について、お伺いをいたします。

１０番、就学援助費の給付について。平成２９年度厚生労働省調査によると、経済的に厳しい家庭で育つ１７歳以下の子どもの割合を示す子どもの貧困率は、１３．９％。５年前に比べて、２．４ポイント低下しましたが、子どもの７人に１人が貧困状態にあることが明らかになりました。

相対的貧困状態の子どもは、栄養が十分にとれていない。虫歯の本数、学力や自己肯定感の低下などに影響していきます。

本市の就学援助制度を初め、貧困対策についての考えをお聞かせください。

１１番、子どもを産み育てやすい環境づくりについて。子育てに係る経済的負担の軽減や、働きながら子育てできる環境の整備などの子育て施策が少子化対策に通じると考えます。本市も子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、一つ一つ施策に取り組んでいただいております。

平成３０年度の取り組みについて、お聞かせください。

１回目は以上です。

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁をお願いいたします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、公明党議員団を代表されての水谷議員の代表質問にお答えをい

たします。

平成３０年度の予算の総括的評価についてでございますが、財政状況は一時の大変厳しい状況からは脱しましたものの、先々の社会情勢、また、本市を取り巻く環境を考えますと、財政指標が示すほどの体力はないものと認識をしなければなりません。

こうした状況を踏まえまして、平成３０年度の予算編成に当たりましては、未来を支える子ども、まちづくりの基盤となる安全・安心、そして、健康の三つを重点テーマに約４０億円の予算措置をしたところでございます。

また、長年の課題でありましたＪＲ千里丘駅の西口再開発事業や、阪急京都線連続立体交差事業など、大規模事業の本格化を見据え、これまで以上に今年度の取り組みと翌年度以降の備えの両方を念頭に置いた予算編成を行いました。持続可能な行財政運営の推進を図ったものでございます。

平成３０年度に措置いたしました予算を有効に執行するとともに、知恵と工夫で課題を克服し、市民の皆様に評価していただけるよう、しっかりと市政運営に取り組んでまいりたいと思います。

つながりのまち摂津における地域コミュニティの活性化についてでありますが、みんなが育むつながりのまち摂津につきましては、総合計画の中にもうたっておりますが、自分たちの夢を自分たちの力で実現できるまち。摂津市にかかわるみんなが思いを語り、行動し、力を合わせることで、摂津市が住み続けたいと思える元気でほっとする温かいまちになっていくことが、究極の将来像と思っております。

その実現に向けまして、「つながりのまち摂津」連絡会議で啓発活動、研修会が実施されましたことが、一つの協働の形を実践し、将来像の実現に向けての貴重な一歩と考えております。

地域の課題や社会問題の解決には、市民の参画が不可欠でございます。今後もみんなが協働するまちを目指して、コミュニティの活性化を図り、環境整備に努めてまいいりたいと思います。

阪急京都線連続立体交差事業についてでございますが、本事業の認可を取得いたしましたことから、平成３０年度には連続立体交差推進課を新たに設置いたします。用地取得に向けた専任体制を整え、本格的に事業に取り組んでいきたいと思います。

事業推進に当たりましては、権利者の方々にご理解、ご協力を得られますよう、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

再開発事業についての質問でございますが、再開発事業実施に当たりましては、国庫補助金や市債を活用しましても、なお多額の一般財源が必要になると考えております。

しかしながら、長年の課題解決に向けて事業実施を決断いたしました。必要となります財源は、基金を充当したいと考えております。事業を計画する中で、民間活力導入も検討し、総事業費の適正化とともに、財政負担の平準化を図ってまいります。

次に、まちづくりのコンセプトにつきましては、これまで準備組合では地域の課題を解消するため、安全・安心・にぎわいをコンセプトに計画を検討されてまいりました。市施行となりましても、基本的な考え方は大きく変わらないと考えておりますが、開発が進む健都では健康をコンセプトにまちづくりが進められております。ＪＲ千里丘駅西地区につきましても、一体感を持つよう検討してまいりたいと考えております。

「空家等対策計画策定」と「住宅マスタープラン」改定についてでございますが、平成２７年の空家等対策特別措置法の施行に伴い、平成２８年度から関係課で構成いたします空家等対策庁内調整会議を発足いたしております。この会議で調査・研究を進めてまいりました。

空家等対策庁内調整会議では、国が示す基準に照らし、法の執行に向けて多岐にわたるさまざまな課題を一定整理してまいったところでございます。

空家等対策計画では、現況や課題を踏まえた対応、方針や施策など、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための方向性を示してまいります。

また、住宅マスタープランにおきましては、国や大阪府の上位計画が改定され、空家等対策計画も策定してまいりますことから、策定後５年を経過いたしております本計画につきましても、関連上位計画との整合を図るため、中間見直しを行うものでございます。

交通対策についてのご質問でございますが、昨年６月に淀川浸水想定の見直しを受けまして、現在、新しい浸水情報を盛り込んだハザードマップを作成しております。今年度内に全戸、全事業所に配布する予定でございます。

また、国土交通省が推進しておりますまるごとまちごとハザードマップ事業も、今年度末に実施する予定でございます。これは淀川氾濫時における浸水の深さなど、洪水に関する情報をまちの中に標識として標示するもので、日ごろから市民がこの標識を目にすることで、洪水への意識を高めることを目的としております。安威川以南地域の避難所など、９か所に設置する予定でございます。

次に、防災サポーター制度でございますが、大規模災害時におきまして、行政だけでは避難所運営や救護活動などを十分担うことはできません。そこで、平時から防災意識を高めていただく市の講習会等に参加していただき、地域の防災活動を支えていただける防災サポーターを育成してまいりたいと考えております。

ごみ処理の広域化についてでありますが、ごみ処理の広域化は人口減少が見込まれる中、ごみ量も減少し、自治体単独で焼却施設を維持することが財政的に難しくなりますことから、ごみ処理費の抑制と安定処理を目指し、積極的に進めていく事業と捉えております。

昨年、茨木市が長寿命化の方針を決定され、本市といたしましても、独自に延命化を行う場合に要する経費を考慮し、茨木市の長寿命化した施設において、広域処理を行うことを前提に協議を継続していくことにしました。

現在、基本合意を目標に協議を進めているところでございます。

恒久平和施策についてのご質問ですが、終戦から７０年以上の長い年月がたち、広島・長崎に投下された原子力爆弾による被爆者の平均年齢も８１歳を超え、戦争体験そのものが風化しつつあります。

こうしたことから戦争の記憶が忘れ去られないよう、戦争の悲惨さや命のとうとさ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことは今ある者の重大な使命であると認識をいたしております。

今後も平和都市宣言都市として、恒久平和の実現を願い、平和のとうとさ、大切さを長く後世にしっかり伝えていくよう、啓発活動などの取り組みを進めていきたいと思います。

認知症対策についてでありますが、高齢者の４人に１人は認知症、または予備軍と言われております。地域で安心して生活できる仕組みづくりとして、地域包括ケアシステムの構築と、認知症施策とを一体的に推進していくことが重要であります。

また、認知症予防として生活習慣病に対する取り組みが効果的であることがわかってきております。これは健康寿命の延伸とも通じることでございます。認知症対策に関しても予防の視点を持って、新たな認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームを設置し、一層細やかな支援体制を構築してまいります。

障害者の職場定着支援の考え方でございますが、障害者の就労に関しましては、職場においての定着が難しく課題であることは認識をいたしております。現在、平成３０年度からの障害者施策に関する長期行動計画並びに第５期障害福祉計画を策定中でありますが、その計画の中でも労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実を重点課題の一つとしております。

就職に向けた訓練を初め、就職後の生活面、就労面のサポート、離職時の再チャレンジにおける支援を行うことにより、障害のある方が職場に定着し、自立した生活が送れるよう努めてまいります。

健康施策への思いについてのご質問でございますが、私の健康づくりに対する理想は、全ての市民の皆様が健康であることの重要性を自覚していただき、健康に対する関心と理解を深めるとともに、地域社会全体で健康寿命の延伸に取り組み、健やかで生き生きと暮らせる健康長寿の地域社会を実現することでございます。

そのステップとして、まちごと元気！健康せっつ２１や保健福祉総合ビジョン、さらには健康づくり推進条例等を策定し、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつとして、ウオーキングコースを設置するなど、これまでさまざまな健康づくりに取り組んでまいりました。

そして、今、国立循環器病研究センターを核とした健都という健康・医療をキーワードとした新しいまちづくりが進んでおり、健康づくりに対する機運は、どんどん高まってきていると感じております。

さて、来年度はまちごと元気！健康せっつ２１の中間見直しを行うこととしますが、こうした機運をしっかりと捉えつつ、これまでさまざまな関係者の皆様と培ってきた健康づくりの取り組みを踏まえ、より一層、健康寿命の延伸に向け、進めてまいりたいと思います。

文化振興施策の推進についてでございますが、私が平成１６年に市長に就任いたしまして、平成１８年４月に摂津市文化振興条例を制定いたしました。

文化の香り高い摂津のまちづくりを目指して、文化の振興に取り組むことといたしたところでございます。

そして、この条例の理念のもと、具体的な施策を展開していくために、平成２０年３月に第１期摂津市文化振興計画を策定し、オール摂津で市民の手による文化のまちづくりの推進を図り、市民の皆様が文化の恩恵を享受し、生活に潤いをもたらすよう努めてきたところでございます。

小さくてもキラリと光る摂津市。それは、市民一人一人が文化に携わっていく手づくり文化から生まれてくると考えております。

現在、第１期計画を継承する第２期計画の策定に取り組んでおりまして、引き続き、行政としても皆さんとともに、文化施策を推進してまいりたいと考えております。

摂津優品（せっつすぐれもん）のＰＲについてでありますけれども、本市では昨年９月に摂津市商工会との連携により、市内の事業所等で生産・製造・加工され、一定の基準を満たす優れた商品等を摂津ブランド摂津優品（せっつすぐれもん）として認定いたしました。

認定された商品は庁舎内のブースでの展示を初め、広報せっつなどで大きく紹介するとともに、大阪勧業展など、ものづくりを中心とした企業向け展示会への出展を初め、ガンバ大阪摂津市民応援デーや大阪マラソンＥＸＰＯなど、一般層を対象としたさまざまなイベントに参加し、製品やパネルの展示、また、パンフレットを配布するなど、積極的に発信し、その知名度向上に努めているところでございます。

そのほか、認定事業所には摂津優品（せっつすぐれもん）ロゴマークの提供や、各種の展示会への出展料補助、専門家派遣による経営指導などを通じて、販路開拓を応援しているところでございます。

今後もあらゆる機会を捉え、摂津優品（せっつすぐれもん）認定製品を、そして、ものづくりのまち摂津をＰＲしていきたいと思います。

商業活性化の推進についてのご質問でありますが、取り組みの一つとして議員が挙げておられますセッピィスクラッチ事業がございます。この事業は市内の小規模店の活性化を目的に、平成２８年度の市制施行５０周年を記念して開始したもので、このたび3年目を迎えております。

開始当初は１８７店舗でありました参加店が、平成２９年度には２００店を超え、ＳＮＳを活用した店舗の紹介など、市が提供いたしました手段を各店舗が上手に活用し、カードの配布だけでなく、それぞれの独自のサービスを提供するなど、積極的に集客につながる取り組みが提案され、店舗にも消費者にも好評をいただいております。

ほかにも各商業者単独では実施が困難な取り組みであっても、市商工会が持つノウハウを生かし、複数の店舗が主役となり、まちゼミなどが開催されており、市ではこのような取り組みに係る費用の一部を補助し、商業者の活躍を支援しております。

今後も引き続き、課題やニーズを整理しながら、より一層、商業活性化につながる施策を展開してまいりたいと思います。

健都イノベーションパークにおける本市での事業展開等々の質問でございますが、健都イノベーションパークにつきましては、健康と医療をコンセプトとした医療クラスターの実現により、本市の強みであります産業のまちとしての特性をさらに生かすことができると期待しております。

また、国立健康・栄養研究所の健都移転につきましては、地方創生の観点から、国において政府関係機関の地方移転が検討されている中、大阪府の提案により、まち・ひと・しごと創生本部会議において決定されたものでございます。

同研究所は国民の健康の保持及び増進、栄養、食生活に関する調査・研究を行う機関であり、民間企業との共同研究などが期待できます。本市が掲げる健康と医療をキーワードとした先端的な研究・開発によるイノベーションの創出に寄与するものと考えております。

また、他の自治体との食事や運動に関連する分野を対象とした連携事業などが実施されております。このような取り組みは、本市における健康・医療のまちづくりにおいても、その研究成果を生かした取り組みや、研究自体に本市もかかわることで、市

民の健康増進など、大きな効果が期待できると考えております。

新たな総合的な計画の策定についてでありますが、総合計画の基本構想につきましては、地方分権の流れの中で、自治体の自主性の尊重と創意工夫の発揮の視点などから地方自治法が改正され、策定の義務づけが廃止されております。

しかしながら、計画行政の推進はまちづくりにとって必要不可欠であることから、また、少子高齢化を初めとした複雑多岐にわたる行政課題に効果的・効率的に対応し、しっかりと成果を出していくため、本市の実情に合った形で計画行政のあり方を再構築してまいりたいと考えております。

この取り組みは、一朝一夕に実現できるものではございませんが、本市の行政経営の根幹をなすものでございます。今後、全庁的な検討を進め、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会においてもご意見をいただきながら、新たな総合的な計画のあり方について、検討を進めてまいります。

行政運営の効率化と民間活力の導入についてのご質問にお答えをいたします。私はこれまで効果的・効率的な行政サービスの提供を念頭に、民にゆだねることのできるものは民にという考え方のもと、取り組んでまいりました。

公共施設の老朽化や２０２５年問題による扶助費の増加など、新たな行政課題への対応として、限られた人材を必要な分野に配置し、必要な業務をしっかりと遂行していくためにも、また、行政運営の一層の効率化という観点からも、今後においても民間活力の導入についての基本的な考え方には変わりはございません。

民間委託等を行うに当たっては、市民サービスの水準や効果をしっかりと見極め、対象となる業務について、そのあり方、特性などを十分に踏まえた上で、さらなる民間活力の導入を推進していく必要性を感じております。

地方公会計制度についてでありますが、地方公会計は現金主義会計による予算決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握し、中長期的な財政運営への活用や、予算編成等への活用が想定されるものでございます。

現在、平成２８年度決算に係る財務書類作成の作業を行っているところでありますが、総務省から要請されている平成３０年３月末までに公表を行いたいと考えております。

食品ロスのこれまでの取り組みについてでありますが、本来食べられる物にもかかわらず廃棄されている食品である食品ロスは、本当にもったいないことです。もったいないの心は人間基礎教育の節約、環境の心にもつながることから、今後も食品ロス対策は重要であると考えております。

本市では平成２９年度より「３０・１０（さんまるいちまる）運動」や、食べきり運動を展開し、食品ロス削減の啓発に努めてまいりました。

また、適量で残さず食べる運動に賛同する自治体でつくる全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に加盟し、先進自治体の事例や成果などの情報収集に努めていることから、今後は本市の現状を踏まえ、本市に合った施策の展開を検討してまいりたいと思います。

子どもを産み育てやすい環境づくりについてでありますが、少子化、核家族化などが進展するに伴い、子どもを育てる親の負担感の増大や孤立を防ぐことは、子どもの健やかな成長のために大変重要であると考

えております。

本市では、市民の皆様が安心して妊娠・出産・子育てできるよう、母子の健康管理や育児支援について、さまざまな取り組みを進めております。

昨年４月より、母子健康手帳を交付する際に、保健師や助産師が直接面接し、健康や出産にかかわるさまざまな相談に応じることで、安心して出産・育児ができるようサポートを行っております。

また、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の実施、助産師等によるこんにちは赤ちゃん訪問での育児相談、親子で気軽に集える広場やサロンの開催など、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めております。

今後も妊娠・出産・育児へと、切れ目のない子育て支援の充実を図ってまいりたいと思います。

以上、私からのご答弁とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　それでは、教育委員会所管分について、ご答弁を申し上げます。

まず、待機児童解消、学童保育充実についてでございます。

厚生労働省によりますと、少しでも家計を助けるため、共働きを選択する女性や、女性の社会進出が進んだことでキャリアの道を歩む女性が増加し、２５歳から４４歳の就業率は７０％を超えている状況でございます。

また、とりわけ、都市部では保育所が不足する中、核家族化等により日中、自宅で保育することが難しいご家庭がふえており、保育や学童保育の需要は高まっております。

本市におきましては、これまで認可保育所の開設や既存施設の建て替えによる定員増など、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、待機児童解消と学童保育の充実につきましては、喫緊の課題と考えており、引き続き、取り組みを進めてまいります。

次に、ひとり親家庭医療費助成制度の対象者拡大についてでございます。２２歳までを対象とした大学生等への医療費助成の創設に当たりまして、教育委員会では対象者の範囲等、さまざまな検討を行う中で、子どもの貧困対策の視点から取り組む必要があると考えました。

子どもの貧困対策に関する大綱によりますと、大学等の進学率は全世帯平均で７３．３％となっておりますが、ひとり親家庭では４１．６％となっておりますこと、また、ひとり親家庭は貧困度の割合がとりわけ高いと言われておりますことから、貧困の連鎖を解消するという観点から、大学生等を扶養するひとり親家庭を対象とすることに至りました。

医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、大学等への進学を応援したいとの思いから、本施策に至ったものでございます。

次に、児童・生徒の学習意欲や、学習習慣を中心とした学力の現状についてでございます。

これまでにもお答えしてまいりましたが、全国学力・学習状況調査の平均正答率は、全国平均と比較いたしますと、依然、厳しい状況でございます。

また、家庭学習等、授業以外での学習時間の短さは、土曜日、日曜日に全く勉強しないと回答した割合が小学６年生で全国平均の３倍以上となるなど、大きな課題です。

さらには、携帯電話やスマートフォン、ゲームを利用する時間が長いことも、本市

の小・中学生の課題となっています。

学力向上のためには、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ることが大変重要であり、引き続き、教師の指導力の向上や学習環境の整備、学びの場の充実に努めてまいります。

次に、教育環境の整備についてのご質問でございます。子どもの人口増加地域と減少地域の学校のあり方につきまして、教育委員会内にプロジェクトチームを設置し、先進市の情報を収集するなど、研究を進めております。

具体的には、子どもの人口増が見込まれる千里丘小学校区の大規模開発に関しましては、マンション開発事業者を通じて購入者にアンケートを実施し、世帯構成の把握に努めております。

また、子どもの人口減少が著しい地域であります第五中学校区につきましても、小中一貫教育にふさわしい新しい学校のあり方について、研究をしております。

次に、公民館のバリアフリー対応の方向性についてでございます。本市の公民館は、地域における学習拠点でありますとともに、地域の方が集うコミュニティの拠点、また、災害時における防災拠点としての役割を担っており、今後、超高齢社会を迎えるに当たりまして、誰もが安心して施設を利用するために、エレベーター設置などのバリアフリー対応が課題であると考えております。

そのため、本年度につきましては、味生、新鳥飼、鳥飼東の３公民館について、既存施設へのエレベーター設置に関する手法の検討を初めとしたバリアフリー対応について、調査を行ったところでございます。

これらの調査結果をもとに、公民館が持続可能な使いやすい施設となるかどうか検証するとともに、ファシリティマネジメントの観点から施設の複合化や多機能化など、最適な施設整備の方針について、検討してまいります。

最後に、就学援助を初めとする子どもの貧困対策についてでございます。就学援助につきましては、経済的理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の費用を援助する制度であり、本市における就学援助の認定率はここ数年、２０％台後半で推移しております。

子どもの貧困にかかわりましては、家庭での経済格差が教育の格差につながり、さらには将来の所得格差をもたらすといったいわゆる貧困の連鎖が指摘されております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されております。

教育委員会といたしましても、この問題にしっかりと目を向け、取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　水谷議員。

○水谷毅議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１番、財政見通しについてですが、阪急京都線連続立体交差事業に続き、千里丘西地区市街地再開発事業に着手されました。

長期の大型事業が続く中で、直近に示された中期財政見通しにおいて、頼みの基金が５年後の平成３４年に底を突くことになり、大変不安な見通しとなっております。

平成２９年度の決算見込み、普通交付税と臨時財政対策債の見通し、税収見通しなど、さまざまな要素を加味して、今後の財政をどう見ておられるのか、ご答弁をお願

いいたします。

２の（１）、「つながりのまち摂津」における地域コミュニティ活動の推進についてです。摂津市が目指す将来像、みんなが育むつながりのまち摂津を実現するためには、やはり人と人とのつながりを強め、自主的に支え合う地域コミュニティを形成する施策の展開が大事であると認識いたします。

以前にも本会議で提案させていただきましたが、例えば市と関係機関が連携し、お元気な高齢者の方やボランティア団体など、市民が主体となり、支援が必要な高齢者の話し相手や、電球交換、あるいは買い物支援などの日常生活をサポートする（仮称）地域ふれあい・いきいき元気サポート制度の導入についての考えについて、お聞かせください。

３の（１）、阪急京都線連続立体交差事業についてですが、関係住民の一番の関心事は、どこまでが立ち退きにかかるのか、また、立ち退きはいつごろなのかということです。市民にわかるように土地建物の買収に対する考え方や、スケジュールについてご答弁をお願いいたします。

３の（２）、千里丘駅西地区の再開発についてですが、事業区域についてどのように考えられるのか。また、残された区域の道路拡幅の検討はどうされるのか、ご答弁をお願いします。

また、路上喫煙禁止区域については、国立循環器病研究センターのオープンに合わせて、健都を禁止区域に指定される予定のようですが、それに合わせて千里丘地域全域を禁止区域にすることを提案しますが、どのように考えられるのか、ご答弁をお願いします。

３の（３）、住宅マスタープラン改定につきましては、空家等対策計画と整合性をとりながら、基本理念であるみんなで育てる住み心地のよいまち摂津の実現に向け、目標であります住宅の質の向上による住みたいまちの実現。また、安全・安心の確保による住み続けられるまちの実現。そして、協働による人のつながりの形成とまち育ての３つの目標に沿って、施策の展開を推進されるようお願いし、要望といたします。

空家等対策計画の策定につきましては、具体的な計画の内容について、お聞かせください。

３の（４）、防災・災害対策の強化について。地域防災マップ作成が３年間継続され、マップ作成にかかわったことで、防災意識が高まった市民もふえたと思います。

そこで、校区単位の自主防災訓練では、災害時における具体的な内容を取り入れてはどうかと考えます。

特に避難所の開設から運営までの行動は、避難所マニュアルに沿って訓練することが大事であり、そこから自助・共助の重要性を体験できます。

本市は釜石市と共同で女性の防災会議を開催し、女性の視点を防災計画に盛り込みました。女性の参加者をふやし、役割を分担していく訓練がなくては、形だけのもので終わってしまいます。

男女共同参画計画の改訂版には、防災会議への女性の参画拡大と、災害援護対策の取り組みが明記されていることから、防災サポーター制度に女性の参加を計画的に進めていただきたいと思います。

自主防災訓練のさらなる充実を図るため、避難所運営の取り組みについて、お聞かせください。

４の（１）、ごみ処理の広域連携についてですが、市民の日々出るごみ処理は行政として大切な事業です。しかし、ごみを燃

やすことに多額な費用を投入することは、考えなければならないと思いますので、１日でも早い広域処理を行えるように努力していただきたいことをお願いし、要望といたします。

５の（１）、恒久平和施策についてですが、戦争は絶対にしてはいけませんし、平和は恒久的に追求していかなければなりません。そのためにも、平和のとうとさを後世にしっかりと継承していくことが大切です。戦争体験者の高齢化が進んでいく中にあって、国におきましては、被爆体験伝承者等派遣事業を開始すると聞いております。

恒久平和を継承していくために、子どもたちにも戦争の実体験を伺う機会を続けていくことが必要と思いますので、学校現場での戦争体験聞き取りの取り組みをお尋ねいたします。

５の（２）、認知症対策について。高齢者の４人に１人が認知症、または予備軍ということは、近い将来、市民の約１０人に１人がその対象と考えられます。生活習慣病に対する予防や地域での支援対策に取り組まれる旨をお伺いしましたが、具体的な対策についてお聞かせください。

５の（３）、障がい者支援施策についてですが、職場に定着し、自立した生活が送れるよう、就労面のサポートなどの支援をお願いします。

国全体も高齢化になっており、障害のある高齢者数もふえている中で、家族介護者も高齢化、要介護になるなど、福祉サービスを利用しても生活の持続は困難になってくるのではないでしょうか。

特に、親亡き後が大きな課題であると感じていますが、障害者の高齢化に伴う将来を見据えた支援をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

５の（４）、待機児童解消と学童保育の充実について。教育長のご答弁にもありましたように、保育施設のさらなる整備と学童保育の土曜保育や時間延長など、保護者にとっては日々の子育ての中で待ったなしの緊急課題であります。千里丘新町や南千里丘周辺には、日々新たな住宅建設のつち音が大きくなっています。

今後、保育に関する受け皿確保をどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

５の（５）、大学生等を扶養するひとり親家庭を対象とした医療費助成制度についてです。今回の拡大で対象者や事業費はどれくらいを見込んでいるのか、お聞かせください。

５の（６）、さらなる継続した健康寿命の延伸への施策をお願いします。まちごと元気！健康せっつ２１（第２次）における活動指針として、１、発症予防、重症化予防。２、地域の仲間とともに楽しく健康づくり。３、歩きたくなる、出かけたくなるまちづくり。４、健康を支え、守るためにみんなで健康づくりの４本の柱があります。それらを踏まえて、平成３０年度はＩＣＴを活用したスマートフォンアプリや、万歩計、活動量計を導入と認識していますが、取り組みについてお尋ねいたします。

６の（１）、学力向上への取り組みについて。授業以外での学習時間の全国平均との開きについては、確かに大きな課題であると考えます。

子どもたちが学び、理解できたときの喜びを感じたとき、おのずとさらに深い学びへと発展できるものではないかと思います。

今後、学習意欲の向上や学習習慣の定着についての取り組みをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、６の（２）、教育環境の整備と今後の展望について。プロジェクトチームが真に機能し、現場に則した計画が立案されることに大きな期待をいたします。

地域には学校を支え、子どもたちを育む方々が大勢おられます。どうか増加地域も減少地域も、地域の皆さんのお声を早い時点から伺い、地域の力で子どもたちを大きく育てる取り組みをお願いしたいと思います。

さらに老朽化した学校施設の環境整備への計画等実施について、どのような方向性をお持ちであるのか、お伺いをいたします。

６の（３）、文化振興施策についてですが、第２期摂津市文化振興計画の策定に当たって、摂津市文化振興計画推進審議会では、第１期計画の取りまとめはどのような内容であったのか。また、目指す姿、目標と戦略についての概略。そして、推進について第１期計画の反省を生かして、どのように進行管理を行っておられるのか。それぞれご答弁をお願いします。

６の（４）、公民館のバリアフリー化に向けた取り組みについてです。調査結果をもとに、持続可能な使いやすい施設となるかどうか検証するとともに、ファシリティマネジメントの観点からも、施設の複合化や多機能化、既存施設の改修か建て替えかなど、最適な施設整備の方針について検討されるとご答弁をいただきました。

今年度、実施していただきました具体的な調査の内容について、お聞かせください。

７の（１）、ものづくりのまち摂津優品（せっつすぐれもん）認定事業についてであります。私たちが暮らします摂津市には、多くの職人の方々が匠の高い技術力ですぐれた製品を産み出していることから、産業のまち摂津、ものづくりのまち摂津を全国へとＰＲ、発信していくことが本当に大事であると認識します。

庁舎１階ロビーに摂津優品（せっつすぐれもん）認定製品などを展示するコーナーを新たに設置していただくことを提案いたしたいと思います。

森山市長、どうかよろしくお願いいたします。

また、市内のものづくり企業を中心に、情報交換や技術の交流、連携が図れる機会の提供、技術を持ち寄り、新たな製品を共同で研究・開発する取り組みについての補助制度創設の検討をお願いし、要望といたします。

７の（２）、商業活性化の推進について。３年目のセッピィスクラッチ事業も商店に活気が出て、市民も楽しめる事業となるよう、お願いいたします。

市商工会ではまちゼミの開催や大小の会議室を活用して、中小企業の相談窓口、各種セミナー、人材採用などを展開されていますが、経済産業省、中小企業庁の中小企業・小規模事業者等への施策として、平成２９年度補正予算では、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業。平成３０年度予算では、設備投資に係る新たな固定資産税特例などのさまざまな事業があり、本市も産業振興課、固定資産税課、商工会等が連携し、商業者支援の充実が図れるよう推進をお願いいたします。

７の（３）、健都イノベーションパークについてですが、国立健康・栄養研究所について、民間団体とのイノベーションで、市民の健康づくりに寄与することを創造することはできないか、ご答弁を願います。

８の（１）、総合計画について。本市にはたくさんの計画やプランがあります。また、施設の更新など、課題は山積している

状況です。どうか市長部局で団結をし、限られた財政を最大限に生かせる計画と検証を要望します。

次に、計画行政の進行管理上の課題及び計画期間の延長の背景について、お伺いいたします。

８の（２）、行政運営の一層の効率化についてです。有効な民間活力の導入をお願いします。また、近年、人工知能、いわゆるＡＩを活用したデータの分析や活用などが進んでいますが、各業務の支援を行う人工知能の活用についての考えをお尋ねいたします。

８の（３）、地方公会計制度についてですが、地方公会計制度を予算に活用するための方法及び摂津市公共施設等総合管理計画の活用について。また、中期財政見通しとの関連について、ご答弁をお願いします。

９番、食品ロスについてですが、家庭における食品ロス削減の推進を各団体に呼びかけて実施することについて。また、環境フェスティバルなどのフードドライブの実施について。そして、ポスター・のぼりを利用して、各イベントでのＰＲ活動について、それぞれご答弁をお願いします。

１０番、就学援助費の給付について。子どもの貧困率の中でも深刻なのがひとり親世帯です。世帯収入は子どもの学力や学歴に影響し、大学等への進学率は全世帯平均が約７３％に対し、ひとり親世帯は約４１％にとどまり、将来的に正規雇用で働ける子どもが減り、結果として税収や社会保険料の収入が減り、公的支出の増加を招くという推計がなされています。

本市の子どもの貧困対策について、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

１１番、子どもを産み育てやすい環境づくりについて。厚生労働省こども家庭局では、子育て安心プランに基づく保育園等の受け入れ児童数の拡大と、子ども・子育て支援新制度の実施と、子どもを産み育てやすい環境づくりを挙げています。

本市も待機児童解消に向けた保育所整備を進められ、子どもを産み育てやすい環境としては、妊娠から出産・育児まで、切れ目のない子育て支援が充実してまいりましたが、さらに産婦健康診査事業の検討をお願いいたしたいと思います。

産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、平成２８年に新生児聴覚検査の啓発と公費負担の実施、平成２９年度に産婦健診の費用助成について制度ができました。

産後鬱は１０人に１人が経験をするとされており、症状が悪ければ乳児への虐待につながることから、産後の初期段階における母子に対する支援の強化です。

そして、新生児聴覚検査は聴覚障害の早期発見、早期療育を図るための検査です。この二つの検査に係る助成金制度の充実を要望いたします。

以上で２回目を終わります。

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁を求めます。総務部長。

○井口総務部長　それでは、１番目の中期財政見通しについてのご質問にお答えをいたします。

平成２９年度の市税決算額は、中期見通し作成時点から増収となる見込みでございます。これを踏まえまして、平成２９年度の収支不足額は１０億円前後を見込んでおり、中期財政見通しの収支不足額、約１５億円と比較いたしますと、約５億円程度を改善されるものと考えております。

また、平成３０年度当初予算と中期見通

しとを比較いたしますと、歳入面では譲与税等が中期見通しを下回る予算計上となっていますものの、その他の歳入はほぼ同程度となっております。

また、歳出面では普通建設事業債及び繰出金で予算額が中期見通しを下回っており、その他の経費につきましても、予算執行後の不用額を勘案いたしますと、中期見通しを下回るものと考えております。

これらによりまして、平成３０年度に関しましても、中期見通しの収支不足額、約１６億円は下回るのではないかと考えております。

なお、平成３０年度の普通交付税の見通しにつきましては、地方財政計画において、交付税総額が前年度比２．０％の減となっていることに加えまして、基準財政収入額の算定におきましての法人市民税の算定額が高く設定される見込みとなっておりますことから、普通交付税関連の歳入につきましては、当初予算の計上を見送っているところでございます。

次に３の（４）、避難所運営の具体的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。大規模災害時におきましては、行政主体の避難所運営には限界がございます。また、自主防災会等、地域を単位といたしました共助が不可欠でありますことから、これまで避難所運営ゲーム、通称ＨＵＧ訓練の出前講座、また、市内各所の自主防災訓練を通じまして、そのことを呼びかけてまいりました。

しかしながら、地域の自主防災訓練の内容は徐々に固定化してきており、緊急時におけます実践的な行動は、まだ未知数となっております。

そこで、おのおのの自主防災会が独自にシナリオを作成して、避難所の開設訓練や、避難所での宿泊体験など、地域性を生かした新たな視点で避難所運営の訓練を行ってまいりたいと考えております。

また、平成２６年度に開催いたしました本市防災会議の女性専門委員会から、避難所生活に授乳や着がえスペースが必要であるといったご提言をいただきましたので、各小学校に更衣用のテントを導入いたしております。

このように避難所運営において、女性ならではの視点を生かしながら、課題の抽出や避難所運営の心構えを再認識し、より実効性のある訓練が展開されるよう、支援してまいりたいと考えております。

さらに、次年度スタートいたします防災サポーターの育成につきましては、多くの女性が参加していただけるような形で、関係部署と連携を図り、実施してまいりたいと考えております。

次に８の（３）、地方公会計制度と公共施設等総合管理計画。また、中期財政見通しとの関連についてのお問いにお答えをいたします。

地方公会計の活用方法につきましては、現在、事例収集を行っているところでございますが、予算編成への活用方法といたしましては、施設別、事業別の行政コスト計算書を作成した上で、予算編成時に直営によるコストと民間委託によるコストを比較し、業務の委託化、また、コスト削減の検討を行った事例などがございます。

これらをまた参考に活用の検討をこれから進めてまいりたいと考えております。

また、公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等全体を捉えて、概算によって更新費用を試算しておりますことから、昨年１０月に公表いたしました中期財政見通しには反映をいたしておりません。

今後は、平成３１年度までに策定を予定いたしております個別施設計画の中で更新費用をさらに精査いたしますとともに、中期財政見通しに反映をし、予算編成への活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、２の（１）、地域コミュニティ活動の推進についてのご質問にお答えいたします。

平成２９年度から開始いたしました総合事業では、地域に応じたサービスの提供が可能となっております。

まず、緩和した基準の訪問型サービスＡは、平成２９年度から実施いたしておりますが、利用される方が１名の状況が続いております。

また、訪問型サービスＢは地域住民の方々が主体的な担い手となり、地域で生活する介護予防を必要とする高齢者の方に、有償・無償のボランティア等により提供されるサービスで、ご提案の事業に最も近いものではないかと考えております。

このサービスは、従来の介護保険制度の生活援助では困難な電球の交換や短時間のごみ出しなどの支援も可能であり、柔軟な対応が期待できるサービスでございます。

しかしながら、担い手になる方が地域でどの程度おられるか。また、担い手の地域に利用者がどの程度おられるのかなどの課題があり、実施に至ってはおりません。

そこで、今年度から配置されます生活支援コーディネーターが、まず地域の実情を把握してまいります。そのような支援を実施する中で、多様なサービスの一つである訪問型サービスＢの実施の可能性を探ってまいります。

続きまして、５の（２）、具体的な認知症の対策についてのご質問にお答えいたします。平成３０年度の新規施策の認知症総合支援事業として、地域における支援体制の構築等を担う認知症地域支援推進員を配置いたします。

また、認知症初期段階で相談支援を行う認知症初期集中支援チームを設置いたします。

認知症初期集中支援チームに関しましては、既にご説明をさせていただいておりますので、主に認知症地域支援推進員の取り組みについて説明をさせていただきます。

認知症地域支援推進員は、認知症の知識の啓発として、認知症ケアパスの作成を検討いたしております。

認知症ケアパスとは、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつどこでどのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるようにするものでございます。

本市では、既に平成２２年からある認知症のネットワークであります摂津市認知症支援プロジェクトチームが、認知症の人やその家族を支える地域資源の冊子を作成しており、認知症ケアパスとして一部活用されております。この冊子をもとに他市の取り組みを参考にして、新たな認知症ケアパスを作成し、全戸配布を行ってまいります。

このように認知症地域支援推進員の地域づくりと連携して、認知症初期集中支援チームが個別の支援を行い、早期に医療や介護のサービスにつなげることで、認知症になっても地域が安心して暮らせる体制をつくってまいります。

続きまして、５の（３）、障害者の高齢化に伴う将来を見据えた支援に関する考え方についてのご質問にお答えいたします。障害者の高齢化、重度化や、親亡き後の対応に関しましても、非常に大きな課題であ

ると認識をいたしております。この課題を解決するためには、グループホーム並びにショートステイの体制強化が必要不可欠であると感じております。

先ほど市長答弁にありましたように、現在、平成３０年度から第５期障害福祉計画を策定中であり、その計画の中で平成３２年度末までに地域生活支援拠点等の整備を目標といたしております。

地域生活支援拠点等の整備には、五つの機能が必要でありますが、そのうちの相談機能につきましては、昨年１０月に整備が完了しております。今後はグループホーム等の体験の機会、場の確保や、ショートステイの利便性、対応力向上等、緊急時の受け入れ対応の整備が必要となってまいります。

基幹相談支援センターである総合相談支援センターや、居住支援機能のあるみきの路を中心に、障害福祉サービス事業所と連携することにより、地域生活支援拠点等の整備を進め、障害のある方の親亡き後の課題に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長　建設部長。

○土井建設部長　阪急京都線連続立体交差事業に伴います土地や建物の買収の考え方につきましては、平成３０年度から２か年をかけまして、地権者の方々との立ち会いのもと、土地の境界確定を行い、平成３１年度には境界が確定いたしました所から、早ければ用地交渉に入ってまいりたいと考えております。

用地交渉につきましては、事業区間が２．１キロと長く、また、路線を一旦、東側に移設する仮線方式により事業を実施いたしますことから、仮線側から順次、用地交渉を実施することになるものと考えておりますが、権利者の方々には個々のご事情もありますことから、大阪府とも協議しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、ＪＲ千里丘駅西地区の再開発につきましては、今まで準備組合が検討されておりました区域では、これまでの活動により、事業に対する合意形成も図られており、事業計画なども一定、検討が行われておりますことから、事業の対象区域といたしましては、今までどおり、約１．５３ヘクタールを予定しております。

また、関連道路の都市計画道路、千里丘駅前線につきましても、平成３０年度の駅前広場の見直しに合わせて、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、空家等対策計画の具体的な内容につきましては、特定空家などの指定や、所有者に対します助言・指導を初め、改善に向けた働きかけなどを明記してまいります。

空き家に対する相談・苦情などにつきましては、従来どおり、自治振興課を窓口とし、建築課を初め、関係各課との連携により、対応を図ってまいります。

また、計画策定に当たりましては、実態調査や所有者の意識調査なども行うとともに、有識者懇談会やパブリックコメントなどの意見も踏まえ、策定してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　質問番号５の（１）、学校での平和教育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市の小学校におきましては、以前は戦争を体験された本市にお住まいの方々からお話を伺う機会を設ける学校が多くございました。

しかし、近年は戦争体験者の高齢化が進み、一部の学校でしか実施できていない状況でございます。

したがいまして、各校では修学旅行で広島方面を訪れ、被爆体験をされた方のお話を伺ったり、空襲や疎開体験についてアニメや図書等を活用して学習するなど、児童が戦争や平和について深く考える機会となるよう、取り組んでいるところでございます。

また、厚生労働省は戦争体験者の高齢化を受け、広島市・長崎市と協力し、平成３０年度より被爆体験伝承者等派遣事業を開始し、被爆者から直接受け継いだ体験を語り継ぐ伝承者や、被爆者の体験記を朗読する朗読ボランティアを全国へ無料で派遣し、被爆体験の次世代への継承を進めると伺っています。本事業について、学校に周知し、活用について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、６の（１）、学習意欲や学習習慣を中心とした学力向上への取り組みについてのご質問にお答えいたします。児童・生徒の学習意欲の向上、学習習慣の定着に向け、今年度より民間に委託して実施する無料塾、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾を開設いたしました。

また、昨年度は小学校全校にタブレット型パソコンを４５台、中学校全校の普通教室には電子黒板機能内蔵のプロジェクターを設置いたしました。

ＩＣＴ機器に関しましては、先日、タブレット型パソコンなどで利用できるデジタル教科書を正式な教科書と位置づける学校教育法改正案が閣議決定されました。

今後の導入につきましては、端末の準備や紙媒体教科書との関係など、不明な点も多々ございますが、児童・生徒の学びのあり方が大きく変化する時代が目の前に迫っているところでございます。

今後も摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の拡充など、学び場の充実、デジタル教科書の導入も見据えたタブレット型パソコン拡充の検討など、児童・生徒の学習意欲の向上、学習習慣の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、６の（２）、老朽化した学校施設についての対応のご質問でございます。学校施設の環境整備につきましては、耐震基準を満たしていない学校の耐震補強工事を優先的に実施し、平成２７年度末で耐震化率１００％を達成いたしております。

一方で多くの学校施設が建築後３０年以上経過しており、老朽化した施設の大規模改修による長寿命化。また、災害時に地域住民の避難場所となる屋内運動場の外壁など、非構造部材の落下防止対策など、年次的に進めていく必要がございます。

平成３０年度以降、各学校におけるトイレの全面改修や、特別教室へのエアコンの設置などを計画的に進めるとともに、公共施設等総合管理計画も踏まえながら、維持・管理コストの低減を図り、引き続き、安全・安心で快適な教育環境の向上に努めてまいります。

続きまして、６の（４）、今年度実施しました公民館のバリアフリー対応調査の内容についてのご質問でございます。まず、エレベーターの設置につきましては、エレベーター棟を外部に増築する。既存の学習室をエレベーター室とする。ロビーにエレベーターを設置するという三つの方法につきまして、建物の構造上、設置が可能かどうか調査し、３公民館ともいずれの方法においても設置が可能であると評価いたしております。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法と、大阪府福祉のまちづくり条例に対応するために、必要な改修項目として、多目的トイレのオストメイト対応、床の段差解消、手すりの設置など、高齢者や障害者がより使いやすい施設とするための改修項目を検討いたしました。

なお、改修費用の概算でございますが、エレベーター設置費用として最も安価となるロビーに設置した場合、１館当たり７，０００万円から８，０００万円。他のバリアフリー改修を含めますと、１館当たり９，０００万円から１億円の費用が必要と算定いたしております。

○藤浦雅彦議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　質問番号５の（４）にかかわりまして、保育所、学童保育室の受け皿確保についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育所待機児童の受け皿確保でございますが、安威川以北において小規模保育事業及び分園整備を計画的に進めており、この４月には正雀２丁目にゼロ歳から２歳を対象とした１９名定員の小規模保育事業所の開園を予定いたしております。

さらに、平成３０年度に同様の小規模保育事業所を２か所及びせっつ遊育園分園の整備について、計画しているところでございます。

今後も待機児童の地域や年齢の状況に応じ、施設整備を検討してまいります。

続きまして、学童保育の受け皿確保でございますが、延長保育等のサービスを拡充するに当たりましては、学童保育室で勤務する指導員の確保に大きな課題がございます。

現状の保育室運営におきましても、指導員に２０名程度の欠員が生じており、代替指導員を配置し、対応いたしておるところでございます。

続きまして、５の（５）、ひとり親家庭医療費助成制度の対象者拡大に係る事業費等についてのご質問にお答えいたします。ひとり親家庭の方に支給いたしております児童扶養手当の受給世帯や、高等教育機関への進学率等から推計いたしますと、約１３０世帯の方が対象になると見込んでおるところでございます。

また、事業費につきましては、ひとり親家庭医療費助成の決算状況から、扶助費として約５５０万円を見込んでおります。

続きまして、質問番号１０番、子どもの貧困対策についてのご質問にお答えいたします。平成２８年に大阪府によって実施されました調査では、府内自治体における相対的貧困率は１４．９％という結果が示されております。

現在、国におきましては教育の無償化を初めとする施策が検討されており、大阪府におきましても、今年度に子どもの貧困施策の総点検が行われたところでございます。

先ほどの教育長答弁にもございましたが、対策におきましては、国・府・市がそれぞれの役割を担う必要があると考えております。

本市の就学援助制度におきましては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、新入学に係る学用品費を前倒し支給し、援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるよう、支給時期をこれまでの入学後の８月から、入学する年度の開始前に早めます。

中学校入学に係る学用品費の支給につきましては、今年度から。また、小学校入学に係る学用品費の支給につきましては、平成３０年度から実施する予定でございます。

また、ひとり親家庭の医療費助成の対象者の拡大にも取り組んでまいります。これは国・府が実施しております経済的支援を補完するものとして、高等教育機関への進学率が低くなっているひとり親家庭に対しての医療費助成に取り組むものでございます。

子どもの貧困対策に資する施策については、さまざまなものがございます。こども食堂等、子どもの居場所づくりを初め、有効と考えられるものをさらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　それでは、質問番号５の（６）、健康ポイント事業、ＩＣＴを活用した取り組みについてのご質問にお答えいたします。

健康づくりに向けましては、気軽に身近な地域で取り組めるよう、健康環境の整備を図ることが重要と考えており、具体的にはウオーキングコースの設定や、コース上に健康器具を設置など、行ってまいりました。

また、ウオーキングイベントへの参加や健康教室等に参加された場合に、特定のノートにシールを貼るという方法でポイントがたまるいわゆる健幸ポイント事業。摂津市では、まちごと元気！ヘルシーポイント事業と名づけまして、平成２７年度から展開しております。

この事業は年々参加者が増加しておりますが、若年層や壮年層の参加は伸び悩んでいる状況でございます。

このため、今後は今定例会でご審議をお願いしているところでございますが、ＩＣＴを活用するなどし、さまざまな年齢層に拡大していくことを目指しております。

具体的には、若い世代にも参加しやすいようにスマートフォンを活用することや、歩数計を導入し、市内数か所にタッチパネルの端末を設置するなど、いつでも気軽に参加しやすい仕組みとします。

また、個人やグループで対抗できるなどのコンテンツや臨機応変なインセンティブの付与など、さまざまな工夫を凝らし、多くの市民の皆様が楽しく参加できる事業として進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　市民生活部理事。

○小林市民生活部理事　質問番号６の（３）、第１期文化振興計画の取りまとめ及び第２期計画の目指す姿、目標と戦略の概略、今後の進行管理についてのご質問にお答えいたします。

第１期計画では、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携し、協働して本市の文化振興に取り組みましたが、文化活動情報の収集・発信と共有化及び人材育成といった取り組みにつきましては、第１期計画からの課題として、引き続き、第２期計画で取り組む必要があると考えております。

第２期計画での目指す姿、目標と戦略につきましては、市民一人一人の暮らしの中に文化が香るまち摂津を目指す姿として位置づけ、計画期間５年後の目標を、手づくり文化を育み楽しむために市民みんなが交流するまちとしております。

目標を達成するための戦略として、あらゆる市民が文化活動を楽しんでいる状態、点から、文化活動の交流や連携が生まれる環境づくり、線へ、文化を生かしたまちづくり、面へとステップアップしていくよう、具体的な施策を推進してまいります。

また、基本目標ごとに計画最終年度に目標が実現している姿を確認するための指標

を設定してまいります。

進行管理につきましては、第１期計画に引き続き、施策の実施状況と指標を庁内推進委員会で毎年、評価・報告をし、文化振興計画推進審議会において、施策評価と課題検討を行ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　市長公室長。

○山本市長公室長　質問番号７の（３）、健都イノベーションパーク関係のご質問にお答えをいたします。

国立健康・栄養研究所の健都移転につきましては、国立循環器病研究センターとの相乗効果で、企業等の誘致の呼び水になるものと考えてもおります。

そのため、関連分野での地元企業との活性化につながっていくということを期待もいたしているところでございます。

また、同研究所におかれましては、健康増進につながる栄養と身体運動の研究を推進しておられる中で、健康機器関連企業やソフトウエア関連企業などとこれまでも数多くの企業との連携をされておられる実績がございます。

このような取り組みを踏まえまして、地元企業との技術交流や企業間連携の促進に向けて、各種交流会を通じまして、新たなビジネス創出を支援できる仕組みを研究してまいりたいと考えております。

今後、国立健康・栄養研究所と民間企業等との連携によります健康産業への創出が期待をされる中、本市において、市民が健康増進にかかわることができる取り組みについても研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号８の（１）、総合計画実現のための効果検証等々のご質問にお答えをいたします。

計画行政の進行管理上の課題及び総合計画基本構想を延長する背景につきましては、まず、計画行政の進行管理上、取り組むべき課題といたしましては、大きく２点、認識をいたしているところでございます。

１点目は、ＰＤＣＡサイクルの強化の点でございます。庁内を見渡しますと、総合計画に加えて各部署で作成している個別分野別計画が４０以上ございます。

これまでどちらかといいますと、計画を策定すること自体に注力をし、完成した計画の進行管理に十分な力を注ぐことができていないという傾向も見受けられるため、これまでＰＤＣＡサイクル、Ｐ、プランに偏りがちな取り組みを計画に基づき、どのように行動し、どのように成果を出していくのかというＰＤＣＡのＤＣＡ、ドゥー、チェック、アクションに重点を置き、成果に着目をした取り組みを進めることができるよう、変革を図ってまいりたいと考えております。

２点目の課題といたしましては、総合計画と各分野別の計画の整合性、連携の整理でございます。総合計画と各分野計画の目指すべき目標や数値目標等について、十分な連携を図り、一体的な取り組みを進めていくことで、より効果的・効率的な取り組みが推進できるものと考えております。

総合計画と予算行政評価、主要事業、行政改革、人事評価等々との関連の整理も行い、連動させることで、相乗効果が出てくるものと同時に考えております。

重複部分の削減、割愛等により、事業等の効率化も図っていきたいというふうに考えております。

総合計画基本構想の計画につきましては、５年間の延長を予定しており、平成３７年度までとし、庁内での十分な検討・議論を

行い、随時、市長からもございました総合計画及び総合戦略等調査特別委員会を通じて、議会の皆様のご意見もしっかり伺いながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、８の（２）でございます行政経営の一層の効率化の中で、人工知能の活用についてのご質問がございました。

人工知能の活用が民間企業に広がる中、地方自治体でも導入を検討する新たな動きがあるということは、承知をいたしているところでございます。

住民問い合わせサービス、保育施設の割り振り、戸籍関連業務などの分野で実証実験をスタートさせている自治体があるということでございます。

行政事務の効率化や市民サービスの提供にどのように生かし、また、どのような効果や課題があるのかについて、現在、明らかになっていないという状況もございます。

人工知能の活用が行政サービスの生産性の向上にどのようにつながるのか、今後、各自治体の状況を見据える中、必要な情報収集を行い、費用対効果も含め、研究をしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　環境部長。

○山田環境部長　質問番号９番、食品ロスについてのご質問にお答えいたします。

全国の食品ロスの半分近くが家庭から排出された物であるといったデータがございますことから、外食だけでなく家庭での食品ロス対策の必要性も認識しております。

そのためには、家庭でできる具体的な食品ロス対策のチラシを作成するなどして、できるだけ市民の皆様に近い所での啓発活動が重要であると考えております。

また、フードドライブにつきましては、既に食品製造業者や社会福祉協議会などの福祉団体が連携し、取り組まれている事例があることは承知しております。

そういった先進的な事例や成果等を勘案し、参考にしながら、本市の現状を踏まえた上で本市に合った方法を研究してまいります。

食品ロスの対策で最も重要なことは、消費者である市民の皆様の意識を変える必要がありますことから、今後とも広報やホームページ、イベントなど、さまざまな機会を捉えて、また、ポスターやチラシなど、さまざまな啓発資材を利用しながら、ＰＲに努めてまいります。

○藤浦雅彦議長　暫時休憩します。

（午後２時５４分　休憩）

――――――――――――――

（午後３時　６分　再開）

○藤浦雅彦議長　休憩前に引き続き、再開します。引き続き、代表質問を続けます。

水谷議員。

○水谷毅議員　質問に入ります前に訂正をお願いしたいと思います。

１回目、２回目の質問の際に、質問番号と質問要旨に誤りがございました。正しくは、３の（１）が千里丘西地区、３の（２）が阪急京都線連続立体交差事業に関する内容でございますので、訂正をよろしくお願いします。

それでは、３回目の質問をさせていただきます。１番、持続可能な行政運営と財政見通しについて。地方公会計制度の早期導入をあわせて要望いたします。

少子高齢化、人口減少化が続く中で、長期の大型事業を実施することや、個別施設計画の策定による更新費用の計上、そして、経済状況と税収、国の地方財政方針など、不安な要素が山積し、難しい局面の連続となると思います。地方公会計制度を活用し、

財政の見える化を図りながら、持続可能な財政運営で市民の負担は最小限に、効果は最大に発揮できる市政運営に努められるようお願いし、要望といたします。

２の（２）、つながりのまち摂津における地域コミュニティ活動の推進についてです。（仮称）地域ふれあい・いきいきサポート制度の導入について、生活支援コーディネーターの取り組みの中で地域の実情を把握し、訪問型サービスＢの実施の可能性を研究していただけるとご答弁をいただきました。

どうか実現に向けての取り組みをよろしくお願いいたします。平成２８年１１月に市制施行５０周年を迎え、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の４団体の皆さんから、摂津市にかかわる全ての皆さん、自分たちの暮らしを、夢を、自分たちの力で実現できるまちを育てましょうと述べられました。

ある意味、行政も頑張ってくださいとのメッセージをいただいたと捉え、今後もさらにみんなが協働するまちを目指して、地域コミュニティの活性化を図り、環境整備に努めていただきますよう、要望いたします。

次に３の（１）、千里丘駅西地区の再開発についてですが、事業実施に当たっては民間のノウハウを導入し、リスクを減らし、採算性を重視しながら、財政が持ちこたえられるような実施をされますよう、お願いします。

また、健康コンセプトの一部として、健都との関連性を持たせつつ、路上喫煙禁止地区につきましては、将来的には全市を見据えて、まずは千里丘地域から先行実施することを提案いたしたいと思います。

健都の区域が全市的に広がって行くイメージで、他の健康施策とあわせて、日本一健康寿命が長いまち摂津を目指していただくことを強く要望いたします。

３の（２）、阪急京都線連続立体交差事業についてですが、買収対象となる市民には高齢者も多く、今さら新築を建てるわけにもいかず、市営住宅などへの入居を希望されている方など、さまざまです。

どうか一人一人に寄り添うように相手の気持ちを尊重し、対応してくださるようお願いします。

また、阪急京都線連続立体交差事業と少しおくれて、周辺道路の都市計画道路の整備も行われると思いますが、完成時期などその考え方について、そして、千里丘三島線は市内のメーン道路であり、ＪＲ千里丘駅周辺から阪急摂津市駅周辺までは、都市計画の用途地域を近隣商業地域に変えて商業施設を誘致するなど、高度利用できるようにすべきであるとの声が寄せられていますが、そうした声に対してどう考えられるのか。

また、府道沢良宜東千里丘停車場線は、以前の大阪府による都市計画の見直しにおいて、ＪＲ千里丘駅から阪急電車千里丘踏切までは計画幅員を４車線から２車線に縮小させ、踏切より西側の都市計画道路が取り消されています。

大阪府に対する要望として、阪急京都線連続立体交差事業の完成に合わせて、この都市計画道路の完成を目指すと言われていましたが、改めてその考えについて、それぞれご答弁をお願いします。

３の（３）、空家等対策計画策定についてです。具体的な計画の内容についてはお聞かせいただきました。空き家に対する相談につきましては、自治振興課を窓口として建築課を初め、関係課との連携による対

応を行っていただきますが、どうか市民の皆さんへ周知・徹底をお願いし、要望といたします。

また、安全・安心なまちづくりの観点から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家などについては、所有者の方と丁寧な対応で解決に向けての取り組みをお願いします。

さらに地域課題に応じた空き家を活用したまちづくりの推進や、民間活力を導入したリノベーション・リフォームの推進、シルバー人材センター等による空き家管理サービスの提供など、摂津市の実情に則した施策を計画に反映していただきますことをお願いし、要望といたします。

３の（４）、防災・災害の対策の強化について。現在の校区自主防災会の訓練は、自主防災会、消防本部、防災管財課が実施の日程や内容を調整し、救命訓練、水消火器訓練、煙道体験、防災資器材使用訓練について、職員のサポートをいただいています。

しかし、実際の災害時には職員のサポートを期待するのではなく、自助・共助によって行動しなければなりません。

高槻市は、平成２６年３月に市全域で大防災訓練を実施され、４か月間の準備期間で約１万９，０００人が参加されました。各自主防災会に当日の運営を全て任せた訓練は、さまざまな課題が発見できたようです。本市でも年１回の防災訓練が形骸化しないよう、計画段階で新しい訓練を提案しながら、実効性のある訓練を実施されることを要望といたします。

５の（１）、恒久平和施策についてですが、子どもたちも含めて、恒久平和への認識が高まっていくよう、継続した取り組みをお願いし、要望といたします。

５の（２）、認知症対策について。厚生労働省からも示された認知症総合支援事業をもとに、本市でも地域支援推進員を配置し、初期段階での相談支援への支援や、医療や介護サービスへの橋渡しとなる認知症ケアパスの全戸配布などを通じて取り組まれる方向性で、大変心強く感じます。

今後は、地域においてともに支え合う体制づくりのため、既に実際の現場で活躍をされている民生委員や福祉委員等の声を大切に取り組んでいただきたいと思います。

次に、今後、認知症予防や充実した継続支援に取り組むためには人材の確保が重要な課題となりますが、その対策についてお考えをお聞かせください。

５の（３）、障がい者支援施策についてですが、親亡き後でもその人らしい生活ができるよう、そして、安心して生活が送れるような対応をお願いし、要望とします。

５の（４）、待機児童解消と学童保育の充実について。地域的には安威川以北地域に、年齢的には保育ニーズの高いゼロ歳から２歳児を対象に、小規模事業所が分園などの整備を進める点は評価いたしたいと思います。今以上にスピード感を持って、待機児童ゼロに向かって臨んでいただきたいことを強く要望いたします。

学童保育の充実については、現状、指導員の定数を満たしていないことは大きな課題であります。あくまでも内容の充実が課題であり、一概に民間事業者の力を導入することが必ずしも望ましいこととは言えませんが、安定した学童保育事業の継続をしていくためにどのようにすればいいのか、地域別のニーズなどしっかり把握し、多様な発想を取り入れ、いち早く進めていただきたいと考えます。

その際に長年勤めてこられた方の指導員

の方々の意見もしっかり反映させていただくことや、保護者の皆さんが不安を抱かないように配慮いただきますことを要望いたします。

さて、私どもも子育て中の親御さんから時間延長はどうなったのか、近隣市の取り組みと比較され、返答に窮する場合も少なくはありません。

そこで、学童保育充実に向けてのスケジュールについて、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

５の（５）、医療費助成制度について。先日の新聞報道に、摂津市は「共稼ぎの世帯が多い。子育て支援に力を入れるのは、人口減社会のなかで、都市の活力を失わないためです。」、また、「医療費無料化などの子育て支援で大切なのは、市民に定住してもらい、将来はお返ししたいと思ってもらうことです。助けられた人が、今度は税金を納めて別の人を助けてくれれば、投じられたお金も生きることになります。」と、市長の思いが記事掲載されていました。

摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、人口ビジョンにおける定住促進の観点からも、大学生等を扶養するひとり親家庭のハードルを取っ払い、例えば所得制限を設けて、より多くの家庭を対象とした大学生を扶養する医療費助成制度の創設について、提案をいたしたいと思いますが、さらなる安心して子どもを産み育てるまちせっつの構築に向け、市長の考えをお聞かせください。

５の（６）、健康寿命の延伸についてですが、スマートフォンアプリや歩数計を活用し、通勤・通学や買い物なども含めて、消費カロリー表示などのダイエットなど、幅広く参加できるような取り組みなどで健康推進都市せっつとなるようお願いし、要望とします。

また、最近、転倒での骨折をよく伺うようになりました。骨粗鬆症の早期発見が必要と感じていますが、歯の治療で撮影されたＸ線写真を用いて、骨密度測定を行い、骨粗鬆症が疑われる方を医療につなげる骨粗鬆症スクリーニング事業を検討していただきたいと思います。

６の（１）、学力向上への取り組みについて。児童・生徒の学力向上に向け、特に算数や数学を対象として、今年度３か所、そして、来年度五つの箇所に拡充を目指す摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の取り組みについて、受講を希望する子どもが多く、一定の方向性を確保しつつある取り組みを評価いたしたいと思います。

また、充実したＩＣＴ機器を活用した授業がふえていることも伺っております。今後はデジタル教科書の導入にも先行し、さらなる環境整備及び活用できるための研修等に取り組まれますよう、要望いたします。

また、高い志を持って教壇に立たれる若い先生が決して行き詰まることなく、すばらしい教育者に育っていただくためにも、メンタル面での相談を受けることのできる雰囲気やシステムを確保し、血の通った教育現場のさらなる構築に臨んでいただきますことを要望とします。

ここで、教員に対する支援のあり方について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

６の（２）、教育環境の整備と今後の展望について。市全体で老朽化する施設がふえ、学校施設を初め、全般にわたって計画的な整備に支障が起きないように、取り組んでいただきたいと思います。

さて、教育センターの施設は１階部分の利用団体が転居し、建物全体をフルに活用

できるようになりました。教員のスキルアップや保護者の悩み解決、そして、適応指導など、今まで以上に利用しやすいセンターとしてステップアップしていただきたいと思います。

また、可能な限り子どもたちが勉強できるスペースとして活用できる場所づくりについても要望いたします。

現状のセンターは他市とも比較し、本市の教員の指導力やＩＣＴ関係のスキルアップを図るための研修設備は十分であるのか。教育拠点ともなるべき教育センターの今後の機能充実が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

６の（３）、文化振興施策についてですが、先ほど第２期計画の目指す方向、目標と戦略の概略についてご答弁をいただきました。大変期待していますので、しっかり進行管理を行いながら、目標を達成いたしますよう要望します。

また、文化財保護・継承の具体的取り組みとして、文化財を収納・展示できる施設の充実を図るとありますが、阪急京都線連続立体交差事業に合わせて、その仕組みができないかご検討いただきたいと思います。

６の（４）、公民館のバリアフリー化に向けた取り組みについてです。新鳥飼、鳥飼東公民館への対応、そして、特に味生公民館に関しましては、昭和６０年７月に建設され、３３年が経過しました。

また、調査結果からエレベーター設置及びバリアフリー改修を含めると、約９，０００万円から１億円の費用が必要ということから、防災機能や公民館機能を備えたコミュニティ施設、味生コミュニティセンターとして、例えば公民館横の広場を利用するなど、ぜひとも建て替えの検討をお願いできないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

７の（３）、健都イノベーションパークについてですが、１回目の質問で本市の強みであります産業のまちとしての特性をさらに生かすことができると期待されているとご答弁をされましたが、まさに大きなチャンスだと思います。商工会など、市内の総力を挙げてイノベーションパークを市内全域に拡大し、イノベーションシティ構想を展開することについて、森山市長の考えをお答えください。

８の（１）、総合計画について。ＰＤＣＡについては部局横断的な検証をもって、限られた人材で最大の効力を発揮いただけますようご要望いたします。

８の（２）、行政運営の一層の効率化への民間活力の導入でございますけども、人工知能ロボットの導入につきましても、検討をお願いします。

９番、食品ロスにつきましては、国連のＳＤＧｓの持続可能な開発目標等の取り組みもございます。東京オリンピックなどを通しまして、本市の先進的な取り組みを期待したいと思います。

１０番、就学援助の給付につきまして、ひとり親家庭でも未婚のひとり親世帯はより厳しい現実であり、保育料と同様、所得税や住民税においても寡婦控除のみなし適用をしていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　冒頭にありました発言訂正を許可します。それでは、答弁をお願いいたします。建設部長。

○土井建設部長　質問番号３の（２）、阪急京都線連続立体交差事業に伴います関連道路の整備につきましては、昨年度の阪急京都線連続立体交差事業とあわせ、都市計画の変更を行っておりますが、整備時期につ

きましては、阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況なども見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、都市計画道路千里丘東駅前線につきましても、大阪府に対しまして、阪急京都線連続立体交差事業にあわせ、整備していただくよう要望してまいりたいと考えております。

次に、千里丘三島線の沿線の用途地域の見直しにつきましては、現在、沿道では第２種住居地域が指定されており、一定の商業施設は建築可能な地域となっております。

近隣商業地域への見直しにつきましては、容積率や建ぺい率が緩和されますことから、周辺では住居系の用途地域に指定をされており、用途地域の変更につきましては、既存の居住環境などへの影響もあるため、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　５の（２）、認知症の予防と支援人材の確保についてのご質問にお答えいたします。

認知症の予防は、生活習慣病の予防が有効であるとともに、二つの動作を行う運動がより効果がある運動であると言われております。平成２９年度にせっつはつらつ脳トレ体操のＤＶＤを作成し、普及サポーター養成講座を実施いたしております。

平成３０年度に関しましても、継続して普及サポーター養成講座を実施し、認知症の予防と支援人材の確保に努めてまいります。

また、これまで普及サポーター養成講座は認知症の知識の啓発のみが中心でございましたが、平成３０年度からは支援人材の育成の視点も持ちながら、講座を行ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　質問番号５の（４）、学童保育充実のスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

安定的に学童保育事業を継続し、さらにサービス拡充を行うためには、民間事業者の力が必要であると考えております。

しかし、今年度、保育事業や学童保育事業の運営実績がある民間事業者を対象にヒアリングを実施いたしましたところ、短期間で指導員を確保することへの懸念や、少数校の受託では採算が合わないことなど、課題が見られたところでございます。

今後、受託事業者の確保に向け、課題を解決していくとともに、利用者のニーズ等の調査・分析を行い、さまざまな手法を検討してまいりたいと考えており、可能な限り、早期にサービス拡充が実施できますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　質問番号６の（１）、教育の支援のあり方についてのご質問にお答えいたします。

教育の指導力向上には、教員自身が研鑽と修養に励むこと、また、学校が研究体制を構築し、教員の資質・能力の向上に取り組むとともに、教育委員会の支援も大変重要であると認識いたしております。

教育委員会といたしましては、教員対象の研修環境を充実するとともに、学校教育相談員による教員支援に、引き続き、取り組んでまいります。

また、次年度にはスクールソーシャルワーカーの増員や、教育の事務面での負担軽減を図るスクールサポートスタッフを配置するなどして、支援の強化を図ってまいります。

さらにこれまで学校には、児童・生徒や教員をサポートするさまざまな支援人材を配置してまいりましたが、全体の精査を行いながら、より一層充実するよう進めてまいります。

しかし一方、各学校の教員サポートはまず校長や教頭、同僚教員が行うことが効果的であると考えており、既に導入しております経験３年から５年の教員が、経験１年から２年の教員をサポートするメンターチームを中心に、引き続き、教員間のサポート体制の構築を進め、その支援に努めてまいります。

続きまして、質問番号６の（２）、教育センターの今後の機能充実についてのご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、教員の指導力向上のためには、教育センターの機能充実は欠かすことができません。教育センターの役割は教員の資質・能力の向上を図るための研修や、安心して学校へ児童・生徒が通えるよう、教育相談を行うこと。さらには、適応指導教室の運営など、本市の教育の拠点となり、さまざまな発信や支援を行うことであると捉えております。

平成３０年度は、教育センターの施設を一部改修し、教員の研修・研究の場及び安心して相談していただくための相談室増設などの整備を行ってまいります。

教員の研修につきましては、キャリアステージに応じたものはもちろんのこと、各強化指導や生徒指導、ＩＣＴ機器の効果的な活用方法など、さまざまな課題に応じた内容のものが求められております。

今後は改修する施設を生かし、ニーズに応じた効果的な研修の企画及び実施に努め、教育センターが教育の拠点としてさらに充実するよう取り組んでまいります。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　３度目の質問にお答えをいたします。

何度も言っておりますけれども、人口減少問題、そして、一方で貧困格差、これがさまざまな課題といいますか、副作用をもたらしております。

そういうことで、新年度から摂津市では安心して子どもを産み育てていただこうということで、１８歳までの医療費助成を実施することになりました。

一方で貧困問題として、その貧困率の高いひとり親家庭の大学生等を支援しようということで、医療費助成を設けたところでございますが、どんな制度にいたしましても、やっぱりその制度を通じて、ずっとこの摂津市に住み続けたいと思ってもらわないと、ともすればばらまきになりかねません。

そういう面では、しっかりといろんな制度は検証していかなくてはならないと思いますが、特に貧困問題につきましては、いろいろご指摘をいただきました。この制度を例えば奨学金の返還とか、それとも、受験料の補助とか、縦に伸ばしていくのか。それとも、貧困問題はひとり親家庭には限らないわけでありますから、おっしゃった所得制限等々の一定の条件のもとに横に広げていくのか。この辺についても財源の問題等々を含めて、今後、研究してまいりたいと思います。

それから、超高齢社会、これがどんどん進んでまいります。そういうことで、障害者の方も含めて、バリアフリー対策、これは行政の責務でございます。

特に、お年寄りや障害者の方がよく集われる公民館、これは待ったなしの状況下にあると言ってもいいと思います。

今、担当からさまざまな視点からいろい

ろと答弁をしたと思いますけれども、今後、費用対効果とか、いろんな面から検証する中、バリアフリー化だけでいいのか。それとも全体を見直すべきか、しっかりと点検しなくてはなりません。

例えばご提案の建て替えをするとするならば、今後、全体のファシリティマネジメントの中で、優先順位等々も決めていくことになろうかと思います。

それからもう一つあった健都の話ですね。国立循環器病研究センターを中心に、摂津市と吹田市が連携して、日本一の健康づくりのまちづくり、これを目指して、今、どんどんまちづくりが進んでおります。

そういうことで、今後、この健康都市を中心に健康づくりと医療イノベーションの好循環の創出による健康寿命の延伸をリードするまちづくりを市域全体に広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　水谷議員の質問が終わりました。

以上で代表質問が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。３月８日から３月２８日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日は、これで散会します。

（午後３時３３分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　藤　浦　雅　彦

摂津市議会議員　　野　口　　博

摂津市議会議員　　村　上　英　明

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成３０年３月２９日

（第４日）

平成３０年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

平成３０年３月２９日（木曜日）
午前１０時　開会
市役所新館７階講堂

１　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤薫	４番	野口博
５番	村上英明	６番	水谷毅
７番	南野直司	８番	中川嘉彦
９番	弘豊	１０番	増永和起
１１番	三好義治	１２番	楢村一臣
１３番	渡辺慎吾	１４番	森西正
１５番	香川良平	１６番	三好俊範
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	山本和憲
総務部長	井口久和	市民生活部長	野村眞二
市民生活部理事	小林寿弘	環境部長	山田雅也
保健福祉部長	堤守	保健福祉部理事	平井貴志
建設部長	土井正治	上下水道部長	山口猛
上下水道部理事	石川裕司	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	豊田拓夫
消防長	明原修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	岩見賢一郎

1 議　事　日　程

1,			一般質問 中川　嘉彦　議員
2,	議　案	第　１号	平成３０年度摂津市一般会計予算
	議　案	第　２号	平成３０年度摂津市水道事業会計予算
	議　案	第　３号	平成３０年度摂津市下水道事業会計予算
	議　案	第　４号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議　案	第　７号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算
	議　案	第　８号	平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議　案	第２１号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２８号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２９号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第　５号	平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議　案	第　６号	平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議　案	第　９号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）
	議　案	第１０号	平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）
	議　案	第１１号	平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）
	議　案	第１２号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議　案	第１７号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
	議　案	第１８号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第１９号	摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２０号	摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２２号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２３号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２４号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２５号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２６号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２７号	摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３０号	摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３１号	摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３２号	摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３３号	摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３４号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３５号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）

3,	議　　案 第	３６号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
4,	議会議案 第	１号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件
	議会議案 第	２号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の件
	議会議案 第	３号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の件
	議会議案 第	５号	臓器移植の環境整備を求める意見書の件
	議会議案 第	４号	所有者不明の土地利用を求める意見書の件
5,			常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程５まで

（午前１０時　開議）

○藤浦雅彦議長　ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。

中川議員。

（中川嘉彦議員　登壇）

○中川嘉彦議員　おはようございます。

それでは、鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校の小規模校化への対応について質問させていただきます。

私自身、鳥飼小学校、第五中学校の卒業生であり、鳥飼東部地域は青春時代を過ごした思い出の場所であり、しかし、現在、鳥飼東部地域は人口減少が続いており、特に、鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校の小規模校化は避けようにありません。早急な対応が求められますが、なかなか有効な施策を打ち出せないことを大変歯がゆく感じております。

先日の代表質問の際、教育長が、第五中学校区につきましては、小中一貫教育にふさわしい新しい学校のあり方について研究してまいりますと答弁されました。この答弁を踏まえ、また、私なりの鳥飼東部地域の活性化策の提案を含めて質問させていただきます。

鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校について小規模校化が進んでいると数年前から取り上げられていますが、現状のクラス編成をお教え願います。

○藤浦雅彦議長　それでは答弁をお願いします。教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　第五中学校区小・中学校の今年度のクラス編成の状況について、ご質問にお答えいたします。

今年度の学級定数算出日である５月１日の鳥飼小学校の児童数は２８５名、通常学級数は１０学級で、１年生・４年生は単学級でございます。同じく鳥飼東小学校は、２３４名、８学級で、１年生・３年生・５年生・６年生は単学級でございます。また、第五中学校は２４１名、６学級でございますが、学級数に応じて配当される教職員定数の範囲内で担任を持たない教員を担任に充てて学級数をふやす学級編成の弾力的運用により、８学級で編成しております。なお、３校とも学校教育法施行規則で標準とされている１２学級を下回る、いわゆる小規模校でございます。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　いつごろぐらいから、鳥飼地域の児童・生徒数が顕著に減少し出したことを認識したのか、それに対して、今まで実施してきた対策、そして、その効果検証についてお教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　小規模校化の認識に係る質問でございますが、鳥飼東小学校では平成２６年度から通常学級の減少傾向が進み、平成２９年度では４学年が単学級となっております。また、鳥飼小学校におきましても、平成２８年度から単学級が増加してきております。

小規模校化への対応につきましては、平成２７年度から本市と同じ課題を抱えておられる近隣他市への視察や情報収集等に努めているところでございます。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　一般的に、小学校から中学校に進んだ際、ギャップが大きく、さまざまな課題が指摘されています。本市の小・中学校連携はどうなっているのか、お教え

願います。
○藤浦雅彦議長　教育次長。
○北野教育次長　中学校進学時に学習環境等の変化からうまく学校に適応できず、問題行動を起こしたり、学校に行きづらい状況となったりする、いわゆる中１ギャップと言われる課題がございます。全国の不登校者数で申し上げますと、小学校６年生から中学校１年生で３倍程度に増加いたしております。

本市では、近年は約２倍程度に増加する傾向でございますが、小・中学校の教員間での児童の情報交換をきめ細かく行うなど、中学校の教員が生徒の個別の状況を詳細に把握し、生徒が安心して学校生活を送れるよう努めているところでございます。
○藤浦雅彦議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　先日の本会議で教育長は、第五中学校区につきましては、小中一貫教育にふさわしい新しい学校のあり方について研究しておりますと答弁されました。

現在、本市の小中一貫教育の取り組みはどのような内容で実施しているのか、具体的にお教え願います。
○藤浦雅彦議長　教育次長。
○北野教育次長　本市では、大学教授、校長会及び教頭会の代表と小・中学校全校の担当者、そして教育委員会事務局で構成する小中一貫教育推進協議会を開催し、全市的な小中一貫教育の推進に向けて協議を行っております。

各中学校区での具体的な取り組みといたしましては、教職員に関しては、合同研修会、合同授業研究会、授業の相互参観、中学校教員による小学校での学習指導などを行っており、児童・生徒に関しては、部活動体験、小学生が中学校へ行き授業を受ける乗り入れスクール、児童会と生徒会の交流などを行っております。
○藤浦雅彦議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　文部科学省が平成２７年１月２７日に、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定されています。その中で、学校規模の適正化が課題となる背景として、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく」という学校の特質を踏まえ、「小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます」となっています。すごく大事なことです。

摂津市の教育現状を鑑みて、どのように捉えられているのか見解をお教え願います。
○藤浦雅彦議長　教育次長。
○北野教育次長　学校教育法施行規則では、小学校・中学校の学級数は、「十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されております。

本市においては、１２学級未満の学校は小規模校と位置づけ、教育上及び学校運営上の課題からその解消を図ることとしております。

一方で、学校は地域コミュニティの拠点としての性格を有することが多いこともあり、教育的観点だけではなく、地域のさまざまな事情を総合的に考慮して検討しなければならない課題であると認識いたしております。
○藤浦雅彦議長　中川議員。
○中川嘉彦議員　学級数が少ないことによる学校運営上や、子どもたちへの影響、メリット、デメリットについてお教え願います。
○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　小規模校につきましては、児童・生徒にとっては中心となって活動する機会を得やすく、教員にとっては一人一人きめ細かい指導をしやすいというメリットがございますが、児童・生徒の人間関係の固定化や、切磋琢磨できる機会の減少、教員減少に伴う学校機能の低下などのデメリットがございます。そのため、文部科学省からも学校規模の適正化が求められているところでございます。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　教育長の答弁で、第五中学校区につきましては、小中一貫教育にふさわしい新しい学校のあり方について研究しておりますと、どういうイメージなのでしょうか。どうお考えなのでしょうか。第五中学校区の特性を生かしたものなのでしょうか。また、新しい学校のあり方を少し踏み込んでお教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　現在、子どもの人口増加地域と減少地域の学校のあり方について、教育委員会事務局でプロジェクトチームを設置し、先進市の取り組みについて情報収集を行い、研究をしているところでございます。同時に、第五中学校区の活性化に向けては、教育委員会だけではなく、市全体で魅力あるまちづくりについての議論が必要であると考えております。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　小規模校化への対応は待ったなしです。できるだけ早く検討を進め、早急に実施に移行していただきたい。同じく、第五中学校区における小中一貫教育にふさわしい新しい学校のあり方を、今後どのようなスケジュールで検討し、いつまでに結論を出されるのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　今後のスケジュールについては未定でございますが、学校や周辺地域が活性化するためには、どのような施策が有効なのか市の人口動態について地域ごとの分析などを行い、また、公共施設全体のあり方も含めて市全体で取り組むべき課題であると認識いたしております。

　教育の観点からは、どのような学校がその地域にとって望ましいのか、さまざまなシミュレーションを行い、引き続き先進市の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　鳥飼東部地域は人口減少が続いています。この状況が進めば、学校の存続さえ危ういと思います。すなわち、統廃合です。地域のコミュニティの核としての性格を有することが多い学校の統廃合の判断は、教育的観点のみならず、地域のさまざまな事情を総合的に考慮して検討しなければいけない大変デリケートかつ困難な課題です。今の段階でどのように認識されているのか、また、メリット、デメリットをお教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　児童・生徒数の減少による学校の小規模校化によって、教育環境に大きな影響を及ぼす可能性があることは認識いたしております。これまで他の自治体においても、通学区域の見直しや小中一貫校、学校選択制の部分的導入等さまざまな手法を活用し、小規模校化の解消を図っています。

　今後も引き続き、小規模校化の解消に向けて、他の自治体の事例を参考に義務教育施設のあり方について研究してまいります。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　統廃合も今の状況が続くと、

今後いつかは好むと好まざるとにかかわらず議論しなければいけないときが来るでしょう。その前に、学校区の変更は検討していないのでしょうか。学校区の変更は、簡単なものでないことは重々承知しています。地域コミュニティ、地元自治会、今まで培われてきた地元の歴史や経緯があり、大変な問題です。実際には、千里丘新町ができ、千里丘小学校や摂津小学校は児童数がふえ、中学校区で考えると千里丘新町から第三中学校まで通うとなると、かなり距離があります。そんな状況を踏まえ、摂津市の児童・生徒数を現在の状況に合わせて再編するお考えはないのか。国では、公立小・中学校の通学距離、徒歩、自転車について、「小学校でおおむね４ｋｍ以内、中学校ではおおむね６ｋｍ以内」が一般的となっています。自転車やスクールバス、マイクロバスを使って送迎通学なども活用してでも、摂津市内全域の学校区の変更をするお考えはないのか、見解をお教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　摂津小学校の児童数増加に伴う対応につきましては、平成２７年度に開催された摂津市立小中学校通学区域審議会において、通学区域の変更を行った場合、他校区での対応が困難となることや校区でこれまで培ってきた一体感を大事にしていきたいとの地域の意向が強いことなどの理由から、通学区域の見直しを行わずに児童数増加への対応を行うものとするという答申が出され、校舎を造築する形での施設整備対応を行ってまいりました。

　校区の変更につきましては、教育的観点に加え、地域のさまざまな事情にも十分配慮した上で検討していく必要があるものと考えております。引き続き他の自治体の事例を参考にしながら、さまざまな手法について検討してまいります。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　私は鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校の統廃合は望んでいません。誰もが望んでいないと思います。だからこそ、すぐにでもこの地域に特化した施策を実施して、子育て世代を他市から呼び込む必要があると思います。その切り札が、地下鉄の延伸だと思っています。しかし、地下鉄の延伸は早々に実現できるわけでもありません。また、統廃合により小中一貫校用に新校舎を建設するなどの策も１つあるでしょうが、そもそも非現実的で、莫大な予算と時間がかかり過ぎて速効性がありません。そこで私の提案ですが、鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校を魅力あふれる学校づくり推進校と指定して、この３校だけに３５人学級の導入、放課後補習の実施、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の拡充、いわゆる教育特区に指定して、他校と比べて一層教育効果を見込める施策を実施するべきではないでしょうか。子育て世帯にとって学力向上に熱心な校区は大変好意的に受け取られるので、転入を呼び込む手段になるのではないでしょうか。

　また、今まで鳥飼東部地域には目玉施策がありませんでしたが、この施策は大きな売りになるはずです。私の提案する３５人学級の導入、放課後補習の実施、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の拡充は、ハード整備に比べれば格段に安上がりですぐに実施できます。ほかにもまだまだたくさん施策はあります。最先端の教育ＩＴの導入、私塾の活用など、もっと言えば、ほかの地域と不平等になるかもしれませんが、他校よりも予算を厚くするんです。充実させるんです。そうすれば、転入促進の効果が期待できるはずです。第五中学校区はそれだけせっぱ詰まってい

るんです。ぜひとも、鳥飼小学校、鳥飼東小学校、第五中学校を魅力あふれる学校づくり推進校として、一歩踏み出していただきたいと思います。見解をお教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育次長。

○北野教育次長　学級編成につきましては、いわゆる義務標準法によって国で定められ、現在、小学校１年生のみ３５人が定数とされております。また、府の加配措置で小学校２年生においても３５人学級編成を行っているところでございます。この拡大につきましては、今後も国や府に対して要望を続けてまいります。

本市独自での３５人学級編成の実施につきましても、現在、研究は続けておりますが、義務教育の水準にかかわることから、全市的な課題であると認識いたしております。

また、第五中学校区において、放課後補習の実施や、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾を拡充することにつきましては、同校区に限らず、地域の実情に応じて実施を検討することは可能でございます。今後、同校区のニーズ等の把握に努めてまいりたいと存じます。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　小規模校には小規模校なりのメリットがあることは理解しています。しかし、鳥飼東部地域では単に小規模校を解消するだけにとどまらず、学校としての魅力づくりにまで踏み込んだ対策が必要です。

箸尾谷教育長は、摂津市立第五中学校設立時は教員をされておられましたよね。それから何十年もたち、どう思いますでしょうか。教育長に魅力ある学校づくり、今後の鳥飼東部地域の学校のあり方についての思いをお教え願います。

○藤浦雅彦議長　教育長。

○箸尾谷教育長　第五中学校は、昭和５９年に、当時マンモス校でありました第二中学校から分離、独立をしまして、当時は１年生が６クラスそして、２年生・３年生が５クラス、支援学級合わせて１７クラスでスタートをしました。

また、鳥飼東小学校は、第五中学校分離に先立つ１年前に鳥飼小学校から分離をしまして、支援学級合わせて１９学級でスタートしたと記憶しています。

当時は、住民も若い世代の方が多く、活気あふれる雰囲気であったと今でも記憶をしております。

先ほど来より議論がありますように、第五中学校区のこの３校は、いわゆる小規模校の状況ではありますが、一方で小・中学校連携につきましては、本市の中でも進んだ取り組みが進められていると思っています。具体的には、例えば小学校２校の６年生が中学校に進学する思いを決意文に書いて、それを第五中学校の廊下に全員分掲示をするとか、あるいは先ほどもありましたが、第五中学校の数学の教員がこの両校の算数の授業を６年生全クラスで実施する。なかなか学校が大きいところですと、１人の教員が小学校６年生全クラスの授業を担当することはできないんですけれども、鳥飼小学校、鳥飼東小学校に関しましては、そういう規模が小さいということを生かして取り組みが進められているというふうに思っています。

また、これは小規模校だからということではありませんけども、この第五中学校区は一人一人の子どもに着目する取り組みを進めておりまして、例えば１人で黙々と掃除をしている児童・生徒や、あるいは体育の際の準備体操をしっかりしている生徒なんかの姿を写真に撮りまして、そして、そ

れに言葉を添えて廊下に掲示をするといった、当たり前のことを当たり前にできる子どもにスポットを当ててきちんと評価をしてやると。そういった形で、きめ細かな指導をしてくれていると感じています。だからというわけではございませんが、昨年度の全国学力・学習状況調査におきまして、第五中学校区は成績の向上が見られましたし、また、ここ数年来、問題行動件数、あるいは不登校の件数も減少傾向にあります。

今、議員にご指摘いただきました魅力ある学校づくりというのは、この第五中学校区だけではなくて、本市全体の学校で取り組まなければならない大切な課題であるとは思っておりますけれども、やはり第五中学校区はこういった今までの取り組みを生かしながら、校区の現状を踏まえた魅力ある学びの場づくりに取り組んでいきたいと思っておりますし、また、まちづくりの一つとして教育委員会のみならず、オール摂津で取り組んでいかなければならない課題であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　教育長、ありがとうございました。

児童・生徒に対する熱い思い、それが聞けて安心しました。しっかりとその施策を鳥飼東部地域にこれからも当てて行動していってほしいと思います。

最後に、子どもたちが減っている起因についてですが、なぜ鳥飼東部地域は人口減少がここまでひどいのでしょうか。私は、生まれは摂津市ではありませんが、小学校から大学を卒業するまで、摂津市の鳥飼でお世話になりました。今も少しお話がありましたが、私の時代の鳥飼小学校では、６年生のとき６クラスあり、１クラス４２人前後でした。また、私は第五中学校の１期生です。入学は第二中学校でしたが、大きくなり過ぎてマンモス校になり、第五中学校に分校されました。第二中学校はその当時８クラス、第五中学校でも５クラスで、分校されても１クラス４２人いました。それから約３０年ちょっとで、なぜこのようになったのでしょうか。悲しくて悔しくてしようがありません。

市長、鳥飼地域に夢を下さいよ。市政運営基本方針の中で、地下鉄２号線の延伸につきましては、「関係市と連携し、広域行政を担う大阪府に積極的なリーダーシップを発揮していただくべく、粘り強く要望」するって言われましたよね。地下鉄は、鳥飼地域の夢なんです。地下鉄交渉は進んでいるのでしょうか。全然動きそうもないのでしょうか。実現性、即効性がないのであれば、別の活性化策は何かあるのでしょうか。地下鉄が無理なら、車やバスを活用して鳥飼地域に道の駅やバスターミナルなどでもつくりましょうよ。淀川を整備して船を活用し、通勤や通学で使えるようにしましょうよ。国土交通省淀川河川事務所、大阪府住宅まちづくり部も、大阪府都市空間創造室も、今、力を入れて淀川の活用、活性化を考えています。それでなくても、これからの摂津市の大型プロジェクトは、ＪＲ千里丘駅西口開発、阪急京都線連続立体交差事業、旧味舌小学校跡体育館など、安威川以北に多いんです。鳥飼地区はどうするんでしょうか。

私は何度も何度も言いますが、鳥飼地域の活性化には地下鉄の延伸が必要なんです。公共交通のインフラ整備が全てなんです。そうすれば、人は魅力を感じ集まります。

また、先日、ＪＲ東海との地下水汲み上げにかかわる訴訟について、最高裁判所の

判断が下されました。摂津市民にとって余りにも非情な判断に、激しい憤りを感じております。この決定により、鳥飼地区の多くの住民は、今後、地盤沈下への懸念を抱きながら生活を強いられることになります。

これまで市において、水準点測量なども実施するなど、市民のために活動されてこられましたが、ぜひこれからも市民の不安を少しでも和らげるよう精いっぱいの取り組みをしていただきたい。そして、ＪＲ東海と本市の関係ですが、裁判で争ったとはいえ、新幹線鳥飼車両基地は本市の名所の１つでもあり、休日などには多くの親子連れがフェンス越しに新幹線を見学されています。

また、ＪＲ東海は本市の主要法人の一つであり、本来なら良好な関係を維持したいところです。鳥飼地域の発展にはＪＲ東海の協力は、必要不可欠だと思っております。どうやって、どんなスタンスで、今後つき合っていくのでしょう。

ＪＲとの関係は大事なのです。私はしつこく言いますが、ＪＲ貨物線を人が乗られるようにするだとか、新幹線鳥飼車両基地から新幹線に乗れるようにするとか、夢を実現させれば鳥飼地域はすばらしいまちになるんです。そうしなきゃだめなんです。

私は信じています。新たなまちづくりにより、昔のにぎわいが戻ることを、子どもたちの笑顔あふれるまちになることを。

市長もじくじたる思いですよね。市長、鳥飼地域の子どもの減少、活性化策をどのようにお考えか、お教え願います。

以上、質問を終わります。

○藤浦雅彦議長　市長。

○森山市長　中川議員の熱い鳥飼地区に対する思いを聞かせていただきました。

関連質問、今までも何度も出ていると思います。ご承知のように、鳥飼地域の特に鳥飼東小学校区は準工業地域、そして、開発のできない市街化調整区域が多くを占め、いずれも住居系用途地域が少ないんですね。そういう意味では、確かに開発を非常にしにくいといいますか、そういう都市計画法上の位置づけがあります。ただ、私がいつも言っていますけれども、摂津市は鳥飼地区に限らず、もともとは豊かな農村地帯、今、古民家等々全国的に少しそういった感性を求める傾向がありますが、唯一その感性を持っているとこなんですね。だから、その感性も大切にしながら、この地域をどう生かしていくかということもしっかり考えていくことも必要ではないか。そんな中で、何度もご指摘をいただいている利便性という話が、どうしてもこれが大きなポイントに今の開発にはつきまとってまいります。

そういうことで、以前は地下鉄の延伸という計画が当時の運輸省の中でもあったことは事実でございます。一旦消えましたけれども、大阪市の地下鉄の民営化という一つこれを機に、もう一度、この機運を盛り上げようではないかということで、私が北摂市長会でこの話について少し皆さんに理解をしていただくように、問題意識を持ってもらうようにという話を持ち出したわけでありまして、先日も高槻市の関係者、もちろん市長にもですけれども、「おい、高槻市しっかりしてくれよ」と「あんたとこ中心になって、地下鉄延伸ぐらい考えてくれんとあかんぞ」というふうな話をしました。これ、摂津市だけで地下鉄延伸問題やったって、誰も耳を傾けにくいです。やっぱり、北摂の南部、摂津市・茨木市・高槻市・島本町、昔の豊かな農村地帯というんですか、そういう風情を残している地域の

利便性を確保するには、この３市１町が一体となってこの問題に強力に取り組んでいくことによって、より実現性が高くなってまいります。

大阪府は大阪府全体のまちづくりの絵を描いてくれるわけでありますから、そういった思いを大阪府にぶつけて、早期にこれが具体的に取り上げられるように、また発言もしていきたいなと思っています。

それから、お問いではないかもわかりませんけれども、学校の話ですけれども、私が市長に就任いたしましたときに、この話はもう既にあった話なんです。小規模校、教育上の問題から対象校になっていたのも鳥飼小学校区、そして鳥飼東小学校区も対象にあったんです。旧味舌東小学校区とそれから旧三宅小学校区ですかね、４つが。だから、もう今に始まった話やないんです。十何年前からこの話は一つの課題になっておりました。何とか今日まで統廃合せずに今まで持ちこたえたと言ったらなんですけれども、いろんな方法でみんなが考え、取り組んでまいりましたけれども、摂津市全体の人口はそんなに減っていないんですけれども、ご案内のとおり、極端な少子高齢化という、これがもろにこういった現象につながっております。

当時、鳥飼小学校、鳥飼東小学校が対象にならなかったのは、１中学校、最低２小学校、これが理想ではないかといったことも一つあったと思います。統合してしまうと１中学校、１小学校になってしまうということもあり、対象から外れたとも私は理解をいたしております。

そういうことで、さっきも話が出ておりましたけれども、この問題意識はそのときからずっと我々も持ち続けていますし、議員の皆さんも持ち続けられています。そんな中で、今日の極端な少子高齢化を踏まえた人口動態、これをどう捉えて、そして、利便性の確保、また、教育のあり方等々をトータル的に考えて、今後、安威川以南、特に人口減少というよりも、子どもの数の減少が甚だしい鳥飼東小学校区のまちづくりをどういうふうに進めていくか、またしっかりと目を向けていきたいと思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　中川議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程２、議案第１号など３１件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

（渡辺慎吾総務建設常任委員長　登壇）

○渡辺慎吾総務建設常任委員長　ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

３月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算所管分、議案第５号、平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第９号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分、議案第１９号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２０号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第２１号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２２号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２３号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第２４号、摂津市手数料条例の一部を改正

する条例制定の件所管分、議案第３１号、摂津市ラブホテル建設規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３２号、摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３３号、摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３４号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第３５号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）所管分、以上、１４件について、３月１２日、３月１５日及び３月１６日の３日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分については出席者による賛成多数、議案第２１号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長　文教上下水道常任委員長。

（水谷毅文教上下水道常任委員長　登壇）

○水谷毅文教上下水道常任委員長　ただいまから文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

３月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算所管分、議案第２号、平成３０年度摂津市水道事業会計予算、議案第３号、平成３０年度摂津市下水道事業会計予算、議案第９号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分、議案第１０号、平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）、議案第１１号、平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）、議案第２０号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第２５号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２６号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第３５号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）所管分、以上１０件について３月９日、３月１２日及び３月１３日の３日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号の所管分については出席者による賛成多数、議案第２号及び議案第３号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長　民生常任委員長。

（増永和起民生常任委員長　登壇）

○増永和起民生常任委員長　ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

３月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算所管分、議案第４号、平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第６号、平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第７号、平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第８号、平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第９号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分、議案第１２号、平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第１７号、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第１

８号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２４号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例設定の件所管分、議案第２７号、摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２８号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２９号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第３０号、摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上１４件について、３月９日、３月１３日及び３月１４日の３日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分については出席者による賛成多数、議案第４号、議案第７号、議案第８号、議案第２８号及び議案第２９号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長　議会運営委員長。

（南野直司議会運営委員長　登壇）

○南野直司議会運営委員長　ただいまから議会運営委員会の審査報告を行います。

３月６日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第９号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分、以上２件につきまして、３月２７日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分につきましては出席者による全員賛成、議案第９号所管分につきましては全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長　駅前等再開発特別委員長。

（野口博駅前等再開発特別委員長　登壇）

○野口博駅前等再開発特別委員長　ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

３月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成３０年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第９号、平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分、以上２件について、３月２０日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をしました結果、議案第１号所管分については出席者による全員賛成、議案第９号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

○藤浦雅彦議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　日本共産党議員団を代表して、議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第７号、議案第８号、議案第２１号、議案第２８号及び議案第２９号に対して、一括して反対の立場から討論を行います。

今、国会では、森友学園の公文書改ざん事件をめぐって、政治への信頼性が問われています。公文書の改ざんは、国民主権、民主主義を破壊する重大な犯罪行為です。

先日の自由民主党大会で、安倍総理は改憲に言及しましたが、国民を欺く政権が憲

法を変える資格はありません。今、安倍総理がなすべきは、改憲ではなく内閣総辞職だということを最初に強く申し上げておきます。

安倍政権が６年目を迎える中で、さらに貧困の格差は拡大し、大企業や超富裕層は史上最大のもうけを記録する一方、働く貧困層は増大しています。金融資産を持たない世帯は４００万世帯増加し、今では全世帯の３５％にもなっています。

また、安倍政権は社会保障予算の自然増削減を毎年続け、この６年間で総額１兆５，９００億円の削減となりました。貧困に追い打ちをかける生活保護の削減も打ち出しています。さらには地方自治法の改正により、自治体での窓口業務に独立行政法人が参入できるようにするなど、公的役割の放棄を一層進めようとしています。

こうした中で、自治体として国の方針に対する姿勢をどうするのか、まずは国民、市民の暮らしにきちんと目を向けるべきではないかということを最初に申し上げておきます。

それではまず、自治体としての立ち位置について４点申し上げます。

１つは、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名の取り組みについてです。

昨年７月、国連で、人類史上初めて核兵器禁止条約が１２２か国の賛成で採択されたことを受け、この署名が平和首長会議で取り組まれています。

核兵器禁止の課題は、世界で唯一の被爆国としての使命だと思います。ぜひ本市において、関係団体を含め、多くの市民の皆さんが取り組めるよう努力されることを求めておきます。

２つ目に、子どもの貧困対策についてです。

子どもの貧困問題は、今日、日本社会の最大課題の１つです。大阪府内の相対的貧困率は１４．９％、単純に計算しますと、摂津市内では２，０００人の子どもたちが貧困ライン以下で生活をしているということになります。大阪府の子どもの生活に関する実態調査を受け、本市の実態調査を行うことがまず必要です。そして、児童扶養手当や生活保護、就学援助など、制度の捕捉率を上げていく取り組みをするべきです。経済的支援、教育支援、就労支援を初め、子どもの居場所づくり、スクールソーシャルワーカーの常勤化、さまざまな兆候を拾い上げ支援につなげるシステムの構築など、推進するためには体制を確立し、総合的に取り組むことが必要です。ぜひ、早急に具体化を図るよう求めます。

３つ目に、新年度が、第５次行政改革実施計画の最終年になりますが、今後の方向性についてです。

この間、第５次行政改革が最後の行政改革と言われてきました。市民生活において幸福度の高いまちづくりを目指すという視点から、さまざまな課題を整理し、見直すことが重要です。非正規職員が４０．８％も占める市職員の今後の方向性はどうあるべきか、まちづくりの基本である第４次総合計画を中心とした、各分野の計画の見直し、大阪府内トップクラスの財政力の今後の見通しと、市民の暮らしを支える財政運営の問題。公共施設の管理運営等々、いろんな問題にどう答えを出していくのか、重要な数年間になります。

市民の暮らしを守るという自治体本来の仕事を、いかに果たしていくかという立場で進めていくことを求めておきます。

４つ目に、旧味舌小学校跡地に関して、市長が売却を凍結し、防災空地として残す

との発言の実効性についてです。

代表質問で強調しましたが、この間、市民団体とのやりとりの中で、市長はそういう表明をされたわけですが、その方向で、担当も含め動いているかという点では、そうではないのではと受け取れる対応がされています。市長みずから、きちんと防災空地として残し、活用するというメッセージを発信するべきだということを申し上げておきます。

次に、まちづくりについて３点申し上げます。

１つ目は、防災災害対策についてです。東日本大震災から７年たちました。これまでの取り組みの到達を全面的に分析し、地域の防災力、市職員の防災力、防災教育の三本柱の取り組みについて、より発展させていくための具体化を図るべきだと考えます。それぞれが災害発生時に少しでも対応することができて、被害を最小限に抑えていくために、自主防災訓練を初めとする訓練の改善、市民一人一人の災害対応力の向上、新しい災害想定に基づくハード・ソフト面の対応等々、本市としての課題を整理して、当面の取り組みを行うことが大事ではないでしょうか。

２つ目に、歩道や生活道路の安全対策と、市内交通不便地域の解消についてです。

今日、社会的なインフラの改修が１つの課題です。高齢化社会が一層進行する中で、手押し車や車椅子の利用者も増加してきています。常に安全に生活し、どこにでも自由に行き来できるまちづくり、バリアフリーのまちづくりを推進すべきです。

大きな工事とともに、歩道や生活道路、そしてマンホールのふたと道路の段差解消なども、ぜひ早急に、一気に改善するよう求めておきます。

また、交通不便地域の解消については、今回のセッピィ号の１台増車について、大いに評価するものでありますが、引き続き、バス停に対して半径５００メートルという考え方の見直しを含め、一層市民の交通圏、生活圏を守るという位置づけで、改善方向を検討していただくことを求めます。

３つ目に、阪急京都線連続立体交差事業とＪＲ千里丘駅西口整備についてです。

阪急京都線連続立体交差事業については、今回、２つ目の行政手続として、事業認可が行われ、３回の住民説明会が開かれました。現時点で総事業費は約４３７億円、本市の負担は６５億円です。これからおおむね５年ほどかけて、測量から行い、関係権利者との協議が行われる予定ですが、権利者のさまざまな要望に対して、誠意ある対応を求めておきます。

ＪＲ千里丘駅西口開発については、これから市の施行で行うことになりましたが、取り組む姿勢が大事です。組合施行の計画案がそのままありきではなく、駅前広場や安全対策は最低必要ですが、改めて財政面、環境面、必要性について検証を行うこと、そして、多くの方々が参加したまちづくりとしての合意形成を図ること、計画内容、関連する情報を市民的に広く知らせ、市民合意で進めることを求めておきます。

次に、市民の暮らしを守る施策について、６点述べます。

１つ目は、証明書発行等にかかわる問題です。

市民課の証明書等発行事業にかかわって、昨年度から市民サービスコーナーが廃止され、代替で取り次ぎサービス事業に引き継がれていますが、取り次ぎサービスの利用は少なく、ほとんどが市役所窓口への利用に変わっています。市は、コンビニ交付を

進めると言いますが、市民の利便性の観点からは、取り次ぎサービスも、コンビニ交付事業も、サービスコーナー廃止の受け皿になっていないことは明らかです。少なくない市民は、マイナンバーカードの利用、所持に抵抗を持っています。このような中で、マイナンバー制度を利用しない市民への不利益が生まれていることに対して、改善を求めるものです。

サービスコーナーの廃止は、行政改革のためとのことでしたが、コミュニティプラザから市民活動支援課が引き上げることで、取り次ぎサービスのための非常勤職員を新たにふやすことが予算計上されています。また、市民課の窓口委託業務についても、今回契約の更新がされますが、契約額の増加については、ほぼ人件費だと言われています。その業務が、市で行うよりも民間のほうが効率がよいという行政改革の考え方は、やはり納得のいくものではありません。市役所の顔とも言える業務であることを自覚して、直営での再検討を求めます。

２つ目に、障害者医療の問題です。

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、老人医療費助成制度がなくなり、重度障がい者医療費助成制度に統合されます。また、障がい者医療費助成制度の対象者でも、入院時の食事療養費助成をなくしてしまいます。国や府の制度改悪をそのまま市民に押しつけないとして、長期入院をした方に限っては、年末の障害者福祉見舞金に上乗せの支給をするとしましたが、それでも本人の自己負担が増大することに変わりはありません。子どもの医療費助成の制度では、非課税世帯には制度を残して継続をしていることも踏まえて、今回の削減に対しては反対するものです。

３つ目に、生活保護についてです。

生活保護行政については、ことし１０月からの生活扶助基準引き下げを政府は準備しています。格差・貧困の社会問題化を一層広げるもので、許されません。

生活保護では、今までにも基準引き下げや、加算の廃止が行われてきており、特に住宅扶助費引き下げの影響は深刻です。

摂津市では、転居等の対応が必要とされる保護世帯は２４３世帯ありますが、転居が進まず家賃が生活費に食い込む形になっています。

また、この間、年金制度の改善で受給権を得られた生活保護受給者が約１８０名いますが、約１，１００世帯ある保護世帯のほぼ２割が、転居や年金手続で早急な対応が求められる状況だと言えます。そして、その一件一件が個別の事情を抱えて、今、生活保護を受けるに至っています。

ケースワーカーの体制と力量の強化もしっかりと行い、丁寧な対応が図られるように引き続き求めておきます。

４つ目に、国民健康保険についてです。

国民健康保険は、制度改変によって、都道府県が新たに保険者に加わりますが、保険料や減免制度などの決定権は、引き続き市町村にあります。

ところが大阪府は、全国でも類を見ない、国民健康保険制度の府内統一化を押しつけてきました。大阪府の号令に従うかどうかは、市町村の判断であるにもかかわらず、摂津市は大阪府の示すとおりの保険料を目指して、６年連続の値上げをしようとしています。

今まで摂津市は、高過ぎる国民健康保険料の負担軽減のために、国民健康保険特別会計に繰り入れを行ってきました。しかし、２０１８年度予算では、あと４，０００万円ほどで、保険料据え置きができるにもか

かわらず、繰入金を１億２，０００万円も減らして、市民に負担をかぶせようとしています。

所得の低い高齢者１人世帯、２人世帯など、６割を超える加入者が今年度からの値上げとなります。摂津市の国民健康保険特別会計は大きな黒字を出し、繰越金もあり、値上げをする必要はありません。国は都道府県化に際し、新たな国費を投入しています。それによって高槻市では７割、吹田市では８割の加入者が値下げとなる予算を組んだとのことですが、摂津市民は国費投入の恩恵を受けられず、値上げになってしまうということは余りにも理不尽だと言わねばなりません。

しかも、保険料や医療費の減免制度なども、大阪府の基準に合わせて改悪の計画です。保険料は値上げではなく、値下げをし、市民のための減免制度を守り、市民にとって百害あって一利なしの大阪府国民健康保険統一化に反対することを強く求めます。

５つ目に、介護保険についてです。

介護保険は３年ごとの見直しのたびに、値上げを行ってきました。今回もまた値上げの計画です。国民健康保険料の値上げと相まって、高齢者の生活を圧迫するものです。基金が積み上がるということは、保険料を取り過ぎているということです。保険料を引き下げ、保険料減免制度の拡充、利用料減免制度の創設を求めます。

介護予防・日常生活支援総合事業移行後のサービス継続などは、評価をするものです。要介護の方も含め、サービスの削減を行わないよう求めておきます。

６つ目に、後期高齢者医療についてです。

後期高齢者医療も保険料改定の年となります。保険料率は、均等割、所得割ともに減額ですが、軽減特例の見直しによって値上げとなる世帯が出ます。

後期高齢者医療は摂津市が制度を決めることはできませんが、市民の命と健康を守る立場から、実態把握を行い、国に対して改善を要望することを求めます。

次に、子育て教育施策について３点述べます。

１つ目は、保育所など未就学児施設についてです。

４月からの入園、転園の申込数が、２月２２日時点で５６３名に対し、入園先が決まっていない児童数は２０８名に上っています。４月に定員１９名の小規模保育園が開園しますが、待機児童が４月当初時点から多数生じ、年度途中にさらに増え続けることは明らかです。

民間の認定こども園が秋に新設されるものの、待機児童を解消するには至りません。公的な責任において、待機児童を暫定的に受け入れることができる施設整備を早急に行うべきです。

小規模保育所は２歳児まで保育する施設です。３歳児以降の保育施設や、下の子の出産育児休暇時の継続保育などで、保護者の不安を解消する、市の責任を果たすことが必要です。

また、正雀保育所の民営化時の混乱や、民営化後の状況などの検証が不十分であり、公立保育所の地域での役割などが考慮されないままの、さらなる公立保育所民営化の議論は見直すべきです。

２つ目に、学力向上など、児童・生徒の成長を保障するための教育環境の整備についてです。

学力向上に向けて摂津ＳＵＮＳＵＮ塾が５か所に増設されるとともに、既存３か所で補助指導員が配置されます。定員２５名に、複数の指導員を配置する目的は、学習

定着度が異なる児童・生徒に、より丁寧な指導を行うためだとのことです。

一方、学校現場では、支援学級に在籍する児童・生徒を含め、３５人以上の学級は小・中学校合わせて６０学級と、全学級の３割に上り、現行の定数である４０人をも上回る学級は１２学級です。

学力向上、児童・生徒の丁寧な指導のために、学校現場にこそ少人数学級を実施すべきです。

全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストは、教育をゆがめるものです。中止を求めます。

３つ目に、学校給食についてです。

安全・安心を大前提に、学校教育にふさわしい給食を小・中学校で実施することが必要です。

食育やアレルギーなどの対応を行う栄養教職員は、小学校で４名、中学校で１名です。とりわけ小学校ではアレルギー除去食の児童は１００名を超えています。１人の栄養教職員で複数校を担当し、１０名を超すアレルギーを持つ児童を抱える状況は問題です。先日、栄養教職員が配置されていない小学校で、アレルギーのある児童が、アレルゲンの入った給食を食べてしまうという事案も発生しています。栄養教職員の全校配置を強く求めます。

また、小学校での調理業務委託の検証、他市で見直しが進む中学校給食の自校調理全員喫食への見直し検討、学校現場、保護者など、当事者とともに真剣に取り組んでいくべきです。

次に、上下水道事業についてです。

給水収益の減少、給配水管や配水池などの施設改修、維持管理に係る費用の増加など、上下水道事業運営に課題はありますが、北摂で最も高い上下水道料金を放置してよいということにはなりません。とりわけ負担感の大きい中間層への料金引き下げなど、料金体系の見直しを求めます。

最後に、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ訴訟について一言述べておきます。

ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げを、具体的な危険はないと容認し、差し止めを求める摂津市の上告を棄却した最高裁の判断は不当です。市民や事業者など、公共の財産である地下水をＪＲ東海の事業活動のために活用させ、一方で摂津市の環境や市民の安全を軽視するという点で、大きな問題を残しています。

ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地への水道管など、施設整備や維持に多額の公費が投入されてきたこと、憲法第２５条生存権にかかわる、上下水道事業に少なくない影響を与えることへのＪＲ東海の無自覚も重大です。

今後、摂津市として、地盤沈下のモニタリングとともに、ＪＲ東海に対して、環境保全協定に基づく地域環境、住民への配慮を求め、さらに水循環基本法の理念に基づく規制や負担を求めるなど、検討するよう要望します。

以上、反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長　次に、光好議員。

（光好博幸議員　登壇）

○光好博幸議員　それでは、自民党・市民の会を代表いたしまして、議案第１号から議案第８号について、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

森山市長は、平成３０年度市政運営の基本方針の中で、著しく変化を続ける社会環境の中において、既成の概念に捉われず、常に改革の意識を持つことが不可欠であり、現状に甘んじることなく積極果敢に「挑

戦」していく、そして、課題を先送りせず、「やるべきことをしっかりとやり抜く」決意で臨むと表明されました。

また、代表質問や予算審査においては、超高齢社会に向け、北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりや鳥飼地域の人口減少問題に力を入れることを示され、大いに期待するものであります。

さて、市税収入は、景気回復に伴う法人市民税、固定資産税、償却資産分の増加を見込み１７６億３，８６０万円と、前年度比０．９％増と期待するものであります。この歳入見込みについては、計画どおりに資産売却を進めるなど、適切な執行をお願いいたします。

市債残高は、一般会計ベースで平成３０年度末に１８５億円程度となる見込みであり、ピーク時の半分以下となる予定でありますが、今後も基金を温存し、かつ市債残高を減らす努力を継続するようお願いいたします。

平成３０年度末主要基金残高見込みは約９７億円となり、今年度の約２３億円の基金取り崩しは前年度比約４億円減と努力されてはおりますが、依然厳しい状況であり、将来を見通した対策は必須であります。

また、歳出におきましても、扶助費が４年連続で３％を超える増加となり、ついに１００億円を超え、さらに阪急京都線連続立体交差事業の開始、千里丘駅西地区再開発の方針決定と、今後ますます厳しくなっていくのは明白であります。今まさに課題に対ししっかりと正面から取り組み、工夫していかなければなりません。財源を単に消費するのではなく、将来に向かって投資し、持続可能な行財政運営に結びつける必要があります。

本市には幸いなことに、北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりや豊かな地域コミュニティがあり、将来には大きな期待が持てます。小さくてもキラリと光るまちから、小さくともさんさんと輝くまちの実現へと、より一層羽ばたく気持ちを持って取り組んでいただくことを強く要望いたします。

それでは、主要事業について申し上げます。

市民が活躍するまちづくりの推進については、つながりのまち摂津を市民の方々と協働で育み、摂津市地域コミュニティ活動推進運動を展開されることを高く評価いたします。より一層市民と行政との信頼関係を深めるとともに、先進事例の活用などにも期待しております。

また広聴につきましては、新たなアンケート形式による市政モニター制度の実施により市民ニーズを把握すること、広報としましてはホームページの全面リニューアルに加え、ＰＲ冊子の作成による本市の特色や魅力を積極的に発信させることに、大いに期待するとともに評価いたします。

次に、都市基盤整備につきましては、本市の夢づくりの一つであるＪＲ千里丘駅西地区再開発について本市が主体となり、新たなまちづくりに着手する決断をされたことは高く評価いたします。これまでに費やした時間と労力を無駄にすることなく、交通混雑や密集市街地などの解消に向け、諸課題の整理に鋭意取り組むよう要望いたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、長年の懸案事項であった本市を分断するあかずの踏み切り解消にもつながり、南北の円滑な移動や新たな交通ルートの新設など、周辺のまちづくりに大きくかかわります。早期実現を期待しますが、広く住

民への周知を図り、事業用地取得に向けては、特に周辺住民や地権者の方々への丁寧な対応をよろしくお願いいたします。要望とします。

また、健都イノベーションパークにつきましては、国内屈指の最先端医療・健康研究機関が集積する本市の新しい顔を目指すもので、引き続き企業誘致に向け、着実に取り組むことを期待します。

また、北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりは、産業の活性化、健康寿命の延伸、健康のまちづくりの全国発信の三つの意義があり、これら三つの意義を達成するための北大阪健康医療都市（健都）まちづくりの中長期コンセプトの作成を要望いたします。

上下水道事業におきましては、（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略の策定着手を高く評価いたします。

当該事業は、市民生活を根本から支えるものであります。機構改革に伴い、上下水道部が設置されてから２か年が過ぎようとしておりますが、それぞれで蓄積してこられたノウハウを一元化し、次世代を見据えたビジョンをしっかりと作成するとともに、長期的な展望に立った持続可能な事業運営を要望いたします。

水道施設の耐震化においては、鳥飼送水所３号配水池の耐震工事に加え、基幹管路の更新が行われることは評価できるものであります。良質な水道水を将来にわたって安定的に供給することは、行政にとって極めて大きな責務であり、引き続き施設並びに管路の更新や耐震化にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

雨水整備については、三箇牧鳥飼雨水幹線工事が平成３０年度で完了する見通しであり、大きな効果が期待されます。東別府雨水幹線工事においても諸課題を一つずつクリアしていただき、着実に進めるよう要望いたします。

住宅施策につきましては、管理不全の空き家等への対応策を示した空家等対策計画の策定に合わせ、住宅マスタープランを改定されることは評価できるものであります。しっかりと両者について連携させていただければと思います。

一方で、空き家になる前の対策も重要であると考えますので、適切な事前対策を要望いたします。

防災施策については、想定外の大規模災害が往々にして起きている現状において、災害情報の伝達の強化や本市オリジナルの防災サポーター制度の構築など、しっかりと防災体制を整えようとされていることは評価できるものであります。

しかしながら、摂津市地域防災計画は、多々不安要素を抱えているのが現状であり、これらを解消すべくしっかりと検討し、見直していくことを要望いたします。

また、本市の救急救命体制の充実強化を図るため、消防職員を増員し、専任救急隊を１隊増隊されることは、救命率の向上が期待され、高く評価いたします。

環境施策につきましては、ごみ焼却炉の課題において、施設の適正保全に努めるとともに、茨木市とのごみ処理の広域連携に向けて取り組まれていることは評価いたします。引き続き、本市が主体性を持って、しっかりと協議を進めるよう要望いたします。

次に、福祉施策におきましては、少子高齢化、核家族化などの進展とともに、地域における人と人とのつながりの希薄化が進む中、互いに支え合う関係づくりがますます重要になっております。

現在、高齢者の４人に１人が認知症、またはその予備軍と言われる中、新たに認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置されることを高く評価いたします。より一層きめ細やかな支援体制を構築されることで、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現に期待しております。

加えて、理美容店の利用が困難な在宅要介護者を対象に、訪問理美容サービスの助成が開始されますことを評価いたします。一人一人が笑顔で輝いた生活が送れることを期待しております。

待機児童の解消に向けた取り組みにつきましては、特に安威川以北の待機児童の解消は喫緊の課題の一つであり、速やかな対策を要望いたします。

子育て支援の充実におきましては、平成３０年度より、子ども医療費助成制度の対象年齢が１８歳まで引き上げられ、さらに、大学生等を扶養するひとり親家庭にも拡大され、取り組みそのものは評価いたします。しかしながらこの制度の導入によって、どのような成果が得られるのか、しっかりと評価していただきたいと思います。

また、多世代での同居・近居の推進を研究されることは、安心して子育てできる家庭環境をサポートする上で、本市にとって非常に大きな魅力となり高く評価いたします。市内における同居・近居を促すべく、ぜひ工夫を凝らした施策を検討するよう強く要望いたします。

健康における施策としまして、平成３０年度は、まちごと元気！健康せっつ２１の中間見直しが図られますが、市民の健康を守るため、実効性の高い取り組みの展開を期待するものであります。

健康寿命延伸につきましては、日常的なウオーキングを推奨し、より幅広い世代を対象とするＩＣＴを活用した新たな支援の仕組みを構築することを高く評価いたします。

また、疾病対策につきましては、がん検診の受診推奨強化に加え、キャンペーンを通じた早期受診による心筋梗塞の未然防止対策、さらには人間ドック受診費用助成の展開に大いに期待するとともに、国立循環器病研究センターを初めとする関係機関との連携を図りながら、しっかりと取り組むように要望いたします。

次に、教育施策についてであります。

次世代を担う子どもたちは、社会全体の宝であり、子どもたちがみずからの夢や目標に向けて歩むことができるよう我々大人がサポートし、導くことが肝要です。本市の児童・生徒の学力向上は大きな課題であり、これまでもさまざまな取り組みが実施されてまいりました。

さらなる取り組みが求められる中、昨年度から実施されている摂津ＳＵＮＳＵＮ塾が、平成３０年度より全ての中学校区で実施されることは、現状の家庭での学習時間の低さを考えますと的を射た施策であり、大いに評価するものであります。引き続き児童・生徒への対応に力を入れるとともに、教員の指導力向上にもつなげていただくよう要望いたします。加えて、小学校に続き中学校においてもタブレット型パソコンが導入されることは、学習効果の向上が期待されるものであり、評価いたします。

不登校の問題は、家庭だけでなく、社会全体の大きな課題であり、かつて本市も高い不登校率が続いておりました。平成３０年度は不登校などの対策として、これまでの第五中学校での取り組みが評価され、全市域において、不登校の未然防止という視

点で取り組まれることは大いに評価できるものであります。より一層不登校対策に期待しております。

また教員の多忙化は、解決すべき喫緊の課題であります。その解決策として、部活動の専門指導員を中学校に配置すること、事務作業の効率化を目的とした（仮称）スクールサポートスタッフを試行的に配置することは大いに評価いたします。引き続き学校現場の状況に目を向け、教職員がより児童・生徒と向き合う時間が確保されるよう要望いたします。

教育環境の改善としましては、鳥飼北小学校の体育館改修を初めとしたさまざまな改善工事が展開されることを評価いたします。児童・生徒が快適に学力向上に取り組むことができる環境の整備に期待するものであります。

スポーツ環境の充実につきましては、青少年運動広場のグラウンドや管理棟の改修並びに旧味舌小学校跡地での体育館建設に向けて、着実に具現化が進んでいることを評価いたします。関係法令の課題解決はもとより、機能性や利便性に十分留意し、市民ニーズが反映されることを要望いたします。

図書館運営につきましては、昨年７月より北摂７市３町での広域利用がスタートし、大きな効果が上げられたものであり、評価いたします。活字離れが進む中、これからの図書館に求められるものは何かを引き続き考え、取り組まれることを期待しております。

産業振興について、摂津市産業振興アクションプランは、平成３０年度に５年目を迎えることになりますが、これまでの取り組み効果を検証されることを評価いたします。本市の強みである産業の集積をより一層伸ばすべく、これまでの産業振興施策をしっかりと棚卸しし、将来を見据えた先行的な施策へと展開されることを期待しております。

また、商業活性化施策として、引き続きセッピィスクラッチカード事業に取り組まれ、店舗拡大されることを評価いたします。

行政改革につきましては、限られた人材を必要な分野へ重点配置するなど、広角的な行政運営に取り組まれていることを評価いたします。さらなる少数精鋭体制を推進していくためには、職員が適正に評価され、個々の能力が最大限に発揮されることが不可欠であります。個人を動機づけし、能力や個性を引き出し、個々と組織の活力が高められることを期待しております。

公共施設等総合管理計画の推進につきましては、専任体制を整備し、取り組まれることを評価いたします。高度経済成長期を中心に整備されたインフラや公共施設の老朽化が課題となっており、建て替えの時期を迎えております。効果的な中長期保全などの推進に向けた評価・分析手法の構築や、公共施設の適正な配置などのあり方の研究に期待しております。

鳥飼地域の深刻な人口減少問題については、いま一度、本市における鳥飼地域の位置づけを見直すとともに、鳥飼地域の活性化に向け、グランドデザインを描き取り組んでいかれることを期待しております。鳥飼地域の問題は、本市全体での取り組みが必要であり、当会派が提案する鳥飼地域の魅力化プロジェクトの検討、具現化を強く要望いたします。

結びに、平成３０年度は森山市政の１４年目の年であります。幾多の課題を乗り越え、夢の実現に向け一歩ずつ着実に取り組まれてこられましたことに敬意を表します。

しかしながら、本市を取り巻く環境は非常に厳しく、いまだ難しい課題が多く残っております。今こそ、これまで培った経験や実績に基づいた勇気ある決断をし、確かな実行力を持って変革をしなければなりません。いかなる困難な時代にあっても未来を切り開き、さらなる夢の実現に向け、オール摂津で、魅力あふれるまち摂津の構築にご尽力いただけますようにお願いを申し上げ、自民党・市民の会議員団を代表しての賛成の討論とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　次に、香川議員。

（香川良平議員　登壇）

○香川良平議員　それでは、大阪維新の会を代表して、議案第１号について、反対討論をさせていただきます。

森山市政におきまして、ことしで１４年目、市長就任当時の摂津市に比べると、財政状況、とりわけ市債残高につきましては毎年減少傾向にあり、一時期は破綻一歩手前とまで言われていた市を立て直したこと、この手腕には、我々大阪維新の会は評価をしております。

今回の平成３０年度一般会計予算につきましてもおおむね賛同と思っておりますが、我々大阪維新の会は是々非々の会派でございます。いいことはいい、悪いことは悪いと、今回の議案第１号に関しても全てに賛成ができませんので、それにより反対討論をさせていただきます。

まずは、千里丘西地区市街地再開発についてでございます。

これについては何度も質問をさせていただいておりますが、市の方針として、今まで３０年以上、千里丘西地区市街地再開発準備組合に何千万円もの市税と人をつぎ込み、市と市長の方針もあり、現地の方々の意思優先の手法で進められていきました。

しかしながら３０年以上たち、千里丘西地区市街地再開発準備組合が解散したことをきっかけに、市施行による再開発事業が推し進められることになりました。以前から市施行で再開発の早期決着をという声は強くありながらも、千里丘西地区市街地再開発準備組合優先で話し合いが進み、その間に他市では、再開発の計画が立案、実行、再開発が終わってしまった都市が幾つもあります。

そして、現在、市施行の再開発には何ら具体的な数値が示されていなく、街路事業と再開発事業との比較も示されておりません。その段階で中身もわからず、これ以上市民の貴重な税金に対して不透明な予算案に賛成することは、大阪維新の会としては到底できかねる次第であります。

次に、阪急正雀駅前開発についてです。

こちらについても、本市が何十年も抱える問題であり、市長の掲げる安心・安全のまちづくりのためには避けては通れない問題かと存じます。しかしながら、現在に至るまで具体的な施策の提示もなく、予算に反映されていない状況でございます。

本市が今、大変力を入れている健都イノベーションパークにおける取り組みは、ＪＲ岸辺駅周辺のことを示していますが、ＪＲ岸辺駅と阪急正雀駅は目と鼻の先といっても過言ではない距離にあると思います。

ＪＲ岸辺駅周辺が再開発されれば人が集まります。しかし、自宅や職場などからＪＲが最寄り駅ではない方は、阪急電鉄や地下鉄を利用し、阪急正雀駅で下車、徒歩でＪＲ岸辺駅方面を目指すということは大いに考えられます。このことは、阪急正雀駅周りの商業地やまちの活性化にもつながり、阪急正雀駅周りの方々にとっても摂津市で初めてできた電車の駅であり、かつてのに

ぎわいを取り戻すチャンスでもあります。

そんな中、現在の阪急正雀駅前の現状については、摂津市において有名な危険な場所であり、いつまでたっても開発が進んでいない状況です。

予算書には、阪急正雀駅前地区整備支援事業の名称で６万円のみ予算に計上されていますが、本来の管轄であります駅前等再開発特別委員会所管部分においては、正雀駅前という文字すらありません。このまま何十年先まで問題を先送りにせず、今しっかりと対策を打っていかなければなりません。

次に、２２歳までの大学生等を扶養するひとり親家庭に対する医療費助成についてです。

この制度は、現在問題になっている格差社会を是正するために大変有効な施策だという説明のもと可決されました。しかしながら、現在の国の施策では選挙権が１８歳に引き下げられ、成人の年齢も２０歳から１８歳までの引き下げの検討が本格的に進んできております。

そんな中、本市の施策は時代に逆行していると言わざるを得ず、さらには格差を是正すると言っていますが、本来、１８歳から２２歳という年齢は比較的健康な人たちが多い傾向にあると思いますが、そんな中、医療費がかさみ負担になる、そのために大学に行くことを諦めざるを得ない人たちが一体どのくらいいるのか。また、言い方は少し悪いかもしれませんが、所得が低いが夫婦がそろっているために、このひとり親家庭医療費助成を受けられない方たちを排除してしまっていることに対して、本当に格差の解消になるのか疑問で仕方がありません。例えばですが、本来は夫婦で一緒にいたいが生活に困窮し、児童扶養手当をもらうために仕方がなく離婚するといった例は、テレビや新聞でも多く取り上げられています。

そういった社会情勢の中、この制度は、そういった例を加速させるのではないか、それが本当にこれから本市を支える財産でもある子どもたちのためになるとは到底思えません。今後、この制度、条例を、ひとり親という文言を削除し、所得制限を設け、全ての家庭にという指針であればわからなくもないですが、限定的でなおかつ待機児童問題など、子どもにかかわる予算を割かなければいけない問題があるのにもかかわらず、この条例を踏まえた予算案には賛成いたしかねる所存でございます。

次に、代表質問でも我が会派の渡辺幹事長が質問をさせていただきましたが、鳥飼地域における総合体育館について、改めましてもう一度述べさせていただきます。

市長は去る平成２８年、４期目をかけた選挙戦におきまして、防災設備を備えた総合体育館をつくるとおっしゃっておりました。鳥飼地域は長年災害に悩まされていた地域で、現在も大雨の日は何か起こるかもしれないと不安になり、夜も眠れない方々が多くいらっしゃいます。そうした中、市長が公約として、そうした方々を守るためにも絶対にやるとおっしゃっていたので、希望を胸に市長に信託をした方々がいました。

しかしながら、市長が４期目に就任してから早１年半がたちましたが、今まで、一般会計予算書に記載のあった総合体育館に対する予算が、今年度の一般会計予算書からは消えてしまっております。

市長は、あの公約を掲げたときには、既に３期１２年の任期を終えておりました。大阪府議会議員、摂津市議会議員の時代を

合わせると４７年を超え、政治家としては既にベテランの域に達しておりました。にもかかわらず、摂津市総合体育館建設基本構想を公約に掲げ、結局頓挫したでは、当然市民は納得いたしませんし、何よりも市民が混乱します。その責任は大きいと思います。

さらに市長は、次の５０年に引き継ぐことが大切だともおっしゃっておられました。未来に摂津市を紡いでいくためにも、防災設備を備えた総合体育館は必要だと思うのが自然ではないでしょうか。

次に、人口減少問題についてです。

本市は、現在８万５，０００人都市ではありますが、摂津市が平成２８年に発行した摂津市人口ビジョンによりますと、２０６０年には、最悪の場合５万３，０００人になると予想され、特に鳥飼地域の鳥飼東小学校区、鳥飼小学校区からなる第五中学校区の児童・生徒の減少は、既に現在においても問題となっております。

そして、このことは人口だけに見るのではなく、生産年齢人口の減少によるコミュニティの弱体化や、防犯力、防災力の低下、高齢化による医療費、介護需要の大幅な増加、また医療費、介護費等の社会保障費が増加し、現役世代への負担が増加、労働力不足、技術継承の問題、市の財政への影響による市民サービスの低下、公共施設の維持管理が不可能、人口減少による公共交通機関の縮小や路線の廃止など、さまざまな具体的な問題が起こることがわかっております。こうしたわかり切った未来を避けるためには、摂津市独自の特色や施策により、他市への人口流出を防ぎ、出生率を上げていかなければなりません。

市長は、平成３０年度市政運営の基本方針の中で、この人口減少問題において、一部抜粋ではありますがこう述べられております。

「超高齢時代にあるこの機を、本市の魅力を創出するチャンスと捉え、先に申し上げました多世代同居・近居支援に係る研究をはじめ、健康寿命の延伸などの施策を通じて、小さくともキラリと光るまちの実現に向け、私が先頭に立ち、全身全霊で取り組んでまいります。」とあります。しかしながら、予算書の中にも具体的な解決施策は見受けられません。

さらに、平成３０年度市政運営の基本方針の中で、地下鉄谷町線の延伸についても少し触れられていますが、森山市長は北摂市長会において、地下鉄の延伸について話に出していると言っていますが、淀川右岸三市一町地下鉄延伸連絡協議会は、森山市政の中で解散しています。安威川以南で目に見える施策がないため、盛り込んだようにしか見えないんです。

今年度から、もっと具体的な他市にまさる施策を行い、指針を示していかなければ、迫り来る極端な少子高齢化時代には間に合わないと我々大阪維新の会は思っております。課題を先送りしてきたから、以上のような問題が発生しているのではないでしょうか。以上の、一部内容に対する反対意思を示すためにも、是々非々で今回の議案第１号につきまして、大阪維新の会の反対討論とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　次に、村上議員。

（村上英明議員　登壇）

○村上英明議員　それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案をされました議案第１号から議案第８号につきまして、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

安全・安心のまちづくりについて、まず

申し上げます。

平成３０年度も二つの地区を募集され、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織による防災マップの作成を支援されます。また、本年も昨年に引き続き、防災教育の手引きに基づいて、全小・中学校で実践教育が展開されますし、公明党が以前から主張してきました防災リーダー養成となる防災サポーター制度を、平成３０年度より構築されますことを高く評価をいたします。地域の防災活動の中心的な役割を担う人材を継続的に育成するとともに、その受け皿づくりもあわせてお願いをいたします。

そして、避難所運営マニュアルは、自主防災会関係者で作成することや、男女共同参画の視点を入れるために、女性の役割の強化などの課題に臨み、ハード・ソフト面の両面から災害に強いまち摂津を目指して、今後も取り組んでいただけるよう要望といたします。

本年３月に、国土交通省の「まるごとまちごとハザードマップ」の淀川氾濫時の浸水表示看板が市内９か所に設置されました。これは、平成２４年度に初めて本市で受け入れて以来５年ぶりの新規設置となり、本市の設置要望に応えていただいたものと評価をいたします。今後も増設要望をお願いをいたします。

洪水に強いまちづくりを目指し、三箇牧鳥飼雨水幹線は平成３０年度完成予定、東別府雨水幹線工事は平成３０年度内着手を目指し、３６か月程度の工事が予定されております。こうした取り組みを高く評価をいたします。少しでも早い完成を目指していただくことをお願いをいたします。

（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略の策定を実施されますが、水道管においては耐震化、老朽化対策がまだまだ多く残っており、また、下水施設においては更新時期が重なるという問題がありますが、そうした中でも、安定した経営及び施設管理をお願いし、要望といたします。

公共施設巡回バスの運行本数の増便につきましては、利用者の待ち時間短縮にもなるということも踏まえて、また、民間バスも含めた交通網の充実に今後も取り組んでいただくことを要望といたします。

次に、健康づくり施策についてでございます。

国立健康・栄養研究所が健都イノベーションパークに移転が決定していますが、健康づくりについての本市との連携を模索し、市民の健康が向上する新たな取り組みを見出せるようお願いをいたします。

循環器病予防・制圧モデル事業（ＳＴＯＰ　ＭＩ　キャンペーン）は、ことしで２年目を迎えますが、より多くの市民に周知徹底し、大阪府下で心筋梗塞による死亡率ワーストが返上できるようお願いをいたします。第２期データヘルス計画のもとで、戦略的な成人病予防の対策をとられることも評価をいたします。

大阪府と市町村が共同保険者となる国民健康保険制度がスタートをいたします。国民健康保険料は、市の判断による６年間の激変緩和措置となりますが、国民健康保険料負担が軽減するよう今後も最大限の努力をお願いし、要望といたします。

またその一環で、４０歳以上の国民健康保険加入者に人間ドック受診費用の一部助成をされますが、本市では新たな取り組みとなり歓迎をいたします。

健康づくりの視点から、路上喫煙禁止地区について、将来は全市域での指定を踏まえ、阪急正雀駅周辺及びモノレール摂津駅、モノレール南摂津駅周辺地区指定及び健都

の地区指定を検討されておられることも高く評価をいたします。そして、子どもたちも多く集まる公園やちびっこ広場も禁煙区域に指定するなど、さらなる禁煙指定が進むよう要望といたします。

ロコモ予防体操、認知症予防体操を普及促進されることを評価いたします。さまざまな団体に呼びかけ普及をお願いいたします。また、いきいき体操の会などの体操普及活動のさらなる支援もお願いをいたします。

まちごと元気！ヘルシーポイント事業の実施につきましては、より幅広い世代を対象とし、ＩＣＴを活用した新たな健康づくり支援の取り組みを、秋ごろから実施されることを高く評価をいたします。

まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ事業の取り組みにつきましては、ウオーキングコース１０コース目の設定と、さらなるウオーキングイベントの開催について評価をいたします。

日本一健康寿命の長いまち摂津を目指して、それぞれの施策をもっともっと市民にＰＲいただくようお願いし、要望といたします。

子どもや若者の健やかな成長を支える施策について申し上げます。

平成３０年４月より、所得制限なしで、子ども医療費助成の１８歳までへの対象年齢拡大に加え、ひとり親家庭医療費助成の対象者を２２歳までの大学生等に拡大されることを高く評価をいたしますが、ひとり親家庭だけが貧困ではないことから、低所得家庭の大学生等も対象とする制度を強く要望といたします。

妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行うため、市役所保健福祉課の窓口で、保健師などが母子健康手帳を直接交付し、面談を行い、継続的な相談支援が実施されることを評価をいたします。今後は、産後ケアや産前・産後サポート事業を検討いただき、早期に子育て世代包括支援センターを設立されますようお願いし、要望といたします。

また、増加傾向にある児童虐待に対応するため、家庭児童相談業務の体制を強化することや、子どもの貧困対策に向けた取り組みの強化についても評価をいたします。支援が必要な子どもたちに行政の手が差し伸べられるよう施策の展開をお願いし、要望といたします。

大阪府は、子ども食堂開設についての支援をスタートさせるとともに、家庭の経済力による学力格差の解消のための子ども食堂での学習支援の体制構築を考えているようです。民間に情報を収集していただいて、市内で反映できるようお願いをいたします。

保育所待機児童解消の取り組みについてでありますが、平成３０年度に民間小規模保育園を２園追加募集するなど、さまざまな受け入れ増員の取り組みについて高く評価をいたします。今後も、待機児童解消について最大限努力するとともに、病児・病後児保育の拡充とアレルギー対策の拡充などにつきましてもお願いし、要望とさせていただきます。

学童保育事業についてですが、保育時間の延長と土曜日保育の早期実施を強く要望いたします。

次に、地域包括ケアシステムの構築について申し上げます。

サポート医、保健師、社会福祉士から成る認知症初期集中支援チームの設置や、認知症となっても最後まで暮らせるまちを目指し、認知症地域支援推進員を配置、認知症カフェの開設などの認知症総合支援事業

の実施を高く評価をいたします。

また、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の集う助け合う地域づくりを行う高齢者生活支援協議会や、医療と介護の連携体制の確立と研修会の充実などの取り組みを評価をいたします。今後も、地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていただけるようお願いし、要望といたします。

未来を見据えた魅力あるまちづくりについて申し上げます。

阪急京都線連続立体交差事業は、平成３０年２月に国の認可事業を受け、連続立体交差推進課を新設し、２年間で用地測量を実施し、早ければ平成３１年から用地交渉がスタートする予定です。関係する市民に対しては、相手の立場に立った寄り添うような対応をお願いし、要望といたします。

また、市施行による千里丘西地区市街地再開発事業に着手されます都市計画手続を行い、おおむね１０年で完成予定とされ、区域はこれまでどおり約１．５３ヘクタールを予定し、区域外の道路などの整備もあわせて検討されることを評価いたします。

健都イノベーションパークの集積に当たっては、健康と医療をキーワードとした先進的な研究を行う企業などの募集・選定をスムーズに行い、市内全域にイノベーションが広がるような取り組みに発展できるようお願いし、要望といたします。

長期的な財政支出が続くため、財政運営に細心の注意を払い、実施をお願いいたします。この事業は、未来を見据えた魅力あるまちづくりに必要な事業として、高く評価をいたします。

次に、生涯学習スポーツ推進について申し上げます。

まず、就学援助費の給付につきましては、昨年３月、衆議院の文部科学委員会におきまして、公明党は就学援助の補助金交付要綱を入学前支給に変更するよう主張し、改正されていましたが、本市の速やかな実施につきましても高く評価をいたします。

７年計画で小・中学校のトイレの全面改修が実施されることや、５年計画で理科室、家庭科室、技術室、美術室などの特別教室にエアコンが設置されることにつきまして高く評価をいたします。

小学６年生と中学３年生を対象とした摂津ＳＵＮＳＵＮ塾を、市内３か所から５か所に拡充されることもあわせて評価をいたします。

小・中学校に外国人英語指導助手の派遣期間を２学期、３学期から通年に拡充することや、スクールソーシャルワーカーを１名増員し、４名体制で児童・生徒を支援すること、また、各中学校にタブレット型パソコンを４５台配置されることにつきまして高く評価をいたします。

こうしたことを通じまして、摂津市の児童・生徒の教育環境の向上と学力の向上につながっていくようお願いし、要望といたします。

第２期文化振興計画のもと、市民文化振興の推進強化や、味生公民館、新鳥飼公民館、鳥飼東公民館、各公民館のバリアフリー化に向けた設計の検討、そして、旧味舌スポーツセンターの建て替えのための設計の検討や、青少年運動広場の各種整備に向けた実施設計をされることを評価をいたします。

次に、茨木市とのごみ処理協定につきましては、茨木市が焼却炉の延命化に方針転換したことに対しまして、本市との広域化を目指すべく協議が進められますが、合意が得られるように慎重かつ粘り強く取り組んでいただくことを要望といたします。

ＳＤＧｓの取り組みの一つであります食品ロス削減の取り組みを強化されることや、セッピィスクラッチカード発行事業の３年目の取り組みについて評価をいたします。

地方公会計制度の導入につきまして、財政の見える化がいよいよスタートいたします。平成２９年度決算から決算審議に間に合わせて財務諸表の作成となりますが、平成３１年度予算に反映できる対応をお願いし、要望といたします。

また、ファシリティマネジメントによる一元的な固定資産管理で経費削減に取り組まれますが、大胆かつ先見性を持って取り組まれますようお願いをいたします。

次に、水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、計画的な運営をされていることを評価をいたします。これからも先見性を持った運営をお願いし、賛成理由といたします。

最後に、森山市長におかれましては、平成３０年度が森山市政１４年目となり、この間、難問の山積する市政の運営と改革に市長として全力で取り組んでこられました。これからも未来を見据えた魅力あるまちづくりを目指し、住んでよかったと誇りを持てるまち摂津の構築にご尽力いただきますようお願いを申し上げ、公明党議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　以上で討論を終わります。

議案第１号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第７号、議案第８号、議案第２１号、議案第２８号及び議案第２９号を一括採決します。

本８件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長　起立者多数です。

よって、本８件は可決されました。

議案第５号、議案第６号、議案第９号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１７号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号、議案第２２号、議案第２３号、議案第２４号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第３０号、議案第３１号、議案第３２号、議案第３３号、議案第３４号及び議案第３５号を一括採決します。

本２２件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、本２２件は可決されました。

日程３、議案第３６号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　議案第３６号、平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきましてご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、一般被保険者に係る保険給付費につきまして、高額な医療費が重なり発生したことなどにより、３月分の療養給付費及び高額療養費の支払いに不足が生じたため、追加で補正をお願いいたすものでございます。

それでは、予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，０００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２１億１，１５７万７，０００円といたすものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず歳入でございますが、款１０繰越金、項１繰越金８，０００万円の増額は、今回の補正財源として計上いたすものでございます。

続きまして歳出でございますが、款２保険給付費、項１療養諸費６，０００万円の増額及び項２高額療養費２，０００万円の増額は、一般被保険者に係る給付費の不足額を補うため、増額するものでございます。

以上、平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきましての提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長　説明が終わり、質疑に入ります。

増永議員。

○増永和起議員　今回の補正の財源ですけれども、平成２８年度に黒字が出た分を充てるということだと思います。それでは、平成２８年度の黒字分の残りは幾らになるのかお願いいたします。

○藤浦雅彦議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　平成２８年度決算収支３億６，０９７万５，８４６円のうち、今回も合わせて、補正財源といたしまして１億１，９９４万９，０００円を計上いたしておりますので、残額といたしましては２億４，１０２万円となるところでございます。

○藤浦雅彦議長　増永議員。

○増永和起議員　２億４，０００万円もの黒字分がまだ残っているということですので、これをしっかり市民の保険料引き下げに使っていただいて、６月に補正を組んでいただくことを要望いたします。

以上です。

○藤浦雅彦議長　ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第３６号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程４、議会議案第１号など５件を議題とします。

お諮りします。

本５件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本５件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

（増永和起　登壇）

○増永和起議員　議会議案第４号、所有者不明の土地利用を求める意見書に対して、日本共産党を代表して反対討論を行います。

所有者不明の土地は、現在大きな社会問題となり、法改正を行うことも含め、必要な措置をとっていくことが求められます。

しかし、現在、国土交通省により新たに提案されようとしている所有者不明土地の活用の仕組みには問題があります。土地収用法手続を簡素化して、所有者が発言する機会などがある収用委員会の審理を省き、都道府県知事の裁定で権利取得ができるようにする。土地収用をしない場合も利用権を設定でき、民間事業者も利用できるようにするなど、憲法に保障された財産権の侵害のおそれもはらんだものだと法曹界では懸念する声が上がっています。さらに、現在進められているリニア中央新幹線など、大型公共事業のための条件整備との指摘もあります。

よって、本意見書の項目１、所有者不明の土地の発生予防、２、土地所有のあり方の見直し、３、所有者の合理的な探索については理解できますが、４、所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化、５、所有者不明土地の公共的事業の利用促進に関しては反対をするものです。

慎重な審議が必要だということを申し上げて、反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　以上で討論を終わります。

議会議案第１号、議会議案第２号、議会議案第３号及び議会議案第５号を一括採決します。

本４件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、本４件は可決されました。

議会議案第４号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程５、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、平成３１年３月３１日まで閉会中も調査したいとの申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

これで、平成３０年第１回摂津市議会定例会を閉会します。

（午前１１時５８分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　藤　浦　雅　彦

摂津市議会議員　　水　谷　　毅

摂津市議会議員　　南　野　直　司

☆　　添　　付　　資　　料

平成３０年第１回定例会審議日程

月　日	曜	会　議　名	内　　容	開 議 時 刻
2 ／ 20	火	本会議（第１日）	平成３０年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決	10:00
			（議会議案届出締切　17:15）	
21	水			
22	木			
23	金		（代表質問届出締切　12:00）	
24	(土)			
25	(日)			
26	月			
27	火			
28	水			
3 ／ 1	木			
2	金			
3	(土)			
4	(日)			
5	月			
6	火		議会運営委員会（第一委員会室）	本会議開会前
		本会議（第２日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
7	水	本会議（第３日）	代表質問	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議休憩中
8	木			
9	金		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
10	(土)			
11	(日)			
12	月		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			文教上下水道常任委員会　２日目（第二委員会室）	10:00
13	火		文教上下水道常任委員会　３日目（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会　２日目（301会議室）	10:00
14	水		民生常任委員会　３日目（301会議室）	13:00
15	木		総務建設常任委員会　２日目（301会議室）	10:00
16	金		（一般質問届出締切　12:00）	10:00
			総務建設常任委員会　３日目（301会議室）	13:00
17	(土)			
18	(日)			
19	月			
20	火		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
21	(水)			
22	木			
23	金			
24	(土)			
25	(日)			
26	月			
27	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
28	水			
29	木	本会議（第４日）	一般質問・委員長報告・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議　　案　　付　　託　　表

平成３０年第１回定例会

〈総務建設常任委員会〉

議案 第　1　号　平成３０年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　5　号　平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案 第　9　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分
議案 第 19　号　摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 20　号　摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第３条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
議案 第 21　号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 22　号　一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 23　号　摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案 第 24　号　摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第２条第７号（介護保険に関する事務）以外に関する部分）
議案 第 31　号　摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 32　号　摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 33　号　摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 34　号　摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 35　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）所管分

〈文教上下水道常任委員会〉

議案 第　1　号　平成３０年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　2　号　平成３０年度摂津市水道事業会計予算
議案 第　3　号　平成３０年度摂津市下水道事業会計予算
議案 第　9　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分
議案 第 10　号　平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）
議案 第 11　号　平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）
議案 第 20　号　摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第３条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案 第 25　号　摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 26　号　摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 35　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）所管分

〈民生常任委員会〉

議案 第　1　号　平成３０年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　4　号　平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案 第　6　号　平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案 第　7　号　平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算
議案 第　8　号　平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案 第　9　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分
議案 第　12　号　平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案 第　17　号　摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
議案 第　18　号　摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　24　号　摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第２条第７号（介護保険に関する事務）に関する部分）
議案 第　27　号　摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　28　号　摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　29　号　摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　30　号　摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

議案 第　1　号　平成３０年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　9　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案 第　1　号　平成３０年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　9　号　平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）所管分

平成３０年　第１回定例会　代表質問要旨

質問順位

１番　大阪維新の会　渡辺慎吾議員
２番　民主市民連合　三好義治議員
３番　自民党・市民の会　松本暁彦議員
４番　日本共産党　野口博議員
５番　公明党　水谷毅議員

１番　渡辺慎吾議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて
（１）「つながりのまち摂津」連絡会議の内容について
（２）地域コミュニティ活動推進運動について
（３）集会所の管理について
２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
（１）千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散について
（２）阪急正雀駅前の整備について
（３）経年劣化が進む公共施設について
（４）空家等対策計画について
（５）安威川以南の防災対策について
３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
（１）空き缶等の回収について
（２）ごみ処理の広域連携についての茨木市との協議について
４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（１）認知症初期集中支援チームについて
（２）家庭児童相談業務の組織体制について
（３）心筋梗塞の未然防止体制について
（４）難病患者に対しての社会活動支援について
５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（１）旧味舌小学校跡地での体育施設建設について
（２）総合体育館構想について
６　活力ある産業のまちづくりについて
（１）商店街の空き店舗について
（２）健都イノベーションパークについて
７　計画を実現する行政経営について
（１）人材育成について
（２）市役所西別館解体後の跡地利用について

２番　三好義治議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて
　（１）地域コミュニティ活動の推進について
２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
　（１）千里丘西地区市街地再開発について
　（２）阪急正雀駅前の整備について
　（３）（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略について
　（４）防災・災害対策について
３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
　（１）摂津市環境の保全及び創造に関する条例について
　（２）環境への負荷が少ないまちについて
４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
　（１）地域福祉活動について
　（２）障害者施策について
　（３）子育て支援施策について
５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
　（１）小中学校の学力向上施策について
　（２）スポーツ環境の充実について
　（３）生涯学習の推進について
６　活力ある産業のまちづくりについて
　（１）中小企業支援施策について
　（２）健都イノベーションパークについて
７　計画を実現する行政経営について
　（１）少子高齢化対策について
　（２）行財政改革について

３番　松本暁彦議員

１　森山市政１３年間の総括と今後の展望について
２　市民が元気に活動するまちづくりについて
　（１）地域コミュニティの活性化について
　（２）広報広聴について
３　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
　（１）千里丘駅西地区の再開発について
　（２）阪急京都線連続立体交差事業の推進について
　（３）（仮称）上下水道ビジョン及び経営戦略について
　（４）「空家等対策計画」と「住宅マスタープラン」について
　（５）防災施策について
　（６）消防施策について

4　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
（1）ごみ処理の広域連携について
（2）美化推進ボランティア登録制度について
5　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（1）多世代での同居・近居等の支援について
（2）地域における多世代交流について
（3）健康寿命の延伸について
（4）少子高齢化対策について
6　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（1）児童・生徒の学力向上について
（2）学校運営の効率化に向けた取り組みについて
（3）スポーツ環境の充実について
7　活力ある産業のまちづくりについて
（1）産業活性化について
（2）健都イノベーションパークについて
（3）農業振興施策について
8　計画を実現する行政経営について
（1）行政改革について
（2）公共施設等総合管理計画の推進について
9　鳥飼地域の活性化について

４番　野口博議員

1　本市の「市民の暮らしと権利を守る」という自治体としての立ち位置について
（1）２０１８年度政府予算案と安倍政権５年間に対する市長の認識について
（2）核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動について
（3）森山市政１４年目を迎えるにあたっての評価と今後について
（4）大阪府下トップクラスの財政力と市民生活について
（5）子どもの貧困対策について
（6）国や府の様々な方針に対する本市の対応について
2　暮らしと営業を守ることについて
（1）生活保護のさらなる削減等に対する対応について
（2）国民健康保険の府内統一化による保険料引き上げと減免制度などの市独自制度の後退について
（3）第７期介護保険制度及び高齢者・障害者施策について
（4）中小企業の多いまちとして、今後の支援策について

3　子育て・教育の充実を図ることについて
（1）待機児童ゼロに向けた取り組みについて
（2）保育所民営化と学童保育の民間委託計画を中止し、公的責任を果たすことについて
（3）小中学校全学年での３５人学級実現について
（4）豊かな学校給食に向けての取り組みについて
4　安全なまちづくり等について
（1）防災・災害対策の方向性について
（2）公共施設等総合管理計画について
（3）公共施設巡回バスの増便と今後の市民の利便性確保について
（4）阪急京都線連続立体交差事業とＪＲ千里丘駅西口整備について

５番　水谷毅議員

1　持続可能な行政運営と財政見通しについて
2　市民が元気に活動するまちづくりについて
（1）「つながりのまち摂津」における地域コミュニティ活動の推進について
3　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
（1）千里丘駅西地区の再開発について
（2）阪急京都線連続立体交差事業について
（3）「空家等対策計画」策定と「住宅マスタープラン」改定について
（4）防災・災害対策の強化について
4　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
（1）ごみ処理の広域連携について
5　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（1）恒久平和施策について
（2）認知症対策について
（3）障がい者支援施策について
（4）待機児童解消と学童保育の充実について
（5）大学生等を扶養するひとり親家庭を対象とした医療費助成制度について
（6）健康寿命の延伸について
6　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（1）学力向上への取り組みについて
（2）教育環境の整備と今後の展望について
（3）文化振興施策の推進について
（4）公民館のバリアフリー化に向けた取り組みについて

7　活力のある産業のまちづくりについて
（1）「ものづくりのまち摂津」摂津優品（せっつすぐれもん）認定事業について
（2）商業活性化の推進について
（3）健都イノベーションパーク企業立地推進事業について
8　計画を実現する行政経営について
（1）総合計画実現の為の効果検証に重点を置いた仕組みづくりについて
（2）行政運営の一層の効率化や民間活力の導入について
（3）公共施設等総合管理計画と公会計制度の推進について
9　人間基礎教育の実践と「食品ロス」へのさらなる取り組みについて
10　就学援助費の給付について
11　子どもを産み育てやすい環境づくりについて

平成３０年　第１回定例会　一般質問要旨

質問順位

１番　中川嘉彦議員

【注】質問は一問一答方式（１回目は一括質問一括答弁方式で２回目から一問一答方式）で行われます。

1番　中川嘉彦議員

１　鳥飼小学校・鳥飼東小学校・第五中学校の小規模校化への対応について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

（平成３０年第１回定例会）

常任委員会名	調　査　事　件	調　査　期　限
総務建設	１．行財政運営 ２．防災行政 ３．人権行政 ４．消防行政 ５．都市計画行政 ６．土木行政	平成３１年３月３１日まで
文教上下水道	１．学校教育行政 ２．生涯学習行政 ３．児童福祉行政 ４．上下水道行政	同　上
民　生	１．老人福祉行政 ２．障害者福祉行政 ３．保健医療行政 ４．環境衛生行政 ５．商工行政 ６．農業行政 ７．文化スポーツ行政	同　上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案　第１号	平成３０年度摂津市一般会計予算	３月２９日	可決
議案　第２号	平成３０年度摂津市水道事業会計予算	３月２９日	可決
議案　第３号	平成３０年度摂津市下水道事業会計予算	３月２９日	可決
議案　第４号	平成３０年度摂津市国民健康保険特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第５号	平成３０年度摂津市財産区財産特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第６号	平成３０年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第７号	平成３０年度摂津市介護保険特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第８号	平成３０年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第９号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第７号）	３月２９日	可決
議案　第10号	平成２９年度摂津市水道事業会計補正予算（第４号）	３月２９日	可決
議案　第11号	平成２９年度摂津市下水道事業会計補正予算（第３号）	３月２９日	可決
議案　第12号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	３月２９日	可決
議案　第13号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	２月２０日	同意
議案　第14号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	２月２０日	同意
議案　第15号	市道路線認定の件	２月２０日	可決
議案　第16号	損害賠償の額を定める件	２月２０日	可決
議案　第17号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第18号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第19号	摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第20号	摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第21号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第22号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第23号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第24号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第25号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第26号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決

議案　第27号	摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第28号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第29号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第30号	摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第31号	摂津市ラブホテル建築規制条例及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第32号	摂津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第33号	摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第34号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第35号	平成２９年度摂津市一般会計補正予算（第８号）	３月２９日	可決
議案　第36号	平成２９年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	３月２９日	可決
議会議案 第 1 号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 2 号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 3 号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 4 号	所有者不明の土地利用を求める意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 5 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の件	３月２９日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	３月２９日	閉会中の継続調査